

玄海町地域防災計画

令和6年5月 修正版

玄海町防災会議

玄海町地域防災計画 目次

第1編 総則.....	1
第1章 総則.....	1
第1.1節 計画の目的.....	1
第1.2節 計画の構成.....	1
第1.3節 計画の修正.....	1
第2章 防災の基本理念及び施策の概要.....	2
第2.1節 防災の基本理念.....	2
第2.1.1項 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」	2
第2.1.2項 災害応急段階における基本理念「迅速かつ円滑な災害応急対策」	2
第2.1.3項 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」	2
第2.2節 防災施策の基本方針.....	2
第2.2.1項 災害予防段階における防災施策	2
第2.2.2項 災害応急段階における防災施策	3
第2.2.3項 災害復旧・復興段階における防災施策	3
第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応.....	4
第4章 玄海町の特性.....	5
第4.1節 自然的条件.....	5
第4.1.1項 位置	5
第4.1.2項 面積	5
第4.1.3項 地勢（地質）	5
第4.1.4項 海岸	5
第4.1.5項 河川	5
第4.1.6項 気温及び年間降水量	5
第4.2節 社会的条件.....	5
第4.2.1項 人口・世帯数	5
第4.2.2項 産業別就業者数	5
第4.2.3項 土地利用	5
第4.3節 本町における災害の特徴.....	5
第4.3.1項 風水害の状況	5
第4.3.2項 地震・津波の状況	6
第4.4節 被害想定.....	6
第4.4.1項 洪水による浸水害の想定	6
第4.4.2項 土砂災害の想定	7
第4.4.3項 高潮による浸水害の想定	7
第4.4.4項 地震による被害想定	7
第4.4.5項 津波による浸水害の想定	7
第5章 計画の効果的推進等.....	9
第5.1節 計画の効果的推進.....	9
第5.1.1項 計画の作成	9
第5.1.2項 計画の推進	9
第5.2節 国土強靱化の基本目標を踏まえた計画の作成等.....	9
第5.3節 他の計画等との関係.....	9
第5.3.1項 個別法に基づく本計画への記載事項	9
第5.3.2項 各防災計画	10
第5.3.3項 玄海町総合計画	11
第5.3.4項 玄海町業務継続計画（BCP）	11
第5.3.5項 玄海町男女共同参画計画	11

第 5.3.6 項 町役場の各組織、施設等毎の計画等	11
第 5.3.7 項 地区防災計画	11
第 6 章 防災体制	13
第 6.1 節 関係機関等の防災業務の大綱の策定と責任の明確化	13
第 6.1.1 項 実施責任	13
第 6.1.2 項 処理すべき事務又は業務の大綱	13
第 6.2 節 広域的な防災体制	14
第 6.2.1 項 市町間及び県下の応援体制	14
第 6.2.2 項 緊急消防援助隊の応援及び広域航空消防応援の要請	14
第 6.2.3 項 広域防災応援及びその受入れ体制の整備	14
第 6.2.4 項 関係機関との連携協力	14
第 6.3 節 自主防災体制	14
第 6.4 節 男女共同参画及び多様な主体の視点を取り入れた防災体制	14
第 7 章 調査研究	16
第 7.1 節 調査研究体制の整備	16
第 7.2 節 資料の収集及び分析	16
第 7.3 節 調査研究事項	16

第2編 各災害に共通する対策編	17
第1章 災害予防	17
第1.1節 災害に強いまちづくり	17
第1.1.1項 災害に強いまちの形成	17
第1.1.2項 建築物の安全化	21
第1.1.3項 ライフライン施設等の機能の確保	21
第1.1.4項 災害応急対策等への備え	23
第1.2節 住民等の防災活動の促進	23
第1.2.1項 防災思想の普及、徹底	23
第1.2.2項 防災知識の普及、訓練	24
第1.2.3項 町民の防災活動の環境整備	26
第1.2.4項 災害教訓の伝承	28
第1.3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	28
第1.3.1項 平常時における備え	28
第1.3.2項 災害発生直前対策	29
第1.3.3項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備	30
第1.3.4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動	35
第1.3.5項 複合災害対策	35
第1.3.6項 救助・救急、医療及び消火活動	36
第1.3.7項 緊急輸送活動	37
第1.3.8項 避難の受入れ及び情報提供活動	38
第1.3.9項 物資の調達、供給活動	47
第1.3.10項 防災訓練	48
第1.3.11項 災害復旧・復興への備え	49
第2章 災害応急対策	53
第2.1節 災害発生直前の対策	53
第2.1.1項 警報等の伝達等	53
第2.1.2項 住民等の避難誘導	53
第2.1.3項 災害未然防止活動	53
第2.2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	53
第2.2.1項 災害情報の収集・連絡、報告	54
第2.2.2項 通信手段の確保	58
第2.2.3項 町の活動体制	59
第2.2.4項 広域的な応援体制	60
第2.2.5項 自衛隊の災害派遣要請	62
第2.2.6項 災害救助法の適用	63
第2.3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動	64
第2.3.1項 災害の拡大防止と二次災害の防止活動	64
第2.3.2項 施設・設備等の応急復旧活動	65
第2.4節 救助・救急、医療及び消火活動	67
第2.4.1項 救助・救急活動	67
第2.4.2項 医療活動	68
第2.4.3項 消火活動	70
第2.4.4項 惨事ストレス対策	70
第2.5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	70
第2.5.1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	71
第2.5.2項 交通の確保	71
第2.5.3項 緊急輸送	71
第2.5.4項 緊急輸送のための燃料の確保	73

第 2.6 節 避難の受入れ及び情報提供活動	73
第 2.6.1 項 避難の受入れにおける基本的な考え	73
第 2.6.2 項 避難誘導の実施	73
第 2.6.3 項 指定緊急避難場所	73
第 2.6.4 項 指定避難所等	73
第 2.6.5 項 応急仮設住宅等	75
第 2.6.6 項 広域避難	75
第 2.6.7 項 広域一時滞在	75
第 2.6.8 項 要配慮者への配慮	75
第 2.6.9 項 被災者等への的確な情報伝達活動	76
第 2.7 節 物資の調達、供給活動	76
第 2.7.1 項 物資の調達、供給活動の基本方針	76
第 2.7.2 項 食料等（ボトル飲料を含む）の供給	77
第 2.7.3 項 飲料水の供給	78
第 2.7.4 項 生活必需品の供給	78
第 2.7.5 項 物資の配送	79
第 2.8 節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動	80
第 2.8.1 項 保健衛生	80
第 2.8.2 項 動物の管理等	80
第 2.8.3 項 防疫活動	81
第 2.8.4 項 し尿の処理	82
第 2.8.5 項 遺体対策	82
第 2.9 節 社会秩序の維持に関する活動	83
第 2.10 節 応急の教育に関する活動	83
第 2.10.1 項 生徒等の安全確保措置	83
第 2.10.2 項 学校施設の応急復旧	83
第 2.10.3 項 応急教育の実施	84
第 2.11 節 自発的支援の受入れ	85
第 2.11.1 項 ボランティアの受入れ	85
第 2.11.2 項 義援物資、義援金の受入れ	86
第 3 章 災害復旧・復興	88
第 3.1 節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	88
第 3.2 節 迅速な原状復旧の進め方	88
第 3.2.1 項 被災施設の復旧等	88
第 3.2.2 項 災害廃棄物の処理	91
第 3.3 節 計画的復興の進め方	92
第 3.3.1 項 復興計画の作成	92
第 3.3.2 項 防災まちづくり	92
第 3.3.3 項 文化財対策	93
第 3.4 節 被災者等の生活再建等の支援	93
第 3.4.1 項 被災者相談	93
第 3.4.2 項 罹災証明書の交付	93
第 3.4.3 項 被災者台帳の整備及び情報提供	95
第 3.4.4 項 被災者支援に関する各種制度	95
第 3.5 節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	97

第3編 風水害対策編	99
第1章 災害予防	99
第1.1節 風水害に強いまちづくり	99
第1.1.1項 風水害に強いまちの形成	99
第1.1.2項 風水害に対する建築物等の安全性の確保	100
第1.1.3項 ライフライン施設等の機能の確保	100
第1.1.4項 災害応急対策等への備え	100
第1.2節 住民等の防災活動の促進	100
第1.2.1項 防災思想の普及、徹底	100
第1.2.2項 防災知識の普及、訓練	100
第1.2.3項 町民の防災活動の環境整備	101
第1.2.4項 災害教訓の伝承	102
第1.3節 風水害及び風水害対策に関する観測等の推進	102
第1.4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	102
第1.4.1項 災害発生直前対策	102
第1.4.2項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備	106
第1.4.3項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動	106
第1.4.4項 複合災害対策	107
第1.4.5項 救急・救助及び医療活動	107
第1.4.6項 緊急輸送活動	107
第1.4.7項 避難の受入及び情報提供活動	107
第1.4.8項 物資の調達、供給活動	107
第1.4.9項 防災関連機関等の防災訓練の実施	107
第1.4.10項 災害復旧・復興への備え	108
第2章 災害応急対策	109
第2.1節 災害発生直前の対策	109
第2.1.1項 風水害に関する警報等の伝達	109
第2.1.2項 住民等の避難誘導	110
第2.1.3項 災害未然防止活動	111
第2.2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	111
第2.2.1項 災害情報の収集・連絡	111
第2.2.2項 通信手段の確保	111
第2.2.3項 町の活動体制	111
第2.2.4項 広域的な応援体制	111
第2.2.5項 自衛隊の災害派遣要請	111
第2.3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動	111
第2.3.1項 災害の拡大防止と二次災害の防止活動	111
第2.3.2項 施設・設備等の応急復旧活動	111
第2.4節 救助・救急及び医療活動	112
第2.4.1項 救助・救急活動	112
第2.4.2項 医療活動	112
第2.4.3項 惨事ストレス対策	112
第2.5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	112
第2.5.1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	112
第2.5.2項 交通の確保	112
第2.5.3項 緊急輸送	112
第2.5.4項 緊急輸送のための燃料の確保	112
第2.6節 避難の受入れ及び情報提供活動	112
第2.6.1項 避難誘導の実施	112

第 2.6.2 項	指定緊急避難場所	113
第 2.6.3 項	指定避難所	113
第 2.6.4 項	応急仮設住宅等	113
第 2.6.5 項	広域避難	113
第 2.6.6 項	広域一時滞在	113
第 2.6.7 項	要配慮者への配慮	113
第 2.6.8 項	被災者等への的確な情報伝達活動	113
第 2.7 節	物資の調達、供給活動	113
第 2.7.1 項	物資の調達、供給活動の基本方針	113
第 2.7.2 項	食料等（ボトル飲料を含む）の供給計画	113
第 2.7.3 項	飲料水の供給	113
第 2.7.4 項	生活必需品の供給	113
第 2.7.5 項	物資の配送	114
第 2.8 節	保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動	114
第 2.8.1 項	保健衛生	114
第 2.8.2 項	動物の管理等	114
第 2.8.3 項	防疫活動	114
第 2.8.4 項	し尿の処理	114
第 2.8.5 項	遺体対策	114
第 2.9 節	社会秩序の維持に関する活動	114
第 2.10 節	応急の教育に関する活動	114
第 2.11 節	自発的支援の受入れ	114
第 2.11.1 項	ボランティアの受入れ	114
第 2.11.2 項	義援物資、義援金の受入れ	114
第 3 章	災害復旧・復興	115
第 3.1 節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	115
第 3.2 節	迅速な原状復旧の進め方	115
第 3.2.1 項	被災施設の復旧等	115
第 3.2.2 項	災害廃棄物の処理	115
第 3.3 節	計画的復興の進め方	115
第 3.3.1 項	復興計画の作成	115
第 3.3.2 項	防災まちづくり	115
第 3.4 節	被災者等の生活再建等への支援	115
第 3.5 節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援	115

第4編 地震災害対策編	117
第1章 災害予防	117
第1.1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	117
第1.2節 地震に強いまちづくり	117
第1.2.1項 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方	117
第1.2.2項 地震に強いまちづくり	117
第1.3節 住民等の防災活動の促進	119
第1.3.1項 防災思想の普及、徹底	119
第1.3.2項 防災知識の普及、訓練	119
第1.3.3項 町民の防災活動の環境整備	119
第1.3.4項 災害教訓の伝承	119
第1.4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	119
第1.4.1項 災害発生直前対策	119
第1.4.2項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備	120
第1.4.3項 救急・救助、医療及び消火活動	120
第1.4.4項 緊急輸送活動	120
第1.4.5項 避難の受入れ及び情報提供活動	120
第1.4.6項 物資の調達、供給活動	121
第1.4.7項 応急復旧及び二次災害の防止活動	121
第1.4.8項 複合災害対策	121
第1.4.9項 防災訓練の実施	121
第1.4.10項 災害復旧・復興への備え	121
第2章 災害応急対策	122
第2.1節 災害発生直前の対策	122
第2.1.1項 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、内容等	122
第2.1.2項 町による措置事項	122
第2.2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	123
第2.2.1項 災害情報の収集・連絡	123
第2.2.2項 通信手段の確保	123
第2.2.3項 町の活動体制	123
第2.2.4項 広域的な応援体制	123
第2.2.5項 自衛隊の災害派遣要請	123
第2.3節 救助・救急、医療及び消火活動	123
第2.3.1項 救助・救急活動	123
第2.3.2項 医療活動	123
第2.3.3項 消火活動	123
第2.3.4項 惨事ストレス対策	124
第2.4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	124
第2.4.1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	124
第2.4.2項 交通の確保	124
第2.4.3項 緊急輸送	124
第2.4.4項 緊急輸送のための燃料の確保	124
第2.5節 避難の受入れ及び情報提供活動	124
第2.5.1項 避難誘導の実施	124
第2.5.2項 指定緊急避難場所	124
第2.5.3項 指定避難所	124
第2.5.4項 応急仮設住宅等	124
第2.5.5項 広域避難	124
第2.5.6項 広域一時滞在	124

第 2.5.7 項 要配慮者への配慮	124
第 2.5.8 項 被災者等への的確な情報伝達活動	125
第 2.6 節 物資の調達、供給活動	125
第 2.6.1 項 物資の調達、供給活動の基本方針	125
第 2.6.2 項 食料等（ボトル飲料を含む）の供給計画	125
第 2.6.3 項 飲料水の供給	125
第 2.6.4 項 生活必需品の供給	125
第 2.6.5 項 物資の配送	125
第 2.7 節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動	125
第 2.7.1 項 保健衛生	125
第 2.7.2 項 動物の管理等	125
第 2.7.3 項 防疫活動	126
第 2.7.4 項 し尿の処理	126
第 2.7.5 項 遺体対策	126
第 2.8 節 社会秩序の維持に関する活動	126
第 2.9 節 応急の教育に関する活動	126
第 2.10 節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動	126
第 2.10.1 項 施設・設備等の応急復旧活動	126
第 2.10.2 項 二次災害の防止活動	126
第 2.11 節 自発的支援の受入れ	127
第 2.11.1 項 ボランティアの受入れ	127
第 2.11.2 項 義援物資、義援金の受入れ	127
第 3 章 災害復旧・復興	128
第 3.1 節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	128
第 3.2 節 迅速な原状復旧の進め方	128
第 3.2.1 項 被災施設の復旧等	128
第 3.2.2 項 災害廃棄物の処理	128
第 3.3 節 計画的復興の進め方	128
第 3.3.1 項 復興計画の作成	128
第 3.3.2 項 防災まちづくり	128
第 3.4 節 被災者等の生活再建等への支援	128
第 3.5 節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	128

第5編 津波災害対策編	129
第1章 災害予防	129
第1.1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	129
第1.2節 津波に強いまちづくり	129
第1.2.1項 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方	129
第1.2.2項 津波に強いまちの形成	129
第1.2.3項 避難関連施設の整備	130
第1.2.4項 建築物の安全化	130
第1.2.5項 ライフライン施設等の機能の確保	130
第1.2.6項 災害応急対策等への備え	130
第1.3節 住民等の防災活動の促進	131
第1.3.1項 防災思想の普及、徹底	131
第1.3.2項 防災知識の普及、訓練	131
第1.3.3項 町民の防災活動の環境整備	132
第1.3.4項 災害教訓の伝承	132
第1.4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	132
第1.4.1項 災害発生直前対策	132
第1.4.2項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備	133
第1.4.3項 救急・救助、医療及び消火活動	133
第1.4.4項 緊急輸送活動	134
第1.4.5項 避難の受入れ及び情報提供活動	134
第1.4.6項 物資の調達、供給活動	134
第1.4.7項 応急復旧及び二次災害の防止活動	134
第1.4.8項 複合災害対策	134
第1.4.9項 防災訓練の実施	134
第1.4.10項 災害復旧・復興への備え	134
第2章 災害応急対策	135
第2.1節 災害発生直前の対策	135
第2.1.1項 津波警報等の伝達	135
第2.1.2項 住民等の避難誘導	136
第2.2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	136
第2.2.1項 災害情報の収集・連絡	136
第2.2.2項 通信手段の確保	136
第2.2.3項 町の活動体制	136
第2.2.4項 広域的な応援体制	136
第2.2.5項 自衛隊の災害派遣要請	137
第2.3節 救助・救急、医療及び消火活動	137
第2.3.1項 救助・救急活動	137
第2.3.2項 医療活動	137
第2.3.3項 消火活動	137
第2.3.4項 惨事ストレス対策	137
第2.4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	137
第2.4.1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	137
第2.4.2項 交通の確保	137
第2.4.3項 緊急輸送	137
第2.4.4項 緊急輸送のための燃料の確保	137
第2.5節 避難の受入れ及び情報提供活動	137
第2.5.1項 指定緊急避難場所	137
第2.5.2項 指定避難所	138

第 2.5.3 項	応急仮設住宅等	138
第 2.5.4 項	広域避難	138
第 2.5.5 項	広域一時滞在	138
第 2.5.6 項	要配慮者への配慮	138
第 2.5.7 項	被災者等への的確な情報伝達活動	138
第 2.6 節	物資の調達、供給活動	138
第 2.7 節	保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動	138
第 2.7.1 項	保健衛生	138
第 2.7.2 項	防疫活動	138
第 2.7.3 項	遺体対策	138
第 2.8 節	社会秩序の維持に関する活動	138
第 2.9 節	応急の教育に関する活動	138
第 2.10 節	応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動	138
第 2.10.1 項	施設・設備等の応急復旧活動	138
第 2.10.2 項	二次災害の防止活動	138
第 2.11 節	自発的支援の受入れ	139
第 2.11.1 項	ボランティアの受入れ	139
第 2.11.2 項	義援物資、義援金の受入れ	139
第 3 章	災害復旧・復興	140
第 3.1 節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	140
第 3.2 節	迅速な原状復旧の進め方	140
第 3.2.1 項	被災施設の復旧等	140
第 3.2.2 項	災害廃棄物の処理	140
第 3.3 節	計画的復興の進め方	140
第 3.3.1 項	復興計画の作成	140
第 3.3.2 項	防災まちづくり	140
第 3.4 節	被災者等の生活再建等への支援	140
第 3.5 節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援	140

第6編 原子力災害対策編	141
第1章 総則	141
第1.1節 計画の目的	141
第1.2節 計画の性格	141
第1.2.1項 玄海町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	141
第1.2.2項 本計画における他の災害対策との関係	141
第1.2.3項 県地域防災計画との関係	141
第1.2.4項 原子力事業者防災業務計画との関係	141
第1.2.5項 計画の修正	141
第1.3節 計画の周知徹底	141
第1.4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び防護措置の概要	141
第1.4.1項 P A Zにおける防護措置の概要	142
第1.4.2項 U P Zにおける防護措置の概要	142
第1.5節 災害の想定	142
第1.6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	142
第2章 災害予防	144
第2.1節 基本方針	144
第2.2節 原子力事業者が作成する防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	144
第2.3節 立入検査と報告の徴収	144
第2.4節 原子力防災専門官との連携	144
第2.5節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発	144
第2.6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	145
第2.7節 情報の収集、連絡体制等の整備	145
第2.7.1項 情報の収集、連絡体制の整備	145
第2.7.2項 情報の分析整理と活用体制の整備	145
第2.7.3項 通信手段の確保	146
第2.7.4項 災害復旧への備え	148
第2.8節 緊急事態応急体制の整備	148
第2.8.1項 警戒態勢を取るために必要な体制等の整備	148
第2.8.2項 災害対策本部体制の整備	148
第2.8.3項 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会の体制の整備	148
第2.8.4項 長期化に備えた動員体制の整備	148
第2.8.5項 防災関係機関相互の連携体制	148
第2.8.6項 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	149
第2.8.7項 自衛隊との連携体制	149
第2.8.8項 広域的な応援協力体制の拡充・強化	149
第2.8.9項 対策拠点施設	149
第2.8.10項 緊急時モニタリング要員の確保	149
第2.8.11項 住民等の被ばく線量の把握体制の整備	149
第2.8.12項 専門家の派遣要請手続の整備	149
第2.8.13項 放射性物質による環境汚染への対処のための整備	150
第2.8.14項 複合災害に備えた体制の整備	150
第2.8.15項 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	150
第2.8.16項 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	150
第2.9節 避難収容活動体制の整備	150
第2.9.1項 避難計画の策定	150
第2.9.2項 避難所等の整備	151
第2.9.3項 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	151
第2.9.4項 学校等施設における避難計画の整備	152

第 2.9.5 項	不特定多数が使用する特定施設等における避難計画の作成	152
第 2.9.6 項	住民等の避難状況の確認体制の整備	152
第 2.9.7 項	警戒区域を設定する場合の計画の策定	152
第 2.9.8 項	指定避難所・避難方法等の周知	152
第 2.9.9 項	指導の充実	152
第 2.10 節	緊急輸送活動体制の整備	152
第 2.10.1 項	専門家の移送体制の整備	153
第 2.10.2 項	緊急輸送路の確保体制等の整備	153
第 2.11 節	救助・救急、消火及び防護に必要な資機材等の整備	153
第 2.11.1 項	救助・救急活動用資機材の整備	153
第 2.11.2 項	救助・救急機能の強化	153
第 2.11.3 項	緊急被ばく医療活動体制等の整備	153
第 2.11.4 項	安定ヨウ素剤の服用体制の整備	153
第 2.11.5 項	消火活動用資機材等の整備	154
第 2.11.6 項	緊急事態応急対策に従事する者の安全確保	154
第 2.12 節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	154
第 2.12.1 項	情報項目の整理	154
第 2.12.2 項	情報伝達体制の整備	154
第 2.12.3 項	住民相談窓口設置体制の整備	154
第 2.12.4 項	多様なメディアの活用体制の整備	154
第 2.13 節	行政機関の業務継続計画の策定	154
第 2.14 節	緊急事態応急対策に従事する者の人材育成	155
第 2.15 節	防災訓練の実施	155
第 2.15.1 項	訓練計画の策定	155
第 2.15.2 項	訓練の実施	156
第 2.15.3 項	訓練の工夫と事後評価	156
第 2.16 節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備	156
第 2.17 節	災害復旧への備え	156
第 3 章	災害応急対策	157
第 3.1 節	基本方針	157
第 3.2 節	発災直後の情報の収集・連絡	157
第 3.2.1 項	情報収集事態発生時の連絡等	157
第 3.2.2 項	警戒事態発生時の連絡等	157
第 3.2.3 項	施設敷地緊急事態発生時の連絡等	158
第 3.2.4 項	全面緊急事態の連絡等	159
第 3.2.5 項	施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動	159
第 3.2.6 項	一般回線が使用できない場合の対処	160
第 3.3 節	活動体制の確立	160
第 3.3.1 項	町の活動体制	160
第 3.3.2 項	原子力災害合同対策協議会の設置及び職員の派遣	161
第 3.3.3 項	専門家の派遣要請	162
第 3.3.4 項	応援要請及び職員の派遣要請等	162
第 3.3.5 項	自衛隊の派遣要請	162
第 3.3.6 項	原子力被災者生活支援チームとの連携	162
第 3.3.7 項	緊急事態応急対策に従事する者の安全確保	162
第 3.4 節	避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動	163
第 3.4.1 項	避難、屋内退避等の防護措置の実施	163
第 3.4.2 項	避難の際の住民等に対する避難域時検査の実施	165
第 3.4.3 項	避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	166
第 3.4.4 項	安定ヨウ素剤の服用	166

第3.4.5項	要配慮者への配慮	166
第3.4.6項	学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難措置	166
第3.4.7項	不特定多数の者が利用する特定施設等	167
第3.4.8項	避難指示の実効を上げるための措置	167
第3.4.9項	飲食物、生活必需品等の供給	168
第3.5節	行政機関、学校等の退避	168
第3.6節	治安の確保及び火災の予防	168
第3.7節	飲料水、飲食物の摂取制限等	168
第3.7.1項	飲料水、飲食物の摂取制限	168
第3.7.2項	農林畜産物等の摂取及び出荷・移動制限	169
第3.7.3項	飲料水、飲食物の供給	169
第3.8節	緊急輸送活動	169
第3.8.1項	緊急輸送活動	169
第3.8.2項	緊急輸送のための交通確保	170
第3.9節	救助・救急、消火及び医療活動	170
第3.9.1項	救助・救急活動	170
第3.9.2項	消火活動	170
第3.9.3項	医療措置	171
第3.10節	住民等への的確な情報伝達活動	171
第3.10.1項	住民等への情報伝達活動	171
第3.10.2項	誤情報の拡散への対処	172
第3.10.3項	住民等からの問い合わせに対する対応	172
第3.11節	文教対策計画	172
第3.11.1項	生徒等への安全確保措置	172
第3.11.2項	学校施設の応急復旧	172
第3.11.3項	応急教育の実施	173
第3.12節	自発的支援の受入れ	174
第3.12.1項	ボランティアの受入れ	174
第3.12.2項	義援物資、義援金の受入れ	174
第3.13節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	174
第3.13.1項	原子力事業者等	174
第3.13.2項	町の対応	174
第4章	災害復旧対策	175
第4.1節	基本方針	175
第4.2節	緊急事態解除宣言後の対応	175
第4.3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	175
第4.4節	職員の派遣要請	175
第4.5節	放射性物質による環境汚染への対処	175
第4.6節	放射性物質の付着した廃棄物の処理	176
第4.7節	各種制限措置の解除	176
第4.8節	復旧に向けた環境放射線モニタリング	176
第4.9節	災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等	176
第4.9.1項	災害地域住民の記録	176
第4.9.2項	影響調査の実施及び相談窓口の設置	176
第4.9.3項	災害対策措置状況の記録	176
第4.9.4項	相談窓口の設置	176

第 4.10 節	風評被害等の影響の軽減	176
第 4.11 節	被災中小企業に対する支援	177
第 4.12 節	心身の健康相談活動	177
第 5 章	複合災害対策	178
第 5.1 節	計画の目的	178
第 5.2 節	災害予防対策計画	178
第 5.2.1 項	組織体制等の整備	178
第 5.2.2 項	住民等への的確な情報伝達体制の整備	178
第 5.3 節	災害応急対策計画	178
第 5.3.1 項	災害応急対策実施に当たっての基本的考え方	178
第 5.3.2 項	町の活動体制	178
第 5.3.3 項	応急対策活動に係る留意点	179
第 5.3.4 項	災害廃棄物の広域処理に係る留意点	179
第 5.4 節	復旧対策	179

第7編 林野火災対策編..... 181

第1章 災害予防..... 181

第1.1節 林野火災に強いまちづくり..... 181

第1.1.1項 林野火災に強いまちづくりのための基本方針..... 181

第1.1.2項 防火林道等の整備..... 181

第1.2節 防災活動の促進..... 181

第1.2.1項 防災知識の普及、訓練..... 181

第1.2.2項 町民の防災活動の環境整備..... 182

第1.2.3項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進..... 182

第1.3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え..... 182

第1.3.1項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備..... 182

第1.3.2項 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備..... 182

第1.3.3項 緊急輸送活動..... 182

第1.3.4項 避難の受入れ及び情報提供活動..... 182

第1.3.5項 応急復旧及び二次災害の防止活動..... 183

第1.3.6項 防災訓練の実施..... 183

第2章 災害応急対策..... 184

第2.1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立..... 184

第2.1.1項 災害情報の収集・連絡・報告..... 184

第2.1.2項 通信手段の確保..... 185

第2.1.3項 町の活動体制..... 185

第2.1.4項 広域的な応援体制..... 185

第2.1.5項 自衛隊災害派遣要請..... 185

第2.2節 救助・救急、医療及び消火活動..... 185

第2.2.1項 救助・救急活動..... 185

第2.2.2項 医療活動..... 185

第2.2.3項 消火活動..... 185

第2.2.4項 惨事ストレス対策..... 185

第2.3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動..... 185

第2.3.1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針..... 185

第2.3.2項 交通の確保..... 185

第2.4節 避難の受入れ及び情報提供活動..... 186

第2.4.1項 避難誘導の実施..... 186

第2.4.2項 指定避難所..... 186

第2.4.3項 広域一時滞在..... 186

第2.4.4項 要配慮者への配慮..... 186

第2.4.5項 被災者等への的確な情報伝達活動..... 186

第2.5節 応急復旧及び二次災害防止活動..... 186

第3章 災害復旧..... 187

第 8 編 大規模な火事災害対策編	189
第 1 章 災害予防	189
第 1.1 節 災害に強いまちづくり	189
第 1.1.1 項 災害に強いまちの形成	189
第 1.1.2 項 火災に対する建築物の安全化	189
第 1.2 節 防災知識の普及、訓練	189
第 1.2.1 項 防災知識の普及	189
第 1.2.2 項 防災関連設備等の普及	189
第 1.2.3 項 防災訓練の実施、指導	189
第 1.2.4 項 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮	189
第 1.2.5 項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	189
第 1.3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	189
第 1.3.1 項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備	189
第 1.3.2 項 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	190
第 1.3.3 項 緊急輸送活動	190
第 1.3.4 項 避難の受入れ及び情報提供活動	190
第 1.3.5 項 施設、設備の応急復旧活動	190
第 1.3.6 項 防災訓練の実施	190
第 1.3.7 項 災害復旧への備え	190
第 2 章 災害応急対策	191
第 2.1 節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	191
第 2.1.1 項 災害情報の収集・連絡・報告	191
第 2.1.2 項 通信手段の確保	192
第 2.1.3 項 町の活動体制	192
第 2.1.4 項 広域的な応援体制	192
第 2.1.5 項 自衛隊災害派遣要請	192
第 2.2 節 救助・救急、医療及び消火活動	192
第 2.2.1 項 救助・救急活動	192
第 2.2.2 項 医療活動	193
第 2.2.3 項 消火活動	193
第 2.2.4 項 惨事ストレス対策	193
第 2.3 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	193
第 2.3.1 項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	193
第 2.3.2 項 交通の確保	193
第 2.4 節 避難の受入れ及び情報提供活動	193
第 2.4.1 項 避難誘導の実施	193
第 2.4.2 項 指定緊急避難場所	193
第 2.4.3 項 指定避難所	193
第 2.4.4 項 要配慮者への配慮	193
第 2.4.5 項 被災者等への的確な情報伝達活動	193
第 2.5 節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び施設・設備等の 応急復旧活動	193
第 2.5.1 項 災害の拡大防止と二次災害の防止活動	193
第 2.5.2 項 施設・設備等の応急復旧活動	193
第 3 章 災害復旧・復興	194
第 3.1 節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	194
第 3.2 節 迅速な原状復旧の進め方	194
第 3.3 節 計画的復興の進め方	194
第 3.3.1 項 復興計画の作成	194
第 3.3.2 項 防災まちづくり	194

第 3.4 節	被災者の生活再建等への支援	194
第 3.5 節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援	194

第9編 海上災害対策編	195
第1章 災害予防	195
第1.1節 情報の収集・連絡及び応急体制の整備	195
第1.1.1項 情報の収集・連絡体制の整備	195
第1.1.2項 情報の分析整理	195
第1.1.3項 通信手段の確保	195
第1.1.4項 職員の体制	195
第1.1.5項 防災関係機関相互の連携体制	195
第1.2節 救助・救急、医療及び消火活動関係	195
第1.2.1項 救助・救急活動	195
第1.2.2項 医療活動	195
第1.2.3項 消火活動体制の整備	195
第1.3節 緊急輸送活動	195
第1.4節 関係者等への的確な情報伝達	195
第2章 災害応急対策	196
第2.1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	196
第2.1.1項 災害情報の収集・連絡	196
第2.1.2項 通信手段の確保	196
第2.1.3項 町の活動体制	196
第2.1.4項 広域的な応援体制	196
第2.2節 救助・救急、医療及び消火活動	196
第2.2.1項 救助・救急活動	196
第2.2.2項 医療活動	196
第2.2.3項 消火活動	196
第2.2.4項 惨事ストレス対策	196
第2.3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	196
第2.3.1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	196
第2.3.2項 交通の確保	196
第2.4節 関係者等への的確な情報伝達活動	196
第2.4.1項 被災者の家族等への情報伝達活動	196
第2.4.2項 住民への的確な情報の伝達	196
第2.4.3項 関係者等からの問合せに対する対応	196
第3章 災害復旧	197
第3.1節 漁業・水産関係の復旧	197
第3.2節 事後の監視等の実施	197

第10編 図集編..... 199

第1章 総則編..... 199

図 1-1 地質	199
図 1-2 年平均気温及び年間降水量	200
図 1-3 人口・世帯数・一世帯当たりの人員	200
図 1-4 産業別就業者数	201
図 1-5 地目別土地利用面積の構成	201
図 1-6 平成 2(1990) 年 7 月大雨の状況	202
図 1-7 平成 22(2020) 年 7 月大雨の状況	202
図 1-8 令和 3(2021) 年 8 月大雨の状況	202
図 1-9 令和 5(2023) 年 9 月大雨の状況	203
図 1-10 玄海原子力発電所敷地周辺の被害地震の震央分布	204
図 1-11 仮屋潮位観測所の潮位観測情報	205
図 1-12 対象地震の竹木場断層と城山南断層の位置と規模	205
図 1-13 揺れやすさマップ（計測震度の分布）	206
図 1-14 危険度マップ（建物の全壊率の分布）	207
図 1-15 木造家屋及び非木造家屋における計測震度と建物全壊率の関係	208
図 1-16 日本海南西部（評価対象海域）における評価対象の海域活断層と主な被害地震の震央	209
図 1-17 常時優先業務の概念	209

第2章 各災害に共通する対策編_図..... 210

図 2-1 指定文化財等の所有者・管理者への国・県の支援	210
図 2-2 県防災情報システムの防災情報連絡系	210
図 2-3 県防災行政通信施設の通信系統	210
図 2-4 広域応援の体系	211
図 2-5 緊急輸送道路網	212
図 2-6 地域安心システム	212
図 2-7 基本的な災害廃棄物処理	212
図 2-8 県の災害情報の情報収集・連絡系統	213
図 2-9 異常現象発見時の通報系統	214
図 2-10 自衛隊の災害派遣の要請系統	214
図 2-11 救護所設置の要請及び報告系統	214
図 2-12 保健医療活動チームの要請系統	215
図 2-13 医薬品、医療資機材の要請系統	215
図 2-14 保健医療福祉ボランティアの連絡系統	216
図 2-15 車両等輸送手段の要請系統	216
図 2-16 町が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）	216
図 2-17 支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）	217
図 2-18 被災者等の健康管理のための連携・協力系統	217
図 2-19 飼料の要請系統	217
図 2-20 防疫活動の連携・協力系統	218
図 2-21 被害認定調査の流れ	219

第3章 風水害対策編_図..... 220

図 3-1 警報等の伝達系統	220
図 3-2 気象情報の伝達系統	220
図 3-3 土砂災害警戒情報の伝達系統	221

第4章 地震災害対策編_図..... 222

図 4-1 緊急地震速報のしくみ	222
図 4-2 震度とゆれの状況	222

第5章 津波災害対策編 図	223
図 5-1 津波警報・注意報ととるべき行動	223
図 5-2 津波避難行動	223
図 5-3 大津波警報、津波警報の伝達系統	223
第6章 原子力災害対策編 図	224
図 6-1 警戒事態での情報伝達系統	224
図 6-2 施設敷地緊急事態での情報伝達系統	225
図 6-3 緊急事態宣言発出後の情報伝達系統	226
図 6-4 感染症等の流行下における防護措置	227
図 6-5 住民等に対する指示伝達・情報提供の系統	228
図 6-6 被ばく線量の比較（早見表）	229
第7章 林野火災対策編 図	230
図 7-1 県への即報基準に該当する林野火災が発生した場合の情報連絡系統	230
図 7-2 災害情報連絡室の設置以降の情報連絡系統	230
図 7-3 林野火災拡大時の情報連絡系統	231
図 7-4 災害情報の収集・連絡系統	232
第8章 大規模な火事災害対策編 図	233
図 8-1 県への即報基準に該当する火災が発生した場合の情報連絡系統	233
図 8-2 災害情報連絡室の設置以降の情報連絡系統	233
図 8-3 災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合の情報連	233
図 8-4 災害情報の収集・連絡系統	234

第11編 表集編.....	235
第1章 総則編_表.....	235
表 1-1 有浦川浸水想定区域の想定降雨規模	235
表 1-2 土砂災害警戒区域等の指定状況	235
表 1-3 県で実施した高潮シミュレーションの条件	235
表 1-4 町で実施した高潮シミュレーションの条件	235
表 1-5 玄海町に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルの諸元	236
表 1-6 玄海町の浸水想定の結果	236
第2章 災害に共通する対策編_表.....	237
表 2-1 主な治山事業	237
表 2-2 主な急傾斜地崩壊対策事業	237
表 2-3 主な海岸事業	237
表 2-4 主な下水道事業	237
表 2-5 防災上重要な施設	237
表 2-6 主な道路事業	238
表 2-7 防災ボランティアの区分と活動内容	238
表 2-8 確保・育成・登録すべき技術者の資格と活動内容	238
表 2-9 災害状況の調査分担	238
表 2-10 災害情報を関係機関と共有するときの連絡先	239
表 2-11 災害状況の報告の種類	239
表 2-12 報告を必要とする災害の基準	239
表 2-13 消防庁の連絡窓口	240
表 2-14 県の連絡窓口	240
表 2-15 県防災行政無線の概要	240
表 2-16 防災体制の基準	241
表 2-17 災害準備室の体制要員	241
表 2-18 災害情報連絡室の体制要員	241
表 2-19 災害警戒本部の体制要員	241
表 2-20 災害対策本部の体制要員	241
表 2-21 災害対策本部事務分掌	242
表 2-22 町が実施する応援要請の必要事項及び根拠の法	245
表 2-23 災害派遣の要請先	245
表 2-24 災害救助法の適用基準	245
表 2-25 被害の認定基準	246
表 2-26 災害救助法に基づく救助の種類	247
表 2-27 合同調整所の候補施設	247
表 2-28 保健医療活動チームの種類と派遣時期	247
表 2-29 災害救助事務取扱要領に示される生活必需品等の品目とその内容	247
表 2-30 応急教育の実施場所	248
表 2-31 激甚災害指定基準	248
表 2-32 局地激甚災害指定基準	250
表 2-33 住宅に関する各種調査の違い	251
表 2-34 被災建築物応急危険度判定	251
表 2-35 被災宅地危険度判定の判定	251
表 2-36 被害の分類に応じた担当	251
第3章 風水害対策編_表.....	252
表 3-1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	252
表 3-2 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設	252
表 3-3 気象庁が発表する特別警報、警報、注意報	252

表 3-4	避難情報の種類と住民がとるべき行動	252
表 3-5	土砂災害警戒情報の伝達先	252
第4章	地震災害対策編 表	253
表 4-1	気象庁震度階級関連解説表	253
表 4-2	地震情報の種類、発表基準と内容	254
表 4-3	地震活動に関する解説資料等	254
第5章	津波災害対策編 表	255
表 5-1	津波警報等の種類	255
表 5-2	津波情報の種類	255
表 5-3	津波予報の発表基準	255
第6章	原子力災害対策編 表	256
表 6-1	予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の対象地域	256
表 6-2	緊急事態区分	256
表 6-3	緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の対象地域	256
表 6-4	緊急事態応急対策に従事する者の被ばく限度	256
表 6-5	原子力災害時における災害警戒本部の事務分掌	256
表 6-6	原子力災害発生時における玄海町災害対策本部の事務分掌	257
表 6-7	対象者毎の原子力災害初期段階での防護措置	257
表 6-8	避難等に関するO I L	258
表 6-9	飲食物摂取制限に関するO I L	258

第1編 総則

第1章 総則

第1.1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第42条第1項の規定により、玄海町防災会議が防災基本計画に基づき作成するものであり、本町の地域に係る防災に関し、町（消防機関を含む。）及び町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに住民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。なお、防災業務計画又は佐賀県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）に抵触するものであってはならない。

第1.2節 計画の構成

本計画は、防災基本計画に基づき、第1編の総則に続いて、第2編において各災害に共通する事項を示し、以降、個別の災害に対する対策について、第3編を風水害対策編、第4編を地震災害対策編、第5編を津波災害対策編、第6編を原子力災害対策編、第7編を林野火災対策編、第8編を大規模な火事災害対策編、第9編を海上災害対策編とし、それぞれ災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に述べている。また、この計画は、町及び防災関係機関がとるべき災害対策の基本的事項を定めるものであり、町及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図る。さらに、住民及び民間事業者の基本的な役割にも言及し、大規模災害に対する備えを促進する。なお、基礎資料等については、別添「玄海町地域防災計画 資料編」として編纂している。

第1.3節 計画の修正

本計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正する。したがって各機関は、関係のある事項について、毎年、玄海町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を玄海町防災会議に提出するものとする。また、修正したときは、災対法第42条第5項の規定により、知事に報告するとともに、住民等にその要旨を公表する。

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

第2.1節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。また、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

第2.1.1項 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめて、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策の改善を図ることとする。また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

第2.1.2項 災害応急段階における基本理念「迅速かつ円滑な災害応急対策」

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

「人命第一で。対策は前広に幅広に。」（令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項）

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮する等、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。なお、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第2.1.3項 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第2.2節 防災施策の基本方針

第2.2.1項 災害予防段階における防災施策

1. 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
2. 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
3. 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。
4. 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

5. 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図る等、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

■ 第2.2.2項 災害応急段階における防災施策

1. 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
2. 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
3. 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
4. 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
5. 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
6. 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。
7. 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災者のニーズに応じて供給する。
8. 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
9. 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
10. ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

■ 第2.2.3項 災害復旧・復興段階における防災施策

1. 被災の状況や地域の特性等を勘案し、町の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
2. 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
3. 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。
4. 再度災害の防止とより快適な地域環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
5. 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
6. 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

少子高齢化、情報通信技術の発達等に伴い、町の社会情勢は大きく変化しつつある。

町は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進する。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

1. 高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。
2. 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用等、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
3. 過去の災害の教訓を踏まえ、住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようにすることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。
4. 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。
5. 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、町防災会議の委員への任命等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
6. 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。
7. 平成27(2015)年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議において「仙台防災枠組2015-2030」が採択された。同枠組では、(1) 災害リスクの理解、(2) 災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化、(3) 強靱化のための災害リスク削減への投資、(4) 復旧・復興過程における「よりよい復興 (Build Back Better)」の4つの優先行動を実施すべきことや、同枠組の成果として災害リスク及び損失を大幅に削減することを目指すとされた。同枠組に基づき、町、国、県、公共機関、事業者、住民等の官民様々な関係者が連携して、防災対策を推進することが必要である。

第4章 玄海町の特性

第4.1節 自然的条件

第4.1.1項 位置

本町は、東松浦半島の北西部、北緯 33 度 28 分 20 秒、東経 129 度 52 分 30 秒に位置し、県庁所在地（佐賀市）より北西へ約 47km の距離にあり、唐津市に接し、玄界灘に面している。

第4.1.2項 面積

東西約 7km、南北約 9km、総面積は 35.92km² である。

第4.1.3項 地勢（地質）

本町の地勢は、第三紀層の上に玄武岩が流出して形成された波状形台地で、通称「上場台地」と呼ばれ、谷谷の平地や台地には耕地が開けており、これらの地質分布は、図 1-1(199) のとおりである。

第4.1.4項 海岸

本町の海岸は、屈曲に富んだリアス式海岸で天然の景勝に恵まれ、玄海国定公園に指定されているが、冬の風浪により部分的に浸食が起こっている。

第4.1.5項 河川

町内の河川は、上場台地の谷間を縫って流れ、流路延長が短く急勾配となっており降雨量の多い時期には洪水等が発生しやすい。

二級河川（県管理）は、志礼川水系（志礼川（七ツ枝川、谷川、鬼木川）、有浦川水系（有浦川（上村川（下村川（犬吠川、白畑川））、舞川）、座川水系（座川（古郷川））、単独水系（八田川、浜野浦川、石田川）がある。

準用河川（町管理）は、黒形川がある。

第4.1.6項 気温及び年間降水量

本町の気候は、日本海型気候で図 1-2(200) に示すように年平均気温は 16℃～17℃と比較的に穏和である。また、年間降水量は近年 10 か年平均で約 2,000mm である。

夏から秋にかけての台風シーズンには、台風の北上経路にあたることが多く、過去には暴風雨による被害を受けたこともあり、毎年、風水害による被害が懸念されており、土砂災害、高潮や河川の氾濫にも注意を要する。

第4.2節 社会的条件

第4.2.1項 人口・世帯数

本町の総人口は、図 1-3(200) に示すように平成 7(1995) 年までは横ばい、微増で推移していたものの、それ以降は急速に人口が減少している。令和 2(2020) 年現在の総人口は 5,609 人となっており、近年の人口のピークである平成 7(1995) 年と比べると 2,128 人（27.5%）減少している。世帯数は、平成 7(1995) 年までは微増で推移していたものの、それ以降は横ばいで推移している。1 世帯当たり人員についても急速に減少しており、少子化・核家族化に伴う地域防災活動の核を担う地域コミュニティ活動力の低下が課題となっている。

第4.2.2項 産業別就業者数

本町の就業者数の推移をみると、図 1-4(201) に示すように人口と同様に平成 7(1995) 年をピークに減少へと転じ、令和 2(2020) 年には 3,227 人まで減少している。産業別では、第 1 次産業と第 3 次産業が減少傾向、第 2 次産業が増加傾向となっている。

第4.2.3項 土地利用

固定資産税調書（令和 5(2023) 年 1 月 1 日現在）によると、町内における地目別土地面積（単位：km²）の状況は、図 1-5(201) のとおりである。

第4.3節 本町における災害の特徴

第4.3.1項 風水害の状況

有浦川ではたびたび洪水に悩まされており、主な洪水には昭和 47(1972) 年 7 月の梅雨前線による洪水、昭和

55(1980)年8月の台風がもたらした豪雨による洪水被害が発生している。特に平成2(1990)年7月の梅雨前線豪雨では、**図1-6(202)**に示すように、本町の中心部で氾濫が発生し、床上浸水32戸、床下浸水87戸の家屋被害が発生した。また、平成22(2010)年7月の梅雨前線豪雨においても、**図1-7(202)**に示すように、有浦川が氾濫し浸水被害が発生している。

令和3(2021)年8月1日05時28分に洪水注意報、午前5時45分到大雨注意報(土砂災害)、午前6時20分到大雨警報(土砂災害)、午前6時25分に土砂災害警戒情報、午前6時50分に鎮西町で記録的短時間大雨情報が発表された。休日の早朝で、早期注意情報も発表されていない局所的大雨であったため、職員の参集に時間を要し、午前7時00分に警戒レベル4避難指示を発令¹⁾した。今村観測所で、最大時間雨量75mm、累加雨量157mmを記録した。

令和3(2021)年8月の前線性的大雨では、前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が不安定となり、記録的な大雨となった。14日午前2時36分頃に藤ノ平ダムが越流、午後12時38分頃有浦川が溢水し、午後2時50分には大雨特別警報が発表された。**図1-8(202)**に示すような有浦川の溢水により、床上浸水4棟の住家被害が発生した。8月11日から15日までの累加雨量は、320mmを記録した。8月の月間降水量は、1,248mmで観測史上1位の記録を更新した。

令和5(2023)年9月14日～18日の大雨では、朝鮮半島付近に停滞していた前線に向かって暖かく湿った空気の流れ込みが継続したため、北部九州地方では大気の状態が非常に不安定な状況となった。本町では、15日午前6時20分に時間雨量81.5mm(牟形)、17日午前5時50分に時間雨量39.0mm(値賀)を記録した。15日午前3時15分頃に藤ノ平ダムが越流、午前5時10分頃に有浦川が溢水した。この一連の大雨で、**図1-9(203)**に示すように各所で冠水した。また、床下浸水2棟の被害が発生した。9月14日から17日までの累加雨量は、505mmを記録した。15日午前6時20分の時間雨量81.5mmは、最大1時間雨量観測史上1位の記録を更新した。

このような状況を受け、被災箇所に対する災害復旧は行われてきたが、抜本的な治水対策事業については未着手になっている。

第4.3.2項 地震・津波の状況

本町の近傍では、**図1-10(204)**に示すように過去に元禄13(1700)年壱岐・対馬の地震(M7.0)、平成17(2005)年福岡県西方沖地震(M7.0)が発生しているが、被害は発生していない。

平成23(2011)年3月11日東北地方太平洋沖地震において、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、仮屋で20cmの津波が観測されたが、被害は発生していない。

令和6(2024)年1月1日16時10分に石川県能登地方でM7.6の地震(深さ16km)が発生し、石川県の輪島市、志賀町で震度7を観測した。また、気象庁は、石川県能登に大津波警報を、日本海沿岸を中心に津波警報及び津波注意報を発表した。佐賀県では、佐賀県北部に津波注意報を発表した。石川県の金沢で80cmの津波を観測するなど、日本海沿岸を中心に広い範囲で津波を観測し、県では仮屋で2日00時35分に20cm、唐津港で00時02分に13cmの津波の最大波が観測されたが、被害は発生していない。仮屋潮位観測所の潮位観測情報を**図1-11(205)**に示す。

第4.4節 被害想定

第4.4.1項 洪水による浸水害の想定

本町では、平成24年度に**表1-1(235)**に示す想定降雨規模による有浦川における浸水想定区域を作成し、防災マップに掲載している。洪水による浸水害の想定は、この浸水想定区域により行う。

【資料編】

- ・資料1 洪水・土砂災害ハザードマップ及び津波・高潮ハザードマップ

1) 避難情報に関するガイドライン(令和3年5月(令和4年9月更新)、内閣府(防災担当))別冊資料IVによると、急な大雨は避難情報の発令の対象となっていない。

第4.4.2項 土砂災害の想定

本町で想定される土砂災害は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法に基づき、県により令和3(2021)年10月26日付までに最終告示された土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が想定される。本町における指定区域数は、表1-2(235)のとおりである。

【資料編】

- ・資料1 洪水・土砂災害ハザードマップ及び津波・高潮ハザードマップ
- ・資料2 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧表

第4.4.3項 高潮による浸水害の想定

県は、水防法第14条の3の規定により高潮浸水想定区域を指定し、第14条の3第3項の規定により令和4(2022)年3月31日に公表した。本結果は、表1-3(235)に示すシミュレーション条件の結果である。

以前は、本町において平成24年度に表1-4(235)に示す台風の規模、コース、潮位等を条件に高潮シミュレーションを実施しており、その結果、仮屋験潮所の朔望平均満潮位に最大潮位偏差1.20mを加えたT.P+2.80mを高潮浸水位とし、この高さ以下の範囲を高潮危険区域として設定した。この高潮危険区域を、玄海町防災マップに掲載している。玄海町防災マップの改訂までは、高潮による浸水害の想定は、この高潮危険区域と高潮浸水想定区域により行う。

【資料編】

- ・資料1 洪水・土砂災害ハザードマップ及び津波・高潮ハザードマップ

第4.4.4項 地震による被害想定

地震による被害想定は、本町において平成24年度に地震防災マップ作成技術資料（平成17年3月 内閣府（防災担当））に準拠し実施した地震動解析に基づく揺れやすさマップと、危険度マップ（建物の全壊棟数率の分布）により行う。

1 対象地震

対象地震は、図1-12(205)に示す玄海原子力発電所における耐震安全性評価の検討用地震である竹木場断層と城山南断層とした。

2 ゆれやすさマップ（計測震度の分布）

50mメッシュ単位での地震動解析の結果、竹木場断層と城山南断層のうち、本町に最も影響を与える地震は、竹木場断層によるものであり、最大で震度6強となる。その結果を図1-13(206)に示す。

3 危険度マップ（建物の全壊棟数率）

危険度マップは、次のデータを基に50mメッシュ単位で地震による建物全壊棟率の分布を算出したものである。その結果を図1-14(207)に示す。新耐震基準が適用される昭和56(1981)年6月以前の建物が多い地域ほど、建物全壊率が高くなっている。

1. 揺れやすさマップで求めた計測震度
2. 玄海町固定資産情報の家屋データ（平成24(2012)年4月）
3. 東南海・南海地震防災対策に関する調査報告書（2004）（内閣府）に示された木造家屋及び非木造家屋における計測震度と建物全壊率の関係（図1-15(208)を参照）

第4.4.5項 津波による浸水害の想定

県は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき津波浸水想定を設定し、同条第4項の規定により、平成27(2015)年6月に公表した。

この津波浸水想定は、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」（L2津波）であり、本町に最大クラスの津波をもたらすと想定される表1-5(236)に示す津波断層モデルにより津波シミュレーションを実施した結果である。この津波シミュレーションによる本町の浸水想定の結果は、表

1-6(236)のとおりである。

なお、日本海南西部の海域活断層の長期評価（第一版）―九州地域・中国地域北方沖―（令和4年3月、地震調査研究推進本部）における評価対象の海域活断層帯については、県の評価が待たれる。日本海南西部（評価対象海域）における評価対象の海域活断層と主な被害地震の震央を図1-16(209)に示す。

【資料編】

- ・ 資料1 洪水・土砂災害ハザードマップ及び津波・高潮ハザードマップ

第 5 章 計画の効果的推進等

第 5.1 節 計画の効果的推進

第 5.1.1 項 計画の作成

計画を作成するに当たっての基本的な考え方を以下に示す。

1. ソフト、ハードの両面から総合的に展開するための指針として、より具体性、即応性を備える計画とする。
2. 対策等の実施責任を明確にし、防災関係機関や住民にとってわかりやすいものとする。
3. 基本的な内容を重点的に記述し、細かな内容や数値的なものは資料編で整理する。
4. 県地域防災計画との整合を図るとともに、本町の地域特性等を十分に踏まえた内容とする。
5. 防災は、ソフト、ハード両面にわたって総合的に行うべきものであり、防災対策の実施に当たっても、関係機関が一体となって取り組む。
6. 行政が行う防災対策には限りがあることから、住民自身による防災対策の実施を推進する。
7. 防災対策は、人命第一主義に立脚し、人的被害が生じるものを最優先する。

第 5.1.2 項 計画の推進

防災計画の策定にあたっては、本町の自然的、社会的条件を踏まえて、防災基本計画及び県地域防災計画に記述する各事項を検討の上、必要な事項を記載し、また、本町の特性上、必要な事項を適宜付加する。防災計画を効率的に推進するために関係部署、関係機関との連携を図り、次の 3 点を実行する。

1. 必要に応じた計画に基づくマニュアルの策定及び訓練等を通じた職員への周知徹底
2. 計画、マニュアルの定期的な点検
3. 他の計画（開発計画、投資計画等）における防災の観点からのチェック

第 5.2 節 国土強靱化の基本目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化に関する部分については、その基本目標である以下を踏まえたものとし、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

1. 人命の保護が最大限図られる
2. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
3. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧・復興

第 5.3 節 他の計画等との関係

第 5.3.1 項 個別法に基づく本計画への記載事項

次に掲げる個別法において、地域防災計画に定めるべき事項の条件に合致した場合は、本計画に必要事項を位置付ける。

1 大規模地震対策特別措置法

第 6 条（地震防災強化計画）第 1 項には、第 3 条第 1 項の規定による地震防災対策強化地域の指定があったときと記載されている。本町は、指定されていないため、該当しない。

2 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

第 5 条（推進計画）第 1 項には、第 3 条第 1 項の規定による推進地域の指定があったときと記載されている。本町は、指定されていないため、該当しない。

3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

第 6 条（推進計画）第 1 項には、第 3 条第 1 項の規定による推進地域の指定があったときと記載されている。本町は、指定されていないため、該当しない。

4 水防法

第15条（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）には、第14条第1項の規定による洪水浸水想定区域の指定があったときと記載されている。本町は、指定されていないため、該当しない。

第14条の3の規定による高潮浸水想定区域が県により指定されていることから、次の事項について本計画に記載する。

1. 洪水予報等の伝達方法

第3編第2.1.1項2.3「気象警報等の伝達方法」（110）に記載する。

2. 避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項

第3編第1.4.7項「避難の受入及び情報提供活動」（107）に記載する。

3. 災対法第四十八条第一項の防災訓練として町長が行う高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

第3編第1.4.9項「防災関連機関等の防災訓練の実施」（107）に記載する。

4. 高潮浸水想定区域内で要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

第3編第1.1.1項「風水害に強いまちの形成」（99）に記載する。

5. 上項で示した施設の所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法

第3編第2.1.1項「風水害に関する警報等の伝達」（109）に記載する。

5 活動火山対策特別措置法

第6条（市町村地域防災計画に定めるべき事項）には、第3条第1項の規定による火山災害警戒地域の指定があったときと記載されている。本町は、指定されていないため、該当しない。

6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

第8条（警戒避難体制の整備等）における第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域が県により指定されていることから、次の事項について本計画に記載する。

1. 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

第2編第1.3.3項「情報の収集・連絡及び応急体制の整備」（30）、第3編第2.1.1項「風水害に関する警報等の伝達」（109）に記載する。

2. 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

第3編第1.4.7項「避難の受入及び情報提供活動」（107）に記載する。

3. 災対法第四十八条第一項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

第3編第1.4.9項「防災関連機関等の防災訓練の実施」（107）に記載する。

4. 警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

第3編第1.1.1項「風水害に強いまちの形成」（99）に記載する。

5. 救助に関する事項

第3編第2.4.1項「救助・救急活動」（112）に記載する。

7 津波防災地域づくりに関する法律

第54条（市町村地域防災計画に定めるべき事項等）には、第53条第1項の規定による津波災害警戒区域の指定があったときと記載されている。本町は、指定されていないため、該当しない。

8 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

第7条第1項に規定する地域防災力の充実強化に関する事項については、第1編6.3節「自主防災体制」（14）、第2編1.2節「住民等の防災活動の促進」（23）に記載する。

第5.3.2項 各防災計画

本計画は、災対法第42条の規定に基づき、国（中央防災会議）の防災基本計画に基づいて作成し、指定行政

機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画及び県地域防災計画との整合を図ったものである。

第 5.3.3 項 玄海町総合計画

本計画は、玄海町総合計画の分野別計画に位置付けられるものであることから、基本構想及び基本計画を具体化した実施計画においても、本計画上の諸施策が組み込まれるべきものである。玄海町総合計画では、行政施策について総合的に計画されており、地域防災に関する各種諸施策については、『基本目標 5 安全分野 安心を確保するまち』として位置付けている。

第 5.3.4 項 玄海町業務継続計画（BCP）

業務継続計画は、玄海町内において大規模災害が発生し、行政機能が低下した状況下においても、図 1-17(209) に示すように本計画に定める災害応急業務及び継続しなければならない通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を選定し、必要な資源の確保・配分等を効率的に投入することによって、業務の立ち上げ時間の短縮や実施する業務レベルの向上を図り、高いレベルでの適切な業務執行を行うことを目的に策定するものである。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 地方公共団体における ICT 部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン（平成 20 年 8 月、総務省）
- ・ 市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成 27 年 5 月、内閣府（防災担当））
- ・ 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和 5 年 5 月、内閣府（防災担当））

第 5.3.5 項 玄海町男女共同参画計画

玄海町第 3 次男女共同参画計画（令和 2 年 3 月）では、基本理念の「認め合い 支えあい 育みあうまち 玄海町」の実現に向けた基本目標のうち、「基本目標 2 男女が共に参画して支えあう環境づくり」において、次の取り組みを掲げている。

取り組み	内容	担当課
防災・減災活動における男女共同参画の推進	災害時の避難方法や避難所運営等について、女性の意見を取り入れながら、男女共同参画の視点に立った防災・減災活動を行います。	企画商工課

本計画では、この取り組みについて、第 2 編 2.6.4 項 2 「指定避難所の運営管理等」（74）に記載する。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）
- ・ 災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和 2 年 5 月、内閣府男女共同参画局）

第 5.3.6 項 町役場の各組織、施設等毎の計画等

町〔防災安全課〕は、本計画を修正した場合には必要に応じて玄海町職員防災行動マニュアルを修正する。

学校、保育所等は、本計画に基づき、各組織、施設等毎の災害対応を具体化した計画を作成するとともに、特に初動時を重視して、各職員等の行動等を定めた災害時職員初動マニュアルを作成し、全職員に徹底する。

これらの計画及びマニュアルは、本計画及び玄海町業務継続計画（BCP）の修正時のほか、各種訓練、検討の成果を踏まえ、その都度修正する。

第 5.3.7 項 地区防災計画

住民は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、災対法第 4 2 条に基づき、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案する等、町と連携して防災活動を行うこととする。

町〔防災安全課〕は、本計画に地区防災計画を位置付けるように住民から提案を受け、災対法第42条の2第3項に基づき必要があると認めるときは、町防災会議の承認を得て、本計画に地区防災計画を定める。なお、住民が自ら地区防災計画を作成することを推進し、積極的に支援を行う。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・地区防災計画ガイドライン（平成26年3月、内閣府（防災担当））
- ・地区防災計画の素案作成支援ガイド（令和2年3月、内閣府（防災担当））

第 6 章 防災体制

第 6.1 節 関係機関等の防災業務の大綱の策定と責任の明確化

第 6.1.1 項 実施責任

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、町及び県を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。町、公共的団体や防災上重要な施設の管理者等、及び住民の果たすべき役割は、次のとおりである。

1 玄海町（消防機関を含む。）

町（消防機関を含む）は、玄海町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関（九州地方整備局、九州経済産業局、第 7 管区海上保安本部等）、自衛隊、指定公共機関（西日本電信電話株式会社（佐賀支店）、日本放送協会（佐賀放送局）、九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社（佐賀支社）等）、指定地方公共機関（一般社団法人佐賀県 L P ガス協会、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会、一般社団法人佐賀県建設業協会等）及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 公共的団体や防災上重要な施設の管理者等

公共的団体（社会福祉協議会、漁業協同組合、商工会議所等）や防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町、県その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

3 住民

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人一人が防災に寄与するよう努める。

第 6.1.2 項 処理すべき事務又は業務の大綱

町は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。なお、他の防災関係機関については、県地域防災計画第 1 編第 2 章第 2 節を参照のこと。

1. 町防災会議及び町災害対策本部に関すること
2. 防災に関する調査、研究に関すること
3. 町土保全事業等に関すること
4. 防災に関する組織の整備に関すること
5. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
6. 防災に関する物資等の備蓄に関すること
7. 防災思想・知識の普及・啓発、防災訓練の実施に関すること
8. 町内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること
9. 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
10. 災害時の広報に関すること
11. 避難の指示等に関すること
12. 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
13. 災害時における消防団との連絡調整に関すること
14. 消防活動に関すること

15. 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関すること
16. 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること
17. 被災町有施設及び設備の応急措置に関すること
18. 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
19. 要配慮者、避難行動要支援者対策及び個別避難計画の作成に関すること
20. ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること
21. 他の市町との相互応援に関すること
22. 災害時の文教対策に関すること
23. 災害復旧・復興の実施に関すること
24. その他町の所掌事務についての防災対策に関すること

第6.2節 広域的な防災体制

町「防災安全課」は、大規模災害、特殊な災害等に対処するため、災害の種類、規模、態様に応じ、次のような広域的な防災体制の整備に努める。

第6.2.1項 市町間及び県下の応援体制

町「防災安全課」は、災害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが円滑に実施できるよう情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確にする等、体制の整備に努める。なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

第6.2.2項 緊急消防援助隊の応援及び広域航空消防応援の要請

町「防災安全課」は、必要があると認める場合は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日、消防広第74号）又は大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日、消防救第61号）に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を、県に対し、要請する。その際には、応援要請・受入れが円滑に実施できるよう宿営場所及び進出ルートの確保等、多数の応援隊を迅速に受け入れるための体制の整備に努める。

第6.2.3項 広域防災応援及びその受入れ体制の整備

町「防災安全課」は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、町災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。

第6.2.4項 関係機関との連携協力

町「防災安全課」は、防災関係機関及び防災に関し重要な役割を担う民間ボランティア・企業等の多様な主体との応援協定の締結等連携協力を推進する。

第6.3節 自主防災体制

町「防災安全課」は、災害の発生を未然に防止し、災害による被害を最小限度にとどめるため、消防団や自主防災組織の育成、強化に努めるとともに、消防団と自主防災組織との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第6.4節 男女共同参画及び多様な主体の視点を取り入れた防災体制

町「企画商工課、防災安全課」は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（内閣府男女共同参画局（令和2年5月））に基づき、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備に努め、本計画の作成・修正に関する意思決定の場への多様な女性の参加を促進する。

町「福祉・介護課、防災安全課」は、高齢者、障がい者等の多様な主体の視点を取り入れた防災体制の整備も

考慮する。

第7章 調査研究

第7.1節 調査研究体制の整備

町は、県、国、指定地方行政機関、指定地方公共機関、研究機関等との連携を図りながら、防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第7.2節 資料の収集及び分析

町の風水害や地震・津波等の災害危険区域の実態をより総合的・科学的に把握するため、県や国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、河川氾濫、急傾斜地崩壊・地すべり・土石流、地震による地盤振動、液状化、津波等によって災害の発生が予想される危険箇所や、これらの災害に伴う施設被害、人的被害等について資料収集、被災要因の分析等を行い、適切な項目に分類整理し、本計画の見直しに反映させる。

第7.3節 調査研究事項

町〔防災安全課、住民課、企画商工課〕は、災害時の防災関係機関職員の早期参集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、防災情報等の収集・連絡・共有のIT化、住民生活への支援等に関する研究を推進する。調査研究に当たっては、多様な女性の参画を促進し、女性の視点を反映させる。

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第1.1節 災害に強いまちづくり

第1.1.1項 災害に強いまちの形成

町は、町の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の推進や避難に必要な整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進等、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。また、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を行う。さらに、防災・まちづくり・建築等を担当する各部署の連携の下、本計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導する等、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

1 地盤災害防止施設等の整備

1.1 治山施設の整備

1.1.1 森林整備保全事業の推進

本町は、町土の約27%が森林で占められ、町土保全上森林の役割は大きい。

町〔まちづくり課〕は、森林の維持造成を通じて、豪雨・暴風雨等に起因又は地震に伴う山地災害による被害を防止・軽減するため、県事業計画への働きかけと、事業実施段階における地元協議に積極的に協力し、治山施設の整備の促進を図る。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、県事業に対し、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備等の対策に協力する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するため、県による住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等に協力する。

1.1.2 山地災害危険箇所の点検

町〔まちづくり課〕は、山地災害を未然に防止するため、県による梅雨期・台風期前の危険な地区を中心とした点検に協力する。

1.1.3 山地災害危険箇所の周知等

町〔まちづくり課〕は、山地災害危険箇所について、県と連携し住民等に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

町〔防災安全課〕は、避難路、避難場所の設定に努める。

治山施設を整備するための主な治山事業の内訳を表2-1(237)に示す。

1.1.4 盛土の点検等

町〔まちづくり課〕は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

1.2 砂防施設の整備

1.2.1 砂防事業の推進

町〔まちづくり課〕は、豪雨・暴風雨等又は地震に伴う土砂の流出による被害を防止するため、県事業計画への働きかけと、事業実施段階における地元協議に積極的に協力し、砂防施設の整備の促進を図る。特に、県事業による土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川における、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備や、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川における、砂防堰堤、遊砂地等の整備に協力する。

1.2.2 砂防指定地の点検

町〔まちづくり課〕は、土砂災害を未然に防止するため、県による梅雨期・台風前期の砂防指定地の点検に

協力する。

1.2.3 土石流危険渓流の周知等

町〔まちづくり課、防災安全課〕は、土石流発生の危険性が高い渓流について、県と連携し住民等に周知するとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備を行う。また、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を玄海町防災マップの配布や町ホームページ等に公開し、住民等に周知する。

【資料編】

- ・ 資料－2 土砂災害警戒（特別）警戒区域

1.3 地すべり防止施設の整備

1.3.1 地すべり防止事業の推進

町〔まちづくり課〕は、豪雨・暴風雨等又は地震に伴う地すべりによる被害を防止するため、県事業計画への働きかけと、事業実施段階における地元協議に積極的に協力し、地すべり防止施設の整備の促進を図る。

1.3.2 地すべり防止区域の点検

町〔まちづくり課〕は、地すべり災害を未然に防止するため、県による梅雨期・台風期前の地すべり防止区域の点検に協力する。

1.3.3 地すべり防止区域の周知等

町〔まちづくり課、防災安全課〕は、地すべり防止区域について、県と連携し、住民等に周知するとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備を行う。また、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を玄海町防災マップの配布や町ホームページ等に公開し、住民等に周知する。

【資料編】

- ・ 資料－2 土砂災害（特別）警戒区域

1.4 急傾斜地崩壊防止施設の整備

1.4.1 急傾斜地崩壊防止事業の推進

町〔まちづくり課〕は、豪雨・暴風雨等又は地震に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、県事業計画への働きかけと、事業実施段階における地元協議に積極的に協力し、急傾斜地崩壊防止施設の整備の促進を図る。

1.4.2 急傾斜地崩壊危険区域の点検

町〔まちづくり課〕は、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、県による梅雨期・台風期前の急傾斜地崩壊危険区域の点検に協力する。

1.4.3 急傾斜地崩壊危険区域の周知等

町〔まちづくり課、防災安全課〕は、急傾斜地崩壊危険区域について、県と連携し住民等に周知するとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備を行う。また、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を玄海町防災マップの配布や町ホームページ等に公開し、住民等に周知する。急傾斜地崩壊防止施設を整備するための主な急傾斜地崩壊対策事業を表2-2(237)に示す。

【資料編】

- ・ 資料－2 土砂災害（特別）警戒区域

1.5 災害危険区域内の危険住宅の移転等

町〔まちづくり課〕又は県は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づき、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条の災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないとして認められる区域内にある住居の集団移転を促進するものとされている。

町〔まちづくり課〕は、玄海町地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例に基づき、がけ地の崩壊及び土石流等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域から危険住宅の移転を促進する。

2 河川、海岸、下水道及びため池施設の整備

2.1 河川関係施設の整備

2.1.1 河川関係施設の整備の推進

町〔まちづくり課〕は、堤防、樋門等の河川関係施設の風水害及び地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性や、耐震性及び必要に応じて施設操作の自動化や遠隔操作等による津波に対する安全性の確保に努める。

2.1.2 樋門等の管理

町〔農林水産課、教育課〕は、津波の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作する。また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、下流域における溢水等の防止及び被災流域における地震等に起因する二次災害の防止に努める。

2.2 海岸施設の整備

2.3 海岸関係施設の整備の推進

海岸管理者〔農林水産課〕及び施行者は、既往最大規模等の高潮、波浪等に対応できるよう、海岸堤防、排水施設等の海岸関係施設の安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保や、耐震性及び必要に応じて施設操作の自動化や遠隔操作等による津波に対する安全性の確保に努める。

2.3.1 樋門等の管理

海岸管理者〔農林水産課〕は、洪水・高潮・津波等の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作する。また、情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、後背地における溢水等や、地震等に起因する二次災害の防止に努める。海岸施設を整備するための主な海岸事業を表2-3(237)に示す。

2.4 下水道施設の整備

町〔生活環境課〕は、浸水防除や地震に対する安全性を確保するため、排水機場等の整備を促進する。また、排水機場等の風水害に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施するとともに、降雨により浸水が予想される場合には、操作規則に従い速やかに操作する。さらに、日常の巡視及び点検を実施するとともに、地震後は速やかに点検する。下水道施設を整備するための主な下水道事業を表2-4(237)に示す。

2.5 ため池施設の整備

2.5.1 ため池の整備の推進

ため池の管理者〔農林水産課〕は、適正な管理及び保全に努めるとともに、施設機能の健全度の低いため池の豪雨、耐震、老朽化対策を実施し、防災機能の維持・補強に努める。

2.5.2 ため池の危険度の周知等

町〔農林水産課〕は、県と連携して、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池を選定するとともに、ため池ハザードマップを作成・公表し、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策を行う。

2.5.3 ため池の貯留機能向上

ため池の管理者〔農林水産課〕は、事前放流及び大雨後の速やかな放流により、洪水貯留容量（空き容量）を確保し、大雨による流水をため池に貯留することで、下流域の洪水の軽減を図るものとする。

【資料編】

- ・ 資料 - 3 防災重点ため池一覧表

2.6 ダムの貯留機能強化

ダムの管理者は、治水協定に基づく事前放流や期別の水位低下運用により、洪水調節容量を確保し、下流域の浸水被害の軽減を図る。

2.7 田んぼダムの推進

田んぼの排水口に調整版を設置し、大雨時の水の流出を抑制することで、下流域の洪水被害を軽減する田んぼダムの整備促進を図る。

3 公共施設等の整備

町〔関係各課〕及び消防機関は、災害応急対策を実施する上で拠点となる等防災上重要な施設について、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。また、公共施設の管理者は、駐車場やグラウンドなどを活用した雨水貯留機能の強化に努める。町における防災上重要な施設を表2-5(237)に示す。また、昭和56(1981)年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等（特に、各庁舎、避難所となる施設）について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、防災上の重要度を考慮し、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。なお、避難所となる施設については、設計時において避難所として位置づけることを考慮するとともに、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

町〔まちづくり課、防災安全課〕は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

4 交通・通信施設の整備

主要な道路、港湾等の基幹的な交通施設の整備にあたっては、各施設の耐震化を図る。併せて、当該施設の管理者は、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、施設・機能の代替性の確保、各交通の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努める。

4.1 道路

町〔まちづくり課〕は、町道が災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障を生じないように、施設等の点検を実施し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。また、地域情報通信ネットワークシステム、道路防災対策を通じて、風水害に対する安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進する。さらに、避難路、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進に努める。

道路管理者〔まちづくり課〕は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、風水害時には迅速な通行止め等の危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

道路施設を整備するための主な道路事業を表2-6(238)に示す。

【資料編】

- ・ 資料-4 主要交通途絶予想箇所及び代替道路の状況

4.2 港湾・漁港

港湾及び漁港の管理者〔農林水産課〕は、風水害時に、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、港湾及び漁港施設について、高潮や強風による波浪に対する安全性を確保するための整備に努める。

4.3 臨時ヘリポート

町〔防災安全課〕は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備する。

【資料編】

- ・ 資料 - 5 ヘリコプター発着可能地点

第1.1.2項 建築物の安全化

町〔関係各課〕は、住宅を始めとする建築物の災害に対する安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

町〔関係各課〕及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、地震、津波、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

1 不特定多数の者が利用する施設

旅館等多数の者が利用する特定の建築物の所有者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する建築物の安全性の確保に努めるものとする。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めるものとする。

町〔まちづくり課〕、県及び国は、その指導に当たるものとされている。

2 一般建築物

町〔まちづくり課〕は、災害に対する安全性の確保を促進するため、建築確認申請等を通じ、基準の厳守の指導等に努める。また、建築確認申請等を通じ、耐震化の促進を図るとともに、住民への啓蒙を行い、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。さらに、建築物における浸水を防ぐため、防水扉及び防水板等整備を促進するよう努める。

3 落下物、ブロック塀等

町〔まちづくり課〕は、建築物の所有者に対し、強風による窓ガラス、看板、屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物防止対策の取組を指導する。また、建築物の所有者又は管理者に対し、天井材等の非構造部材や看板等の脱落防止等の落下物防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の取組を指導する。さらに、ブロック塀や家具等の転倒を防止するため、施工関係者に対し築造時の建築確認等の機会を捉えて正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について指導等を徹底するとともに、所有者への耐震改修及び落下物防止に関する広報の強化等、啓発を行い、特に通学路、避難路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

4 文化財

文化財所有者又は管理者〔教育課〕は、国・県・町指定の建造物について、現状の把握、耐震化の向上、補強修理及び応急防災施設の整備に努める。また、国・県・町指定の文化財等（以下「指定文化財等」という。）及びこれらを収容する資料館等の建築物に対して、国・県等の指導により、指定文化財等の耐震性の確保に努める。

《実施方法》

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるので、所有者・管理者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行う。

町〔教育課〕は、国や県に、これらの事業に対し、図2-1(210)に示すように必要な技術的指導・財政的支援を求める。

第1.1.3項 ライフライン施設等の機能の確保

町及びライフライン事業者は、ライフラインの被災が、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、相互に連携し、上下水道、電気、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。また、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みの促進に努める。

1 水道施設

1.1 水道施設の安全性の強化・耐震化

町〔生活環境課〕は、震度7の地震により、水道施設に甚大な被害が想定されるため、重要度の高い基幹施設や防災上重要な施設への給水施設等を中心として耐震診断を行い、その結果に基づく水道施設の新設・拡張等の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化・耐震化に努める。

1.2 水道施設の点検・整備

町〔生活環境課〕は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

1. 耐震性の高い管材料の採用
2. 伸縮可能継手の採用

1.3 断水対策

町〔生活環境課〕は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者等間の相互応援体制を整備する。

1.4 資機材、図面の整備

町〔生活環境課〕は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

【資料編】

- ・ 資料－6 水道事業指定給水工事事業者一覧表

2 下水道施設

2.1 下水道施設の安全性の強化・耐震化

町〔生活環境課〕は、下水道施設の耐震対策指針と解説（公共社団法人日本下水道協会）等に基づき下水道施設の耐震設計を行うとともに、風水害時においても下水道による汚水処理機能を確保することができるよう、重要幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の整備や停電対策等に努める。

2.2 下水道施設の保守点検

町〔生活環境課〕は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

2.3 資機材、図面の整備

町〔生活環境課〕は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

2.4 民間事業者等との連携

町〔生活環境課〕は、民間事業者等との協定締結等により発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

3 電力施設等の整備

3.1 電力設備の災害予防措置

九州電力送配電株式会社は、災対法第39条に基づき定めた九州電力送配電株式会社防災業務計画により、電力設備の耐震化及び災害予防措置を実施する。

3.2 電気工作物の巡視、点検、調査等

九州電力送配電株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。

九州電力送配電株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

4 電気通信設備等の整備

4.1 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、

次のとおり電気通信設備等の高信頼化のための整備を推進する。

1. 豪雨又は洪水、高潮・津波等のおそれがある地域においては、耐水構造化を実施する。
2. 暴風のおそれがある地域においては、耐風構造化を実施する。
3. 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を実施する。
4. 基幹的設備設置のため、安全な設置場所を確保する。

4.2 電気通信システムの高信頼化

1. 電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。
2. 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
3. 基幹的設備を分散設置する。
4. 通信ケーブルの地中化を促進する。
5. 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
6. 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2重ルート化を推進する。

5 バックアップ対策の促進

町〔防災安全課〕は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるよう I C T 部門の業務継続計画（B C P）の策定に努める。また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みの促進に努める。

第 1.1.4 項 災害応急対策等への備え

町〔関係各課〕は、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行くとともに、職員及び住民個々の防災力の向上に努める。特に、災害時には状況が刻々と変化していくことや、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。

町〔関係各課〕と防災関係機関は、このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応について、コミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。また、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産を有効活用する。

第 1.2 節 住民等の防災活動の促進

第 1.2.1 項 防災思想の普及、徹底

1 自主防災思想の普及、徹底

住民は、自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄等、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは町が行っている防災活動に協力する等防災への寄与に努めることが求められる。また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての町民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。このため、町は、自主防災思想の普及、徹底を促進する。

2 防災教育の実施

町〔関係各課〕は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

2.1 研修会

町〔防災安全課〕は、県や防災関係機関と連携して、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他災害対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

2.2 講習会

町〔防災安全課〕は、県や防災関係機関と連携して、風水害、地震の原因、対策等に関する科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

2.3 現地調査等

町の職員は、県や防災関係機関と連携して、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及に努める。

2.4 災害対応マニュアルの周知徹底

町〔防災安全課〕は、職員初動マニュアル等の災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

2.5 防災と福祉の連携

町〔防災安全課、福祉・介護課〕は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に努める。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・地方公共団体における気象防災業務支援のための気象庁等による取組等について（令和3年4月、内閣府（防災担当））

第1.2.2項 防災知識の普及、訓練

1 防災知識の普及

1.1 防災意識の向上及び地域の合意形成

町〔防災安全課〕は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難情報の意味と内容の説明等、啓発活動を住民等に対して行う。

1.2 防災知識の普及啓発

町〔防災安全課〕は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発に努める。

最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

1. 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
2. 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
3. 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
4. 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時に取るべき行動、避難場所や避難所での行動
5. 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
6. 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

7. 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動

1.3 防災マップ、地区別防災カルテ等の作成配布

町〔防災安全課〕は、地域の防災対策を的確に進める観点から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等災害の発生危険箇所等について調査する等地域防災アセスメントを行い、住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや災害時の行動マニュアル等を作成し、住民に配布するとともに、研修を実施する等、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動等の防災知識の普及に努める。

1.4 防災教育等の推進

町〔防災安全課〕は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及に努める。

町〔教育課、防災安全課〕は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実や学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。また、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。加えて、公民館等の社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進に努める。なお、防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するよう努める。

1.5 地震保険への加入促進

住民は、地震により被災した住家・家財を速やかに再建するための原資とするため、地震保険に加入し、地震に備えるよう努めるものとする。

町〔防災安全課〕は、国や一般社団法人日本損害保険協会等関係団体と協力し、広く住民に対して、地震保険の重要性を広報し、地震保険への加入促進に努める。

【資料編】

- ・ 資料 - 1 洪水・土砂災害ハザードマップ及び津波・高潮ハザードマップ
- ・ 資料 - 7 指定緊急避難場所・指定一般避難所・指定福祉避難所・要配慮者利用施設一覧表

2 防災訓練の実施、指導

町〔防災安全課〕は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携し、実践型の防災訓練を実施するよう努める。地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟の推進に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

3 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

町〔住民課、防災安全課〕は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底に努める。

第1.2.3項 町民の防災活動の環境整備

1 消防団の育成強化

町〔防災安全課〕は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

1.1 消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、町民の防災に関する意識を高めるとともに、町民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

1.2 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

1.3 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、町民と深いつながりができ、町民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努める。

1.4 消防団の装備の改善

消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図る。

1.5 消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図る。

1.6 消防団組織・制度の多様化

町民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

【資料編】

- ・ 資料－8 消防団の組織
- ・ 資料－9 玄海町消防団階級編成表

2 自主防災組織等の育成強化

町〔防災安全課〕は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、町民は、地域の防災訓練等自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進に努める。

町〔防災安全課〕は、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動拠点となる施設の整備に努め、消火、救助、救援のための資機材の充実を図る。さらに、町民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 自主防災組織の手引（平成29年3月、消防庁）

3 防災ボランティア活動の環境整備

3.1 防災ボランティア活動の環境整備

町〔住民課〕は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成、NPO・ボラ

ンティア等と協力した災害時の防災ボランティアとの連携について検討する。また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、玄海町社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との連携や、災害中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を構築し、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を行う。

町〔住民課〕は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

町〔生活環境課〕は、玄海町社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、住民やNPO・ボランティア等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

3.2 ボランティアコーディネーターの養成

玄海町社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての研修会を実施することにより、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

3.3 ボランティア活動支援機関の体制強化

町〔住民課〕は、玄海町社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、町内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

3.4 防災ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容を表2-7(238)に示す。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～（平成30年4月、内閣府（防災担当））

4 企業防災の促進

4.1 企業の事業継続計画等

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施する等事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。また、企業等は豪雨や暴雨等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

町〔企画商工課〕、県及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進に努めるものとされている。

町〔企画商工課〕は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

町〔企画商工課〕及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

4.2 介護保険施設等の防災体制

介護保険施設等の所有者又は管理者は、介護保険法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

町〔福祉・介護課〕は、県と連携し、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練実施状況を点検し、必要な指導・助言に努める。

5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案する等、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

町防災会議は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

町〔福祉・介護課、防災安全課〕は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合に努める。さらに、訓練等により、両計画の一体的な運用に努める。

第1.2.4項 災害教訓の伝承

町〔総務課〕は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町〔総務課〕は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第1.3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1.3.1項 平常時における備え

災害時に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下の事項を平常時より怠りなく行う必要がある。特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

町〔防災安全課〕は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制の構築に努める。

町〔各課〕は、平常時から国、県等関係機関間や、企業等との間で協定を締結する等、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結等の連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行う等、実効性の確保に留意する。また、企業等

に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）として活用可能な企業等の管理する施設を把握しておく等協力体制を構築し、企業等のノウハウや能力等を活用する。

町〔総務課〕は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や企業等との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大等に配慮するよう努める。

町〔企画商工課、まちづくり課、生活環境課、農林水産課〕は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

【資料編】

- ・ 資料 - 6 水道事業指定給水工事事業者一覧表
- ・ 資料 - 10 応急給水用資機材保有状況一覧表
- ・ 資料 - 11 水防倉庫及び備蓄資材一覧表
- ・ 資料 - 13 積土依に必要な土砂の土取場一覧表
- ・ 資料 - 14 建設業者一覧表
- ・ 資料 - 16 燃料調達先一覧表
- ・ 資料 - 17 建設機械調達先一覧表
- ・ 資料 - 18 船舶・船艇調達先一覧表
- ・ 資料 - 19 救出に必要な機械器具類等の状況
- ・ 資料 - 20 町有車両の状況

町〔まちづくり課〕は、国や県と連携し、災害応急対策への協力が期待される表 2-8(238) に示すような建設業団体等の担い手の確保・育成・登録に取り組む。

町〔関係各課〕は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

町〔防災安全課〕及び県は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化する等、調整を行うものとされている。

町〔企画商工課、防災安全課〕は、男女共同参画の視点から、町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

第 1.3.2 項 災害発生直前対策

1 警報等の伝達

町〔防災安全課〕は、災害の前兆が把握可能な災害について、玄海町避難情報の発令判断・伝達マニュアルにより、伝達を受けた警報等を住民等に伝達する体制を整備する。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月（令和 4 年 9 月更新）、内閣府（防災担当））

2 住民等の避難誘導體制

町〔防災安全課〕は、玄海町避難情報の発令判断・伝達マニュアルにより、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよ

う努める。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

3 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の整備に努める。

町〔農林水産課、教育課〕は、樋門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行う。

第1.3.3項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

1 情報の収集・連絡・伝達体制の整備

1.1 関係機関相互の連絡体制の整備

町〔防災安全課〕は、県及び各防災関係機関と連携し、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制を整備し、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備に努める。なお、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

1.2 情報の収集・連絡システムのIT化

町〔防災安全課〕は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。さらに、国〔内閣府等〕、公共機関及び県との情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努める。

【資料編】

- ・ 資料-21 気象観測施設

1.3 多様な情報収集手段の整備等

町〔防災安全課〕は、気象情報、被害情報等の各種情報や、画像情報等の多様な情報を一的に収集・管理し各関係機関に提供する県防災情報システムに加入し、必要な情報を正確・迅速に処理できるよう努める。図2-2(210)に県防災情報システムの防災情報連絡系統図を示す。また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を推進する。さらに、衛星携帯電話、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報等多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。また、道路や河川、クリーク等に防災カメラや水位計を設置することにより、浸水状況を早期に把握するとともに、住民への迅速な情報提供に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

2 情報の分析整理

町〔防災安全課〕は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材を養成し、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した玄海町防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすよう努める。

町〔防災安全課〕は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。さらに、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。加えて、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

町〔総務課、防災安全課〕は、県と連携の上、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておく。

3 通信手段の確保

3.1 災害時の重要通信の確保

町〔防災安全課〕は、県防災行政通信施設により、県現地機関、県警察、市町、消防本部、自衛隊、国、防災関係機関と結ぶ災害時の重要通信を確保する。図 2-3(210) に県防災行政通信施設の通信系統図を示す。

3.2 通信手段の整備・運用・管理等

町〔防災安全課〕は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。

1. 住民等への情報伝達が迅速に行えるよう、すでに導入している同報系防災行政無線（戸別受信機含む）、全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）、緊急速報メール、玄海町災害メールサービス、佐賀県防災ネットあんあん、ケーブルテレビ（チャンネル玄海）、玄海町公式 SNS について、施設・設備の管理に万全を期すとともに、災害時に有効活用できるよう運用方法の周知に努める。
2. 非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い等堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）に設置する。
3. 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。
4. 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を行う。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、国〔総務省〕と事前の調整を実施する。
5. 重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。
6. 携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておく。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。
7. 被災現場の状況をドローン、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
8. 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておく。また、IP 電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を行う。
9. 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する災害用伝言ダイヤル等の仕組みや利用方法等を玄海町防災マップ等により住民等に周知する。
10. 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築する。

【資料編】

- ・ 資料 -22 佐賀県防災行政通信ネットワークシステム電話番号一覧表

4 職員の体制

4.1 町職員の非常参集体制の整備

4.1.1 緊急参集可能職員の確保

町〔防災安全課〕は、災害発生後緊急に参集し、情報収集等に当たる緊急非常参集可能職員を確保する。

4.1.2 24 時間体制の推進

町〔防災安全課〕は、災害時の初動体制をさらに迅速に確立するため整備した、警備員による 24 時間体制の的確な運用する。大規模な災害が予想される際は、初動対応を取る職員の前日からの待機等といった弾力的に対応する。

4.1.3 連絡手段の整備

町の幹部職員等は、常時、携帯電話を携行し、連絡手段を確保する。

4.1.4 災害時の職員の役割の徹底

職員は、町災害対策本部が設置された場合に、各対策部長及び各班が実施すべき業務について、玄海町災害対策本部条例、玄海町災害対策本部規程等を熟知し、災害時における初動体制、所属職員の役割等を周知徹底する。

4.1.5 訓練等の実施

交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努める。

4.2 応急活動マニュアル等の作成

町〔防災安全課〕は、町の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した玄海町災害発生時の職員初動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、防災関係機関との連携等について徹底する。

4.3 人材の育成・確保

町〔防災安全課、総務課〕は、県や各防災関係機関と連携し、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

町〔防災安全課〕、ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化する等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

町〔総務課〕は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

5 防災関係機関相互の連携体制

町は〔防災安全課〕、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。また、避難情報等を発令する際に、国や県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

町〔防災安全課〕は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定を締結する。その際、町〔防災安全課〕は、近隣の市町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。

町〔防災安全課〕は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を整えるよう努める。応援協定の締結にあたっては、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、図2-4(211)に示す広域応援の体系に基づき、応援要請・受入れが円滑に実施できるよう情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確にする等、体制の整備に努める。

【資料編】

- ・ 資料-12 玄海町災害協定リスト

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 中小河川におけるホットライン活用ガイドライン（平成29年2月、国土交通省）

6 受援計画等の策定

町〔総務課、防災安全課〕は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受け

ることができるよう、応援計画や受援計画を作成し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努める。

町〔総務課〕は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

町〔総務課、防災安全課〕は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和3年6月、内閣府（防災担当））

7 消防相互応援体制の整備

町〔防災安全課〕又は消防機関は、大規模災害時に必要があると認める場合、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日、消防広第74号）、佐賀県緊急消防援助隊受援計画又は大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日、消防救第61号）に基づき、緊急消防援助隊の出動または広域航空消防の応援を、県に対し要請するため、それらの応援要請・受入れが円滑に実施できるよう情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確にする等、体制の整備に努める。

8 応急対策職員派遣制度の活用

町〔防災安全課〕及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとされている。

9 民間団体等との協力協定

町〔防災安全課〕は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。

10 業務継続性の確保

町〔防災安全課〕は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、玄海町業務継続計画を策定し、業務継続体制の確保に努める。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるため、玄海町業務継続計画の策定にあたっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月、内閣府（防災担当））
- ・ 市町村のための水害対応の手引き（令和5年5月、内閣府（防災担当））

町〔総務課〕は、特に、災害時に拠点となる庁舎について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

11 防災中枢機能等の確保、充実

11.1 災害対策本部等の整備

11.1.1 災害対策本部等

町〔防災安全課、総務課〕は、災害時に防災活動の中枢機関となる災害対策本部等を設置する本庁舎について、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の危険箇所等に配慮しつつ、情報通信機器の整備等必要な機能の充実に努めるとともに、耐震診断を実施し、必要があれば、施設・設備等の耐震性の強化や、風水害に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。

町〔防災安全課〕は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

11.1.2 非常用電源等の確保

町〔防災安全課〕は、災害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め非常用電源施設、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検・訓練等に努める。

11.1.3 食料等の確保

町〔防災安全課〕は、大規模災害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも2日ないし3日間の連続した業務が予想されるため、平常時より、職員の食料・飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備に努める。

11.1.4 非常用通信手段の確保

町〔防災安全課〕は、災害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星携帯電話等非常用通信手段の確保に努める。

11.2 町の防災拠点の整備

町〔防災安全課〕は、災害時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、少なくとも町に1箇所以上の防災拠点の整備に努める。

《主な機能》

- ・ 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- ・ 地域の防災活動のためのオープンスペース
- ・ ヘリポート機能
- ・ 情報通信機能

11.3 コミュニティ防災拠点の整備

町〔関係各課〕は、住民の避難場所として、また防災活動の拠点ともなるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、住民が容易に使用できる防災資機材等の整備に努める。

《主な機能》

- ・ 避難所、備蓄施設（平時には住民のコミュニティの拠点）
- ・ 避難場所としての広場
- ・ 情報通信機器

11.4 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

町〔防災安全課〕及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。また、町内外を問わず発生した大規模な災害時に各対策部等で対応した職員及び現地に派遣した職員の名簿を作成し、次に町内で災害が発生した場合、迅速に人員を確保できるように備えるとともに、職員からヒアリング等を行い、玄海町業務継続計画や玄海町災害発生時の職員初動マニュアル等の各種マニュアルの見直し作業を行う。

11.5 救援活動拠点の確保

町〔防災安全課〕は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。

【資料編】

- ・ 資料 - 5 ヘリコプター発着可能地点

第 1.3.4 項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動

町〔関係各課〕は、災害発生中に、その拡大を防止することが可能な災害の拡大防止に資する体制の整備並びに資機材の備蓄に努める。

町〔全課〕及び事業者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、災害発生後 7 2 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

下水道管理者〔生活環境課〕は、民間事業者等との協定締結等により発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害発生後においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

町〔全課〕は、二次災害を防止する体制を整備する。

町〔まちづくり課〕は、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

町〔全課〕は、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うとともに、観測機器等の確保について準備しておく。

【資料編】

- ・ 資料 - 6 水道事業指定給水工事事業者一覧表
- ・ 資料 - 10 応急給水用資機材保有状況一覧表
- ・ 資料 - 11 水防倉庫及び備蓄資材一覧表
- ・ 資料 - 13 積土俵に必要な土砂の土取場一覧表
- ・ 資料 - 14 建設業者一覧表
- ・ 資料 - 16 燃料調達先一覧表
- ・ 資料 - 17 建設機械調達先一覧表
- ・ 資料 - 18 船舶・船艇調達先一覧表

第 1.3.5 項 複合災害対策

町〔防災安全課〕は、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう玄海町業務継続計画や災害時受援計画をあらかじめ作成し、外部からの支援を早期に要請するよう努める。また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえてマニュアル等の見直しに努めるとともに、発生の可能性のある複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第1.3.6項 救助・救急、医療及び消火活動

町〔防災安全課、福祉・介護課〕は、医療機関及びその他の防災関係機関と連携し、発災時における救助・救急、消防及び保健医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図る。

1 救助活動体制の整備

町〔防災安全課〕及び消防機関は、大規模・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化に努める。

2 医療活動

2.1 関係機関の応援体制

町〔防災安全課、福祉・介護課〕、県、消防機関及び医療機関は、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担等、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとされている。

【資料編】

- ・ 資料-23 災害拠点病院
- ・ 資料-24 救急告示医療機関一覧表
- ・ 資料-25 医療機関一覧

2.2 町における災害時医療体制の整備

町〔福祉・介護課〕は、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

【資料編】

- ・ 資料-28 人工透析医療機関の連絡体制
- ・ 資料-29 人工呼吸器保有医療機関の連絡体制

2.3 災害時緊急医薬品等の備蓄

町〔福祉・介護課〕は、医薬品等の安定的な供給体制の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

3 保健衛生活動関係

町〔福祉・介護課、こども・ほけん課〕は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン（平成30年5月、厚生労働省）

4 消火活動

町〔防災安全課〕は、災害による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

【資料編】

- ・ 資料 - 8 消防団の組織
- ・ 資料 - 9 玄海町消防団階級編成表
- ・ 資料 -26 西部分署、北部分署の概況
- ・ 資料 -27 消防施設の状況
- ・ 資料 -30 防火水槽及び消火栓位置図

第 1.3.7 項 緊急輸送活動**1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化**

町〔企画商工課〕は、県と連携し、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及び物資の受入れ、搬送等の輸送拠点について把握・点検に努める。また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

1.1 輸送拠点の指定

町〔防災安全課、企画商工課〕は、地域内輸送拠点として、玄海町しおかぜドーム又は唐津農協玄海支所を指定し、緊急輸送ネットワークの形成に努める。

県は、緊急輸送ネットワークにおいて、被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点を指定しており、町近傍の地域物資輸送拠点は唐津市文化体育館を指定している。

【資料編】

- ・ 資料 -31 調達食料の集積場所

1.2 陸上輸送施設（緊急輸送道路ネットワーク）の指定

道路は、災害時において、救急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担っていることから、国及び県は、輸送拠点や海上輸送施設、航空輸送施設に配慮し、緊急輸送道路を指定し、緊急輸送道路ネットワークを構築している。町内に指定されている緊急輸送道路を図 2-5(212) に示す。

1. 第 1 次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路

2. 第 2 次緊急輸送道路

第 1 次道路とネットワークを構成し、本庁舎、警察署、消防署等の防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

1.3 輸送拠点、輸送施設の耐震化

町〔企画商工課〕は輸送拠点として指定している町の施設が使用できないことがないよう、非構造部材についても耐震を確保するよう努める。

1.4 沿道建築物の耐震化

町〔まちづくり課〕は、緊急輸送道路等における沿道の建築物の耐震化を推進する。特に、建築物が地震によって倒壊した場合において、相当多数の者の円滑な避難を困難とする道路沿いの建築物については、重点的かつ迅速に耐震化が図られるよう取り組む。

1.5 運送事業者等との連携

町〔企画商工課〕は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制を整備する。また、フォークリフト等を使用した効率的な荷役作業を行うことにより、被災者に物資を円滑に届けることが可能になるため、あらかじめ荷役機器の調達先について検討を行い、

必要に応じて民間企業等と協定を締結するよう努める。

1.6 緊急輸送車両の事前届出

町〔総務課〕は、災害時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

2 道路輸送の確保

道路管理者〔まちづくり課〕は、民間団体等と協定を締結する等、災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、協議会の設置等による道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

第1.3.8項 避難の受入れ及び情報提供活動

町〔住民課、福祉・介護課、こども・ほけん課〕は、平常時から、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

1 避難誘導

町〔防災安全課〕は、住民等の人命の安全を第一に、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難路を玄海町防災マップに掲載するとともに、標識等を設置し、住民等への周知徹底に努める。誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。併せて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知にも努める。

町〔まちづくり課〕及び施設管理者は、指定緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

町〔防災安全課〕は、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民等が自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がcaえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、玄海町防災マップの作成・配布等により、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町〔防災安全課〕は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定める。

町〔防災安全課〕は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町〔防災安全課〕は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定める等、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

町〔企画商工課〕及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

町〔福祉・介護課、住民課、防災安全課〕は、避難者のニーズを十分把握するとともに、県とも相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるような体制の整備に努める。

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、突発性の災害の発生に備え、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難路等についての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。なお、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

町〔企画商工課〕は、避難誘導にあたっては、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

町〔教育課〕は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しについて、避難訓練等により周知する。

町〔こども・ほけん課、教育課〕は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における保育所等の施設と町間の連絡・連携体制の構築に努める。

町〔福祉・介護課、防災安全課〕は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導體制の整備に努める。

1. 避難行動要支援者名簿登録者の実態把握
2. 避難路の整備及び選定
3. 避難所の受入環境
4. 避難誘導責任者及び援助者の選定

2 指定緊急避難場所

町〔防災安全課〕は、災対法第49条の4に基づき、同施行令第20条の3の基準に適合するように指定する。また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設管理者が開放するものとする等、その管理体制を規定した指定緊急避難場所管理要領を定める。なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるよう努める。

町〔防災安全課〕は、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、玄海町防災マップや町ホームページにより日頃から住民等への周知徹底に努める。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 指定緊急避難場所の指定に関する手引き（平成29年3月、内閣府（防災担当））

3 指定避難所等

3.1 指定避難所の指定及び周知

町〔防災安全課〕は、災対法第49条の7及び8に基づき、同施行令第20条の6の基準に適合するように指定する。その指定にあたっては、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、玄海町防災マップや町ホームページ等により住民等へ周知徹底する。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、防災アプリ等の多様な手段の整備に努める。

3.2 指定福祉避難所の指定

町〔防災安全課、福祉・介護課、こども・ほけん課〕は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ受入れ対象者を特定して公示する。

町〔福祉・介護課〕は、指定福祉避難所の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

【資料編】

- ・ 資料－7 指定緊急避難場所・指定一般避難所・指定福祉避難所・要配慮者利用施設一覧表

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月、内閣府（防災担当））
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月、内閣府（防災担当））

3.3 指定避難所の機能の強化

町〔防災安全課、福祉・介護課、住民課、こども・ほけん課〕は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

町〔防災安全課、企画商工課、福祉・介護課、住民課、こども・ほけん課〕及び施設管理者は、あらかじめ指定避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

1. 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
2. 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県及び独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
3. 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
4. 必要に応じ、換気、照明等良好な生活環境を確保するための設備の整備とともに必要に応じた電力容量の拡大
5. 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド、パーテーション、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレ等要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備
6. テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備
7. 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄・供給体制の確立
8. 飲料水の給水体制の整備
9. 支援者等の駐車スペースの確保
10. つり天井等非構造部材の耐震化の確保

対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点及び家庭動物を連れて避難する人がいること等地域の実情に

じて居住空間に配慮する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、避難所のレイアウトや動線を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災安全課とこども・ほけん課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努める。

指定避難所の物資等の備蓄に当たっては、県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領（平成24年12月21日、佐賀県）に基づき、町・県において整備するものとされ、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月、内閣府（防災担当））
- ・ 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和4年4月、内閣府（防災担当））
- ・ 指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設及び防災機能設備等の強化の推進について（通知）（令和4年1月13日付府政防第209号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））
- ・ 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第3版）（令和3年5月、内閣府（防災担当））

3.4 指定避難所の管理運営

町〔福祉・介護課、こども・ほけん課、住民課、企画商工課〕は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した男女共同参画の視点を取り入れた災害時避難所運営の手引き（令和3年1月、佐賀県立男女共同参画センター）等に基づき、指定避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、避難所運営マニュアルをあらかじめ定め、訓練を実施する。この際、住民への普及に当たっては、住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

町〔こども・ほけん課、福祉・介護課、住民課〕及び施設管理者は、特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

町〔防災安全課、福祉・介護課、こども・ほけん課〕及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 避難所運営ガイドライン（令和4年4月、内閣府（防災担当））

3.5 避難所生活上必要となる基本的事項

町〔防災安全課、福祉・介護課、住民課、生活環境課、企画商工課〕は、避難生活上必要となる次の基本的事項の検討に努める。

3.5.1 情報の提供

避難所生活に必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や応急仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮を行う。

3.5.2 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を行う。

3.5.3 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応を検討

する。

3.5.4 プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討する。

3.5.5 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した対応

避難行動要支援者名簿に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等避難所生活について十分配慮する。

3.5.6 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上等避難所以外で避難生活を送る避難者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行うよう配慮する。また、こうした避難者のほか、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努める。

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

3.5.7 車中泊者等への対応

大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう住民や企業等も含め、体制を検討する。

3.5.8 ホームレスへの対応

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

3.5.9 女性や子供等への安全配慮

指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に及びトイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

4 避難行動要支援者対策

町〔福祉・介護課、子ども・ほけん課〕は、災害時には避難等の行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者の名簿登録に基づき、事前に援助者を決めておく等の平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実等防災対策の推進を図る。

4.1 地域安心システムの整備

町〔福祉・介護課、子ども・ほけん課〕は、平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努める。

これら避難行動要支援者を支援するための地域安心システムのイメージを図2-6(212)に示す。

4.2 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

町〔福祉・介護課〕は、災対法第49条の10及び玄海町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は財産を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿を以下のとおり

作成及び管理する。

4.2.1 避難支援等関係者となる者

1. 民生委員
2. 玄海町社会福祉協議会
3. 自主防災組織
4. 玄海町消防団
5. 唐津市消防本部
6. 唐津警察署
7. 町の関係部署

4.2.2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

玄海町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則（以下「名簿情報提供規則」という。）に規定する次の各号のとおりとする。

1. 要介護認定又は要支援認定を受けている者
2. 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く。）
3. 療育手帳 A の交付を受けている者
4. 精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者
5. 指定難病患者のうち、唐津保健福祉事務所で定める支援区分が A 又は B の者
6. 75 歳以上のみの世帯の者
7. 上記以外で、特に支援を要する人として、本人又はその代理人が希望した者

4.2.3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿に記載する事項は、名簿情報提供規則に規定する次の各号のとおりとする。

1. 氏名
2. 生年月日、年齢
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 電話番号その他の連絡先
6. 避難支援等を必要とする事由
7. 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項

上記の個人情報について、避難行動要支援者台帳登録申請書から作成する。

4.2.4 名簿更新に関する事項

町〔福祉・介護課〕は、避難行動要支援者名簿を随時更新するとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。登録事項に変更が生じた場合は、本人、家族、避難支援等関係者からの届出によりその内容を変更する。変更を覚知した場合に本人又は家族に変更届を提出するように促す。名簿登録者が死亡、町外転出及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する。

4.2.5 情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

町〔総務課〕は、個人情報取り扱いに関する研修を実施する。

町〔福祉・介護課〕は、情報提供の際には、個人情報取り扱いについての確認書を取り交わす。

4.2.6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町〔防災安全課〕は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は通知を受けたときは、第 2 編第 2.1.1 項「警報等の伝達等」(53)により、予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び町民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、町民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

町〔防災安全課〕は、必要な通知又は警告をするに当たっては、避難行動要支援者が災対法第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

4.2.7 避難支援等関係者の安全確保

避難行動支援については、避難支援等関係者本人やその家族等の生命及び身体の安全をまず守ることが大前提であるため、地域においては、避難支援者等の安全確保の措置を決めるに当たって、あらかじめ地域全体でルールを決め、周知することが必要となる。

また、避難行動要支援者に名簿活用の意義等を理解してもらうことと合わせて、全力で支援するが、支援できない可能性があることも理解してもらうことも重要となる。

4.3 個別避難計画の作成及び管理

町〔福祉・介護課〕は、災対法第49条の14に基づき、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を以下のとおり作成及び管理する。

4.3.1 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

以下の事項をもとに優先度を判断する。

1. 洪水、津波、高潮、土砂災害等の危険度
2. 避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
3. 独居等の居住実態、社会的孤立の状況
4. PAZに居住する者

4.3.2 個別避難計画作成目標期間

令和4年度から令和8年度まで

4.3.3 個別避難計画作成の進め方

町〔福祉・介護課〕が優先的に支援する計画づくり（以下「町支援による個別避難計画」という。）と並行して、本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入・作成し（以下「本人・地域記入による個別避難計画」という。）、町に提出する。

提出された本人・地域記入による個別避難計画は、避難支援等実施者や避難先などの法定事項のほか本計画で定める事項について、個別避難計画の作成主体である町が必要な記載等に漏れがないかを確認する。町に提出する際に外部提供の同意を併せて確認する。

以下について適当と認めた場合には、個別避難計画として取り扱う。

1. 町が定めた様式で必要な情報が記載等されている場合
2. 地域や関係団体において作成した様式で必要な情報が記載等されている場合（本人の了解の下、自主防災組織などの団体が複数の要支援者をまとめて避難計画を作成している場合を含む。）

4.3.4 避難支援等関係者となる者

1. 避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者となる者
2. 関係する福祉・医療事業者
3. 関係する障害者団体・患者団体

4.3.5 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

1. 避難行動支援者名簿の項目
2. 同居人数
3. メールアドレス
4. 緊急時連絡先
5. 地域支援者
6. 自宅付近のハザード状況
7. 緊急避難場所、避難所、避難経路
8. マイ・タイムライン

9. 普段いる部屋及び寝室の位置

10. 不在時の目印

11. 避難済の目印

12. 移動の際の持出物品、保管位置

13. 避難支援に必要な器具等

14. 常用薬の有無、種類、保管位置

15. かかりつけ医、薬局

16. 避難時に配慮すべき事項

17. 原子力災害に係る追記事項

(1) 原子力災害対策重点区域（PAZ 又は UPZ）の区分

(2) 施設敷地緊急事態要避難者の当該可否と該当要件（PAZ に限る。）

(3) 避難の手段

(4) バス避難時の集合場所（自家用車で避難する予定の者も含める。）

(5) 放射線防護対策が講じられた施設等の名称及び住所（PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者の場合に限る。）

(6) 原子力災害避難先施設名の名称、住所

(7) 避難するタイミング（原子力緊急事態区分）

(8) 安定ヨウ素剤の有無、内容、保管位置

18. 避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

上記のうち個人情報について、避難行動要支援者台帳登録申請書から作成する。

4.3.6 個別避難計画の更新に関する事項

町〔福祉・介護課〕は、個別避難計画を随時更新するとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、計画の適切な管理に努める。登録事項に変更が生じた場合は、本人、家族、避難支援等関係者からの届出によりその内容を変更する。変更を覚知した場合には、本人又は家族に変更届を提出するように促す。避難行動要支援者名簿から抹消された場合は、計画を抹消する。

4.3.7 情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

避難行動要支援者名簿の項に同じ

4.3.8 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難行動要支援者名簿の項に同じ

4.3.9 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者名簿の項に同じ

4.4 避難行動要支援者避難体制の整備

4.4.1 個別避難計画作成の体制

町〔福祉・介護課、防災安全課〕は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

4.4.2 情報伝達体制

町〔防災安全課〕は、消防機関等による避難行動要支援者への災害情報伝達システムを整備するとともに、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立に努める。また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備確立等による分かりやすい情報伝達体制の整備に努める。

4.4.3 地域全体での支援体制

町〔福祉・介護課、防災安全課〕は、災害時に、消防機関、県、県警察、家族、自治会、自主防災組織あるいは、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行え

るような体制の整備に努める。

4.4.4 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送体制

町〔福祉・介護課〕は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、体制整備に努める。

4.5 防災知識の普及、啓発及び訓練の実施

町〔福祉・介護課、防災安全課〕は、避難行動要支援者が災害時に火災防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害をできるだけ受けないよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施する。

町〔福祉・介護課〕は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員等高齢者、障がい者の居宅状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月、内閣府（防災担当））

5 応急仮設住宅等

5.1 建設資材の調達

町〔まちづくり課〕は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。国は、要請に応じ速やかに国有林材の供給に努めるものとされている。

5.2 応急仮設住宅の建設場所

町〔まちづくり課〕は、大規模災害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、平常時から二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておく。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

5.3 公営住宅等への収容

町〔まちづくり課〕は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

5.4 民間賃貸住宅の活用

町〔まちづくり課〕は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるよう、体制の整備に努める。

6 帰宅困難者対策

町〔防災安全課〕は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶ等一時滞在施設の確保に努める。

7 被災者等への的確な情報伝達

町〔防災安全課〕は、雨量、出水の程度等を観測するための施設・設備の整備充実とともに、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含めを常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図り、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線（戸別受信機を含む）のほか携帯端末の緊急速報メール機能、玄海町災害メールサービス、防災ネットあんあん、玄海町公式SNS、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ等を活用し、警報等の住民等への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

町〔福祉・介護課〕は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

町〔防災安全課〕は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

第 1.3.9 項 物資の調達、供給活動

町〔企画商工課、防災安全課〕及び県は、平常時から連携して、災害時における住民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえながら、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行う等調達・輸送体制の確立に努める。また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になること等、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。大規模な地震災害では、物資を調達し、配布されるまで日数を要することから、食料や飲料水をはじめ、服用薬等日常生活を送るうえで必要な品物について、連携して住民自らが備蓄を行うよう呼びかけていく。

1 確保の役割分担

1.1 住民等

家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で 3 日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

1.2 町

町〔防災安全課、企画商工課〕は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料・飲料水・生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資について備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結等、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、町単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。

2 備蓄方法等

町〔企画商工課、防災安全課〕は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等体制の整備に努める。

3 食料・飲料水

3.1 食料の確保

食料の品目としては、精米、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

町〔企画商工課、防災安全課〕は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結等体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう備蓄又は調達体制を整備する。

【資料編】

- ・ 資料 -31 調達食料の集積場所

3.2 飲料水の確保及び資機材の整備等

町〔生活環境課、防災安全課〕は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水（1人1日3リットル）の確保に努める。

町〔生活環境課〕は、給水車、ポリ容器等の必要な資機材の整備に努める。また、ミネラルウォーターやお茶等のボトル飲料についても、民間業者等との協定締結を図る等必要に応じて備蓄を行う。

【資料編】

- ・ 資料-10 応急給水用資機材保有状況一覧表
- ・ 資料-32 補給水利施設一覧表

4 生活必需品

町〔企画商工課、防災安全課〕は、災害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。また、関係団体や民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結等体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力等）の把握に努める。

町〔企画商工課、防災安全課〕は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

【資料編】

- ・ 資料-12 玄海町災害協定リスト

5 医薬品

町〔こども・ほけん課〕は、唐津東松浦医師会、唐津東松浦薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

6 木材等の確保

町〔農林水産課〕は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

第1.3.10項 防災訓練

災害に対して被害を最小限に食い止めるためには、本計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等の間における連絡協調体制の確立や、住民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災関係機関及び要配慮者を含めた住民等の地域に関する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組む。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズや、避難行動要支援者への支援、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1 町

町〔防災安全課〕は、防災訓練の実施に当たっては、国、県、他の市町、県警察、消防機関及びその他の防災関係機関等と連携して行う。この際、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。また、自主防災組織及び住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とする。

《訓練の内容例》

1. 災害発生時の広報
2. 避難誘導、高齢者等避難、避難指示及び警戒区域の設定
3. 避難行動要支援者の安全確保
4. 消防、水防活動
5. 救助・救急活動
6. ボランティアの活動体制の確立
7. 食料・飲料水、医療その他の救援活動
8. 被災者に対する生活情報の提供
9. 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

2 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動を実施するうえで、円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

3 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、住民の協力が必要不可欠である。このため、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

町〔防災安全課〕は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

3.1 事業所（防火管理者）における訓練

学校等、病院、社会福祉施設及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として町、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

3.2 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、町及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

3.3 住民の訓練

住民一人一人の災害時の行動の重要性を考慮し、町及び防災関係機関が実施する防災訓練への自発的参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）（府政防第733号：令和3年6月）

第 1.3.11 項 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

1.1 町の災害廃棄物処理計画

町〔生活環境課〕は、災害廃棄物対策指針や佐賀県災害廃棄物処理計画に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力のあり方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。災害廃棄物処理の基本的な流れを図 2-7(212) に示す。

1.1.1 風水害時の災害廃棄物処理計画に盛り込む内容

1. 被災地域の予測

2. 風水害廃棄物発生予測
3. 仮置場の確保と配置計画・運営計画
4. 仮設トイレ調達、設置、運営計画
5. 排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
6. 町で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
7. 仮置場での破碎・分別体制
8. 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策
9. 収集運搬車両とルート計画
10. 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
11. 住民への広報（分別排出、仮置場等について）

1.1.2 地震災害時の災害廃棄物処理計画に盛り込む内容

1. 被災地域の予測
2. 災害廃棄物発生予測
3. がれき等の災害廃棄物発生量の推計
4. 仮置場の確保と配置計画・運営計画
5. 仮設トイレ調達、設置、運営計画
6. 排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
7. 町で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
8. 有害廃棄物対策（特にアスベスト）
9. 収集運搬車両とルート計画
10. 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
11. 住民への広報（分別排出、仮置場等について）

【資料編】

- ・ 資料-33 廃棄物処理施設の状況

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 災害廃棄物対策指針（平成30年3月、環境省）
- ・ 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（令和3年3月、環境省）
- ・ 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月、環境省）
- ・ 地方公共団体向け仮設処理施設の検討の手引き（令和3年5月、環境省）
- ・ 災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（令和5年4月、環境省）

1.2 建物の耐震化等

町〔総務課、まちづくり課、教育課、企画商工課、福祉・介護課、こども・ほけん課、住民課〕、防災関係機関及び建築物の所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

町〔まちづくり課〕は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく玄海町空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例により、次に示す特定空家等に認定された空家の所有者・管理者に対し、改善のための指導、勧告、命令等を行い、地震による倒壊や火事等を未然に防止する。なお、町では、特定空家等の除却工事に要する費用の2分の1（上限50万円）を補助する。

《特別空家等》

1. そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

2. そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
3. 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
4. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

1.3 大量に生じた災害廃棄物への備え

町〔生活環境課〕は、大量災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・処理施設の確保に努める。また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

町〔生活環境課〕は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

1.4 アスベスト使用建築物等の把握

町〔まちづくり課〕は、県と連携し、災害発生時に、アスベスト飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める。

2 各種データの整備保全

町〔防災安全課〕は、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備しておく。また、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 罹災証明書の発行体制の整備

町〔防災安全課、住民課、まちづくり課、生活環境課〕は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部署を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進める等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

町〔防災安全課、住民課、まちづくり課、生活環境課〕は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署と応急危険度判定担当部署とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

町〔防災安全課、住民課、まちづくり課、生活環境課〕は、県が開催する住家被害の調査の担当者のための研修会に参加し、災害時の住家被害の調査の迅速化に努める。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月、内閣府（防災担当））
- ・災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き（令和3年5月、内閣府（防災担当））
- ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（令和3年5月、内閣府（防災担当））
- ・（映像資料）住家の被害認定調査」令和2年3月、内閣府（防災担当）
- ・罹災証明書の様式の統一化について（令和2年3月、内閣府（防災担当））
- ・罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について（令和2年5月、内閣府（防災担当））
- ・住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について（令和2年7月、内閣府（防災担当））
- ・罹災証明書の統一様式の改定について（令和2年12月、内閣府（防災担当））

4 復興対策の研究

町〔防災安全課、住民課、企画商工課〕は、災害時の防災関係機関職員の早期参集・活動要領、自主防災組織

や各種のボランティア等の育成要領、防災情報等の収集・連絡・共有のIT化、住民生活への支援等に関する研究を推進する。調査研究に当たっては、多様な女性の参画を促進し、女性の視点を反映させる。

第2章 災害応急対策

災害時の応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達等の災害未然防止活動（津波災害、風水害における避難誘導等の対策、風水害における水防）があり、災害発生後は、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

さらに、避難対策（応急収容を含む。）、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊等）の防止を行っていくこととなる。このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

第2.1節 災害発生直前の対策

第2.1.1項 警報等の伝達等

町〔本部事務局〕は、災害が発生するおそれがある場合には、消防団等と連携を図りながら浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を実施するとともに、玄海町避難情報の発令判断・伝達マニュアルより、伝達を受けた警報等及び避難情報を住民等に迅速かつ的確に伝達する。

第2.1.2項 住民等の避難誘導

町〔本部事務局、住民対策部、消防団〕は、住民等に対し、迅速かつ円滑な避難誘導を行う。

町〔本部事務局〕は、避難情報が発令された場合における住民等の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、玄海町防災マップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民等が自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

町〔本部事務局、住民対策部〕は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放するとともに、町ホームページの避難場所開放・避難所開設状況マップ等を活用し、住民等に対し周知徹底する。

町〔本部事務局〕は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

町〔本部事務局、住民対策部〕は、大規模災害が発生するおそれの段階で、国が対策本部を設置し、県が告示された区域に含まれ災害救助を行う場合は、避難所の供与と要配慮者の避難のための輸送の応急救助が実施されるので、これを補助する。ただし、県から委任された応急救助については、実施主体となる。

第2.1.3項 災害未然防止活動

町は、必要に応じ、災害を未然に防ぐための応急対策を行う。

町〔産業対策部〕は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有する等備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2.2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）や津波警報、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、災害の規模や被害の程度に応じ、町、県及びその他関係機関は、情報の収集・連絡を迅速に行う。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握に努める。

町、県及びその他関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣す

ること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努めるものとされている。

町は、収集・連絡された情報に基づく判断により、他機関と連携を取りつつ、応急対策の実施体制をとる。

第2.2.1項 災害情報の収集・連絡、報告

1 被害規模の早期把握のための活動

町〔本部事務局〕は、発災直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

2 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

町〔本部事務局〕は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国〔消防庁〕へ報告する。

町〔本部事務局、住民対策部〕は、特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

町〔本部事務局、住民対策部〕は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

町〔基盤対策部〕、国、県は、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、町〔本部事務局〕に連絡するものとされている。

町〔産業対策部、住民対策部〕は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無の把握に努める。

3 一般被害情報等の収集・連絡

町〔本部事務局〕は、被害の情報を収集し、県へ報告し、必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。収集する被害の情報、連絡方法、報告方法を次に示す。

3.1 収集する災害情報の種類

防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第1段階】緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

1. 画像情報
2. 画像伝送システムによる情報
3. ヘリコプターによる被害情報
4. 国土交通省等の設置するカメラからの情報
5. 電子メールによる情報
6. 主要緊急被害情報
7. 概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等）
8. ライフライン被害の範囲
9. 医療機関へ来ている負傷者の状況
- 1 1 9 番通報が殺到する状況 等

【第2段階】被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）

1. 人的被害（行方不明者の数を含む。）

2. 住家被害
3. ライフライン被害
4. 危険物施設等の被害
5. 公共施設被害
6. 農林水産、商工被害（企業、店舗、工業用水道施設及び観光施設等の被害）等

【第3段階】対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）

1. 応急対策の活動状況
2. 災害対策本部の設置、活動状況 等

3.2 災害情報の収集、共有

町〔全部局〕は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、風水害や地震被害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう努める。

3.2.1 参集途上職員による緊急災害情報の収集

町の職員は、参集途上中に、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等を活用して周囲の被災状況を把握するものとし、参集後所属長に報告する。報告を受けた所属長は、本部事務局へ、その映像を添え報告するものとする。

3.2.2 災害情報の収集

町〔全部局〕は、地域内に発生した被害や対策の状況を表 2-9(238) に示す調査分担により迅速かつ的確に調査収集する。なお、被害甚大等のため、調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行う。

3.2.3 情報の共有

町〔本部事務局〕、国、県、その他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努めるものとされている。

【資料編】

- ・ 資料 -22 佐賀県防災行政通信ネットワークシステム電話番号一覧表

3.3 災害情報の連絡方法

3.3.1 町における連絡方法

災害情報を関係機関と共有するときの町における連絡窓口を表 2-10(239) に示す。連絡事項は、以下のとおりである。

1. 町災害対策本部設置の状況
2. 住民の生命、財産に関する安否の状況
3. 緊急対策を必要とする事項

3.3.2 県への連絡方法

町〔本部事務局〕は、収集した災害情報を、県（災害対策本部等）に対し、図 2-8(213) に示す連絡系統により、迅速かつ的確に連絡するとともに、必要に応じ、防災関係機関に対し連絡する。災害情報の連絡に当たっては、防災行政無線、電話、FAX、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により行う。さらに、必要に応じ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話及びビデオ等を活用し、画像情報の連絡に努める。

3.4 災害状況の報告

町〔本部事務局〕及び消防機関は、災対法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、県（国）に対し、災害状況を報告する。

なお、災対法第53条第1項の規定に基づき町が行う県への報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報

要領に基づき行う県への報告と一体的に行うものである。

3.4.1 報告責任者

町〔本部事務局〕は、災害情報が災害対策上極めて重要なものであるから、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をする。

3.4.2 報告の要領

1. 報告の種類等

災害情報の報告の種類の内訳を表2-11(239)に示す。

2. 報告を必要とする災害の基準

報告を必要とする災害の基準を表2-12(239)に示す。

3.4.3 報告の要領

3.4.3.1 災害概況即報

町〔本部事務局〕は、初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、災害覚知後直ちに、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を経由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。ただし、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合は、直接県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

町〔本部事務局〕は、町内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）又は、死者又は行方不明者が生じた災害が発生した場合、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

3.4.3.2 被害状況即報

町〔本部事務局〕は、被害状況の判明次第、逐次報告するもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を経て、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。ただし、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合は、直接県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。なお、町〔本部事務局〕は、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、直接消防庁へ報告する。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

町〔本部事務局、住民対策部〕は、特に行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等は外務省）又は都道府県に連絡する。

町〔本部事務局、住民対策部〕は、住家の被害状況が、災害救助法施行令第1条の別表に示す適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

3.4.3.3 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に、報告する。報告の経路は、被害状況即報のとおりとする。

上記における消防庁の連絡窓口を表2-13(240)に、県の連絡窓口を表2-14(240)に示す。

【資料編】

- ・ 資料-35 被害状況等の報告のための各種様式

3.4.4 防災関係機関等の協力

指定地方行政機関、指定公共機関等防災関係機関は、町が行う災害情報の収集に積極的に協力するとともに、自ら調査収集した災害情報について、努めて町に通報又は連絡を行う。

3.5 異常現象発見時の通報

町〔本部事務局〕は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（危機管理防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。

3.5.1 通報系統図

異常現象を発見した者の通報系統を図2-9(214)に示す。

3.5.2 発見者の通報

異常現象を発見した者は、災対法第54条第1項に基づき、直ちにその旨を町又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

3.5.3 警察官等の通報

異常現象の通報をうけた警察官又は海上保安官は、災対法第54条第3項に基づき、その旨を直ちに町に通報することとされている。

3.5.4 町長の通報

町〔本部事務局〕は、災対法第54条第4項に基づき、前記イ及びウによって異常気象を知ったときは、その旨を次にかかげる関係機関に通報する。

1. 県（危機管理防災課）
2. 唐津警察署
3. 唐津海上保安部
4. 佐賀地方気象台
5. 唐津市消防本部
6. 異常現象によって災害が予想される隣接市町
7. 異常現象によって予想される災害と関係のある県の出先機関及び関係機関

3.5.5 住民等に対する周知徹底

町〔本部事務局〕は、異常現象の通報を受けたときは、予想される災害地域の住民等及び関係団体等に対し、防災行政無線等により周知する。

3.5.6 通報を要する異常現象

1. 異常潮位
天文潮（通常の干満潮位）から著しく崩れ、異常に変動した場合
2. 異常波浪
海岸等に被害を与える程度以上のうねり、波浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
3. 地震動等により引き起こされる現象
地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭 等
4. その他
崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭 等
5. その他地震に関するもの
群発地震

3.5.7 通報項目

1. 現象名
2. 発生場所
3. 発見日時分
4. その他参考となる情報

4 応急対策活動情報の連絡

町〔本部事務局〕は、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町〔本部事務局〕に連絡するものとされている。

第2.2.2項 通信手段の確保

町〔本部事務局〕は、災害の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳等により、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信を確保する。

町〔本部事務局〕は、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行う。

1 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時においては防災、平常時においては一般行政に関する情報の通信を行うため、無線回線（地上系）及び有線回線（光ケーブル）により、県本庁を中心として県警察、県現地機関、市町、消防機関、ダム管理所、自衛隊及び防災関係機関との間をネットワーク化した通信網であり、メール、電話、FAX、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる。県防災行政無線の通信網の概要を表2-15(240)に示す。

1.1 国、他都道府県への通信

県防災行政無線、消防庁及び国土交通省の無線回線（地上系、衛星系）を利用し、県と国及び他都道府県との間で情報の通信（電話、FAX、映像）ができる。

県では、必要に応じ受信した情報を無線回線又は有線回線により市町、消防本部等に送信する。

1.2 被災現場からの通信

県防災行政無線及び移動系無線を利用し、被災現場からの通信を行う。また、携帯電話や可搬型衛星通信システム等の映像伝送システムも活用する。

1.3 通信統制

円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を優先的に確保するため、必要に応じ、県本庁（統制局）において通信の統制を行う。

1.4 その他

通信を行う場合は、佐賀県防災行政無線通信運用管理規定に従う。

2 災害時優先電話

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない固定電話と発着信規制の対象とされない携帯電話がある。町〔本部事務局〕に設置しているのは、固定電話である。

3 移動体通信（携帯電話等）

MCA無線機、衛星携帯電話、携帯電話等を活用する。

4 非常通信

災害等の非常の事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になったときは、電波法第52条第4号及び第74条第1項の規定に基づき、非常通信の取扱いを行う。

1. 非常通信として、取り扱える通信の内容

- (1) 人命の救助、避難者の救護に関するもの。
- (2) 風水害の予報等に関するもの。
- (3) 非常事態に際しての交通制限、その他の秩序、又は緊急措置に関するもの。
- (4) 気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。
- (5) 災害対策本部、防災関係機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。

2. 非常通信の発信資格者又は依頼者

- (1) 県、町、日本赤十字社、消防機関、電力会社、鉄道会社
- (2) 新聞社、通信社、放送局
- (3) その他人命の緊急救助措置、又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能。

3. 非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局

5 放送機関の利用

町〔本部事務局〕は、災害時において、緊急に、通知、要請、伝達又は警告をする必要があり、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信事業法第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法第 3 条第 4 項第 4 号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法第 2 条第 2 3 号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。ただし、放送事業者と協議して定めた手続きにより、これを行わなければならない。

6 インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報伝達を行う。

7 その他

アマチュア無線、赤十字無線奉仕団への協力要請を行う。

第 2.2.3 項 町の活動体制

町は、発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。

町災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

町は、町災害対策本部における本部事務局と住民対策部との連携の下、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難支援の実施等に努める。

町は、町内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

1 防災体制

1.1 防災体制の基準

災害時の防災体制については、表 2-16(241) のとおりとする。

1.2 災害対策の体制

1. 災害準備室（第 1 次防災体制）

防災情報を入手し、状況の進展を見守る要員を配置し、防災情報等を把握する。災害準備室の体制要員は、表 2-17(241) のとおりとする。

2. 災害情報連絡室（第 2 次防災体制）

防災情報を分析し、専門機関との情報交換ができる体制を整え、風水害においては警戒レベル 3 高齢者等避難の発令を検討する。災害情報連絡室の体制要員は、表 2-18(241) のとおりとする。

3. 災害警戒本部（第 3 次防災体制）

専門機関とのホットライン及び要配慮者の指定緊急避難場所への受入体制を整え、避難指示の発令を検討する。災害警戒本部は、副町長を本部長とし表 2-19(241) のとおりとする。

4. 災害対策本部（第 4 次防災体制）

防災対応の全職員が体制に入り、災害応急活動を実施する。災害対策本部は、町長を本部長とし表 2-20(241) のとおり、災害対策本部会議及び各対策部を設置する。

1.3 職員の参集体制

職員は、災害対策活動に従事するため、次により参集し、体制につく。勤務時間外においては、次のとおりとする。

1. 災害対策本部設置に伴う参集の指示を受けた場合又はその設置を知った場合で上司等との連絡がとれないときは、直ちに参集する。
2. 災害の規模等が確認できない場合で、甚大な被害をもたらす重大な事態だと自ら判断した場合は、自主的に、直ちに参集する。

次に該当する場合は、それぞれに定めるとおりとする。上司との連絡がとれるときは、その指示を受ける。

1. 居住地の周辺で大規模な被害が発生し、救助活動を行うため参集できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに参集する。

2. 職員自身が重大な負傷等により、参集できないときは、上号の規定は適用しない。
3. 職員の家族が被災し、救助や病院への収容等の必要な措置をとるため参集できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに参集する。
4. 遠隔地に出張中等、物理的に直ちに参集できないときは、できるだけ速やかな参集に努める。

参集場所の例外は、以下のとおりである。

1. 職員は、参集に当たって、交通途絶により所定の場所に参集できない場合は、その旨を上司等へ連絡し、指示を受ける。
2. 上司等と連絡がとれないときは、本部事務局の指示に従う。

1.4 県との連携

町〔本部事務局〕は、県災害対策本部又は現地災害対策本部が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い連携する。

2 災害対策本部の事務分掌

各対策部の事務分掌を表2-21(242)に示す。

第2.2.4項 広域的な応援体制

1 応援体制の基本方針

1. 町〔本部事務局〕、国、県及びその他防災関係機関は、災害時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとされている。
2. 町〔本部事務局〕は、災害時は、佐賀県・市町災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
3. 町〔本部事務局〕は、必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。
4. 町〔本部事務局〕は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。
5. 町〔本部事務局〕は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。
6. 町が応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。
7. 応援職員の派遣に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、町〔本部事務局〕は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

2 応援体制

2.1 他の市町への応援要請

町〔本部事務局〕は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町に対し、応援要請を行う。

2.2 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

町〔本部事務局〕又は消防機関は、必要があると認める場合は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱、佐賀県緊急消防援助隊受援計画、佐賀県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画又は規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、県に対し、要請の連絡を行う。

2.3 県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請

町〔本部事務局〕は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請する。災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求める。

派遣要請者は、町長等で、要請先は県危機管理防災課（総括対策部）とする。要請の必要事項は、表2-22(245)のとおりであるが、緊急時には電話等により要請し、後日文書で改めて処理する。

2.4 指定地方行政機関等への職員の派遣要請

町〔本部事務局〕は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の

派遣を要請する。

2.5 消防団との協力

消防団は、町や消防機関等との協力体制の下、災害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

1. 避難誘導活動
2. 河川やがけ地等の危険個所の警戒巡視活動
3. 被災者の救出・救助活動
4. 土のう積み等の災害防除活動
5. その他の災害応急対策業務

2.6 自主防災組織との協力

自主防災組織（事業所等の自衛防災組織を含む）は、町との協力体制の下、災害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

1. 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
2. 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
3. 被災地域内の社会秩序維持への協力
4. その他の応急対策業務（地域、町の体制等勘案して）への協力

3 応援協定

町〔本部事務局〕、消防機関は、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援を要請する。

3.1 消防相互応援

町〔本部事務局〕は隣接市町と、消防機関は他の全消防機関と、消防相互応援協定を締結しており、これに基づき、応援を求める。

3.2 町の災害時相互応援協定

町〔本部事務局〕は、佐賀県・市町災害時相互応援協定により県に対し応援を求める。

【資料編】

- ・ 資料 -12 玄海町災害協定リスト

4 応援の実施

4.1 基本的事項

町〔本部事務局〕は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与する。また、応急対策の実施に当たっては、あらかじめ定めた協議、協定等に基づき、誠意をもって対処する。

4.2 応援を受けた場合の費用の負担

1. 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第 9 2 条に定めとおり応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。
2. 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。
 - (1) 派遣職員の旅費相当額
 - (2) 応急措置に要した資材の経費
 - (3) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
 - (4) 救援物資の調達、輸送に要した経費
 - (5) 車両機器等の燃料費、維持費

5 派遣職員にかかる身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災対法第 3 2 条、同法施行令第 1 7 条及び第 1 8 条の規定に

基づき行う。

6 受援のための措置

町〔本部事務局〕は、他の地方公共団体、防災関係機関、国、民間ボランティア及び企業等からの支援・協力を効果的・効率的に受けるため、災害時受援計画等に基づき応援機関の受入れに必要な措置を講ずる。

第2.2.5項 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の搜索救助、水防活動、消防活動（空中消火を含む。）、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、人員及び物資の緊急輸送、給食及び給水、入浴支援、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去等とされている。

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

町〔本部事務局〕は、災害が発生し、住民の人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合の災害派遣要請等は次により行う。

1 災害派遣要請の基準

災害が発生して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合（一般に、公共性、緊急性、非代替性の要件が必要とされる。）

2 災害派遣要請の要求手続き

2.1 知事に対する災害派遣の要請の要求

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。図2-10(214)に自衛隊の災害派遣要請フローを示す。この場合においては、併せてその旨及び災害の状況を表2-23(245)の要請先に通知することができる。

2.2 通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合

町長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を、表2-23(245)の要請先に直接、通知することができる。（この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができるとされている。）

町長は、これら通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

3 予防派遣

災害派遣の要請の要求は、既に災害が発生している場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合においても行うことができるものとされている。（実例：平成4（1992）年5月～6月大分県風倒木処理において予防派遣を実施）

4 派遣部隊への措置（受入れ体制）

町〔本部事務局〕は、県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講じる。

4.1 部隊の受入れ準備

1. 町の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。
2. 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。
3. 部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置を講じる。

4.2 部隊誘導

町職員又は消防団員は、派遣部隊を総合運動場（多目的運動場）に誘導する。

4.3 自衛隊の活動等に関する報告

町〔本部事務局〕は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

5 活動用資機材の準備

自衛隊が災害派遣にあたり準備する器材等は、おおむね次のとおりである。

1. 通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材
2. 自衛隊の長が定める現有装備品（増加装備品を含む）及び現有訓練用品等
3. 山地、河川、湖沼又は沿海地域等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあつては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品
4. 自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類
5. 派遣部隊等の糧食
6. 派遣部隊等の車両燃料及び油脂
7. 派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの、及び浄水錠、救急包帯等

自衛隊が準備する前記の器材等以外のもので、作業に必要なものは、すべて町又は県が準備する。ただし、前記の器材等と同様のものを町又は県で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

1. 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く）等の購入費借上料及び修繕費
2. 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
3. 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
4. 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償
5. その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

7 撤収手続

7.1 撤収時期

災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなつたと認めるとき。

7.2 撤収方法

町〔本部事務局〕は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、県及び自衛隊等と十分協議して、知事に対し撤収の依頼を行う。

第 2.2.6 項 災害救助法の適用

1 救助の本質

1. 災害救助法による救助は、災害の発生に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。
2. 災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。
3. 国の責任において行われ、県・市町、日本赤十字社その他の団体及び住民の協力の下に行われる。

2 実施主体

町長は、知事が災害救助法による救助を実施する際、これを補助する。ただし、救助に関する職権の一部を知事が町長に委任したときは、町長が救助を実施する。

日本赤十字社は、知事が行う救助の実施について、協定書に従い協力する。

3 適用基準

災害救助法による救助は、同一原因の災害による被害が一定程度に達した場合に市町村の区域を単位に、現に救助を要する状態にある者に対して行われる。災害の程度は、災害救助法施行令第1条第1項に定められている。町の場合は、次のいずれかに該当する災害とされている。

3.1 住家等への被害が生じた場合

1. 町における住家の被害が、表 2-24(245) の左欄に掲げる人口に対し当該中欄の被害世帯数 A に達したとき。

2. 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上であって、町の被害世帯数が町の人口に応じ、表2-24(245)の右欄の被害世帯数Bに達したとき。
3. 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が5,000世帯以上であって、町の被害世帯数が多数であること。
4. 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

3.2 災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合

発生した災害の程度が、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合で以下の基準に該当する場合

1. 多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
2. 被災者について、食品の供与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

4 被災世帯の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施にあたり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。よって、町〔住民対策部〕においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。認定基準は、表2-25(246)のとおりである。

5 救助の種類

災害救助法第4条の規定に基づく救助の種類を表2-26(247)に示す。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・災害救助事務取扱要領（令和3年6月、内閣府政策第統括官（防災担当））

第2.3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動

第2.3.1項 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

町は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、次の対策を講じる。

1 水防活動

風水害や地震・津波の発生に伴い、河川・海岸・ため池・農業用排水施設等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊並びに山腹の崩壊等の被害が生じ、そのため、せきとめ、溢水、氾濫、又は高潮、波浪、潮位の変化による浸水等の水害が発生するおそれがある場合、河川・海岸・ため池・農業用排水施設等の管理者及び施行者は、速やかに、次により、水防上の応急措置を講じる。

1.1 施設の点検、補修

河川・海岸・ため池・農業用排水施設等の管理者及び施行者並びに下水道施設管理者〔基盤対策部、産業対策部、文教対策部〕は、風水害や地震・津波により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

河川・海岸・ため池・農業用排水施設等の管理者及び下水道施設管理者〔基盤対策部、産業対策部、文教対策部〕は、町に対し、このことを連絡する。

1.2 応急措置

樋門等の管理者〔産業対策部、文教対策部〕・管理受託者は、浸水、高潮又は地震による津波等の水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、樋門等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

風水害や地震・津波により河川、海岸等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、流水又は海水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者及び施行者は、緊急に仮締切り工事の施工等適切な措置を講じる。

水防管理者〔基盤対策部〕は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

【資料編】

- ・ 資料 -11 水防倉庫及び備蓄資材一覧表
- ・ 資料 -13 積土俵に必要な土砂の土取場一覧表

2 土砂災害の発生、拡大防止

国及び県は、発災後の降雨や地震等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を実施する。その結果、危険性が高いと判断された箇所について、連絡を受けた町〔本部事務局〕は、住民への周知を図るとともに、避難体制の整備等の適切な措置を講じるものとされている。

3 応急措置の支障となる空家等の措置

町〔基盤対策部〕は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第 2.3.2 項 施設・設備等の応急復旧活動

町は、二次災害を防止するための町土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

1 ライフラインの応急復旧

町、ライフライン事業者等は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。また、町〔基盤対策部〕は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GIS の活用等による情報提供に努める。

町〔本部事務局、基盤対策部〕は、県及び国と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。

町〔基盤対策部〕、ライフライン事業者等は、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

1.1 水道施設

町〔基盤対策部〕は、あらかじめ指定工事店等と災害時の復旧作業等についての災害協定により、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携を取りながら応急復旧に努める。被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県へ応援を要請する。

町〔本部事務局、基盤対策部〕は、県及び住民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するように努める。

【資料編】

- ・ 資料 - 6 水道事業指定給水工事事業者一覧表
- ・ 資料 -10 応急給水用資機材保有状況一覧表

1.2 下水道施設

町〔基盤対策部〕は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。

町〔本部事務局、基盤対策部〕は、県及び住民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するように努める。

1.3 電力、電話、ガス施設

電力施設については九州電力送配電株式会社佐賀支社、電話施設については西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、ガス施設については液化石油ガス（LPガス）事業者が、連絡調整を図りながら、災害応急対策を実施する。

2 公共施設の応急復旧

町〔基盤対策部、産業対策部〕、国、県及び施設の管理者は、災害により、公共施設が被害を受けた場合は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、速やかに応急復旧を実施するものとされている。一般社団法人佐賀県建設業協会等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば、応急復旧するが、その際は、住民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行う。

2.1 道路、橋梁

2.1.1 被害状況等の把握、連絡

町〔基盤対策部〕及び道路管理者は、災害により、道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。各道路管理者は、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、県警察及び町、県に対し、この旨連絡する。

2.1.2 応急復旧

町〔基盤対策部〕及び道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

2.2 河川、海岸等

2.2.1 被害状況の把握、連絡

町〔基盤対策部〕及び河川管理者、海岸管理者並びに施行者は、災害により、各施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、町及び県に対し、この結果を連絡する。災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2.2.2 応急復旧

各施設管理者及び施行者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

2.3 港湾、漁港

2.3.1 被害状況の把握、連絡

町〔産業対策部〕及び港湾管理者又は漁港管理者は、高潮等の風水害により、港湾・漁港施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、若しくは地震が発生した場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、町及び県に対し、この結果を連絡する。災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2.3.2 応急復旧

町〔産業対策部〕及び港湾管理者又は漁港管理者は、港湾施設又は漁港施設が被災していた場合には、二次災害の防止、公共の安全確保及び災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、迅速に応急復旧を実施する。

2.4 農地農業用施設

2.4.1 被害状況の把握、連絡

町〔産業対策部〕及び農業用排水施設管理者は、風水害により、農地農業用施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、若しくは地震が発生した場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、町及び県に対し、この結果を連絡する。

2.4.2 応急措置

町〔産業対策部〕及び農業用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

【資料編】

- ・ 資料-14 建設業者一覧表
- ・ 資料-16 燃料調達先一覧表
- ・ 資料-17 建設機械調達先一覧表
- ・ 資料-18 船舶・船艇調達先一覧表
- ・ 資料-20 町有車両の状況

3 住宅の応急復旧活動

町〔住民対策部、基盤対策部〕は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。被害が甚大で町において応急修理が困難な場合、県に対し、応急修理について技術的支援を要請する。

第2.4節 救助・救急、医療及び消火活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うこと、必要に応じ消火活動を行うことは、生命及び身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第2.4.1項 救助・救急活動

1 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

1. 近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
2. 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
3. 救助活動に当たっては、可能な限り消防機関等と連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防機関等に連絡し、早期救助を図る。

2 救助・救急活動

2.1 町及び消防機関による救助・救急活動

町〔本部事務局〕は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、政府本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点を確保する。

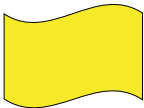
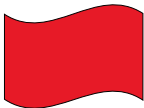
2.1.1 現地調整所の設置

町〔本部事務局、住民対策部〕は、災害発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防・警察・海上保安庁・自衛隊・災害派遣医療チーム（DMAT）等の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、表2-27(247)に示す候補施設に合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有等部隊間の調整を行う。また、救助された負傷者については、医療機関（医療救護所を含む）に収容する。

2.1.2 避難者情報に関するサイン

県は、避難者がいることや避難者の中に重症者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるために、情報伝達用サインを統一している。

○規格 概ね2m×2mの布

	避難者がいることをしめす。(黄色)		避難者の中に重症者や要配慮者等緊急に救助を要する者がいることをしめす。(赤色)
---	-------------------	--	---

2.1.3 応援要請

消防機関は、町との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、佐賀県常備消防相互応援協定書等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。

町〔本部事務局〕は、消防機関との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。

町〔本部事務局〕又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。

町〔本部事務局〕は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

2.1.4 拠点等の確保

町〔本部事務局〕は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等のため、総合運動場（多目的広場）に拠点を確保し、救助・救命活動への支援を行う。

2.2 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行う。

【資料編】

- ・ 資料－5 ヘリコプター発着可能地点
- ・ 資料－8 消防団の組織
- ・ 資料－9 玄海町消防団階級編成表
- ・ 資料－19 救出に必要な機械器具類等の状況
- ・ 資料－26 西部分署、北部分署の概況
- ・ 資料－27 消防施設の状況
- ・ 資料－30 防火水槽及び消火栓位置図

3 救助・救急活動等の応援

町〔本部事務局〕及び消防団は、佐賀県・市町災害時相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

第2.4.2項 医療活動

町〔住民対策部〕は、災害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社佐賀県支部に対して、自らの医療機関において、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう要請する。

1 保健医療活動

1.1 救護所の設置、運営

1.1.1 設置

町〔住民対策部〕は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難所等に救護所を設置し、必要と認める場合は、県に対し、適当な場所に救護所の設置を要請する。県に対する救護所設置の要請及び報告先を図2-11(214)に示す。

1.1.2 広報、報告

町〔本部事務局〕は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や住民等に対し、防災行政無線、広報車等により、設置内容等を周知徹底するとともに、県に対し、報告する。

1.1.3 運営

町〔住民対策部〕は、救護所の運営に当たっては、唐津東松浦薬剤師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸売業者等から調達する。

1.2 保健医療活動チーム

1.2.1 活動

保健医療活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。

1.2.2 種類と派遣時期

保健医療活動チームの種類と派遣時期を表 2-28(247) に示す。

1.2.3 町からの県への派遣要請

町〔本部事務局、住民対策部〕は、災害により傷病者等が発生した場合は、自ら保険医療活動チームを編成できる場合は編成し、救護所での医療活動に従事させる。自ら保険医療活動チームを編成できない場合や救護所での保険医療活動チームに不足を生じる場合は、県に保健医療活動チームの派遣を要請する。保健医療活動チームの要請系統を図 2-12(215) に示す。

1.3 人工透析対策

町〔住民対策部〕は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。また、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。

また、町〔住民対策部〕、県及び各透析医療機関は、一般社団法人日本透析医会が提供する情報等広域的な情報収集を行うものとされている。

1.4 精神対策医療

町〔本部事務局、住民対策部〕は、必要に応じ、災害派遣精神医療チーム（DPA T）の派遣を県に要請することにより被災者の心のケア対策を実施する。

【資料編】

- ・ 資料 -23 災害拠点病院
- ・ 資料 -24 救急告示医療機関一覧表
- ・ 資料 -25 医療機関一覧
- ・ 資料 -28 人工透析医療機関の連絡体制
- ・ 資料 -29 人工呼吸器保有医療機関の連絡体制

2 医薬品、医療資機材の調達

2.1 需給状況の把握

町〔住民対策部〕は、唐津東松浦医師会、唐津東松浦薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

2.2 安定供給の確保

町〔本部事務局、住民対策部〕は、需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。医薬品、医療資機材の要請系統を図 2-13(215) に示す。

3 医療施設の応急復旧

被災地域内の医療機関は、災害時には、速やかに病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

町〔本部事務局〕は、県と連携し、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

4 保健医療福祉ボランティアへの対応

町〔住民対策部〕は、災害時に、保健医療福祉ボランティアの申出がある場合は、次により対応する。

4.1 登録窓口の設置、広報

町〔住民対策部〕は、直接又は医療関係団体の協力を得て、保健医療福祉ボランティアの受入れ・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。

4.2 情報提供等

町〔住民対策部〕は、被災地において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入れ日時・場所等の情報を連絡する。保健医療福祉ボランティアの連絡系統を図2-14(216)に示す。

第2.4.3項 消火活動

災害時には、火災の同時多発や延焼拡大、多数の負傷者の発生等が見られ、迅速かつ円滑な消防活動を実施する必要がある。

住民、自主防災組織、事業所等は、可能な限り出火防止、初期消火に努めるとともに、消防機関に協力するよう努める。

消防機関は、必要に応じ、他の地域からの応援を受けて、効率的な消火活動及び適切な救急活動等の消防活動を実施する。

町〔本部事務局〕は、消防機関の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

1 出火防止、初期消火

町〔本部事務局〕及び消防機関は、災害時に、住民、自主防災組織、事業所に対し、出火防止、初期消火に努めるよう、呼び掛けを行うとともに、消防団をして警戒、初期消火に当たらせる。住民、自主防災組織、事業所は、可能な限りこれに努める。

2 消火活動

町〔本部事務局〕及び消防機関は、地震により火災が発生した場合は、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。消火活動に当たっては、効果的な消火に努め、また、避難情報が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防御にあたる部隊運用を図る。

3 応援の要請

3.1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

町〔本部事務局〕及び消防機関は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している消防相互応援協定、佐賀県常備消防相互応援協定書及び佐賀県の応援・受援出動計画等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援要請を行う。

3.2 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

町〔本部事務局〕及び消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく広域航空消防応援を要請する。なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

【資料編】

- ・ 資料－8 消防団の組織
- ・ 資料－9 玄海町消防団階級編成表
- ・ 資料－26 西部分署、北部分署の概況
- ・ 資料－27 消防施設の状況
- ・ 資料－30 防火水槽及び消火栓位置図

第2.4.4項 惨事ストレス対策

町〔本部事務局〕及び消防機関は、捜索、救助・救急又は消火活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

消防機関は、必要に応じて、国〔消防庁等〕に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第2.5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2.4節に述べた救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも、また、被害の拡大防止（二次災害の発生防止を含む。以下同じ。）、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第 2.5.1 項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

1. 人命の安全
2. 被害の拡大防止
3. 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

1. 第 1 段階
 - (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
2. 第 2 段階
 - (1) 上記 1. の続行
 - (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - (3) 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
 - (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
3. 第 3 段階
 - (1) 第 2 段階の続行
 - (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
 - (3) 生活必需品

第 2.5.2 項 交通の確保

発災後（風水害の発生のおそれがある場合を含む。）、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して、応急復旧のため人員、資機材を集中的に投入する。

1 道路啓開等

道路管理者等〔基盤対策部〕は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省〕に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。

路上の障害物の除去について、道路管理者等〔基盤対策部〕、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

道路管理者等〔基盤対策部〕は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

道路管理者等〔基盤対策部〕は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

2 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

町〔産業対策部〕は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、地域内輸送拠点である唐津農協有浦支所及び唐津農協値賀支所を開設し、緊急輸送ネットワークの形成を図り、その周知徹底を図る。

県は、緊急輸送ネットワークにおいて、被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の広域物資輸送拠点を指定しており、町近傍の輸送拠点は唐津市文化体育館である。

第 2.5.3 項 緊急輸送

町〔産業対策部〕は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的・積極的に緊急輸送を実施する。特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。

緊急輸送は、以下の方針で実施する。

1 緊急輸送の実施

町〔産業対策部〕は、災害時において、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行う。

2 輸送手段の確保

町〔産業対策部〕は、自ら保有するものを使用し、又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等輸送手段を確保する。

町〔産業対策部〕は、必要となる車両等輸送手段を確保できないときは、県に対して、次の事項について、その調達又はあっせんを要請する。図 2-15(216) に車両等輸送手段の要請系統を示す。

2.1 車両

1. 県有車両の提供
2. 社団法人佐賀県トラック協会に対し、災害時における物資等の緊急輸送に関する協定に基づき要請
3. 社団法人佐賀県バス・タクシー協会に対し、車両の調達又はあっせんを要請（九州運輸局佐賀運輸支局経由で要請）
4. 九州運輸局佐賀運輸支局に対し、車両の確保を要請（運送命令の措置も含む。）
5. 福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請
6. 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

【資料編】

- ・ 資料-20 町有車両の状況

2.2 船舶

1. 県有船舶の提供
2. 輸送対象が一定なものである場合は、海上保安部に対し、協力を要請
3. 船舶業者、漁業協同組合等に対し、協力を要請

【資料編】

- ・ 資料-18 船舶・船艇調達先一覧表

2.3 航空機（ヘリコプター）

1. ドクターヘリ基地・連携病院に対し、協力を要請
2. 消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対し、応援を要請
3. 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請
4. 県消防防災ヘリコプターを出動

【資料編】

- ・ 資料-5 ヘリコプター発着可能地点

3 緊急輸送の優先

各防災関係機関は、緊急輸送に当たっては、災害発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

4 緊急通行車両の確認

町〔本部事務局〕は、災害時において、災対法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

第 2.5.4 項 緊急輸送のための燃料の確保

町〔本部事務局〕は、緊急輸送を行う際に災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

【資料編】

- ・ 資料 -16 燃料調達先一覧表

第 2.6 節 避難の受入れ及び情報提供活動

第 2.6.1 項 避難の受入れにおける基本的な考え

1. 町〔住民対策部〕は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。
2. 災害発生後（風水害の発生のおそれがある場合を含む。）、被災者を速やかに避難場所へ避難誘導することは人命の安全の確保につながるものである。
3. 住家の被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。
4. 応急仮設住宅の提供等、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する。

第 2.6.2 項 避難誘導の実施

町〔本部事務局、住民対策部〕は、災害時には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。

町〔本部事務局、住民対策部〕は、避難誘導に当たっては、防災行政無線（戸別受信機を含む）、玄海町災害メールサービス、玄海町公式 SNS、ケーブルテレビ、町ホームページ等の情報伝達手段により、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町〔本部事務局〕は、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、玄海町防災マップや町ホームページ等により、住民等への周知徹底に努める。

【資料編】

- ・ 資料 - 7 指定緊急避難場所・指定一般避難所・指定福祉避難所・要配慮者利用施設一覧表

第 2.6.3 項 指定緊急避難場所

町〔住民対策部〕は、災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し、高齢者等避難の発令と併せて指定緊急避難場所等を開放し、防災行政無線（戸別受信機を含む）や佐賀県防災・緊急マップ等により、住民等に対し周知徹底する。

第 2.6.4 項 指定避難所等

1 指定避難所の開設

町〔本部事務局、住民対策部〕は、災害時に必要に応じて以下により指定避難所を開設する。

1. 防災行政無線（戸別受信機を含む）や佐賀県防災・緊急マップ等により、住民等に対し周知徹底する。
また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設する。
2. 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
3. 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、佐賀県防災・緊急マップ等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

4. 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
5. 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
6. 指定避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等を適切に県に報告する。
7. 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、佐賀県防災・緊急マップ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月、内閣府（防災担当））
- ・ 指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設及び防災機能設備等の強化の推進について（通知）（令和4年1月13日付府政防第209号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

2 指定避難所の運営管理等

町〔住民対策部〕は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求める。また、指定避難所の運営に関し、男女共同参画の視点を取り入れた災害時避難所運営の手引き（令和3年1月、佐賀県立男女共同参画センター）に基づき作成した避難所運営マニュアルにより、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

町〔住民対策部〕は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

町〔住民対策部〕は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

町〔住民対策部、基盤対策部〕は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、佐賀県獣医師会等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

町〔住民対策部〕は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

町〔住民対策部〕は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、本部事務局と住民対策部が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、本部事務局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するよう努める。

町〔住民対策部〕は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

町〔住民対策部〕は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性

用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、地区婦人会との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

町〔住民対策部、産業対策部〕は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

町〔住民対策部〕は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

町〔基盤対策部〕は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等によって、指定避難所の早期解消に努める。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 避難所運営ガイドライン（令和 4 年 4 月、内閣府（防災担当））
- ・ 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和 4 年 4 月、内閣府（防災担当））

第 2.6.5 項 応急仮設住宅等

町〔基盤対策部〕は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第 2.6.6 項 広域避難

町〔本部事務局、住民対策部〕は、各災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

町〔本部事務局、住民対策部〕は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定める等、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるも。

第 2.6.7 項 広域一時滞在

町〔本部事務局、住民対策部〕は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、町外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

町〔本部事務局、住民対策部〕は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定める等、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第 2.6.8 項 要配慮者への配慮

町〔住民対策部〕は、民生委員・児童委員、区長、消防団、自主防災組織等と連携し、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

町〔住民対策部〕は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に、指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への

優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

第2.6.9項 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 被災者への情報伝達活動

町〔本部事務局〕及び事業者は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

町〔本部事務局〕は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行う等、適切に情報提供を行う。

町〔本部事務局〕、国、県及び事業者は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

町〔本部事務局〕は、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

町〔本部事務局〕は、情報伝達に当たって、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、町ホームページ、玄海町公式SNS等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

2 住民への的確な情報の伝達

町〔本部事務局〕は、国、県及び事故災害において関係事業者等とともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し、情報交換を行うよう努めることとされている。

町〔本部事務局〕は、情報伝達に当たっては、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、町ホームページ、玄海町公式SNS等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

3 住民等からの問合せに対する対応

町〔住民対策部〕は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を整備する。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

町〔住民対策部〕は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第2.7節 物資の調達、供給活動

第2.7.1項 物資の調達、供給活動の基本方針

町〔産業対策部〕は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、国、県等との情報共有を図り、相互に協力するよう

努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。さらに、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

1. 備蓄物資、自ら調達した物資及び国、県等によって調達され引渡された物資について、被災者への供給を行う。
2. 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
3. 玄海町しおかぜドーム又は唐津農協玄海支所に地域内輸送拠点を速やかに開設し、広域物資輸送拠点（唐津市文化体育館）～地域内輸送拠点～指定避難所等までの輸送体制を確保する。
4. 備蓄物資や災害協定先からの調達の状況を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資調達・輸送調達等支援システムにより、県、国に対し、物資の調達を要請する。

■ 第2.7.2項 食料等（ボトル飲料を含む）の供給

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者等に対し食料等（ボトル飲料を含む。）の応急供給を行う必要が生じた場合、町〔産業対策部〕は、迅速かつ的確な食料等の調達、供給及び給食を行う。なお、ミネラルウォーターやお茶等のボトル飲料の供給にあたっては、第2編第2.7.3項「飲料水の供給」（78）と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行う。

1 調達方法

1.1 町

町〔産業対策部〕は、独自での確保が困難となった被災者に対し、食料等を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者に対し配慮する。

1. 自ら備蓄している食料等を供給
2. 災害協定先に対し、食料等の提供を要請する。
3. 相互応援協定を締結している市町村に対し、食料等の提供を要請する。
4. 県、国に対し、物資調達・輸送調達等支援システムにより支援を要請する。
5. 県等から提供を受けた食料等を被災者に適正かつ円滑に配分できるよう体制を整備する。

1.2 米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食当たり、精米300グラムの範囲内とする。

2 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀等の緊急引渡し

町〔本部事務局、産業対策部〕は、災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするとき、農林水産省の定める米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に基づき、農林水産省政策統括官に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。

3 供給方法

第2編第2.7.5項「物資の配送」（79）による。

なお、町〔本部事務局、産業対策部〕は、調理が必要な食料について、自衛隊、玄海町社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣等において炊出し、食料の給与を行う。

《炊出し》

1. 方法

炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び

市販製品をもってこれに代える。

2. 器具

玄海みらい学園、公民館、旅館等の既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人世帯から借り上げる。

3. 立会

炊出しに当たっては、町職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮する。

4. その他

乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

県栄養士会は、町又は県から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、被災者の状況に応じた支援活動に努める。

【資料編】

- ・ 資料-31 調達食料の集積場所

第2.7.3項 飲料水の供給

町〔基盤対策部〕及び県は相互に連携し、災害時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染された等により、水を得ることができない者が発生した場合は、応急給水を行う。なお、ミネラルウォーターやお茶等のボトル飲料については前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行う。

1 水道施設の応急復旧

町〔基盤対策部〕は、被災後直ちに、施設の応急復旧を実施し、その計画は、第2編第2.3.2項「施設・設備等の応急復旧活動」(65)のとおりとする。

2 応急給水

町〔基盤対策部〕は、次により応急給水活動を実施する。なお、自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要請する。

1. 浄水場、配水場が主体であるが、井戸水、自然水（河川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。
2. 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
3. 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。（飲料水：1日3リットル／人）
4. 西佐賀水道企業団や佐賀西部広域水道企業団等から調達し、給水車、給水船、トラック等による応急給水を実施する。
5. 応急給水に当たっては、迅速かつ的確に住民への周知徹底を図る。
6. 自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

【資料編】

- ・ 資料-10 応急給水用資機材保有状況一覧表
- ・ 資料-32 補給水利施設一覧表

第2.7.4項 生活必需品の供給

町〔産業対策部〕は、災害時に日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合、独自に又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

1 生活必需品等の品目

災害救助事務取扱要領（令和5年6月、内閣府政策統括官（防災担当））に示される生活必需品等の品目の範囲と例示的に示された内容を表2-29(247)に示す。

2 調達方法

町〔産業対策部〕は、被災者に供給するため、巡回を行う等により、必要な生活必需品等の品目、数量等を把握し、自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出する。備蓄分では不足する場合、災害協定先の調達可能業者から調達する。

町〔本部事務局、産業対策部〕は、これによっても不足する場合は、県、国に対し、物資調達・輸送調達等支援システムにより、生活必需品等の調達・輸送を要請する。

3 供給方法

第2編第2.7.5項「物資の配送」(79)による。

第2.7.5項 物資の配送

1 基本方針

町〔産業対策部〕は、災害の規模が小規模であり、町で避難所への支援物資（町の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資（以下「調達物資」という。）及び住民、民間事業者、他の防災関係機関等から提供を受ける義援物資をいう。）の配送が可能な場合には、指定避難所へ支援物資の配送、被災者への供給等を行う。

災害の規模が大規模であり、町による避難所への支援物資の配送ができない場合には、県が支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、指定避難所まで物資の配送を行う。

1.1 災害の規模が小規模であり、町で避難所への支援物資の配送が可能な場合

町〔産業対策部〕は、町で避難所への支援物資の配送が可能な場合、支援物資について、可能な限り提供元に指定避難所までの直接配送を依頼する。また、県が備蓄する物資又は支援物資を指定避難所へ配送する場合は、県の輸送拠点の唐津市文化体育館から、町の地域内輸送拠点の玄海町しおかぜドーム又は唐津農協玄海支所に集積し、配送する。小規模な災害における物資配送系統を図2-16(216)に示す。

1.2 支援物資の受付・配送体制の整備

発災直後は、住民、町等の備蓄物資による対応が必要になると考えられるが、発災翌日以降は、指定避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想される。

そのため、町〔産業対策部〕は、これに対応できる体制を整備するよう努める。なお、大規模な災害の場合、発災当初は、町からの要請を待たずして、国による支援（プッシュ型支援）が中心になることが考えられるが、物流や流通の回復状況に応じ、町〔産業対策部〕・県が主体的に実施できるよう体制の整備に留意する。

2 物資の配布

町〔産業対策部〕は、被災者が置かれている環境に応じてあらかじめ必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。供給作業の効率化を図るため、支援物資は、玄海町しおかぜドーム又は唐津農協玄海支所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。ただし、大規模災害等により、町での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町村に対して、支援物資の配送について支援を要請する。大規模災害時における支援物資の受入・配送系統を図2-17(217)に示す。

3 在宅等被災者への対応

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。大規模な災害が発生すると、在宅での避難者や応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者等指定避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

町〔産業対策部〕は、これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の指定避難所において物資の供給を行う等物資等が提供されるよう努める。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（平成31年3月、国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室）

第2.8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

町は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、町の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体対策を遅滞なく進める。

第2.8.1項 保健衛生

町〔住民対策部〕は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

町〔住民対策部〕は、特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

町〔住民対策部〕は、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、県栄養士会や県歯科衛生士会等の協力を得て保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。なお、佐賀県災害時こころのケアマニュアルに基づくメンタルヘルスケアを町〔住民対策部〕が中心となり、県、保健福祉事務所、佐賀県精神科病院協会等の関係団体、医療機関及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携・協力して実施する。これらの被災者等の健康管理のための連携・協力系統を図2-18(217)に示す。

町〔基盤対策部〕は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

第2.8.2項 動物の管理等

町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。

1 家畜の管理、飼料の確保

1.1 避難対策

町〔産業対策部〕は、災害が発生し、畜舎の倒壊、水害等の発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

町〔産業対策部〕は、家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等の、家畜の避難施設を設置する。

1.2 防疫

町〔産業対策部〕は、県が家畜伝染病及び一般疾病を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師等の協力により救護班を編成し実施する次の防疫活動に協力する。

1. 健康検査と傷病家畜の応急救護

被災地域に飼育されている家畜の健康検査を実施するとともに、傷病家畜については応急手当を実施

2. 畜舎等の消毒

各種家畜伝染病の発生に備え、被災地域の浸水汚染畜舎等の消毒を実施

3. 家畜伝染性疾病的予防注射

災害により発生が予想される伝染性疾病については、関係団体と連携のうえ、予防注射等を実施し、発生予防及びまん延を防止

1.3 飼料の確保

町〔産業対策部〕は、災害により飼料の確保が困難となった場合は、県に対し要請を行う。飼料の要請系統を図2-19(217)に示す。

2 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等

町〔基盤対策部〕は、県と連携し、災害による被災のためやむなく放置された犬、猫等の家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める特定動物）の逸走対策について、必要な措置を講じる。

第2.8.3項 防疫活動

町〔住民対策部、基盤対策部〕は、災害時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等により感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、県と相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。また、必要に応じ、家屋内外の消毒等の防疫活動を行う。防疫活動の連携・協力系統を図2-20(218)に示す。さらに、必要に応じ、他機関へ支援を要請する。

1 防疫活動

1.1 防疫組織の設置

町〔本部事務局〕は、防疫対策の推進を図るため、災害の規模に応じ、防疫班等防疫組織を設ける。

1.2 疫学調査の実施

町〔住民対策部〕は、県が実施する疫学調査に協力する。

1.3 清潔の保持

町〔住民対策部〕は、感染症の発生予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

町〔基盤対策部〕は、自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つよう努める。

1.4 消毒

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第27条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理をする者等に対し、消毒することを命じるものとされている。

ただし、町〔住民対策部、基盤対策部〕は、命令による消毒が困難な場合は、県の指示に基づき消毒を行う。なお、消毒の実施に当たっては、同法施行規則第14条の規定により行う。

1.5 ねずみ族、昆虫等の駆除

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第28条の規定により、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき区域を指定して、当該区域の管理をする者等に対し、駆除することを命じるものとされている。

ただし、町〔基盤対策部〕は、命令による駆除が困難な場合は、県の指示に基づき駆除を行う。なお、駆除の実施に当たっては、同法施行規則第15条の規定により行う。

1.6 避難所における防疫指導

町〔基盤対策部〕は、県の指導のもとに、登録水質検査機関、衛生薬業センター又は水道事業者において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

1.7 臨時予防接種

町〔住民対策部〕は、県が感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときに、対象者の範囲及び期日又は期間を指定し、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を指示したときは、これを行う。

1.8 生活用水の供給等

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第31条第1項の規定により、汚染された（又は汚染された疑いのある）生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めてその使用又は給水を制限、又は禁止するものとされている。

町〔基盤対策部〕は、感染症法第31条第2項の規定により、県の指示に基づいて生活用水を供給する。供給量は1人1日当たり約20リットルを標準とする。ただし、大規模な風水害等のため、標準量の供給が困難な場合は、3～5リットル程度とする。

2 情報の収集、報告及び広報

町〔本部事務局〕は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し、報告する。

3 支援措置、応援

町〔本部事務局〕は、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）や他都道府県からの保健師チーム、国立感染症研究所の他関連学会等の専門家の応援、防疫用資材等のあっせんの措置を講じてもまだ不足する場合又は不足する恐れのある場合、県を通じて国又は自衛隊に対し、応援を要請する。

4 防疫用薬剤の確保

町〔基盤対策部〕は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行う。確保が困難な場合は、県に対し要請する。

第2.8.4項 し尿の処理

1 仮設トイレの調達、設置、撤去

町〔基盤対策部〕は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置する等、高齢者や障がい者に配慮する。また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

＜仮設トイレの調達＞

町〔基盤対策部〕は、あらかじめ、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。この調達計画に基づき、仮設トイレやマンホールトイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。

2 処理の方法

町〔基盤対策部〕は、し尿処理を次により実施する。

1. 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握
2. 災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレやマンホールトイレの状況により災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分
3. 水害等により冠水した地区については、便槽が満水している恐れがあるので、優先的に汲み取り
4. 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成
5. 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請
6. 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置

第2.8.5項 遺体対策

遺体対策については、火葬場、柩等の関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。また、必要に応じ、近隣市町の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。なお、遺体については、その衛生状態に配慮する。

1 処理収容

1.1 検視、身元確認

町〔本部事務局〕及び消防機関は、被災現場（海上を含む）において遺体を発見した場合、県警察又は海上保安部に対し、このことを連絡する。

1.2 遺体の収容

町〔基盤対策部〕は、必要に応じ、遺体を一時安置、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設ける。県警察又は海上保安部から引渡しがあった場合は、遺体を安置所に搬送し、収容する。

町〔基盤対策部〕は、あらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から、棺等安置、収容に必要な物品を調達する。

1.3 遺体の処理

町〔基盤対策部〕は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は保健医療活動チームによる遺体の検案を実施する。

1.4 遺族等への遺体引渡し

町〔基盤対策部〕は、遺体の身元が判明している場合、遺族等に対し、当該遺体を引き渡す。

【資料編】

- ・ 資料 -34 検視・遺体安置所

2 火葬

町〔基盤対策部〕は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引渡しが困難な場合等必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合等は、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、他の市町に対し、火葬等の実施を要請する。

町〔基盤対策部〕及び県は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施するものとされている。

【資料編】

- ・ 資料 -35 火葬場の状況

第 2.9 節 社会秩序の維持に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

町〔本部事務局〕は、災害時、住民等の生命及び身体の保護を第一とし、公共の安全と秩序を維持するため、県警察や海上保安部が実施する被害情報の収集、救出・救助、避難誘導等、社会秩序の維持等の災害警備活動に連携して活動する。

第 2.10 節 応急の教育に関する活動

町〔文教対策部〕は、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

第 2.10.1 項 生徒等の安全確保措置

1 臨時休業等の措置

学校等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行う。その際、速やかに生徒等及び保護者への周知を行うよう努める。

2 登下校での措置

学校等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。また、災害の状況に応じ、下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

3 応急救助及び手当

学校等は、災害の発生により学校内の生徒等が負傷したときは、応急救助及び手当の措置を行う。

第 2.10.2 項 学校施設の応急復旧

1 被害状況の把握、連絡

学校等は、災害発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査するものとし、その点検結果を、町に対し連絡する。

連絡を受けた町〔文教対策部〕は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

2 応急復旧

町〔文教対策部〕は、学校等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した学校施設の応急復旧を行う。

第2.10.3項 応急教育の実施

学校等及び学校等の設置者等は、災害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。また、避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

1 応急教育の実施場所

応急教育の実施場所の優先順位を表2-30(248)に示す。

2 応急教育の方法

1. 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握
2. 応急教育の場所、教職員の確保、教科書・教材等の確保、通学路の選定、給食の可否等を検討し、応急教育再開日時を決定
3. 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底
4. 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
5. 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

3 教職員の確保

学校等の設置者等は、災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

4 学用品の調達、給与

4.1 教科書

町〔文教対策部〕は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否を問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、町全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を県に報告する。災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

4.2 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

1. 教材
当該学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの
2. 文房具
ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規類等の文房具
3. 通学用品
傘、靴、長靴等の通学用品
4. その他学用品
運動靴、体育着、カスターネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等

【資料編】

- ・ 資料-37 学用品の調達先一覧表

5 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、学校等の設置者等と連絡を取り、必要な措置を講じる。学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6 保健衛生の確保

学校等は、町と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

第2.11節 自発的支援の受入れ

町は、大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが、それらの申入れに対して適切に対応する。

第2.11.1項 ボランティアの受入れ

町〔住民対策部〕は、災害時に、多くのボランティアの申出がある場合、県及び関係機関等と連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

1 受入れ体制の整備

玄海町社会福祉協議会は、協定に基づき速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。

玄海町社会福祉協議会は、速やかに町ボランティアセンターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、佐賀県民ボランティアセンターに佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。

町〔住民対策部〕及び県は、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動に関する情報提供の窓口を設ける等、玄海町社会福祉協議会、県・市町災害ボランティアセンターが行う活動を支援し、協力する。

2 ニーズの把握、情報提供

現地本部は、町〔住民対策部〕及び防災関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関及び県に対し情報を提供する。さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

《現地本部及び県本部の業務（例示）》

1. 災害及び被災状況の情報収集
2. ボランティアニーズの把握
3. ボランティアの受付、登録
4. ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
5. ボランティアの派遣・撤回の指示
6. ボランティア活動の記録
7. 現地本部及び県本部の運営に必要な資機材の調達
8. 関係機関との連絡調整

3 支援

町〔住民対策部〕は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力するものとされている。なお、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

町〔住民対策部〕、県、玄海町社会福祉協議会及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、

地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティアとの連携を図るとともに、災害中間支援組織（CSO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとされている。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみ等の収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～（平成30年4月、内閣府（防災担当））
- ・新型コロナウイルスの感染が懸念される状況において効果的な災害ボランティア活動を行うための関係機関の連携強化について（令和2年6月1日付府政防第1231号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当））
- ・令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について（令和2年8月28日事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当））

第2.11.2項 義援物資、義援金の受入れ

町〔本部事務局、住民対策部、産業対策部〕は、災害時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合、県、玄海町社会福祉協議会及び佐賀県共同募金会と相互に協力し、この義援物資、義援金を受け、迅速かつ確実に被災者に配分する。

1 義援金の受入れ

1.1 受け付け

町〔住民対策部〕は、必要に応じて義援金の受け付けに関する窓口を設ける。

1.2 受入れ、保管、配分

町〔本部事務局〕は、寄せられた義援金を円滑に受入れ、適切に保管する。

町〔住民対策部〕は、自ら直接受入れた義援金及び県、玄海町社会福祉協議会及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を、公平に被災者に対し支給する。

2 義援物資の受入れ

町〔本部事務局、産業対策部〕は、必要に応じて、義援物資の受入れ体制を構築する。ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

2.1 受入れの基本方針

1. 企業・団体等からの大口受入れを基本とし、それ以外は義援金としての支援に理解を求める。
2. 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。
3. 物資の梱包は、単一物資梱包とし、外側に品目を明示する。
4. 可能な限り、物資の輸送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、指定避難所に直接配送してもらうよう依頼する。

2.2 受入れの広報

町〔本部事務局〕は、円滑な物資の受入れのため、次の事項について町ホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供について配慮を要請する。

1. 受け付け窓口
2. 受入れを希望する義援物資と受入れを希望しない義援物資のリスト（時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえ、逐次改める。）

3. 送付先（集積場所）及び送付方法（梱包方法を含む。）
4. 個人からは、原則義援金として受付け
5. 一方的な義援物資の送り出しは、受入れ側の支障となるため行わないこと

2.3 供給方法

第 2 編第 2.7.5 項 「物資の配送」(79) による。

第3章 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り円滑な復旧・復興を図る。

第3.1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

1. 町は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案しつつ、「迅速な原状復旧」を目指すか、又は「更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興」を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。必要な場合は、これに基づき復興計画を作成する。
2. 復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
3. 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

第3.2節 迅速な原状復旧の進め方

第3.2.1項 被災施設の復旧等

町〔関係各課〕及び関係施設の管理者等は、迅速な原状復旧を目指す場合は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原形復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

町は、特定大規模災害等を受けた場合、県に要請する。県は、町の工事の実施体制等、地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、町に対する支援を行うものとされている。

1 復旧事業の対象施設

1. 公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園）
2. 空港施設
3. 農林水産施設
4. 上水道、工業用水道
5. 社会福祉施設
6. 公立学校
7. 社会教育施設
8. 公営住宅
9. 公立医療施設
10. ライフライン施設
11. 交通輸送施設
12. その他の施設

2 資金の確保

町〔総務課〕及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう、必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

2.1 国庫負担又は補助を規定している主なもの

1. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

2. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
3. 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
4. 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
5. 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成7年3月30日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）
6. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
7. 公営住宅法

2.2 地方債の発行が許可される主なもの

1. 補助災害復旧事業
2. 直轄災害復旧事業
3. 単独災害復旧事業
4. 公営企業災害復旧事業
5. 歳入欠かん

3 激甚災害の指定

発生した災害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため、町〔関係各課〕は、県とも相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとる。

3.1 激甚災害指定の手続き

1. 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は町の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせる。
2. 県関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。
3. 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
4. 内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚被害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することになっている。

3.1.1 激甚災害指定基準（本激の基準）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準（昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準）は、表2-31(248)のとおりである。

3.1.2 局地激甚災害指定基準（局激の基準）

災害を市町単位の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、局地激甚災害として指定することができる。局地激甚災害の指定基準（昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準）は、表2-32(250)のとおりである。

3.2 特別財政援助

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、県の指示及び指導に基づき、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出する。県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

激甚災害の指定を受けたとき、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続きを実施する。なお、激甚災害に対して適用すべき特別措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

3.2.1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、第4条）

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校等が災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、生活保護法、児童福祉法、公立学校

施設災害復旧費国庫負担法等の根拠法令に基づき災害復旧事業等が行われるが、激甚法第3条及び第4条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫負担率又は補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることになる²⁾。

3.2.2 農林水産業に関する特別の助成

3.2.2.1 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農業用施設又は林道が災害により被害を受けた場合には、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）に基づき行われるが、激甚災害法第5条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる³⁾。

3.2.2.2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設が災害により被害を受けた場合には、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第6条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる⁴⁾。

3.2.2.3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付限度額の引き上げ（一般被災農業者 200 万円→250 万円、果樹栽培、家畜飼育、養殖業者等 500 万円→600 万円）及び償還期限延長（3～6 年→4～7 年）が行われ、貸付条件の緩和が図られる。なお、利率については、天災融資法の発動により、特別被災者に対して 3%以内の低利で貸す等の措置がとられている。

3.2.2.4 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

激甚災害の指定を受けた一定の都道府県が、漁業共同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費について補助を行った場合に、国が都道府県に対し、その2分の1を特別に補助するものである。

3.2.3 森林災害復旧事業に係る補助（激甚法第11条の2）

激甚災害の指定を受けた一定区域において都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の2分の1を特別に補助するものである。

3.2.4 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12条の適用により、付保険限度額の別途設定（普通保険の場合、2億円の別枠設定）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険の場合、70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

3.2.5 その他の特別財政援助及び助成

3.2.5.1 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の3分の2を特例的に補助するもの。

3.2.5.2 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の2分の1を特例的に補助するもの。

3.2.5.3 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）

激甚災害の指定を受けた一定の地域において、都道府県又は水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の3分の2を特例的に補助するもの。（一般災害の場合、費用の3分の1を補

2) 過去の例から見ると、例えば、公共土木施設の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であれば6～8割程度であるが、激甚災害の場合には、7～9割程度まで引き上げられることとなる。

3) 過去の例から見ると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であればおおむね8割程度であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割程度まで引き上げられることとなる。

4) 過去の例から見ると、国庫補助率は、一般災害であれば2割であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割又は5割程度まで引き上げられることとなる。

助する予算制度がある。)

3.2.5.4 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその建設等に要する費用の4分の3を特例的に補助するものである。（一般災害の場合、国庫補助率3分の2）

3.2.5.5 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

激甚災害によって生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、国庫補助の対象とならない1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債（小災害債）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている。（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%）

4 復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとされている。

第3.2.2項 災害廃棄物の処理

町〔生活環境課〕は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた町災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、処理施設を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、玄海町社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等して、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに災害協定先への協力要請を行う。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

1 役割

1.1 町〔生活環境課〕

1. 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損箇所等の措置を行う。
2. 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
3. あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。
4. 災害廃棄物の処理の進捗に応じて、災害廃棄物処理実行計画に必要な見直しを行う。
5. 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
6. 必要に応じ、仮設トイレを設置する。

1.2 住民、事業者

1. 災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
2. 不必要に廃棄物を排出しない。

2 災害廃棄物の処理方針

1. 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
2. 事前に策定した風水害時及び地震時の災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、災害廃棄物処理実施方針を立てる。
3. 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
4. 廃棄物の処理には、各種リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、資源の有効な利用の促進に関する法律、使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）、容器

包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）に配慮し方針を立てる。

5. 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法を住民及び関係機関に周知する。
6. 仮置場としては、総合グラウンド、野球場駐車場を候補地とするが、災害の種別・規模等によってはこの限りではない。
7. 建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。
8. 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を図る。
9. アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬業者や住民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
10. 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
11. 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
12. 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

【資料編】

- ・ 資料-33 廃棄物処理施設の状況

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 災害関係業務事務処理マニュアル（令和3年2月 内閣府（防災担当））
- ・ 令和2年7月豪雨を踏まえた今後の災害対応における取組の実施について（周知）（令和2年8月31日 付府政防第1466号内閣府政策統括官（防災担当））
- ・ 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について（周知）（平成31年4月8日事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当））

第3.3節 計画的復興の進め方

第3.3.1項 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、まちの構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

町は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

町は、特定大規模災害からの復興のために職員の派遣が必要な場合、県に対し、要請する。県は、町が進める復興を支援するとともに、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとされている。復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

第3.3.2項 防災まちづくり

町は、次のような再度の災害防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい

者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

1. 河川等の治水安全度の向上
2. 土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等
3. 避難路、避難場所、延焼遮断帯及び防災安全街区の整備
4. 被災した場合の迅速な復旧の観点から架空線との協調にも配慮した電線共同溝等の整備等によるライフラインの耐震化等
5. 建築物や公共施設の耐震・不燃化
6. 耐震性貯水槽の設置等

復興を進めるに当たっては、住民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行う。

第3.3.3項 文化財対策

1 指定文化財等の復旧

町〔教育課〕は、災害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

2 埋蔵文化財の保護

町〔教育課〕は、復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施する等地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、県、国や他県・市町村に対し、人的・財政的支援を求める。

第3.4節 被災者等の生活再建等の支援

町〔住民課、福祉・介護課、こども・ほけん課、まちづくり課〕は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第3.4.1項 被災者相談

町〔住民課、健康福祉課〕及び防災関係機関は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

1 各種手続きの総合窓口

第4項に掲げる被災者支援の各種制度に関する手続き及び相談を一元的に処理する。

2 各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。

3 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）。

4 情報の提供

県及び関係機関と連携し、自立を図るうえで必要となる様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

第3.4.2項 罹災証明書の交付

1 被害認定基準

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月 内閣府（防災担当））に示された判定する住家の被害の程度は、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊又は準半壊に至らない（一部損壊）の6区分であり、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊の認定基準は、表2-17のとおりである。

2 早期交付のための体制確立

町〔防災安全課、住民課〕は、災害発生により住家等に被害が及んだ場合、又はそのような事態の発生が予想される場合、罹災証明書を発行するための事前準備を行い、災害の規模に応じた体制（受援も含む。）を整備する。

2.1 罹災証明書発行のための事前準備

1. 発行方針の決定
2. 罹災証明書の様式の設定
3. 資機材等の確保
4. 申請窓口及び人員の確保
5. 罹災証明書発行に関する広報活動 等

2.2 被害認定調査のための事前準備

1. 調査計画の策定
2. 調査体制の構築及び調査班の編成
3. 調査用資機材の調達
4. 職員研修の実施 等

なお、被害の調査等にあたっては、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年3月 内閣府（防災担当））、災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（令和4年3月 内閣府（防災担当））、災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料（損傷程度の例示）（令和3年5月 内閣府（防災担当））、災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）及び住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について（令和2年7月5日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当））を参考とする。被害認定調査の流れを図2-21(219)に示す。

また、町は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知する。住宅に関する各種調査の違いを表2-33(251)、被災建築物応急危険度判定の内容を表2-34(251)、被災宅地危険度判定の内容を表2-35(251)に示す。

3 罹災証明書の発行

罹災証明書は、災害による被害の程度を証明するための書面であり、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の申請時や町税の減免申請時等に利用される。

3.1 総合相談窓口の開設等

各種相談については、庁内に総合相談窓口を開設する。被害の分類に応じた担当を表2-36(251)に示す。

3.2 被害認定調査の実施

被災者から罹災証明申請を受けた住家等に対し、被害の程度を判定するため被害認定調査を実施する。調査体制は1班2人程度とし、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月 内閣府（防災担当））等を基に目視による一次調査を実施する。

なお、罹災証明申請を受けた際に、被害状況の写真等を基に、一部破損等の被害の程度が低いと判断されるものについては、被害認定調査の実施を不要とする。

また、事業者を対象とする罹災証明申請については、申請者が被害認定調査を希望しない場合は、被害認定調査の実施を不要とする。

3.3 罹災証明書の発行

被害認定調査より判定された結果等を基に、罹災証明書の交付に係る運用について（令和2年3月30日付事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当））、罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について（令和2年5月27日付府政防第950号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当））を参考にしつつ、罹災証明書を発行する。なお、罹災証明書の判定結果に対し、被災者は再調査を依頼することが可能であり、その場合は再度建物内部の二次調査を実施し、罹災証明書を再発行する。

4 罹災証明書発行に関する広報

罹災証明に関する体制が整備された際に、罹災証明書の発行開始日時、受付会場、申請のために必要な持ち物等について、町ホームページ、町庁舎内及び町広報紙等を活用し、被災者への周知に努める。

第 3.4.3 項 被災者台帳の整備及び情報提供

1 被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備

町〔住民課〕は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

2 被災者の生活再建等のための情報提供要請

町〔住民課〕は、県が災害救助法に基づき被災者の救助を行った場合、県に対し、被災者に関する情報提供を要請する。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・被災者台帳の作成等に関する実務指針（平成 29 年 3 月、内閣府（防災担当））
- ・災害対策基本法等（安否情報の提供及び被災者台帳関連事項）の運用について（平成 26 年 1 月 24 日付府政防第 60 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当））

第 3.4.4 項 被災者支援に関する各種制度

1 災害弔慰金、見舞金等

1.1 災害弔慰金の支給

町〔福祉・介護課〕は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び玄海町災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害により死亡した町民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

1.2 災害障害見舞金の支給

町〔福祉・介護課〕は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び玄海町災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害により障がい者となった町民に対し、災害障害見舞金を支給する。

1.3 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部においては、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈するとされている。

1.4 被災者生活再建支援金の支給

町〔福祉・介護課〕は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

県は、被災者生活再建支援法に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図るものとされている。

2 就労支援

町〔総務課〕は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。

併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

3 租税の徴収猶予、減免

3.1 国税

1. 国税の期限の延長（国税通則法第 11 条、国税通則法施行令第 3 条）

国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長【理由のやんだ日から 2 か月】

2. 法人税の申告期限の延長（法人税法第 75 条）

3. 所得税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 2 条）

4. 給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 3 条）

3.2 県税

1. 県税の期限の延長（地方税法第 20 条の 5 の 2、同法第 44 条、佐賀県県税条例第 9 条の 2）

申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入等の

期限延長【2か月以内】

2. 県税の徴収猶予（地方税法第15条）

【1年（やむを得ない場合2年）以内】

3. 県税の減免

- (1) 個人の県民税（地方税法第45条）
- (2) 個人の事業税（地方税法第72条の62、県税条例第56条）
- (3) 不動産取得税（地方税法第73条の31、県税条例第69条）
- (4) 鉱区税（地方税法第194条、県税条例第126条の2）
- (5) 軽油引取税（地方税法第144条の42）
- (6) 狩猟税（地方税法第700条の62、県税条例第170条）

3.3 町税

1. 町税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、玄海町税条例第18条の2）

申告、申請、納付、納入等の期限延長

2. 町税の徴収猶予（地方税法第15条）

3. 町税の減免

- (1) 町民税（地方税法第323条、玄海町税条例第51条）
- (2) 固定資産税（地方税法第367条、玄海町税条例第71条）
- (3) 軽自動車税（地方税法第461条、玄海町税条例第81条の8、第89条の1、第90条の1）
- (4) 特別土地保有税（地方税法第605条の2、玄海町税条例第139条の3）
- (5) 国民健康保険税（地方税法第717条、玄海町国民健康保険税条例第26条）注）特別徴収義務者に係るものを除く。

4 国民健康保険制度等における医療費負担、保険料の減免

町〔住民課、健康福祉課〕及び国民健康保険組合は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、地方税法、国民健康保険法及び規約の定めるところにより、次の措置を講じる。

4.1 国民健康保険税関係

1. 徴収猶予（地方税法第15条）
2. 申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長（地方税法第20条の5の2）
3. 減免（地方税法第717条、玄海町国民健康保険税条例第26条）
4. 延滞金の減免（地方税法第723条）

4.2 一部負担金の減免等（国民健康保険法第44条）

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置をとる。

1. 一部負担金の減額又は支払いを免除すること。
2. 保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

5 生活資金の確保

5.1 災害援護資金

町〔福祉・介護課〕は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び玄海町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けることができる。

5.2 生活福祉資金

玄海町社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の資金を貸し付ける。

5.3 母子父子寡婦福祉資金貸付金

県においては、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、被災した次の者に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付

金を貸付けることとされている。

1. 母子家庭の母、父子家庭の父で、児童（20歳未満）を扶養している者
2. 母子家庭の母、父子家庭の父に扶養されている児童（20歳未満）
3. かつて母子家庭の母だった者（寡婦）
4. 寡婦に扶養されている子（20歳以上）
5. 配偶者と死別又は離別した40歳以上の配偶者のいない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の者

6 住宅の供給、資金の貸付け等

6.1 公営住宅の提供

町〔まちづくり課〕は、被災市街地復興特別措置法第21条の適用を受ける者については、公営住宅への受入れを行う。

6.2 住宅資金の貸付制度

5に記載

6.3 恒久住宅への円滑な移行

町〔まちづくり課〕は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

第3.5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

町〔企画商工課〕は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築する等、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

町〔企画商工課〕は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

株式会社日本政策金融公庫等においては、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、災害復旧貸付等により、運転資金及び設備資金の融資を行う。

独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、必要に応じ、高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行う。

町〔企画商工課〕は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

株式会社日本政策金融公庫等においては、被災農林漁業者に対し、施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通する。

国〔農林水産省〕は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため、天災融資法の発動を行うこととされている。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・復旧・復興ハンドブック（令和3年3月、内閣府（防災担当））

第 3 編 風水害対策編

第 1 章 災害予防

第 1.1 節 風水害に強いまちづくり

第 1.1.1 項 風水害に強いまちの形成

1 地盤災害防止施設等の整備

第 2 編第 1.1.1 項 1 「地盤災害防止施設等の整備」(17) を参照

2 河川、海岸、下水道及びため池施設の整備

町〔まちづくり課〕は、未改修の河川について、当面の目標として、時間雨量 60mm の降雨による洪水に対応できるよう整備を推進する。なお、二級河川については、河川管理者である県に要望する。

また、町〔まちづくり課〕は、河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

その他は、第 2 編第 1.1.1 項 2 「河川、海岸、下水道及びため池施設の整備」(19) を参照

3 公共施設等の整備

第 2 編第 1.1.1 項 3 「公共施設等の整備」(20) を参照

4 交通・通信施設の整備

第 2 編第 1.1.1 項 4 「交通・通信施設の整備」(20) を参照

5 総合的な風水害対策

5.1 風水害に強い土地利用の推進

町〔まちづくり課〕は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進に努める。

5.2 分かりやすい水害リスクの提供

町〔防災安全課〕は、土砂災害警戒区域等や洪水浸水想定区域等（以下「災害危険区域」という。）の指定があったときは、風水害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難場所及び避難経路に関する事項、その他災害危険区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した玄海町防災マップを作成し、全戸配布等、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

【資料編】

- ・ 資料 - 1 洪水・土砂災害ハザードマップ及び津波・高潮ハザードマップ
- ・ 資料 - 2 土砂災害警戒区域・特別警戒区域
- ・ 資料 - 7 指定緊急避難場所・指定一般避難所・指定福祉避難所・要配慮者利用施設一覧表

5.3 要配慮者利用施設管理者等が実施する避難確保計画の作成等

水防法に基づく洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域又は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施しなければならない。また、作成した避難確保計画及び訓練実施結果について町長に報告しなければならない。

町〔防災安全課、福祉・介護課〕は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。

玄海町内には、土砂災害警戒区域及び高潮浸水想定区域の指定があることから、土砂災害防止法第8条の規定により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称、所在地及び情報伝達方法を表3-1(252)に、水防法第15条の規定により高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称、所在地及び情報伝達方法を表3-2(252)示す。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波）（令和4年4月、国土交通省水管理・国土保全局）

第1.1.2項 風水害に対する建築物等の安全性の確保

浸水等風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。

町「まちづくり課」は、住宅を始めとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の厳守の指導等に努める。

町「まちづくり課」及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

町「関係各課」は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にする等、一時避難が可能なよう配慮する。

その他は、第2編第1.1.2項「建築物の安全化」(21)を参照

第1.1.3項 ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、大規模な風水害が発生した場合の被害想定に基づき、主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

その他は、第2編第1.1.3項「ライフライン施設等の機能の確保」(21)を参照

第1.1.4項 災害応急対策等への備え

第2編第1.1.4項「災害応急対策等への備え」(23)を参照

第1.2節 住民等の防災活動の促進

第1.2.1項 防災思想の普及、徹底

第2編第1.2.1項1「自主防災思想の普及、徹底」(23)を参照

第1.2.2項 防災知識の普及、訓練

1 防災知識の普及

町「防災安全課」は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、玄海町防災マップを活用し浸水想定区域等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

町「防災安全課」は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害リスクがある玄海みらい学園においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

町「防災安全課、福祉・介護課」は、町ホームページや玄海町防災マップ等に避難方法や避難情報のポイントを公開する等、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解を促進する。

町「防災安全課」は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を町ホームページや玄海町防災マップ等に公開する等、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

町「防災安全課」は、住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等に

ついて玄海町防災マップに掲載し周知徹底するとともに、住民が避難所の開設状況や混雑状況を把握できるよう、佐賀県防災・緊急マップに公開する。

町〔防災安全課〕は、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、住民等の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

1. 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめた玄海町防災マップの作成を行い、住民に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ため池ハザードマップを作成する。
2. 玄海町防災マップの配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
3. 大雨の前には自家用車や農業機械を避難させる（ただし、災害の状況によっては、命を守るため自身の避難を優先させる）。
4. 大雨等の災害の際に、住民自身やその家族がどのように避難行動をとるか、予めまとめた「マイ・タイムライン」の作成を促す。

その他は、第2編第1.2.2項1「防災知識の普及」（24）を参照

【資料編】

- ・ 資料－1 洪水・土砂災害ハザードマップ及び津波・高潮ハザードマップ
- ・ 資料－2 土砂災害警戒区域・特別警戒区域
- ・ 資料－3 防災重点ため池一覧表
- ・ 資料－7 指定緊急避難場所・指定避難所・指定福祉避難所・要配慮者利用施設一覧表

2 防災訓練の実施、指導

町〔防災安全課〕は、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努める。また、訓練の実施に当たっては、玄海町防災マップ等を活用しつつ行う。

土砂災害警戒区域内又は高潮浸水想定区域内に位置し、表3-1(252)または表3-2(252)に示す要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、町〔防災安全課〕の協力を得て、土砂災害または高潮が発生するおそれがある場合における避難確保計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

町〔防災安全課〕は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

その他は、第2編第1.2.2項2「防災訓練の実施、指導」（25）を参照

3 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

第2編第1.2.2項3「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」（25）を参照

第1.2.3項 町民の防災活動の環境整備

1 消防団、自主防災組織等の育成強化

町〔防災安全課〕は、消防団の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材を充実する。また、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

その他は、第2編第1.2.3項1「消防団の育成強化」(26)及び第2編1.2.3項2「自主防災組織等の育成強化」(26)を参照

【資料編】

- ・ 資料-8 消防団の組織
- ・ 資料-9 玄海町消防団階級編成表
- ・ 資料-11 水防倉庫及び備蓄資材一覧表
- ・ 資料-38 河川等の危険箇所

2 防災ボランティア活動の環境整備

第2編第1.2.3項3「防災ボランティア活動の環境整備」(26)を参照

3 企業防災の促進

事業者は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

土砂災害警戒区域内又は高潮浸水想定区域内に位置し、表3-1(252)または表3-2(252)に示した要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告しなければならない。

その他は、第2編第1.2.3項4「企業防災の促進」(27)を参照

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第2編第1.2.3項5「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」(28)を参照

第1.2.4項 災害教訓の伝承

第2編第1.2.4項「災害教訓の伝承」(28)を参照

第1.3節 風水害及び風水害対策に関する観測等の推進

町[防災安全課]は、雨量、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図る。

第1.4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

町[防災安全課]は、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び知事が組織する「唐津・玄海地域の県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会」を活用し、国、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制の構築に努める。

第1.4.1項 災害発生直前対策

1 警報等の発表及び伝達

町[防災安全課]は、災害の前兆が把握可能な災害について、玄海町避難情報の発令判断・伝達マニュアルにより、伝達を受けた警報等を図3-1(220)に示す伝達系統により住民等に伝達する体制を整備する。

2 住民等の避難誘導体制

2.1 避難誘導

第2編第1.3.2項2「住民等の避難誘導体制」(29)を参照

2.2 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

町[防災安全課]は、避難情報の迅速・的確な判断をするために、避難情報に関するガイドライン(令和3年5月(令和4年9月更新)、内閣府(防災担当))に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準及び住民への伝達内容を明確にしたマニュアルを整備する。

また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直す。また、避難情報を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

2.2.1 洪水等

町〔防災安全課〕は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、有浦川の水位情報、洪水キキクル、藤ノ平ダムの情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。

2.2.1.1 発令対象区域

1. 長倉地区、諸浦地区、新田地区及び石田地区の浸水想定区域
2. 洪水の兆候があった区域

2.2.1.2 発令基準

発令区分	発令条件
警戒レベル3 高齢者等避難	1 有浦川の水位⁵⁾が1.96mに到達し、引き続き水位上昇及び藤ノ平ダムの越流量が上昇するおそれがある場合 2 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	1 有浦川の水位が2.6mに到達し、引き続き水位上昇及び藤ノ平ダムの越流量が上昇するおそれがある場合 2 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 3 藤ノ平ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	1 有浦川の水位が堤防高である3.4 mに到達した場合 2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門等の施設の機能障害が発見された場合 4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合
解除	有浦川の洪水キキクルで示される危険度や有浦川の水位が下降傾向である場合を基本とする。

5) 有浦川下流における水位は、潮位の影響を受けるため、今後の潮位の変動（上げ潮、下げ潮）に留意する。

2.2.2 土砂災害

町〔防災安全課〕は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、土砂キキクル等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

2.2.2.1 発令対象区域

1. 土砂災害（特別）警戒区域
2. 土砂災害の兆候があった区域

2.2.2.2 発令基準

発令区分	発令条件
警戒レベル3 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクルが「警戒（赤）」となった場合 2 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 土砂キキクルで「危険（紫）」となった場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	1 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 2 土砂キキクルで「災害切迫（黒）」となった場合 3 土砂災害の発生が確認された場合
解除	土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本とする。 一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、国や県の土砂災害の担当者に助言を求めることを検討する。

2.2.3 高潮

町〔防災安全課〕は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報や台風情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、危険潮位に応じて想定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、高潮危険区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

2.2.3.1 発令対象区域

1. 高潮注意報時：高潮危険区域（TPm 1.6m）
2. 高潮警報時：高潮危険区域（TPm 2.2m）
3. 高潮特別警報時又は大型台風接近時：高潮浸水想定区域

2.2.3.2 発令基準

発令区分	発令条件
警戒レベル3 高齢者等避難	1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町にかかる と予想されている、又は台風が町に接近することが見込まれる場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間 から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性があり、 府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
警戒レベル4 避難指示	1 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から 明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意 報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される 場合など）（夕刻時点で発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	1 樋門等の異常が確認された場合 2 潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合 3 海岸堤防等が倒壊した場合 4 異常な越波・越流が発生した場合
解除	当該地域の高潮警報が解除された段階を基本とする。 浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本 として、解除する。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 避難情報に関するガイドライン（令和3年5月（令和4年9月更新）、内閣府（防災担当））

2.3 防災関係機関と連携した取り組み

町〔防災安全課、まちづくり課〕は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、唐津・玄海地域の県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会等既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結する等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2.4 避難行動要支援者の避難誘導の取り組み

町〔防災安全課、福祉・介護課〕は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、民生委員・児童委員、区長、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者名簿に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

3 災害未然防止活動

町〔防災安全課〕は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行う。

町〔防災安全課〕は、平常時より水防活動の体制整備を行っておく。

町〔防災安全課〕は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

町〔防災安全課、まちづくり課〕は、河川の流下能力不足や堤防の断面不足、漏水の履歴、後背地の状況等から水防活動の必要性が高い区域を、本計画資料編において重要水防箇所として記載する。

町〔防災安全課〕は、出水時に円滑な水防活動を実施するため、日常より河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し必要な措置を講ずる。

河川管理者〔まちづくり課〕、農業用排水施設管理者〔農林水産課〕、下水道管理者〔生活環境課〕は、適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

道路管理者〔まちづくり課〕は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

その他は、第2編1.3.2項3「災害の未然防止」(30)を参照

■ 第1.4.2項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

町〔防災安全課〕は、雨量、出水の程度等の気象、海象、水位等の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。

町〔防災安全課〕は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

町〔防災安全課〕は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

町〔防災安全課〕は、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

町〔防災安全課〕は、非常時の確実な情報伝達を確保するため、移動通信回線の充実を図る。

その他は、第2編1.3.3項1「情報の収集、連絡・伝達体制の整備」(30)を参照

2 情報の分析整理

第2編第1.3.3項2「情報の分析整理」(30)を参照

3 通信手段の確保

第2編第1.3.3項3「通信手段の確保」(31)を参照

4 職員の体制

第2編第1.3.3項4「職員の体制」(31)を参照

5 防災関係機関相互の連携体制

町〔防災安全課〕は、避難情報の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

その他は、第2編1.3.3項5「防災関係機関相互の連携体制」(32)を参照

6 防災中枢機能等の確保、充実

第2編第1.3.3項11「防災中枢機能等の確保、充実」(34)を参照

■ 第1.4.3項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動

町〔まちづくり課〕は、町内の河川、海岸ごとに、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討する。

町〔防災安全課、まちづくり課、農林水産課、教育委員会〕は、堤防側帯等に、水防用・応急復旧資機材の備蓄を図るとともに、緊急時のこれらの確保に当たり関係業界団体の協力が得られるよう、あらかじめ協議しておく。

【資料編】

- ・ 資料38 河川等の危険箇所

町〔防災安全課、まちづくり課、農林水産課、教育委員会〕は、浸水被害の拡大防止のための移動式ポンプ等の水防用・応急復旧資機材の備蓄を図るとともに、不足する場合に備え、関係業界団体からの協力が得られるよう連携の強化を進める。なお、洪水・内水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事

する者の安全の確保を図るよう配慮する。

その他は、第 2 編第 1.3.4 項「災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動」(35)を参照

第 1.4.4 項 複合災害対策

第 2 編第 1.3.5 項「複合災害対策」(35)を参照

第 1.4.5 項 救急・救助及び医療活動

第 2 編第 1.3.6 項「救助・救急、医療及び消火活動」(36)を参照

1 救助・救急活動

第 2 編第 1.3.6 項 1「救助活動体制の整備」(36)を参照

2 医療活動

第 2 編第 1.3.6 項 2「医療活動」(36)を参照

第 1.4.6 項 緊急輸送活動

第 2 編第 1.3.7 項「緊急輸送活動」(37)を参照

第 1.4.7 項 避難の受入及び情報提供活動

1 指定緊急避難場所

町[防災安全課]は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

その他は、第 2 編第 1.3.8 項 2「指定緊急避難場所」(39)を参照

2 指定避難所等

第 2 編第 1.3.8 項 3「指定避難所等」(39)を参照

3 避難行動要支援者対策

第 2 編第 1.3.8 項 4「避難行動要支援者対策」(42)を参照

4 応急仮設住宅等

第 2 編第 1.3.8 項 5「応急仮設住宅等」(46)を参照

5 帰宅困難者対策

第 2 編第 1.3.8 項 6「帰宅困難者対策」(46)を参照

6 被災者等への的確な情報伝達活動

町[防災安全課]は、関係機関の協力を得て、雨量、水位、水質、潮位等の河川情報及び土砂災害、高潮、豪雨に関する情報等の収集、処理、加工、伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図るとともに、リアルタイムで情報を整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。また、これらの情報について、要配慮者に対しても十分に伝達することができるよう、報道機関の協力も得つつ、住民等への情報提供を推進する。

町[防災安全課]は、関係機関の協力を得て、公的施設、各家庭等へのきめ細かな河川情報、土砂災害、高潮、豪雨に関する情報等の提供に努める。その他は、第 2 編第 1.3.8 項 7「被災者等への的確な情報伝達」(46)を参照

第 1.4.8 項 物資の調達、供給活動

第 2 編第 1.3.9 項「物資の調達、供給活動」(47)を参照

第 1.4.9 項 防災関連機関等の防災訓練の実施

町[防災安全課]は、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努める。また、訓練の実施に当たっては、防災マップを活用しつつ行う。

1 町

第 2 編第 1.3.10 項 1「町」(48)を参照

2 防災関係機関

第 2 編第 1.3.10 項 2「防災関係機関」(49)を参照

3 事業所、自主防災組織及び住民

第2編第1.3.10項3 「事業所、自主防災組織及び住民」(49)を参照

第1.4.10項 災害復旧・復興への備え

1 各種データの整備保全

第2編第1.3.11項2 「各種データの整備保全」(51)を参照

2 罹災証明書の発行体制の整備

第2編第1.3.11項3 「罹災証明書の発行体制の整備」(51)を参照

3 復興対策の研究

第2編第1.3.11項4 「復興対策の研究」(51)を参照

第2章 災害応急対策

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行う等の種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等、玄海町避難情報の発令判断・伝達マニュアル等に沿った避難支援を行うことが重要である。

第2.1節 災害発生直前の対策

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第2.1.1項 風水害に関する警報等の伝達

町〔本部事務局〕は、被害を及ぼす可能性のある洪水、高潮、豪雨等の状況を把握・予想した場合、関係機関・報道機関等を通じて住民等に対し速やかに伝達する。

その際、要配慮者にも配慮するとともに、住民等にとってわかりやすく伝達するよう努める。

1 風水害に係る警報等の種類

1.1 気象関係

1.1.1 特別警報、警報、注意報

気象庁が発表する特別警報、警報、注意報の種類を表3-3(252)に示す。

1.1.2 その他の注意報

雷注意報、なだれ注意報、着氷・着雪注意報、融雪注意報

1.1.3 その他の情報

土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報、竜巻注意情報、佐賀県気象情報（線状降水の予測情報を含む。）、早期注意情報（警報級の可能性）、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

1.2 水位情報の周知

1.2.1 洪水

藤ノ平ダムの越流量、有浦川の長倉水位観測所の水位情報や有浦橋付近の量水標の水位情報を入手し、水位に応じて一般に周知する。

1.2.2 高潮

町〔農林水産課、防災安全課〕は、県から高潮特別警戒水位（松浦沿岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもの）に到達したときに通知される水位とその状況を一般に周知する。

1.3 土砂災害警戒情報等の周知

町が防災活動や住民等への避難情報の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民等自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表する。県においては、これらの情報を、一斉指令システム等により市町へ伝達する。

町〔本部事務局〕は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線や広報車、携帯電話の緊急速報メール等保有するあらゆる手段を活用し、住民等に対し迅速かつ的確に伝達する。

1.3.1 土砂災害警戒情報

佐賀地方気象台及び県は、大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、共同して土砂災害警戒情報を発表する。

1.3.2 土砂災害緊急情報

国は大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合に、県はその他の場合に、緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知

すると共に一般に周知する。

1.4 避難情報

令和3(2021)年5月20日付で災対法の一部を改正する法律が施行され、「避難勧告」と「避難指示(緊急)」が「避難指示」に一本化される等、新たな避難情報の運用が開始された。

町[本部事務局]は、表3-4(252)に示す新たな避難情報や住民がとるべき行動を、危険の切迫性に応じて適切に住民等に伝達する。住民等への避難情報の伝達にあたっては、別途定める玄海町避難情報の判断・伝達マニュアルによる。

2 警報等の伝達

佐賀地方気象台及び県は、風水害に係る警報等を、図3-2(220)に示す系統により迅速かつ的確に伝達するものとされている。また、県は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに町へ通知するとされている。

町[本部事務局]は、これを直ちに住民等に伝達する。危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達すること等により、住民等の積極的な避難行動の喚起に努める。

町[本部事務局]は、被害を及ぼす可能性のある洪水、高潮、豪雨等の状況を把握・予想した場合、関係機関・報道機関等を通じて住民等に対し速やかに伝達する。その際、要配慮者にも配慮するとともに、住民等にとってわかりやすく伝達するよう努める。

2.1 気象情報伝達系統

佐賀地方気象台からの気象情報の伝達系統(町関係分)を図3-2(220)に示す。

2.2 土砂災害警戒情報の伝達先

佐賀地方気象台と県が共同で発表する土砂災害警戒情報の伝達方法及び伝達先を表3-5(252)、伝達系統を図3-3(221)に示す。

2.3 気象警報等の伝達方法

町[本部事務局]は、警報等を受領したときは、速やかにその内容に応じた措置を取るとともに、関係機関、団体、学校、住民等に対し必要な事項を、図3-1(220)に示す伝達経路により周知徹底させる。

第2.1.2項 住民等の避難誘導

町[本部事務局、基盤対策部、産業対策部]は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民等に対して避難情報を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民等に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

町[本部事務局]は、住民等に対して避難情報を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

町[本部事務局、住民対策部]は、災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民等がとれるように努める。

町[本部事務局、住民対策部]は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、住民等の積極的な避難行動の喚起に努める。住民等への避難情報の伝達に当たっては、防災行政無線を始め、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民等への迅速かつ的確な伝達に努める。

町[本部事務局、住民対策部]は、避難誘導に当たって、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

町[本部事務局]は、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ県に要請し実施する。

町〔本部事務局〕は、情報の伝達、避難誘導、安否確認の実施に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第2.1.3項 災害未然防止活動

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等〔産業対策部、文教対策部〕は、洪水、高潮、豪雨の発生が予想される場合には、樋門等の適切な操作を行い、この際必要と認める場合には、あらかじめ必要な事項を通知するとともに、一般に周知する。

第2.2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第2.2.1項 災害情報の収集・連絡

1 被害規模の早期把握のための活動

第2編第2.2.1項1「被害規模の早期把握のための活動」(54)を参照

2 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

第2編第2.2.1項2「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」(54)を参照

3 一般被害情報等の収集・連絡

第2編第2.2.1項3「一般被害情報等の収集・連絡」(54)を参照

4 応急対策活動情報の連絡

第2編第2.2.1項4「応急対策活動情報の連絡」(57)を参照

第2.2.2項 通信手段の確保

第2編第2.2.2項「通信手段の確保」(58)を参照

第2.2.3項 町の活動体制

第2編第2.2.3項「町の活動体制」(59)を参照

第2.2.4項 広域的な応援体制

第2編第2.2.4項「広域的な応援体制」(60)を参照

第2.2.5項 自衛隊の災害派遣要請

第2編第2.2.5項「自衛隊の災害派遣要請」(62)を参照

第2.3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動

第2.3.1項 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

風水害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。また、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害防止対策を講じる。

1 浸水被害の拡大、再度災害の防止

町〔基盤対策部〕は、浸水被害が発生した場合、その被害を軽減するため、必要に応じて排水対策を実施する。

町〔基盤対策部〕は、被害を受けた堤防等について、浸水被害の拡大を防止するため、施設の応急復旧を行う。

2 土砂災害の発生、拡大防止

第2編第2.3.1項2「土砂災害の発生、拡大防止」(65)を参照

3 風倒木対策

町〔産業対策部〕は、県と連携し、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ、風倒木の除去等応急対策を講じる。

第2.3.2項 施設・設備等の応急復旧活動

1 ライフラインの応急復旧

第2編第2.3.2項1「ライフラインの応急復旧」(65)を参照

2 公共施設の応急復旧

第2編第2.3.2項2「公共施設の応急復旧」(66)を参照

3 住宅の応急復旧活動

第2編第2.3.2項3「住宅の応急復旧活動」(67)を参照

第2.4節 救助・救急及び医療活動

第2.4.1項 救助・救急活動

1 住民及び自主防災組織の役割

第2編第2.4.1項1「住民及び自主防災組織の役割」(67)を参照

2 救助・救急活動

第2編第2.4.1項2「救助・救急活動」(67)を参照

3 救助・救急活動等の応援

第2編第2.4.1項3「救助・救急活動等の応援」(68)を参照

第2.4.2項 医療活動

1 保健医療活動

第2編第2.4.2項1「保健医療活動」(68)を参照

2 医薬品、医療資機材の調達

第2編第2.4.2項2「医薬品、医療資機材の調達」(69)を参照

3 医療施設の応急復旧

第2編第2.4.2項3「医療施設の応急復旧」(69)を参照

4 保健医療福祉ボランティアへの対応

第2編第2.4.2項4「保健医療福祉ボランティアへの対応」(69)を参照

第2.4.3項 惨事ストレス対策

第2編第2.4.4項「惨事ストレス対策」(70)を参照

第2.5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2.5.1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

1 輸送に当たっての配慮事項

第2編第2.5.1項1「輸送に当たっての配慮事項」(71)を参照

2 輸送対象の想定

第2編第2.5.1項2「輸送対象の想定」(71)を参照

第2.5.2項 交通の確保

1 道路啓開等

第2編第2.5.2項1「道路啓開等」(71)を参照

2 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

第2編第2.5.2項2「広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保」(71)を参照

第2.5.3項 緊急輸送

第2編第2.5.3項「緊急輸送」(71)を参照

第2.5.4項 緊急輸送のための燃料の確保

第2編第2.5.4項「緊急輸送のための燃料の確保」(73)を参照

第2.6節 避難の受入れ及び情報提供活動

第2.6.1項 避難誘導の実施

町〔本部事務局〕は、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ県に要請し実施する。

その他は、第2編第2.6.2項「避難誘導の実施」(73)を参照

第2.6.2項 指定緊急避難場所

第2編第2.6.3項「指定緊急避難場所」(73)を参照

第2.6.3項 指定避難所**1 指定避難所の開設**

第2編第2.6.4項1「指定避難所の開設」(73)を参照

2 指定避難所の運営管理等

第2編第2.6.4項2「指定避難所の運営管理等」(74)を参照

第2.6.4項 応急仮設住宅等

第2編第2.6.5項「応急仮設住宅等」(75)を参照

第2.6.5項 広域避難

第2編第2.6.6項「広域避難」(75)を参照

第2.6.6項 広域一時滞在

第2編第2.6.7項「広域一時滞在」(75)を参照

第2.6.7項 要配慮者への配慮

第2編第2.6.8項「要配慮者への配慮」(75)を参照

第2.6.8項 被災者等への的確な情報伝達活動**1 被災者への情報伝達活動**

第2編第2.6.9項1「被災者への情報伝達活動」(76)を参照

2 住民への的確な情報の伝達

第2編第2.6.9項2「住民への的確な情報の伝達」(76)を参照

3 住民等からの問合せに対する対応

第2編第2.6.9項3「住民等からの問合せに対する対応」(76)を参照

第2.7節 物資の調達、供給活動**第2.7.1項 物資の調達、供給活動の基本方針**

第2編第2.7.1項「物資の調達、供給活動の基本方針」(76)を参照

第2.7.2項 食料等（ボトル飲料を含む）の供給計画**1 調達方法**

第2編第2.7.2項1「調達方法」(77)を参照

2 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀等の緊急引渡し

第2編第2.7.2項2「災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀等の緊急引渡し」(77)を参照

3 供給方法

第2編第2.7.2項3「供給方法」(77)を参照

第2.7.3項 飲料水の供給**1 水道施設の応急復旧**

第2編第2.7.3項1「水道施設の応急復旧」(78)を参照

2 応急給水

第2編第2.7.3項2「応急給水」(78)を参照

第2.7.4項 生活必需品の供給**1 生活必需品等の品目**

第2編第2.7.4項1「生活必需品等の品目」(78)を参照

2 調達方法

第2編第2.7.4項2「調達方法」(79)を参照

3 供給方法

第2編第2.7.4項3「供給方法」(79)を参照

第2.7.5項 物資の配送

1 基本方針

第2編2.7.5項1「基本方針」(79)を参照

2 物資の配布

第2編2.7.5項2「物資の配布」(79)を参照

3 在宅等被災者への対応

第2編2.7.5項3「在宅等被災者への対応」(79)を参照

第2.8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

第2.8.1項 保健衛生

第2編第2.8.1項「保健衛生」(80)を参照

第2.8.2項 動物の管理等

1 家畜の管理、飼料の確保

第2編2.8.2項1「家畜の管理、飼料の確保」(80)を参照

2 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等

第2編2.8.2項2「家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等」(81)を参照

第2.8.3項 防疫活動

第2編第2.8.3項「防疫活動」(81)を参照

第2.8.4項 し尿の処理

1 仮設トイレの調達、設置、撤去

第2編2.8.4項1「仮設トイレの調達、設置、撤去」(82)を参照

2 処理の方法

第2編2.8.4項2「処理の方法」(82)を参照

第2.8.5項 遺体対策

第2編第2.8.5項「遺体対策」(82)を参照

第2.9節 社会秩序の維持に関する活動

第2編2.9節「社会秩序の維持に関する活動」(83)を参照

第2.10節 応急の教育に関する活動

第2編2.10節「応急の教育に関する活動」(83)を参照

第2.11節 自発的支援の受入れ

第2.11.1項 ボランティアの受入れ

第2編第2.11.1項「ボランティアの受入れ」(85)を参照

第2.11.2項 義援物資、義援金の受入れ

第2編第2.11.2項「義援物資、義援金の受入れ」(86)を参照

第3章 災害復旧・復興

第3.1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

第2編第3.1節「地域の復旧」(88)を参照

第3.2節 迅速な原状復旧の進め方

第3.2.1項 被災施設の復旧等

町〔まちづくり課〕は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

その他は、第2編第3.2.1項「被災施設の復旧等」(88)を参照

第3.2.2項 災害廃棄物の処理

第2編第3.2.2項「災害廃棄物の処理」(91)を参照

第3.3節 計画的復興の進め方

第3.3.1項 復興計画の作成

第2編第3.3.1項「復興計画の作成」(92)を参照

第3.3.2項 防災まちづくり

町〔まちづくり課〕は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。

その他は、第2編第3.3.2項「防災まちづくり」(92)を参照

第3.4節 被災者等の生活再建等への支援

第2編第3.4節「被災者等の生活再建等への支援」(93)を参照

第3.5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

第2編第3.5節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」(97)を参照

第4編 地震災害対策編

第1章 災害予防

第1.1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

町は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。町は、第1編第4.4.4項「地震による被害想定」(7)に示す被害を想定する。

町は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

第1.2節 地震に強いまちづくり

第1.2.1項 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方

地震に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物、土木構造物、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等について、耐震性を確保する必要がある。その場合の耐震設計の方法は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下によるものとする。

1. 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に対して、機能に重大な支障が生じないこと。
2. 直下型地震または海溝型大地震に起因する高レベルの地震動に対して、人命に重大な影響を与えないこと。
3. 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮して、高レベルの地震動に対しても、他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
 - (1) 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - (2) 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼす恐れがあるもの
 - (3) 多数の人々を収容する建築物等
4. 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討する。

第1.2.2項 地震に強いまちづくり

1 地震に強いまちの形成

1.1 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

町〔まちづくり課〕は、県が地震防災対策特別措置法により、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する地震防災緊急事業五箇年計画に記載された事業について、積極的な推進に努める。

1.2 地盤災害防止施設等の整備

第2編第1.1.1項1「地盤災害防止施設等の整備」(17)を参照

1.3 河川、海岸、下水道及びため池施設の整備

第2編第1.1.1項2「河川、海岸、下水道及びため池施設の整備」(19)を参照

1.4 公共施設等の整備

第2編第1.1.1項3「公共施設等の整備」(20)を参照

1.5 交通・通信施設の整備

第2編第1.1.1項4「交通・通信施設の整備」(20)を参照

2 建築物の安全化

2.1 一般建築物

町〔まちづくり課〕は、耐震改修促進計画に基づいて、耐震化の促進を図るとともに、住民への啓蒙を行い、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

2.2 落下物、ブロック塀等

町〔まちづくり課〕及び建築物の所有者等は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

町〔まちづくり課〕は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

町〔まちづくり課〕は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

2.3 文化財

第2編第1.1.2項4「文化財」(21)を参照

3 ライフライン施設等の機能の確保

町〔生活環境課〕は、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化、液状化対策、地震災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。また、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。

その他は、第2編第1.1.3項「ライフライン施設等の機能の確保」(21)を参照

4 崖地、液状化対策等

4.1 急傾斜地崩壊防止施設の整備

第2編第1.1.1項1「地盤災害防止施設等の整備」(17)を参照

4.2 大規模盛土造成地における宅地対策

町〔まちづくり課〕及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、滑動崩落への対策を促していくものとされている。

4.3 地盤の液状化対策の推進

町〔まちづくり課〕、県等の公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するものとされている。また、大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図る。さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及をはじめ、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表に努め、住民への適切な情報提供等を図る。

5 危険物施設等の安全確保

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性物質施設等の施設の管理者等は、耐震点検を行うとともに、その結果に基づき必要があれば、緊急性や施設の重要性を考慮して計画的に施設の耐震改修の実施に努める。

町〔防災安全課〕は、法令等に基づき、危険物施設等の耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備及び保安教育、自衛防災組織の充実強化、防災訓練の積極的実施等適切な予防措置をとるよう、施設管理者等に対して指導する。

6 災害応急対策等への備え

第2編第1.1.4項「災害応急対策等への備え」(23)を参照

第 1.3 節 住民等の防災活動の促進

町〔防災安全課〕は、雨量、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図る。

第 1.3.1 項 防災思想の普及、徹底

第 2 編第 1.2.1 項 「防災思想の普及、徹底」(23) を参照

第 1.3.2 項 防災知識の普及、訓練

1 防災知識の普及

地震に係る緊急地震速報（警報）は、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民等に提供する。

佐賀地方気象台は、県、市町、各防災関係機関等の協力を得て緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

その他は、第 2 編第 1.2.2 項 1 「防災知識の普及」(24) を参照

2 防災関連設備等の普及

町〔防災安全課〕は、住民に対して消火器、ガスのマイコンメーター、非常持出品等の普及に努める。

3 防災訓練の実施、指導

町〔防災安全課〕は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

その他は、第 2 編第 1.2.2 項 2 「防災訓練の実施、指導」(25) を参照

4 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

第 2 編第 1.2.2 項 3 「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」(25) を参照

第 1.3.3 項 町民の防災活動の環境整備

1 消防団、自主防災組織の育成強化

第 2 編第 1.2.3 項 1 「消防団の育成強化」(26)、第 2 編 1.2.3 項 2 「自主防災組織等の育成強化」(26) を参照

2 防災ボランティア活動の環境整備

第 2 編第 1.2.3 項 3 「防災ボランティア活動の環境整備」(26) を参照

3 企業防災の促進

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

その他は、第 2 編第 1.2.3 項 4 「企業防災の促進」(27) を参照

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第 2 編第 1.2.3 項 5 「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」(28) を参照

第 1.3.4 項 災害教訓の伝承

第 2 編第 1.2.4 項 「災害教訓の伝承」(28) を参照

第 1.4 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第 1.4.1 項 災害発生直前対策

町〔防災安全課〕は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設・設備の充実を図るよう努める。

第1.4.2項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

町〔防災安全課〕は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の活用等により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

その他は、第2編第1.3.3項1「情報の収集、連絡・伝達体制の整備」（30）を参照

2 情報の分析整理

第2編第1.3.3項2「情報の分析整理」（30）を参照

3 通信手段の確保

第2編第1.3.3項3「通信手段の確保」（31）を参照

4 職員の体制

第2編第1.3.3項4「職員の体制」（31）を参照

5 防災関係機関相互の連携体制

第2編第1.3.3項5「防災関係機関相互の連携体制」（32）を参照

6 業務継続性の確保

町〔総務課〕は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

その他は、第2編第1.3.3項10「業務継続性の確保」（33）を参照

7 防災中枢機能等の確保、充実

第2編第1.3.3項11「防災中枢機能等の確保、充実」（34）を参照

第1.4.3項 救急・救助、医療及び消火活動

1 救助・救急活動関係

第2編第1.3.6項1「救助活動体制の整備」（36）を参照

2 医療活動

第2編第1.3.6項2「医療活動」（36）を参照

3 消火活動

第2編第1.3.6項4「消火活動」（36）を参照

第1.4.4項 緊急輸送活動

第2編第1.3.7項「緊急輸送活動」（37）を参照

第1.4.5項 避難の受入れ及び情報提供活動

1 避難誘導

第2編第1.3.8項1「避難誘導」（38）を参照

2 指定緊急避難場所

町〔防災安全課〕は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

その他は、第2編第1.3.8項2「指定緊急避難場所」（39）を参照

3 指定避難所等

第2編第1.3.8項3「指定避難所等」（39）を参照

4 避難行動要支援者対策

第2編第1.3.8項4「避難行動要支援者対策」（42）を参照

5 応急仮設住宅等

第 2 編第 1.3.8 項 5 「応急仮設住宅等」(46) を参照

6 帰宅困難者対策

第 2 編第 1.3.8 項 6 「帰宅困難者対策」(46) を参照

7 被災者等への的確な情報伝達活動

第 2 編第 1.3.8 項 7 「被災者等への的確な情報伝達」(46) を参照

第 1.4.6 項 物資の調達、供給活動

第 2 編第 1.3.9 項 「物資の調達、供給活動」(47) を参照

第 1.4.7 項 応急復旧及び二次災害の防止活動

町〔防災安全課〕は、地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物、宅地の危険度並びに土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。

町〔防災安全課〕及び事業者は、有害物質の漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備しておく。

町〔まちづくり課〕は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

その他は、第 2 編第 1.3.4 項 「災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動」(35) を参照

第 1.4.8 項 複合災害対策

第 2 編第 1.3.5 項 「複合災害対策」(35) を参照

第 1.4.9 項 防災訓練の実施

1 町

第 2 編第 1.3.10 項 1 「町」(48) を参照

2 防災関係機関

第 2 編第 1.3.10 項 2 「防災関係機関」(49) を参照

3 事業所、自主防災組織及び住民

第 2 編第 1.3.10 項 3 「事業所、自主防災組織及び住民」(49) を参照

第 1.4.10 項 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

第 2 編第 1.3.11 項 1 「災害廃棄物の発生への対応」(49) を参照

2 各種データの整備保全

第 2 編第 1.3.11 項 2 「各種データの整備保全」(51) を参照

3 罹災証明書の発行体制の整備

第 2 編第 1.3.11 項 3 「罹災証明書の発行体制の整備」(51) を参照

4 復興対策の研究

第 2 編第 1.3.11 項 4 「復興対策の研究」(51) を参照

第2章 災害応急対策

第2編2章「災害応急対策」(53)を参照

第2.1節 災害発生直前の対策

大規模地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

町[本部事務局]は、住民等への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、住民等への迅速かつ的確な伝達に努める。

第2.1.1項 緊急地震速報(警報)、地震に関する情報の種類、内容等

地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報(警報)、地震に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

1 緊急地震速報(警報)

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)⁶⁾を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民等に提供する。緊急地震速報のしくみを図4-1(222)に示す。なお、緊急地震速報(警報)のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経由による町の防災無線等を通して住民等に伝達される。参考として震度階級ごとの人の体感、行動、屋内や屋外の状況を示した震度階級関連解説を図4-2(222)及び表4-1(253)に示す。

2 地震情報の種類、発表基準と内容

気象庁が発表する地震情報の種類、発表基準とその内容を表4-2(254)に示す。

3 地震活動に関する解説資料等

気象庁が発表する地震活動に関する解説資料等の種類、発表基準とその内容を表4-3(254)に示す。

【資料編】

- ・資料-40 佐賀地方気象台からの地震及び津波に関する情報の伝達経路

第2.1.2項 町による措置事項

気象庁から発信される緊急地震速報、震度速報等の地震情報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要であることから、以下により取り扱う。

1 緊急地震速報の伝達

全国瞬時警報システム(J-ALERT)で緊急地震速報を受信した場合は、直ちに町防災行政無線(戸別受信機を含む)等により住民等へ伝達する。住民等への情報伝達にあたっては、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ的確な伝達に努める。

2 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報について、県、警察署(交番、駐在所)、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、町内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民等に周知する。

この場合、警察署、消防機関、県現地機関等へ協力を要請する等して、万全の措置を講ずる。

6) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

地震災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

3 地震災害に関する重要な情報の通報

町〔本部事務局〕は、地震災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂等）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民等に周知し、町内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報する。

第 2.2 節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第 2.2.1 項 災害情報の収集・連絡

1 被害規模の早期把握のための活動

第 2 編第 2.2.1 項 1 「被害規模の早期把握のための活動」(54) を参照

2 地震発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

第 2 編第 2.2.1 項 2 「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」(54) を参照

3 一般被害情報等の収集・連絡

第 2 編第 2.2.1 項 3 「一般被害情報等の収集・連絡」(54) を参照

4 応急対策活動情報の連絡

第 2 編第 2.2.1 項 4 「応急対策活動情報の連絡」(57) を参照

第 2.2.2 項 通信手段の確保

第 2 編第 2.2.2 項 「通信手段の確保」(58) を参照

第 2.2.3 項 町の活動体制

第 2 編第 2.2.3 項 「町の活動体制」(59) を参照

第 2.2.4 項 広域的な応援体制

第 2 編第 2.2.4 項 「広域的な応援体制」(60) を参照

第 2.2.5 項 自衛隊の災害派遣要請

第 2 編第 2.2.5 項 「自衛隊の災害派遣要請」(62) を参照

第 2.3 節 救助・救急、医療及び消火活動

第 2.3.1 項 救助・救急活動

1 住民及び自主防災組織の役割

第 2 編第 2.4.1 項 1 「住民及び自主防災組織の役割」(67) を参照

2 救助・救急活動

第 2 編第 2.4.1 項 2 「救助・救急活動」(67) を参照

3 救助・救急活動等の応援

第 2 編第 2.4.1 項 3 「救助・救急活動等の応援」(68) を参照

第 2.3.2 項 医療活動

1 保健医療活動

第 2 編第 2.4.2 項 1 「保健医療活動」(68) を参照

2 医薬品、医療資機材の調達

第 2 編第 2.4.2 項 2 「医薬品、医療資機材の調達」(69) を参照

3 医療施設の応急復旧

第 2 編第 2.4.2 項 3 「医療施設の応急復旧」(69) を参照

4 保健医療福祉ボランティアへの対応

第 2 編第 2.4.2 項 4 「保健医療福祉ボランティアへの対応」(69) を参照

第 2.3.3 項 消火活動

1 出火防止、初期消火

第 2 編第 2.4.3 項 1 「出火防止、初期消火」(70) を参照

2 消火活動

第2編第2.4.3項2「消火活動」(70)を参照

3 応援の要請

第2編第2.4.3項3「応援の要請」(70)を参照

第2.3.4項 惨事ストレス対策

第2編第2.4.4項「惨事ストレス対策」(70)を参照

第2.4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2.4.1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

1 輸送に当たっての配慮事項

第2編第2.5.1項1「輸送に当たっての配慮事項」(71)を参照

2 輸送対象の想定

第2編第2.5.1項2「輸送対象の想定」(71)を参照

第2.4.2項 交通の確保

1 道路啓開等

第2編第2.5.2項1「道路啓開等」(71)を参照

2 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

第2編第2.5.2項2「広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保」(71)を参照

第2.4.3項 緊急輸送

1 緊急輸送の実施

第2編第2.5.3項1「緊急輸送の実施」(72)を参照

2 輸送手段の確保

第2編第2.5.2項2「輸送手段の確保」(72)を参照

3 緊急輸送の優先

第2編第2.5.2項3「緊急輸送の優先」(72)を参照

4 緊急通行車両の確認

第2編第2.5.2項4「緊急通行車両の確認」(72)を参照

第2.4.4項 緊急輸送のための燃料の確保

第2編第2.5.4項「緊急輸送のための燃料の確保」(73)を参照

第2.5節 避難の受入れ及び情報提供活動

第2.5.1項 避難誘導の実施

第2編第2.6.2項「避難誘導の実施」(73)を参照

第2.5.2項 指定緊急避難場所

第2編第2.6.3項「指定緊急避難場所」(73)を参照

第2.5.3項 指定避難所

第2編第2.6.4項「指定避難所等」(73)を参照

第2.5.4項 応急仮設住宅等

第2編第2.6.5項「応急仮設住宅等」(75)を参照

第2.5.5項 広域避難

第2編第2.6.6項「広域避難」(75)を参照

第2.5.6項 広域一時滞在

第2編第2.6.7項「広域一時滞在」(75)を参照

第2.5.7項 要配慮者への配慮

第2編第2.6.8項「要配慮者への配慮」(75)を参照

第2.5.8項 被災者等への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

第2編第2.6.9項1「被災者への情報伝達活動」(76)を参照

2 住民への的確な情報の伝達

第2編第2.6.9項2「住民への的確な情報の伝達」(76)を参照

3 住民等からの問合せに対する対応

第2編第2.6.9項3「住民等からの問合せに対する対応」(76)を参照

第2.6節 物資の調達、供給活動

第2.6.1項 物資の調達、供給活動の基本方針

第2編第2.7.1項「物資の調達、供給活動の基本方針」(76)を参照

第2.6.2項 食料等（ボトル飲料を含む）の供給計画

1 調達方法

第2編第2.7.2項1「調達方法」(77)を参照

2 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀等の緊急引渡し

第2編第2.7.2項2「災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀等の緊急引渡し」(77)を参照

3 供給方法

第2編第2.7.2項3「供給方法」(77)を参照

第2.6.3項 飲料水の供給

1 水道施設の応急復旧

第2編第2.7.3項1「水道施設の応急復旧」(78)を参照

2 応急給水

第2編第2.7.3項2「応急給水」(78)を参照

第2.6.4項 生活必需品の供給

1 生活必需品等の品目

第2編第2.7.4項1「生活必需品等の品目」(78)を参照

2 調達方法

第2編第2.7.4項2「調達方法」(79)を参照

3 供給方法

第2編第2.7.4項3「供給方法」(79)を参照

第2.6.5項 物資の配送

1 基本方針

第2編第2.7.5項1「基本方針」(79)を参照

2 物資の配布

第2編第2.7.5項2「物資の配布」(79)を参照

3 在宅等被災者への対応

第2編第2.7.5項3「在宅等被災者への対応」(79)を参照

第2.7節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

第2.7.1項 保健衛生

第2編第2.8.1項「保健衛生」(80)を参照

第2.7.2項 動物の管理等

1 家畜の管理、飼料の確保

第2編第2.8.2項1「家畜の管理、飼料の確保」(80)を参照

2 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等

第2編 2.8.2 項2 「家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等」(81)を参照

第2.7.3 項 防疫活動

第2編 第2.8.3 項 「防疫活動」(81)を参照

第2.7.4 項 し尿の処理

1 仮設トイレの調達、設置、撤去

第2編 2.8.4 項1 「仮設トイレの調達、設置、撤去」(82)を参照

2 処理の方法

第2編 第2.8.4 項2 「処理の方法」(82)を参照

第2.7.5 項 遺体対策

第2編 第2.8.5 項 「遺体対策」(82)を参照

第2.8 節 社会秩序の維持に関する活動

第2編 2.9 節 「社会秩序の維持に関する活動」(83)を参照

第2.9 節 応急の教育に関する活動

第2編 2.10 節 「応急の教育に関する活動」(83)を参照

第2.10 節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動

第2.10.1 項 施設・設備等の応急復旧活動

1 ライフラインの応急復旧

第2編 第2.3.2 項1 「ライフラインの応急復旧」(65)を参照

2 公共施設の応急復旧

第2編 第2.3.2 項2 「公共施設の応急復旧」(66)を参照

3 住宅の応急復旧活動

第2編 第2.3.2 項3 「住宅の応急復旧活動」(67)を参照

第2.10.2 項 二次災害の防止活動

町は、地震、降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止施策を講じる。

1 水害・土砂災害対策

町〔基盤対策部〕は、地震、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

2 建築物、構造物の倒壊

2.1 被災宅地の広報活動

町〔基盤対策部〕は、風水害の影響により被災宅地で二次災害のおそれがあると認める場合、若しくは地震発生後、被災住宅が地震等により倒壊する等のおそれがあると認める場合は、県と連携し、住民に対し、この二次災害に留意するよう広報活動を行う。

2.2 被災宅地の危険度判定

町〔基盤対策部〕は、県があらかじめ養成・登録している「被災宅地危険度判定士」又は「被災建築物応急危険度判定士」の協力を得て、被災宅地の危険度判定又は被災建築物の応急危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。危険度判定の業務に従事する者が不足する場合は、県を通じて、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「被災建築物応急危険度判定要綱」等に基づき、他都道府県

に対し、応援を要請する。

2.3 高潮、波浪等の対策

町〔本部事務局、基盤対策部〕は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

2.4 爆発物及び有害物質による二次災害対策

危険物施設の管理者等は、災害により施設等に被害が発生したときは、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。施設管理者は、災害による被害の規模に応じ、町、消防機関、県警察、海上保安部、県等の各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、災害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

その他は、第2編第2.3.1項「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」(64)を参照

第2.11節 自発的支援の受入れ

第2.11.1項 ボランティアの受入れ

第2編第2.11.1項「ボランティアの受入れ」(85)を参照

第2.11.2項 義援物資、義援金の受入れ

1 義援金の受入れ

第2編第2.11.2項1「義援金の受入れ」(86)を参照

2 義援物資の受入れ

第2編第2.11.2項2「義援物資の受入れ」(86)を参照

第3章 災害復旧・復興

第3.1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

第2編第3.1節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」(88)を参照

第3.2節 迅速な原状復旧の進め方

第3.2.1項 被災施設の復旧等

町〔防災安全課、まちづくり課〕は、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。

その他は、第2編第3.2.1項「被災施設の復旧等」(88)を参照

第3.2.2項 災害廃棄物の処理

第2編第3.2.2項「災害廃棄物の処理」(91)を参照

第3.3節 計画的復興の進め方

第3.3.1項 復興計画の作成

第2編第3.3.1項「復興計画の作成」(92)を参照

第3.3.2項 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。

その他は、第2編第3.3.2項「防災まちづくり」(92)を参照

第3.4節 被災者等の生活再建等への支援

町〔住民課、まちづくり課〕は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別的な目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、町の活動の支援に努めるものとされている。

その他は、第2編第3.4節「被災者等の生活再建等の支援」(93)を参照

第3.5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

第2編第3.5節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」(97)を参照

第5編 津波災害対策編

第1章 災害予防

第1.1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

町は、第1編第4.4.5項「津波による浸水害の想定」(7)に示す被害を想定し対策を推進する。

第1.2節 津波に強いまちづくり

第1.2.1項 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

1. 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減等、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。
2. 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第1.2.2項 津波に強いまちの形成

津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態等地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

町〔まちづくり課〕は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所及び避難路・避難階段等の整備等、まちづくりと連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

町〔防災安全課〕は、本計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係各課による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、玄海町防災マップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

町〔関係各課〕は、行政関連施設、要配慮者に係わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建物の対浪化、非常用電源の設置箇所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎等の災害応急対策上重要な施設の津波対策については、特に万全を期する。

町〔防災安全課〕は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

町〔防災安全課〕は、津波災害警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

町〔防災安全課〕は、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

町〔防災安全課〕は、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民等に周知するため、玄海町防災マップの配布やその他の必要な措置を講じる。

町〔防災安全課〕は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

町〔まちづくり課〕は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組を進める。

町〔まちづくり課〕は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

町〔まちづくり課〕は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進に努める。

第1.2.3項 避難関連施設の整備

町〔防災安全課〕は、指定緊急避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすること等により、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

町〔防災安全課〕は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保に努める。

第1.2.4項 建築物の安全化

町は、津波災害特別警戒区域や津波浸水想定区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。また、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化等、地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

その他は、第2編第1.1.2項「建築物の安全化」(21)を参照

第1.2.5項 ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行う。また、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等に努める。

その他は、第2編第1.1.3項「ライフライン施設等の機能の確保」(21)を参照

第1.2.6項 災害応急対策等への備え

第2編第1.1.4項「災害応急対策等への備え」(23)を参照

第1.3節 住民等の防災活動の促進

第1.3.1項 防災思想の普及、徹底

第2編第1.2.1項「防災思想の普及、徹底」(23)を参照

第1.3.2項 防災知識の普及、訓練

1 防災知識の普及

町〔防災安全課〕及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、玄海町防災マップに示す津波浸水想定区域等を示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及啓発に努める。

1. 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の住民等の避難を促すこと等、図5-1(223)及び図5-2(223)に示す避難行動に関する知識
2. 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合等、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
3. 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生があること等、津波の特性に関する情報
4. 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定区域の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もあり得ること等、津波に関する想定・予測の不確実性

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な津波防災教育に努めるものとする。

町〔防災安全課〕は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正な意味の理解の促進に努める。

町〔防災安全課〕は、県が指定した津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップを玄海町防災マップに示し、住民等に対し周知する。

津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

町〔防災安全課〕は、今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示する等、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組に努める。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、津波災害時の予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのか等について、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

2 防災訓練の実施、指導

町〔防災安全課〕は、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、表5-1(255)に示す最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

その他は、第2編第1.2.2項2「防災訓練の実施、指導」(25)を参照

3 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

第2編第1.2.2項3「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」(25)を参照

第1.3.3項 町民の防災活動の環境整備

1 消防団、自主防災組織の育成強化

第2編第1.2.3項1「消防団の育成強化」(26)、第2編第1.2.3項2「自主防災組織等の育成強化」(26)を参照

2 防災ボランティア活動の環境整備

第2編第1.2.3項3「防災ボランティア活動の環境整備」(26)を参照

3 企業防災の促進

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

その他は、第2編第1.2.3項4「企業防災の促進」(27)を参照を参照

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第2編第1.2.3項5「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」(28)を参照

第1.3.4項 災害教訓の伝承

第2編第1.2.4項「災害教訓の伝承」(28)を参照

第1.4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1.4.1項 災害発生直前対策

1 津波警報等の発表及び伝達

町〔防災安全課〕は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした次に示す避難指示の発令基準を設定する。なお、津波警報等で発表される津波高応じた発令対象区域を定める等、具体的な内容については、町津波避難計画において定める。

1.1 発令対象区域

津波浸水想定区域

1.2 発令基準

発令区分	発令条件
避難指示 ⁷⁾	1 津波警報、津波警報、津波注意報の発表 2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
解除	大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除する。浸水被害が発生した場合の解除については、避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

なお、津波警報等に応じて全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により自動的に防災行政無線（戸別受信機を含む。）により避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

町〔防災安全課〕は、さまざまな環境下にある住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、玄海町災害メールサービス、緊急速報メール等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

町〔防災安全課〕は、津波警報、避難指示等を住民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

町〔防災安全課〕は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民等の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。気象庁から発表される遠地地震に関する情報の後に津波警報等が発表されることもあることから、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

7) 津波の避難指示には、警戒レベルを付さない。

2 住民等の避難誘導體制

町〔防災安全課〕は、津波災害の発生に備え、県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」等を参考に、津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底に努める。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

町〔防災安全課〕は、地震・津波発生時に家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とすることになっているため、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行う等、徒歩避難の原則の周知に努める。

町〔防災安全課〕は、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

町〔防災安全課〕は、消防団員、警察官、町職員等防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

町〔防災安全課〕は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段の確保・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

町〔防災安全課、健康福祉課〕は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

その他は、第 2 編 1.3.2 項 2 「住民等の避難誘導體制」（29）を参照

第 1.4.2 項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

町〔防災安全課〕は、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計の維持・整備に努めるとともに、佐賀県防災行政通信ネットワークシステムや防災行政無線等の活用等により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

その他は、第 2 編第 1.3.3 項 1 「情報の収集、連絡・伝達体制の整備」（30）を参照

2 情報の分析整理

第 2 編第 1.3.3 項 2 「情報の分析整理」（30）を参照

3 通信手段の確保

第 2 編第 1.3.3 項 3 「通信手段の確保」（31）を参照

4 職員の体制

第 2 編第 1.3.3 項 4 「職員の体制」（31）を参照

5 防災関係機関相互の連携体制

第 2 編第 1.3.3 項 5 「防災関係機関相互の連携体制」（32）を参照

6 業務継続性の確保

第 2 編第 1.3.3 項 10 「業務継続性の確保」（33）を参照

7 防災中枢機能等の確保、充実

第 2 編第 1.3.3 項 11 「防災中枢機能等の確保、充実」（34）を参照

第 1.4.3 項 救急・救助、医療及び消火活動

1 救助・救急活動関係

第 2 編第 1.3.6 項 1 「救助活動体制の整備」（36）を参照

2 医療活動

第2編第1.3.6項2「医療活動」(36)を参照

3 消火活動

第2編第1.3.6項4「消火活動」(36)を参照

第1.4.4項 緊急輸送活動

第2編第1.3.7項「緊急輸送活動」(37)を参照

第1.4.5項 避難の受入れ及び情報提供活動

1 指定緊急避難場所

町[防災安全課]は、津波浸水想定区域以外の安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものであり、かつ、避難後においても孤立せず、津波の来襲状況によってはさらなる避難が可能となるような場所を指定する。指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等防災拠点化を図る。

その他は、第2編第1.3.8項2「指定緊急避難場所」(39)を参照

2 指定避難所等

第2編第1.3.8項3「指定避難所等」(39)を参照

3 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

第2編第1.3.8項4「避難行動要支援者対策」(42)を参照

4 応急仮設住宅等

第2編第1.3.8項5「応急仮設住宅等」(46)を参照

5 帰宅困難者対策

第2編第1.3.8項6「帰宅困難者対策」(46)を参照

6 被災者等への的確な情報伝達活動

第2編第1.3.8項7「被災者等への的確な情報伝達」(46)を参照

第1.4.6項 物資の調達、供給活動

第2編第1.3.9項「物資の調達、供給活動」(47)を参照

第1.4.7項 応急復旧及び二次災害の防止活動

第2編第1.3.4項「災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動」(35)を参照

第1.4.8項 複合災害対策

第2編第1.3.5項「複合災害対策」(35)を参照

第1.4.9項 防災訓練の実施

第2編第1.3.10項「防災訓練」(48)を参照

第1.4.10項 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

第2編第1.3.11項1「災害廃棄物の発生への対応」(49)を参照

2 各種データの整備保全

第2編第1.3.11項2「各種データの整備保全」(51)を参照

3 罹災証明書の発行体制の整備

第2編第1.3.11項3「罹災証明書の発行体制の整備」(51)を参照

4 復興対策の研究

第2編第1.3.11項4「復興対策の研究」(51)を参照

第2章 災害応急対策

第2編第2章「災害応急対策」(53)を参照

第2.1節 災害発生直前の対策

第2.1.1項 津波警報等の伝達

町〔本部事務局〕及び防災関係機関は、津波の発生に伴う被害を最小限に止めるため、気象庁が発表する大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。住民等への伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民等への迅速かつ的確な伝達に努める。

1 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等

気象庁が発表する大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

1.1 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さ⁸⁾を求め、地震が発生してから約3分（一部の地震については約2分）を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表される予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表される。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表された場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表される。

気象庁が発表する津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を表5-1(255)に示す。

1.2 津波情報の種類とその内容

気象庁が発表する津波情報の種類とその内容を表5-2(255)に示す。

1.3 津波予報

気象庁が発表する津波予報の発表基準とその内容を表5-3(255)に示す。

【資料編】

- ・ 資料-39 大津波警報、津波警報・津波注意報の伝達経路
- ・ 資料-40 佐賀地方気象台からの地震及び津波に関する情報の伝達経路

2 町による措置事項

気象庁から発信される津波等に関する情報は、津波時の応急対策を的確に行う上で重要であることから、以下により取り扱う。

2.1 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報について、県、警察署（駐在所）、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、町内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民等に周知する。この場合、警察署、消防機関、県現地機関等へ協力を要請する等して、万全の措置を講ずる。

8) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

沿岸住民及び漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等、多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等、伝達先に漏れないよう注意する。

津波災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

2.2 近地地震津波に対する自衛措置

近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表前であっても津波が襲来するおそれがある。

町〔本部事務局〕は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、直ちに次の措置を講ずる。

1. 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、避難指示を発令する。
2. 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

町に対する大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。また、責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておく。

町〔本部事務局〕は、報道機関からの津波警報が放送された場合においても、直ちに上記による措置をとる。災害により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合は、「気象業務法施行令」（昭和27年政令第471号）第10条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じる。町に設置している佐賀県震度情報ネットワークシステム端末の観測値等も参考にして、自衛措置を速やかに実施する。

2.3 津波災害に関する重要な情報の通報

町〔本部事務局〕は、津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波等）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民等に周知し、町内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報する。

2.4 県からの大津波警報・津波警報・津波注意報の受信取扱い

町〔本部事務局〕は、県からの情報送信は一斉指令システムを原則となっているが、止むを得ず図5-3(223)に示す伝達経路でファクシミリや音声による伝達が行われた場合、間違いなく受領するよう十分注意を払う。

第2.1.2項 住民等の避難誘導

町〔本部事務局、住民対策部〕は、職員、消防団員、警察官等避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、樋門の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

その他は、第2編第2.1.2項「住民等の避難誘導」（53）を参照

第2.2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第2.2.1項 災害情報の収集・連絡

1 被害規模の早期把握のための活動

第2編第2.2.1項1「被害規模の早期把握のための活動」（54）を参照

2 津波発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

第2編第2.2.1項2「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」（54）を参照

3 一般被害情報等の収集・連絡

第2編第2.2.1項3「一般被害情報等の収集・連絡」（54）を参照

4 応急対策活動情報の連絡

第2編第2.2.1項4「応急対策活動情報の連絡」（57）を参照

第2.2.2項 通信手段の確保

第2編第2.2.2項「通信手段の確保」（58）を参照

第2.2.3項 町の活動体制

第2編第2.2.3項「町の活動体制」（59）を参照

第2.2.4項 広域的な応援体制

第2編第2.2.4項「広域的な応援体制」（60）を参照

第 2.2.5 項 自衛隊の災害派遣要請

第 2 編第 2.2.5 項 「自衛隊の災害派遣要請」(62) を参照

第 2.3 節 救助・救急、医療及び消火活動**第 2.3.1 項 救助・救急活動****1 住民及び自主防災組織の役割**

第 2 編第 2.4.1 項 1 「住民及び自主防災組織の役割」(67) を参照

2 救助・救急活動

第 2 編第 2.4.1 項 2 「救助・救急活動」(67) を参照

3 救助・救急活動等の応援

第 2 編第 2.4.1 項 3 「救助・救急活動等の応援」(68) を参照

第 2.3.2 項 医療活動**1 保健医療活動**

第 2 編第 2.4.2 項 1 「保健医療活動」(68) を参照

2 医薬品、医療資機材の調達

第 2 編第 2.4.2 項 2 「医薬品、医療資機材の調達」(69) を参照

3 医療施設の応急復旧

第 2 編第 2.4.2 項 3 「医療施設の応急復旧」(69) を参照

4 保健医療福祉ボランティアへの対応

第 2 編第 2.4.2 項 4 「保健医療福祉ボランティアへの対応」(69) を参照

第 2.3.3 項 消火活動

第 2 編第 2.4.3 項 「消火活動」(70) を参照

第 2.3.4 項 惨事ストレス対策

第 2 編第 2.4.4 項 「惨事ストレス対策」(70) を参照

第 2.4 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動**第 2.4.1 項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針****1 輸送に当たっての配慮事項**

第 2 編第 2.5.1 項 1 「輸送に当たっての配慮事項」(71) を参照

2 輸送対象の想定

第 2 編第 2.5.1 項 2 「輸送対象の想定」(71) を参照

第 2.4.2 項 交通の確保**1 道路啓開等**

第 2 編第 2.5.2 項 1 「道路啓開等」(71) を参照

2 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

第 2 編第 2.5.2 項 2 「広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保」(71) を参照

第 2.4.3 項 緊急輸送

第 2 編第 2.5.3 項 「緊急輸送」(71) を参照

第 2.4.4 項 緊急輸送のための燃料の確保

第 2 編第 2.5.4 項 「緊急輸送のための燃料の確保」(73) を参照

第 2.5 節 避難の受入れ及び情報提供活動**第 2.5.1 項 指定緊急避難場所**

第 2 編第 2.6.3 項 「指定緊急避難場所」(73) を参照

第2.5.2項 指定避難所

1 指定避難所の開設

第2編第2.6.4項1「指定避難所の開設」(73)を参照

2 指定避難所の運営管理等

第2編第2.6.4項2「指定避難所の運営管理等」(74)を参照

第2.5.3項 応急仮設住宅等

第2編第2.6.5項「応急仮設住宅等」(75)を参照

第2.5.4項 広域避難

第2編第2.6.6項「広域避難」(75)を参照

第2.5.5項 広域一時滞在

第2編第2.6.7項「広域一時滞在」(75)を参照

第2.5.6項 要配慮者への配慮

第2編第2.6.8項「要配慮者への配慮」(75)を参照

第2.5.7項 被災者等への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

第2編第2.6.9項1「被災者への情報伝達活動」(76)を参照

2 住民への的確な情報の伝達

第2編第2.6.9項2「住民への的確な情報の伝達」(76)を参照

3 住民等からの問合せに対する対応

第2編第2.6.9項3「住民等からの問合せに対する対応」(76)を参照

第2.6節 物資の調達、供給活動

第2編2.7節「物資の調達、供給活動」(76)を参照

第2.7節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

第2.7.1項 保健衛生

第2編第2.8.1項「保健衛生」(80)を参照

第2.7.2項 防疫活動

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生等衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

その他は、第2編第2.8.3項「防疫活動」(81)を参照

第2.7.3項 遺体対策

第2編第2.8.5項「遺体対策」(82)を参照

第2.8節 社会秩序の維持に関する活動

第2編2.9節「社会秩序の維持に関する活動」(83)を参照

第2.9節 応急の教育に関する活動

第2編2.10節「応急の教育に関する活動」(83)を参照

第2.10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動

第2.10.1項 施設・設備等の応急復旧活動

第2編第2.3.2項「施設・設備等の応急復旧活動」(65)参照

第2.10.2項 二次災害の防止活動

町は、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じることとする。特に津波により海岸保

全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

その他は、第2編第2.3.1項「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」(64)参照

第2.11節 自発的支援の受入れ

第2.11.1項 ボランティアの受入れ

第2編第2.11.1項「ボランティアの受入れ」(85)を参照

第2.11.2項 義援物資、義援金の受入れ

1 義援金の受入れ

第2編第2.11.2項1「義援金の受入れ」(86)を参照

2 義援物資の受入れ

第2編第2.11.2項2「義援物資の受入れ」(86)を参照

第3章 災害復旧・復興

第3.1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

第2編第3.1節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」(88)を参照

第3.2節 迅速な原状復旧の進め方

第3.2.1項 被災施設の復旧等

第2編第3.2.1項「被災施設の復旧等」(88)を参照

第3.2.2項 災害廃棄物の処理

第2編第3.2.2項「災害廃棄物の処理」(91)を参照

第3.3節 計画的復興の進め方

第3.3.1項 復興計画の作成

第2編第3.3.1項「復興計画の作成」(92)を参照

第3.3.2項 防災まちづくり

町「まちづくり課」は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的なまちの再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。

町「まちづくり課」は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所（津波避難ビル等を含む。）、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。

その他は、第2編第3.3.2項「防災まちづくり」(92)を参照

第3.4節 被災者等の生活再建等への支援

第2編第3.4節「被災者等の生活再建等の支援」(93)を参照

第3.5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

津波災害は、沿岸部の農林漁業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意する。

その他は、第2編第3.5節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」(97)を参照

第6編 原子力災害対策編

第1章 総則

第1.1節 計画の目的

この計画は、災対法及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業所外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、消防機関及び町内の公共的団体等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第1.2節 計画の性格

第1.2.1項 玄海町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、玄海町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（令和5年11月1日改正）に基づいて作成したものであって、県地域防災計画第4編 原子力災害対策並びに指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と整合性を図りながら、緊密に連携を図った上で作成したものである。

町〔防災安全課〕及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るような体制を整備する。

第1.2.2項 本計画における他の災害対策との関係

この計画は、原子力災害対策編として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、本計画（第2編 各災害に共通する対策、第3編 風水害対策、第4編 地震災害対策、第5編 津波災害対策）による。

第1.2.3項 県地域防災計画との関係

町〔防災安全課〕は、県地域防災計画と整合性を図るとともに、必要な事項については、町において具体的な計画を定めておく。

第1.2.4項 原子力事業者防災業務計画との関係

原子力事業者が防災業務計画を作成又は修正するに当たっては、この計画との整合性を図るとともに、必要な事項については、具体的な計画を定めておくものとする。

第1.2.5項 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画及び県地域防災計画の見直し等により修正の必要があると認められる場合には、これを変更する。

第1.3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図る。

各防災関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、防災対策に万全を期す。

第1.4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び防護措置の概要

防災資機材、緊急時モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（原子力災害対策重点区域という。）の範囲については、原子力災害対策指針において以下のとおり示されている。

1. 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響⁹⁾を回避し、又は最小化するため、原子力災害対策指針に定める緊急時活動レベル（Emergency Action Level、以下「EAL」という。）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域とされている。

2. 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）

UPZは、確率的影響¹⁰⁾のリスクを低減するため、EAL、原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル（Operational Intervention Level、以下「OIL」という。）に基づき緊急防護措置を準備する区域とされている。

第1.4.1項 PAZにおける防護措置の概要

玄海原子力発電所3号機及び4号機においては、その範囲を玄海原子力発電所からおおむね半径5kmの円内を含む表6-1(256)の地域とされている。

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質の環境への異常な放出前の段階から、国が原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める表6-2(256)の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定めるEALに基づく避難等の予防的防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZ外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、上記緊急事態への万が一の進展に備え、さらに前段階として、玄海町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合を、「情報収集事態」とし、町、国、県及び関係周辺市（唐津市及び伊万里市をいう。以下同じ。）の間で連絡体制の確立等を行うこととされている。

第1.4.2項 UPZにおける防護措置の概要

玄海原子力発電所3号機及び4号機においては、その範囲を発電所からおおむね半径30kmの円内であり、町では表6-3(256)に示す地域（PAZを除く全域）とされている。

なお、玄海原子力発電所1号機及び2号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設として平成30(2018)年2月及び令和2(2020)年12月の冷却告示において定められている。この告示により、1号機及び2号機における原子力災害対策重点区域は、発電所からおおむね半径5kmの円内がUPZとなり、3号機及び4号機におけるPAZと同一の範囲となる。表6-3(256)に対象地区を示す。

UPZにおいては、原子力緊急事態となった際にはEALに基づく予防的防護措置として、原則として屋内退避を実施する。また、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準として原子力災害対策指針において定めるOILと照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

第1.5節 災害の想定

町〔防災安全課〕は、原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、国及び県の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定を検討に努める。

第1.6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。なお、他の防災関係機関については、県地域防災計画 第4編1章6節を参照のこと。

9) ある一定の線量以上の放射線による被ばくをしたときに現れる影響をいう。

10) 高い線量でも低い線量でも、被ばくから数年以上たってから現れる可能性のある、発がんや遺伝的影響をいう。

1. 原子力防災体制の整備に関する事
2. 応急対策活動に要する資機材等の整備に関する事
3. 通信施設及び通信連絡体制の整備に関する事
4. 環境条件の把握に関する事
5. 原子力防災に関する知識の普及・啓発に関する事
6. 教育及び訓練の実施に関する事
7. 他の市町との相互応援に関する事
8. 事故発生時における国、県等との連絡調整に関する事
9. 災害に関する情報収集、伝達及び広報に関する事
10. 緊急時モニタリングへの協力に関する事
11. 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限に関する事
12. 行政機関、学校等の退避に関する事
13. 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関する事
14. 被ばく者の診断及び措置への協力に関する事
15. 災害時の交通及び輸送の確保に関する事
16. 要配慮者対策に関する事
17. 汚染飲食物の摂取制限に関する事
18. 汚染農林水産物等の出荷制限等に関する事
19. 文教対策に関する事
20. 放射性物質による汚染の除去に関する事
21. 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関する事
22. 各種制限措置の解除に関する事
23. 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関する事
24. 風評被害等の影響の軽減に関する事
25. その他災害対策に必要な措置に関する事

第2章 災害予防

第2.1節 基本方針

本章は、災対法及び原災法に基づき実施する災害予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

第2.2節 原子力事業者が作成する防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

町〔防災安全課〕は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、本計画との整合性を保つ観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までにその計画案を受理し協議を開始し、県に意見を提出する。

町〔防災安全課〕は、原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、原災法第8条第4項に基づき県から写しが送付されてきた場合には受領する。

第2.3節 立入検査と報告の徴収

町〔防災安全課〕は、必要に応じ、原災法第31条に基づく原子力事業者から報告の徴収及び同法第32条第1項に基づく適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認する。

立入検査を実施する職員は、同法第32条第2項に基づき、町長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行う。

第2.4節 原子力防災専門官との連携

町〔防災安全課〕は、本計画（原子力災害対策）の作成、原子力事業者の防災対策に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、原子力防災専門官と平常時から密接な連携を図り、実施する。

第2.5節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発

町〔防災安全課〕は、県、国（原子力規制委員会、内閣府、消防庁）、関係周辺市及び原子力事業者と連携し、住民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

1. 放射性物質及び放射線の特性に関すること
2. 原子力施設の概要に関すること
3. 原子力災害とその特性に関すること
4. 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
5. 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
6. 屋内退避や避難に関すること
7. 要配慮者への支援に関すること緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
8. 指定避難所等の運営管理、行動等に関すること
9. 放射性物質による汚染の除去に関すること
10. 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

その他は、第2編第1.2.1項「防災思想の普及、徹底」(23)、第2編第1.2.2項「防災知識の普及、訓練」(24)を参照

第2.6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

町〔防災安全課〕は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

町〔関係各課〕は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

町〔防災安全課〕は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

その他は、第2編第1.3節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」（28）を参照

第2.7節 情報の収集、連絡体制等の整備

町〔防災安全課〕は、原子力防災に関する情報の集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第2.7.1項 情報の収集、連絡体制の整備

第2編第1.3.3項1「情報の収集、連絡・伝達体制の整備」（30）を参照

1 町及び関係機関相互の連携体制の確保

町〔防災安全課〕は、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

1. 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した代替となる手段や連絡先を含む。）
2. 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
3. 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
4. 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

2 機動的な情報収集体制

町〔防災安全課〕は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

3 情報の収集、連絡にあたる要員の指定

町〔防災安全課〕は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、対象地域における情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

4 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町〔防災安全課〕は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

第2.7.2項 情報の分析整理と活用体制の整備

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町〔防災安全課〕は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町〔防災安全課〕は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、それらの情報について、防災関係機関の利用の促進が図られるよう情報のデータベース化等の推進に努める。

3 防災対策上必要とされる資料の災害対策本部への備え付け

町〔防災安全課〕は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、緊急時モニタリング等に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、対策拠点施設に備え付けるとともに、これらを確実に管理する。なお、原子力事業者により、防災対策上必要な資料の提供を受ける。

3.1 原子力事業所及び施設に関する資料

1. 原子力事業者防災業務計画
2. 原子力事業者の施設の配置図

3.2 社会環境に関する資料

1. 種々の縮尺の周辺地図
2. 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者等の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
3. 周辺一般道路、林道、農道、鉄道及びヘリポート等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表等の情報を含む。）
4. 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
5. 周辺地域の配慮すべき施設（保育所、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
6. 緊急被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
7. 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

3.3 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

1. 周辺地域の気象資料（過去5年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
2. モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の後補地点図及び環境試料採取の後補地点図
3. 線量推定計算に関する資料
4. 平常時環境放射線モニタリング資料
5. 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
6. 農林水産物の生産及び出荷状況

3.4 防護資機材の配備状況等に関する資料

1. 防護資機材の備蓄・配備状況
2. 避難用車両の緊急時における運用体制
3. 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

3.5 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

1. 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む。）
2. 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
3. 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

3.6 避難に関する資料

1. 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
2. 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした小城市との調整済のもの）

第2.7.3項 通信手段の確保

町〔防災安全課〕は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備等の整備を行うとともに、操作方法等の習熟、

保守点検の実施等により、円滑な運用が図られるよう努める。

その他は、第2編第1.3.3項3「通信手段の確保」(31)を参照

1 専用回線網の整備

1.1 町と国、県との間の専用回線網

町〔防災安全課〕は、関係周辺市町及びオフサイトセンターの通信体制の充実、強化のため国と県が連携して整備・維持する専用回線網について、取扱いに習熟し、円滑な活用を図る。

1.2 原子力事業者の通報連絡網

町〔防災安全課〕は、県、関係周辺市町及びオフサイトセンターとの間の通報連絡のため原子力事業者が整備・維持する電話連絡網について、円滑な活用を図る。

2 防災行政無線

町〔防災安全課〕は、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の整備・維持に努め、円滑な活用を図る。

3 通信手段、経路の多様化

3.1 多様な情報収集、伝達システム

3.1.1 県等の情報の活用

町〔防災安全課〕は、県及び県警察からの画像伝送システム、ヘリコプターテレビ伝送システム情報等を活用する。

3.1.2 防災行政無線の二重ルート化

町〔防災安全課〕は、県が実施する地上系無線と光通信回線の整備と連携し、通信手段の二重ルート化を推進する。

3.2 災害時優先電話等の活用

町〔防災安全課〕は、電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）から提供されている災害時優先電話等の効果的な活用が図られるよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておく。

3.3 非常通信連絡会との連携

町〔防災安全課〕は、佐賀地区非常通信連絡会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保対策を推進する。

3.4 移動通信系の活用

町〔防災安全課〕は、関係機関と連携し、移動系無線、MC A無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用が円滑に図られるよう努める。

3.5 電源喪失時の対応

町〔防災安全課〕は、庁舎が停電した場合に備え、バッテリー内蔵の衛星携帯電話や、黒電話（電源不要）の活用が円滑に図られるよう努める。

4 電気通信事業者が提供する緊急速報メールサービスの活用促進

町〔防災安全課〕は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービス（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール）の活用促進を図る。

5 災害用伝言サービスの活用促進

町〔防災安全課〕は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する災害用伝言サービスの活用促進を図る。

6 保守点検の実施

町〔防災安全課〕は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第2.7.4項 災害復旧への備え

町「関係各課」は、災害復旧に資するため、国（内閣府及び原子力規制委員会）、県及び原子力事業者と連携しながら、放射線物資の除染に関する資料の収集、整備等に努める。

第2.8節 緊急事態応急体制の整備

町「防災安全課」は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、あらかじめマニュアルを整備する等必要な体制を整備しておく。

第2.8.1項 警戒態勢を取るために必要な体制等の整備

1 災害情報連絡、警戒態勢を取るために必要な体制

町「防災安全課」は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合、警戒事態若しくは施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合又は県災害警戒本部等を設置された場合に、速やかに町職員の非常参集、情報の収集、連絡を行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておく等、町職員の参集体制の整備を図る。また、災害対策のための警戒態勢に関するマニュアルの整備等必要な体制の整備に努める。

その他防災関係機関は、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡を行うために必要な体制を整備する。

その他は、第2編第1.3.3項4「職員の体制」(31)を参照

2 オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

町「防災安全課」は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合又は町災害警戒本部を設置した場合に、国及び県と協力して、オフサイトセンター（代替オフサイトセンター：佐賀県庁又は長崎県庁）における立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ町職員の派遣体制、必要な資機材等を整備しておく。

3 国の現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町「防災安全課」は、国がオフサイトセンターにおいて開催される国の現地事故対策連絡会議への職員派遣要請に対し、迅速に職員を派遣するため、あらかじめ派遣する職員を指定しておく。

第2.8.2項 災害対策本部体制の整備

町「防災安全課」は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出された場合又は町長がその必要を認めた場合において、災害対策本部を迅速に設置、運営するため、設置場所、組織、所掌事務、職員の参集体制等についてあらかじめ定めておく。

町「防災安全課」は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておく。この際、判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

第2.8.3項 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会の体制の整備

1 原子力災害合同対策協議会の組織体制

町「防災安全課」は、緊急事態宣言の発出後、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）が組織されるに当たり、副町長を派遣する。

2 派遣職員等

町「防災安全課」は、オフサイトセンターにおいて防災対策に従事する職員、派遣方法及びその役割等について、あらかじめ定めておく。

第2.8.4項 長期化に備えた動員体制の整備

町「防災安全課、総務課」は、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備する。

第2.8.5項 防災関係機関相互の連携体制

町「防災安全課」は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示等を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

町「防災安全課」は、平常時から国（原子力規制委員会、原子力防災専門官）、原子力施設が立地する道府県（以下「関係道府県」という。）、県、関係周辺市、自衛隊、県警察、消防機関、指定地方公共機関、原子力事業者及

びその他防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策の充実に努める。

その他は、第 2 編第 1.3.3 項 5 「防災関係機関相互の連携体制」(32)を参照

第 2.8.6 項 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

町〔防災安全課〕は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

その他は、第 2 編第 1.3.3 項 7 「消防相互応援体制の整備」(33)を参照

第 2.8.7 項 自衛隊との連携体制

町〔防災安全課〕は、知事に対し、自衛隊の派遣要請のため、以下の手続きが迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡窓口、連絡の方法等、必要な体制を整備する。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行う。

1. 知事に対する自衛隊の災害派遣要請の要求
2. 派遣要請先に対する要請の要求をした旨及び災害の状況の通知
3. 派遣要請先に対する要請の要求ができない旨及び災害の状況等の通知

第 2.8.8 項 広域的な応援協力体制の拡充・強化

町〔防災安全課〕は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。この際、県及び関係周辺市町村への協力に関して、あらかじめ必要な調整を行う。

町〔防災安全課〕は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第 2.8.9 項 対策拠点施設

町〔防災安全課〕は、原災法第 12 条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出する。

町〔防災安全課〕は、国及び県とともに対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。

第 2.8.10 項 緊急時モニタリング要員の確保

町〔防災安全課、総務課〕は、県が実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

第 2.8.11 項 住民等の被ばく線量の把握体制の整備

町〔こども・ほけん課〕は、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材（NaI（Tl）サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、県が行う住民等の被ばく線量評価体制の整備に協力する。

第 2.8.12 項 専門家の派遣要請手続の整備

町〔防災安全課〕は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合、又は災害対策連絡室等を設置した場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門家及び専門的知識を有する職員の派遣要請を行う手続きを、あらかじめ定めておく。

第2.8.13項 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町〔防災安全課〕は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行う。

第2.8.14項 複合災害に備えた体制の整備

町〔防災安全課〕は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

その他は、第2編第1.3.5項「複合災害対策」（35）を参照

第2.8.15項 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

町〔防災安全課〕は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第2.8.16項 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

町〔生活環境課、農林水産課、企画商工課〕は、県からの飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限を指示がなされた場合に備え、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ整備する。

1 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制整備

町〔生活環境課、農林水産課〕は、県、国、及び関係機関と協議し、飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制をあらかじめ定めておく。

2 飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

町〔企画商工課、生活環境課〕は、飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

第2.9節 避難収容活動体制の整備

町〔防災安全課〕は、国、県及び原子力事業者等との連携のもと、住民等の安全確保を図るため、平常時から屋内退避及び住民避難の場合における体制の整備に努める。

その他は、第2編第1.3.8項「避難の受入れ及び情報提供活動」（38）を参照

第2.9.1項 避難計画の策定

町〔防災安全課〕は、国、県、自衛隊、海上保安部、原子力事業者、県バス・タクシー協会及び関係機関の協力のもと、以下の点に配慮し、屋内退避及び避難誘導計画を策定する。具体的な避難計画及び行動計画は、玄海町原子力災害対応避難（行動）計画に定める。

1. PAZについては、原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発生時には、施設敷地緊急事態要避難者の避難、緊急事態宣言発出時には直ちにPAZ内の住民等の避難等が可能な体制を構築する。
2. UPZについては、原子力災害対策指針に基づき、OILに基づく防護措置の実施に備え、避難計画を策定する。ただし、PAZの住民避難等が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を実施することを原則とする。
3. 避難先は原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲外の小城市に確保するとされている。
4. 個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとされている。なお、県による調整が困難な場合においては、国に調整を要請する。

5. 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。
6. 円滑な避難のため、避難経路は可能な範囲で分散するよう努める。
7. 住民が覚えやすく実行しやすい避難計画となるよう、単一の避難経路及び避難先をあらかじめ定める。
ただし、避難先が放射性物質に汚染され、再移転が必要となる場合に備え、一定の住民を収容でき、再移転先とできる施設を複数確保しておく。
8. P A Z 内において、避難が遅れた住民等や早期の避難が困難である住民等が一時的に退避できる施設として、気密性を確保する等の放射線防護対策に配慮した特別養護老人ホーム玄海園及び唐津市高齢者生活福祉センターひぜん荘を確保する。

第2.9.2項 避難所等の整備

1 避難所

町〔防災安全課〕は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、玄海町原子力災害対応避難（行動）計画（各地区別避難計画）や玄海町防災マップ等により、住民等へ周知徹底する。なお、指定にあたっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮する。また、指定一般避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を指定福祉避難所に指定するよう努める。なお、要配慮者に配慮し、あらかじめ指定福祉避難所等の要配慮者に対応した避難先の確保に努める。

その他は、第2編第1.3.8項2「指定緊急避難場所」(39)、第2編第1.3.8項3「指定避難所等」(39)を参照

【資料編】

- ・資料－7 指定緊急避難場所・指定一般避難所・指定福祉避難所・要配慮者利用施設一覧表

2 集合場所

町〔防災安全課〕は、役場や公民館等の公共的施設を、その管理者の同意を得て、集合場所としてあらかじめ指定し、玄海町原子力災害対応避難（行動）計画（各地区別避難計画）や玄海町防災マップ等により、住民等へ周知徹底する。

3 避難誘導用資機材

町〔防災安全課、総務課〕は、県と連携し、住民用の避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

4 コンクリート屋内退避体制

町〔防災安全課〕は、県、国等と連携し、コンクリート屋内退避体制の整備に努める。

5 広域一時滞在に係る応援協定の締結

町〔防災安全課〕は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

6 応急仮設住宅等の整備

第2編第1.3.8項5「応急仮設住宅等」(46)を参照

7 被災者支援の仕組みの整備

町〔住民課、福祉・介護課〕は、平常時から、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

8 物資の備蓄に係る整備

町〔防災安全課〕は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

第2.9.3項 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

町〔福祉・介護課、こども・ほけん課、防災安全課〕は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、

平常時から消防団や民生委員・児童委員、区長、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者の個別避難計画を作成するとともに、避難行動要支援者名簿については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。細部は、第2編1.3.8項4「避難行動要支援者対策」(42)を参照

1 病院等医療機関における整備

PAZ及びUPZ内の病院等医療機関の管理者は、町及び県と連携し、原子力災害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、UPZ外の避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。特に、入院患者の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとされている。

2 社会福祉施設における整備

PAZ及びUPZ内の社会福祉施設の管理者は、町及び県と連携し、原子力災害時に備え、あらかじめ、UPZ外の避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとされている。

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとされている。

第2.9.4項 学校等施設における避難計画の整備

PAZ及びUPZ内の学校等の管理者は、町及び県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。当該管理者は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法についてあらかじめ定め、保護者へ周知しておくものとする。

第2.9.5項 不特定多数が使用する特定施設等における避難計画の作成

PAZ及びUPZ内の不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、町及び県と連携し、原子力災害時に備え、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者等、避難誘導に係る計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮するよう努めるものとする。

第2.9.6項 住民等の避難状況の確認体制の整備

町〔防災安全課〕は、避難のための立退きの指示等を行った場合に、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

第2.9.7項 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町〔防災安全課〕は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一次立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

第2.9.8項 指定避難所・避難方法等の周知

町〔防災安全課〕は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、玄海町原子力災害対応避難（行動）計画（各地区別避難計画）や玄海町防災マップ等により、日頃から住民等に周知徹底する。

第2.9.9項 指導の充実

町〔防災安全課、健康福祉課、教育課〕は、県と連携し、学校等、病院等、社会福祉施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行う。

第2.10節 緊急輸送活動体制の整備

町〔まちづくり課〕は、県、国の道路管理者及び県警察と連携し、緊急輸送活動の円滑な実施が図れるよう努める。

第 2.10.1 項 専門家の移送体制の整備

町〔まちづくり課〕は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

第 2.10.2 項 緊急輸送路の確保体制等の整備**1 道路管理**

町〔まちづくり課〕は、国、県の道路管理者と連携し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路の確保を行うため、緊急輸送路の確保体制の充実を図る。

2 運転者の義務の周知

町〔まちづくり課〕は、県警察と連携し、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

第 2.11 節 救助・救急、消火及び防護に必要な資機材等の整備

町〔防災安全課〕は、国、海上保安部、県、県警察及び消防機関等と連携し、その役割に応じて救助・救急活動、消火活動に必要な資機材等の整備に努める。

その他は、第 2 編第 1.3.6 項「救助・救急、医療及び消火活動」(36)を参照

第 2.11.1 項 救助・救急活動用資機材の整備

町〔防災安全課〕は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材等の整備に努める。

第 2.11.2 項 救助・救急機能の強化

町〔防災安全課〕は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第 2.11.3 項 緊急被ばく医療活動体制等の整備

町〔健康福祉課〕は、避難所等における住民等の健康管理に配慮するとともに、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等の緊急被ばく医療に協力するものとし、体制の整備を図る。

第 2.11.4 項 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

町〔健康福祉課〕は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、PAZ 内の住民及びUPZ 内の住民に対し事前配布を行うとともに、緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておく。

1 事前配布体制の整備

町〔健康福祉課〕は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健福祉事務所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行う。

町〔健康福祉課〕は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、県と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。

町〔健康福祉課〕は、県と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布する。

町〔健康福祉課〕は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努める。

2 緊急時における配布体制の整備

町〔健康福祉課〕は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。

町〔健康福祉課〕は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておく。

3 共通事項

町〔健康福祉課〕は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼する等、救急医療体制の整備に努める。

第2.11.5項 消火活動用資機材等の整備

町〔防災安全課〕は、平常時から原子力事業者等と連携し、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保及びその指導に努める。

第2.11.6項 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

原子力災害対策指針に基づき、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る基準については、表6-4(256)の実効線量を超えないものとする。

県、県警察及び原子力事業者は、国と協力し、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図るための資機材の整備に努めるとされている。

町〔防災安全課〕は、国（原子力防災専門官）、県及び原子力事業者等と連携し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、相互に密接な情報交換を行う。

第2.12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町〔防災安全課〕は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

その他は、第2編第1.3.3項1「情報の収集、連絡・伝達体制の整備」(30)を参照

第2.12.1項 情報項目の整理

町〔防災安全課〕は、情報収集事態（玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

第2.12.2項 情報伝達体制の整備

町〔防災安全課〕は、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車等の情報伝達体制の整備・充実・維持を図る。情報伝達体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用に努める。

その他は、第2編1.3.3項3「通信手段の確保」(31)を参照

第2.12.3項 住民相談窓口設置体制の整備

町〔防災安全課〕は、県、国及び原子力事業者と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくことに努める。

第2.12.4項 多様なメディアの活用体制の整備

町〔防災安全課〕は、県、国及び原子力事業者と連携し、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、町ホームページ、玄海町公式SNS等インターネット上の情報、ケーブルテレビ、玄海町災害メールサービス、緊急速報メールサービス等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第2.13節 行政機関の業務継続計画の策定

町〔防災安全課〕は、行政機能の移転先を小城市まちなか市民交流プラザ（ゆめぷらっと小城）とし、移転先での業務内容についても検討し、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時

に必要となる要員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）（ICT部門のBCPを含む。）の策定に努める。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等に努める。

企業は、災害時の企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において原子力災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

町「防災安全課」は県と連携し、この取り組みに資する情報提供等の取り組みを行うものとする。

その他は、第 2 編 1.3.3 項 10 「業務継続性の確保」(33) を参照

第 2.14 節 緊急事態応急対策に従事する者の人材育成

町「防災安全課」は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修に積極的に参加させる等して、人材育成に努める。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

1. 原子力防災体制及び組織に関すること
2. 原子力施設の概要に関すること
3. 原子力災害とその特性に関すること
4. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
5. モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象予測や大気中拡散予測の活用に関すること
6. 原子力防災対策上の諸設備に関すること
7. 緊急時に町、県及び国等が講じる対策の内容
8. 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
9. 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
10. その他緊急時対応に関すること

第 2.15 節 防災訓練の実施

町「防災安全課」は、県、県警察、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携し、国等の支援を受けて訓練計画を策定するとともに、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

第 2.15.1 項 訓練計画の策定

1 訓練計画

町「防災安全課」は、県、県警察、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と協力し、国（原子力規制委員会、原子力防災専門官）等の支援を受けて、次の訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

1. 災害対策本部等の設置、運営訓練
2. オフサイトセンターへの参集、運営訓練
3. 緊急時通信連絡訓練
4. 緊急時モニタリング訓練
5. 原子力災害医療対策訓練
6. 住民等に対する情報伝達訓練
7. 住民参加訓練
8. 物資の要請・輸送訓練
9. その他必要な訓練

2 国の総合防災訓練計画

町〔防災安全課〕は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、町が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等、町が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

第2.15.2項 訓練の実施

1 訓練

町〔全課〕は、県、県警察、関係周辺市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と協力し、策定した計画に基づいて定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

2 国の総合防災訓練

国（内閣府及び原子力規制委員会）が、町、県及び関係周辺市と総合的な防災訓練を実施する場合、町は、国、原子力事業者及び防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を行う。

第2.15.3項 訓練の工夫と事後評価

町〔防災安全課〕は、県、県警察、関係周辺市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携し、訓練を実施するに当たり、訓練想定について国（内閣府、原子力規制委員会、原子力防災専門官）から助言を受けるとともに、訓練参加者の技術の習熟に資する等、効果的なものとなるよう工夫する。また、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、訓練において確認項目の設定を行うとともに、訓練終了後、専門家の活用にも努めながら訓練の評価を行い、必要に応じ訓練やマニュアルの作成に活かしていく等、原子力防災体制の充実に取り組む。

第2.16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。

町〔防災安全課〕は、こうした輸送の特殊性等を踏まえ、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の主体的な指導のもと、必要な措置を実施するための体制を整備する。

その他防災関係機関は、県地域防災計画第4編原子力災害対策第2章第21節を参照のこと。

第2.17節 災害復旧への備え

町〔防災安全課〕は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 災害応急対策

第3.1節 基本方針

本章は、原子力事業者等から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の通報があった場合の対応及び原災法第15条に基づき緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第3.2節 発災直後の情報の収集・連絡

第3.2.1項 情報収集事態発生時の連絡等

1 国からの連絡

国（原子力規制委員会）は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、町及び関係周辺市に対して情報提供を行うものとされている。

また、国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室）は、県、町及び関係周辺市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。

2 県からの連絡

県は、国（原子力規制委員会）から連絡があった場合等、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとされている。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとされている。

第3.2.2項 警戒事態発生時の連絡等

1 原子力事業者からの通報

原子力事業者は、警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生について、国、地方公共団体等に対して通報を行わなければならないとされている。この通報の際、防護措置の提案を行うことが望ましいとされている。

2 国からの連絡

国（原子力規制委員会）は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、町及び関係周辺市に対して情報提供を行うものとされている。

国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部）は、県、町及び関係周辺市に対して、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZを含む町及び唐津市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、県を通じて要請するものとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。

緊急事態発生時の情報伝達経路を図6-1(224)に示す。

3 県からの連絡

県は、国（原子力規制委員会）から連絡があった場合等、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとされている。また、警戒事態の発生を認知したことについて、町、唐津市、伊万里市、その他市町、県警察、消防機関、気象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡するとされている。併せて、住民等への情報提供を行うとされている。さらに、PAZを含む町及び唐津市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するとされている。

4 町からの連絡

町〔本部事務局〕は、原子力事業者、国（原子力規制委員会）又は県から連絡があった場合等、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を認知したことについて、

区長、消防団、農協及び漁協等の関係機関、要配慮者施設に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

■ 第3.2.3項 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

1 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡

1.1 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、県、町、唐津市、伊万里市、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に、当該事象発生について文書で送信するとともに、その着信を確認するものとされている。

原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について報告するものとされている。施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路を図6-2(225)に示す。

通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせは、簡潔、明瞭に行うよう努める。

1.2 国からの要請

国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、発生の確認と緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直に行い、事象の概要、事象の進展の見通し等事故情報等について、国（官邸（内閣官房）、内閣府）、県、町、県警察、その他関係機関及び公衆に連絡するものとされている。

国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）は、必要に応じ町及び唐津市に対し、PAZ内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう要請するとともに、町、唐津市、伊万里市にUPZ内の屋内退避準備を行うよう要請し、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備に協力するよう、県を通じて要請するものとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。

1.3 県からの連絡

県は、原子力事業者、国（原子力規制委員会、内閣府）又は国（原子力防災専門官）から通報、連絡を受けた事項について、町、唐津市、伊万里市、その他市町、県警察、消防機関、気象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡するものとされている。併せて、住民等への情報提供を行うとされている。また、必要に応じ町及び唐津市に対し、PAZ内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、町、唐津市、伊万里市にUPZ内の屋内退避準備を行うよう要請し、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備に協力するよう要請するとされている。なお、町及び関係周辺市に連絡する際には、併せて、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮を求めるものとされている。

1.4 町からの連絡

町〔本部事務局〕は、原子力事業者、国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）又は県から通報、連絡を受けた事項について、区長、消防団、農協及び漁協等の関係機関、要配慮者施設に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。なお、火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官 通知）の直接速報基準に該当する火災・災害等については、直接消防庁へ報告する。

2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

2.1 原子力事業者の通報

原子力事業者は、県、国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府）、町、関係周辺市、県警察、消防機関、海上保安部、原子力防災専門官等に、施設の状況、応急対策活動及び被害の状況等について定期的に文書をもって連絡するとともに、状況に変化がある場合は直ちに連絡するものとされている。また、原子力事業者は原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について報告しなければならないものとされている。

通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせは、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとされている。

2.2 県、国及び町、関係周辺市の相互連絡

県、国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）及び町〔本部事務局〕、関係周辺市は、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡する等、相互に連絡を密にするとされている。

2.3 町、関係周辺市と関係機関との連絡

町〔本部事務局〕は、関係機関との間において、原子力事業者及び国（原子力規制委員会）から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡する等、連絡を密にする。

2.4 現地事故対策連絡会議との連携

町〔本部事務局〕は、国の現地事故対策連絡会議が設置された場合は、当該機関との連携を密にする。

第3.2.4項 全面緊急事態の連絡等

1 全面緊急事態に該当する事象発生時の連絡等

1.1 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、施設敷地緊急事態発生に関する通報の場合に準じて関係機関への通報を行うものとするものとされている。緊急事態宣言後の情報伝達経路を図6-3(226)に示す。

1.2 国、県、町からの連絡

町〔本部事務局〕、国、県は、通報を受けた事象について、施設敷地緊急事態発生に関する通報の場合に準じて関係機関への連絡を行うものとされている。

1.3 緊急事態宣言の連絡

国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに県、関係省庁、町及び指定行政機関に連絡を行うこととされている。また、町に対し、PAZ内の住民等の避難、UPZ内の住民等の屋内退避等の必要な緊急事態応急対策を行うよう連絡するものとされている。

1.4 県からの連絡

県は、通報を受けた事項について、住民等への情報提供を行うとされている。なお、町〔本部事務局〕に連絡する際には、併せて、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮を求めるものとされている。

1.5 町からの連絡

町〔本部事務局〕は、連絡を受けた事項について、住民等への情報提供を行う。

2 緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡等

2.1 オフサイトセンターにおける情報の共有・調整

町災害対策本部長から委任を受けた職員は、オフサイトセンターにおいて、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民避難・屋内退避状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに、各機関が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

2.2 オフサイトセンター派遣職員との連絡等

町〔本部事務局〕は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国等の防災関係機関と連絡協議を踏まえたモニタリング情報等を災害対策本部に連絡する。

2.3 国（原子力防災専門官）からの連絡等

国（原子力防災専門官）は、オフサイトセンターにおいて、災害情報の収集・整理を行うとともに、町、唐津市、伊万里市、県、原子力事業者及びその他防災関係機関との間の連絡・調整等を行うものとされている。

第3.2.5項 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動

1 緊急時モニタリング

町は、県が緊急モニタリング本部を設置した場合は、緊急時モニタリングを開始する。

1.1 緊急時モニタリングの体制等

1.1.1 緊急モニタリングの開始

県に緊急モニタリング本部が設置されると、速やかに町職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立、要員の派遣要請等必要な措置をとるとともに、緊急時モニタリングを開始する。

1.1.2 県への協力

町〔産業対策部〕は、必要に応じ、県へ環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング、可搬型モニタリングポストの設置・起動等緊急時モニタリング活動に関する協力をを行う。

1.1.3 緊急時モニタリング要員の派遣要請依頼等

町〔本部事務局、産業対策部〕は、県からの要請により、緊急時モニタリングを実施するために必要となる要員や、資機材の貸与等に協力する。

1.2 緊急時モニタリングの実施

1.2.1 警戒段階のモニタリング

県は、固定観測局当の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始するものとされている。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備に協力するものとされている。

1.2.2 第1段階のモニタリング

町〔産業対策部〕は、県災害対策本部が設置された場合は、適切な防護対策（避難・屋内退避、飲食物摂取制限、防災関係者の被ばく管理等）に資するため、協力を行う。

1.3 緊急時モニタリング結果

町〔本部事務局〕は、緊急時モニタリングの結果等を、県災害警戒対策本部又は県災害対策本部等を通じて報告を受け、緊急時モニタリング結果の共有を徹底する。

2 緊急時の公衆の被ばく線量の把握

県、国及び指定公共機関は、緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリング、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとされている。

第3.2.6項 一般回線が使用できない場合の対処

国の原子力災害対策本部は、県、町及び住民等に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされている。県は、伝達された内容を町に連絡するものとされている。この際、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとされている。

第3.3節 活動体制の確立

町〔本部事務局〕は、原子力災害に対処するため災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができる活動体制を確立する。

第3.3.1項 町の活動体制

1 災害情報連絡室

1.1 災害情報連絡室の設置

町〔本部事務局〕は、情報収集事態の発生を認知した場合は、災害情報連絡室を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制を取るとともに、国、県及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図りつつ、情報収集態勢をとる。

1.2 情報の収集

町〔本部事務局〕は、情報収集事態発生の通報を受けた場合、国、県、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得る等、状況の把握に努める。

1.3 災害情報連絡室の廃止

災害情報連絡室の廃止は、以下の基準による。

1. 情報収集事態解消の通報を受けて、町長が情報収集の必要がなくなつたと認めたとき。
2. 災害警戒本部が設置されたとき。

1.4 その他

第2編第2.2.3項「町の活動体制」(59)を参考のこと。

2 災害警戒本部

2.1 災害警戒本部の設置

町[本部事務局]は、警戒事態の発生を認知した場合、警戒事態発生の通報を受けた場合、県が災害警戒対策本部を設置した場合又は町長が必要と認めた場合は、災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制を取るとともに、国、県及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図りつつ、警戒態勢をとる。

2.2 情報の収集

町[本部事務局]は、警戒事態発生の通報を受けた場合、国、県、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得る等、事故の状況の把握に努める。

2.3 オフサイトセンターの設営準備

町[本部事務局]は、災害警戒本部を設置した場合は、必要に応じて国(原子力防災専門官)が行う対策拠点施設の設営に協力する。

2.4 現地事故対策連絡会議への職員派遣

町[本部事務局]は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターで開催するとして、これに町職員の派遣要請があった場合は、あらかじめ定めた町職員をオフサイトセンターに派遣する。

町[本部事務局]は、現地事故対策連絡会議に派遣した職員に対し、応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するとともに、派遣職員は、国、県等の対応状況を災害警戒本部に報告する等、国、県等との連絡・調整、情報の共有化を図る。

2.5 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、以下の基準による。

1. 国、県の指導・助言及び緊急時モニタリング調査等を踏まえて、町長が原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
2. 災害対策本部が設置されたとき。

2.6 災害警戒本部の事務分掌

原子力災害時特有の各対策部の事務分掌を表6-5(256)に示す。

2.7 その他

第2編第2.2.3項「町の活動体制」(59)を参照

3 災害対策本部

3.1 災害対策本部の設置

町[本部事務局]は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、緊急事態宣言が発出された場合、県が災害対策本部を設置した場合又は町長が必要と認めた場合は、あらかじめ定めた場所に町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

3.2 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、以下の基準による。

1. 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
2. 国、県の指導・助言及び緊急時モニタリング調査等を踏まえて、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

3.3 災害対策本部の事務分掌

原子力災害時特有の各対策部の事務分掌を表6-6(257)に示す。

3.4 その他

第2編第2.2.3項「町の活動体制」(59)のうち、災害対策本部に関する事項を参照

第3.3.2項 原子力災害合同対策協議会の設置及び職員の派遣

県、国、町、関係周辺市及び原子力事業者は、緊急事態宣言が発出されたときは、オフサイトセンターにおい

て、緊急事態に関する情報を交換し、応急対策について相互に協力するため、合同対策協議会を組織するものとされている。

県は、現地災害対策本部長及び関係職員を、町、関係周辺市及び原子力事業者は責任ある判断を行える者をそれぞれ派遣し、全面緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとされている。町は、副町長を現地災害対策本部長として、また年度毎に指定された要員を派遣する。

県、関係周辺市及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態の通報を受ける前に、県がオフサイトセンターに現地災害対策本部を設置した場合も、これに準じて職員を派遣し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとされている。

第3.3.3項 専門家の派遣要請

1 派遣要請

町〔本部事務局〕は、施設敷地緊急事態発生 of 通報等がなされた場合、必要に応じ、国（原子力規制委員会）に対して専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

2 国の専門家との協力

町〔本部事務局〕は、国から派遣された専門家と十分協力して応急対策を実施する。

第3.3.4項 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

町〔本部事務局〕は、必要に応じ県に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。

県は、町から緊急消防援助隊の出動要請の依頼を受けた場合又は自ら必要があると認めた場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請する。

2 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害時後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関若しくは指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して、指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害時後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

3 その他

第2編第2.2.4項「広域的な応援体制」（60）を参照

第3.3.5項 自衛隊の派遣要請

町長は、原災法第28条第6項の規定により、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、派遣要請の要求を行う。この場合において、派遣要請先に対し、派遣要請の要求を行った旨及び災害の状況を通知することができる。

その他は、第2編第2.2.5項「自衛隊の災害派遣要請」（62）を参照

第3.3.6項 原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

町〔住民対策部、基盤対策部〕は、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

第3.3.7項 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

町〔本部事務局〕は、原子力緊急事態応急対策に関わる緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図る。

1 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保方針

町〔本部事務局〕は、緊急事態応急対策に従事する者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関と連携し、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図るため、

それぞれの災害対策本部等及び現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の緊急事態応急対策に従事する者相互の安全チェック体制を整える等安全管理に配慮する。

2 防護対策

2.1 防災資機材の装備

災害対策本部長（又は現地災害対策本部長）、緊急医療本部長は、緊急時モニタリングセンター長と連携し、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の装備、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとるよう指示するとともに、県警察、町、関係周辺市、消防機関及びその他防災関係機関に対して、防災資機材の装備等必要な措置をとるよう指示することとされている。

町〔本部事務局〕は、その管轄する緊急事態応急対策に従事する者が、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合、緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の装備、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとる。

2.2 防災資機材調達の協力要請

町〔本部事務局〕は、県及びその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防災資機材の調達の協力を要請する。

3 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護

3.1 緊急事態応急対策に従事する者の防護指標

町〔本部事務局〕は、緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理について、第 2 章 11 節 6 項で規定した指標を踏まえ、国等の指示・助言等に従い、当該機関がそれぞれその管理を実施する。なお、防災活動に係る被ばく線量はできる限り少なくするよう努める。安定ヨウ素剤を複数回服用する可能性のある業務には、妊婦、授乳婦及び妊娠可能な女性を除くものとする。

3.2 町の放射線防護

原子力災害対策重点区域の屋外等の被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事する者は、事態の進展に応じ、原子力災害対策本部から出される指示に従って、防護装備を携行・装着し、安定ヨウ素剤を服用するとともに、放射線防護に係る指標を踏まえ、町の判断に従って行動することを基本とする。

町〔本部事務局〕は、県と連携又は独自に緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量の管理を行うこととし、放射線防護を担う要員を町災害対策本部に置くとともに、被ばく管理を行う場所を設定して適切に実施する。また、必要に応じて、当該者に医師による診断を受けさせる等、健康管理に配慮する。

町〔本部事務局〕は、必要に応じて県及び防災関係機関に除染等の医療措置を要請する。

3.3 情報交換

町〔本部事務局〕は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において密接に情報交換を行う。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和 3 年 7 月 原子力規制庁）

第 3.4 節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動

町〔本部事務局、住民対策部〕は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の措置を講じるとともに、食料品等の供給対策を実施する。

その他は、第 2 編第 2.6.2 項「避難誘導の実施」（73）を参照

第 3.4.1 項 避難、屋内退避等の防護措置の実施

町における対象者毎の原子力災害初期段階での防護措置を表 6-7(257) に示す。

1 避難の指示等

1.1 警戒事態発生時

町〔本部事務局〕は、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行う。

また、国の事故警戒本部から町を通じて小城市に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力要請があった場合は、伝達する。

1.2 施設敷地緊急事態発生時

町〔本部事務局、住民対策部〕は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示、避難の実施を行うとともに、必要に応じP A Z内の住民への避難準備情報の発令や住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、輸送手段の確保等）、安定ヨウ素剤の服用準備を行う。

P A Z内において、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者については、気密性を確保する等の放射線防護対策を講じた特別養護老人ホーム玄海園及び唐津市高齢者生活福祉センターひぜん荘に一時的に屋内退避を行う。輸送等の避難準備が完了後に避難を実施する。また、国の事故警戒本部から町を通じて小城市に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れや施設敷地緊急事態要避難者以外の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）への協力要請があった場合は、伝達する。

町〔本部事務局、住民対策部〕は、国若しくは県の指示又は独自の判断により、U P Z内の屋内退避の準備を行う。

1.3 緊急事態宣言発出時

町〔本部事務局、住民対策部〕は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、国若しくは県の指示又は独自の判断により、P A Z内の避難を行うこととし、P A Z内の住民等に対する避難指示、避難の実施を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

町〔本部事務局、住民対策部〕は、P A Z内における避難の実施に併せ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、U P Z内の住民等に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう伝達する。事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該指示を受けた地域を含む町は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又避難指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携して国に要請する。

町〔本部事務局〕は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

町〔本部事務局〕は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国及び関係地方公共団体と綿密な連携を行う。

1.4 O I Lに基づく避難等

町〔本部事務局〕は、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示若しくは県の指示又は独自の判断に基づき、O I Lの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難指示・一時移転指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

1.5 国の指示案への意見等

国は、放射性物質が放出された後、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。

国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された町長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

町〔本部事務局〕は、国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部）及び関係地方公共団体と、U P Z内の一時移転等の対象地域や対象者の数を含む一時移転等の実施方針について、相互に協力して作成する。

なお、防護措置の実施方針については、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態においても、同様に作成する。

1.6 避難に係る調整等

町〔本部事務局〕は、避難準備又は避難指示等を行った場合、避難先となる指定避難所に職員を派遣し、受入市の小城市及び避難した住民等との連絡調整を行う。

小城市は、避難を受け入れる場合、町の避難計画に定める指定避難所を提供し、指定避難所において町職員の補助を行う等、必要な協力を行うこととされている。

1.7 その他

県は、屋内退避の指示を行った地域について、退避の期間が長期に及ぶ又はその恐れがある等必要と認めた場合、国、町と調整のうえ、国の指示又は独自の判断に基づいて、町に対して避難指示を行うよう連絡又は指示を行うこととされている。

町〔本部事務局〕は、国及び県と調整のうえ、国の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、当該地域の住民等に対して避難指示を行う。

2 情報の提供

町〔本部事務局〕は、避難指示等を行った場合、県、県警察、消防機関その他防災関係機関と協力し、避難誘導時において、住民等に向けて、指定避難所や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努める。

3 避難状況の確認

町〔本部事務局〕は、指定避難所における確認等により住民等の避難状況の確認を行う。

町〔本部事務局〕は、県と連携し、それぞれの指定避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国の原子力災害現地対策本部等への報告を行う。なお、避難は努めて放射性物質の放出前に完了することを目指す。

町〔本部事務局〕及び県は、避難状況の確実な把握のため、住民等に対し、指定避難所以外に避難した場合等に、町災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することについて周知を図る。

第 3.4.2 項 避難の際の住民等に対する避難退域時検査の実施

県は、町〔本部事務局、住民対策部〕及び原子力事業者と連携し、国及びその他市町の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等がＵＰＺ外へ避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員並びに携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）の避難退域時検査及び検査結果に応じたＯＩＬに基づく簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等を行うものとされている。

避難等に関するＯＩＬを表 6-8(258)に示す。

なお、避難退域時検査場所は、あらかじめ指定している箇所のうち、避難等の対象となる住民等の避難経路上又はその近隣の箇所に設けられる。

また、簡易除染等の結果、汚染が除去できない場合、それが車両を含めた物品であれば避難退域時検査場所で預かるものとし、一方人体への汚染が除去できない場合は、搬送手段を確保し、原子力災害拠点病院へ搬送するものとされている。

【玄海町の避難経路上にある避難退域時検査場所】

- ・ 多久市陸上競技場（多久市、国道 203 号）

【その他の避難退域時検査場所】

- ・ 有田中央運動公園（有田町、国道 202 号）
- ・ 歴史と文化の森公園隣接駐車場（有田町、国道 202 号）
- ・ 旧山内庁舎（武雄市、国道 35 号）
- ・ 白岩運動公園競技場（武雄市、国道 34 号）
- ・ 杵藤クリーンセンター（武雄市、国道 498 号）
- ・ 旧北方庁舎職員駐車場（武雄市、国道 34 号）
- ・ 蟻尾山公園（鹿島市、国道 207 号）

- ・佐賀県立森林公園（佐賀市、国道 207 号）
- ・佐賀市富士支所（佐賀市、国道 323 号）
- ・佐賀競馬佐賀場外発売所（佐賀市、国道 263 号）
- ・基山総合公園（基山町、県道 17 号）

第3.4.3項 避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

県は、国の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がOILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとされている。

第3.4.4項 安定ヨウ素剤の服用

町〔住民対策部〕は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるとともに、県と連携してアレルギー等への対処体制を確保に努める。

1 PAZ

全面緊急事態に至った時点で、原則として、原子力規制委員会が避難及び安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断し、その判断に基づき、直ちに、国の原子力災害対策本部又は県若しくは町が指示することとされている。

町〔住民対策部〕は、対象の住民等へその指示を伝達し服用させる。

服用指示を受けた際に自宅にいる者は、事前配布された安定ヨウ素剤を、学校等にいる者はそこで備蓄されている安定ヨウ素剤を服用する。

事前配布された安定ヨウ素剤を紛失している、外出中で安定ヨウ素剤を備蓄している施設が近隣にない等、身近に安定ヨウ素剤がない場合は、町が避難の際に集合場所等で緊急配布する安定ヨウ素剤を服用する。

2 UPZ

原則として、原子力規制委員会が原子力施設の状況、緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難又は一時移転と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性を判断し、その判断に基づき国の原子力災害対策本部又は県若しくは町が指示することとされている。

町〔住民対策部〕は、避難及び一時移転の際、備蓄している安定ヨウ素剤を職員が備蓄場所から搬出して集合場所等で配布し、指示に従い服用させる。安定ヨウ素剤の備蓄に限りがある場合は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）から優先的に配布する。

【参照ガイドライン・手引き等】

- ・安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和3年7月 原子力規制庁）

第3.4.5項 要配慮者への配慮

町〔本部事務局、住民対策部〕は、避難誘導、指定避難所等での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援の実施、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に対する情報の提供や生活環境について、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用や指定避難所等のバリアフリー化等、十分配慮する。

県は、避難指示等を行った市町が行う要配慮者に対する措置に協力するものとされている。

第3.4.6項 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難措置

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等においては、あらかじめ指定避難所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画等に基づき、避難指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

1 学校等

学校等は、生徒等の在校時に、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。生徒等を避難させた場合及び生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町〔文教対策部〕に対し、さらに、町教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。

2 病院等医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させようえ、県及び町〔住民対策部〕に対し速やかにその旨連絡する。避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。必要に応じて、他の医療機関等に対し、応援を要請する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び関係市郡医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとされている。また、県内の医療機関では転院に対処できない場合は、近隣県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとされている。

3 社会福祉施設

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させようえ、県及び町〔住民対策部〕に対し速やかにその旨連絡する。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとされている。

第3.4.7項 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

第3.4.8項 避難指示の実効を上げるための措置

1 避難方法

避難は原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民等については、近所の方との乗り合いによる自家用車避難を行うか、玄海町原子力災害対応避難（行動）計画（各地区別避難計画）に示す集合場所に参集し、町の保有する車両にて避難を行う。これらの手段でも避難手段が不足する場合には、県が町からの依頼に基づきバス・タクシー協会・自衛隊等に要請し手配した車両にて避難を行う。

指定避難所の駐車スペースは、指定避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用する。

2 避難誘導等

避難住民の受入を行う小城市は、主要避難経路から避難所への進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行うものとされている。

3 警戒区域設定による立入制限等

町〔本部事務局、基盤対策部〕は、避難指示を行った区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域への立入を制限する等、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとる。

県警察は、町が避難指示した区域から、円滑に住民等の移動が行われるよう交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外部からの車両等の進入を制限するものとされている。

県は、町が避難指示した区域に、外部から車両等が進入しないようにするために、必要な措置をとるよう関係機関に要請するものとされている。

4 避難者の避難先での被ばくを避けるための措置

町〔産業対策部〕は、県と連携して、避難指示が行われた区域の住民等が避難する指定避難所のモニタリングを実施する。

町〔産業対策部〕又は県は、このモニタリングにおいて、OIL2を超える空間放射線率が測定された場合には、あらかじめ確保した再移転先とできる施設を当該避難所において指示する。

5 感染症の流行下での防護措置

町〔住民対策部〕は、感染症の流行下での災害時において、避難を行う必要があり、その避難に猶予がある場合、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、図6-4(227)のとおり避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。

具体的には、避難元（一時集合場所等）、避難の過程（避難車両等）、避難先（避難所等）等における感染拡大

を防ぐため、感染者（疑いを含む）とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生等の感染対策を実施する。ただし、災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先であり、その避難に猶予がなく、身体・生命に危機が迫った場合は、感染症の流行下にあっても、躊躇なく避難を行う。

【参考ガイドライン】

- ・新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン（令和2年11月、内閣府（原子力防災担当））

第3.4.9項 飲食物、生活必需品等の供給

町〔本部事務局、住民対策部、産業対策部〕は、指定避難所等の住民等のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

県は、町から、指定避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合、又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、関係業者等への物資の調達要請等を行うものとされている。また、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより国に対して要請を行えるよう体制を整備するものとされている。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

町〔本部事務局、住民対策部、産業対策部〕及び県は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第3.5節 行政機関、学校等の退避

町〔本部事務局、文教対策部〕は、庁舎や学校等の所在地が避難指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた小城市へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。

町〔本部事務局〕は、行政機能や学校等の退避にあたり、防災対策に必要な資機材が庁舎や学校等に置かれている場合は、防災関係機関へ協力を要請し、当該資機材を佐賀土木事務所へ搬送する。なお、放射性物質放出後は、搬送を中止する。

町は、あらかじめ定めた業務継続計画（BCP）に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、行政機能移転先の小城市まちなか市民交流プラザ（ゆめぷらっと小城）において継続して実施する。なお、区域内の一部が避難指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、避難指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続する等、避難指示を受けていない地域における行政サービスを維持する。

第3.6節 治安の確保及び火災の予防

町〔本部事務局〕は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第3.7節 飲料水、飲食物の摂取制限等

第3.7.1項 飲料水、飲食物の摂取制限

町〔基盤対策部、産業対策部〕は、国の指示、要請又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、

汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

町〔本部事務局、基盤対策部、産業対策部〕は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限等の措置の内容について、住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。飲食物摂取制限に関するOILを表6-9(258)に示す。

第3.7.2項 農林畜産物等の摂取及び出荷・移動制限

町〔産業対策部〕は、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に、県からの下記指示内容について周知するとともに、措置を講じるよう指示し、必要に応じて、出荷機関及び市場等において産地名等の調査を実施する。

1. 農作物の作付け制限
2. 農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止
3. 農林畜水産物等の出荷・移動制限
4. 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
5. その他必要な措置

町〔産業対策部〕は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

町〔産業対策部〕は、県及び県内市町と協力し、制限物品が流通した場合に住民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査を行う。

第3.7.3項 飲料水、飲食物の供給

町〔基盤対策部〕は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて、住民等への応急給水等の措置を講じる。

県は、町〔本部事務局〕に対して、飲食物の摂取制限等の措置を指示した場合において、町〔本部事務局〕から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県地域防災計画第2編風水害対策及び第3編震災対策に基づいて、町の措置が円滑に実施されるよう必要な措置を講じるものとされている。

第3.8節 緊急輸送活動

町〔産業対策部〕は、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関と連携して、緊急輸送活動を行う。

第3.8.1項 緊急輸送活動

1 緊急輸送の順位

町〔産業対策部〕は、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関と連携して、緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整する。

1. 救助、救急活動に必要な輸送
2. 避難者の輸送（PAZ等緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
3. 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
4. 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
5. その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

1. 避難者、負傷者等
2. 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
3. 緊急事態応急対策要員（国現地対策本部要員、合同対策協議会構成員、県現地災害対策本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要な資機材
4. コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
5. 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
6. その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

3.1 緊急輸送活動の実施

町〔産業対策部〕は、県及び防災関係機関と協力して、輸送の優先順位、輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

3.2 輸送手段の確保

町〔産業対策部〕は、自ら保有する車両等を使用し、又は供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うために必要な車両等の輸送手段を確保する。

必要な輸送手段を確保できない場合は、県に対して、その調達又はあっせんを要請する。

3.3 合同対策協議会での応援要請

副町長は、上記2によっても人員、車両等が不足するときは、合同対策協議会の場において、人員及び車両等の確保に関する支援を要請する。

第3.8.2項 緊急輸送のための交通確保

町の道路管理者〔基盤対策部〕は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第3.9節 救助・救急、消火及び医療活動

町〔本部事務局〕は、県、消防機関、海上保安部、自衛隊、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、その役割に応じて救助・救急及び消火活動を実施する。

第3.9.1項 救助・救急活動

1 救助・救急活動の実施

町〔本部事務局〕及び消防機関は、救助すべき者の把握に努め、その他防災関係機関との連携のもとに救助活動を行う。

消防機関は、傷病者が発生した場合は迅速に医療機関に搬送する。

2 応援の要請

消防機関は、災害の状況等から必要と認められる場合は、町を通じて、県に緊急消防援助隊の応援要請、あるいは自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

3 消防庁、自衛隊等への応援要請

県は、救助・救急活動について応援要請があったとき、又は自ら災害の状況等から必要と認められるときは、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の応援を消防庁に、あるいは自衛隊に応援を要請するとともに、その結果を要請した町〔本部事務局〕に連絡するものとされている。この場合、応援側が必要とされる資機材を携行することが原則とされている。

1. 災害の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
2. 応援要請を行う救助・救急活動の種別と人員
3. 町への進入経路及び集結（待機）場所

第3.9.2項 消火活動

1 消火活動の実施

原子力事業者は、原子力施設の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。

消防機関は、原子力施設又はその周辺における火災に対しては、原子力事業者と密接な連携を図り、自らの安全確保を図りながら消火活動を行うとともに、自らの消防力では対処できない場合は、町〔本部事務局〕を通じて県に緊急消防援助隊の応援要請、あるいは自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

2 緊急消防援助隊等の応援要請

県は、応援要請を受けた場合又はその状況から当該消防機関では対処できないと認められる場合は、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の応援を消防庁に、あるいは自衛隊に応援を要請し、その結果を町〔本部事務局〕に連絡するものとされている。この場合、応援側が必要とされる資機材を携行することが原則とされている。

1. 火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
2. 応援要請を行う消火活動の種別と人員
3. 町への進入経路及び集結（待機）場所

第 3.9.3 項 医療措置

町〔住民対策部〕は、指定避難所等における住民等の健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査等の原子力災害医療に協力する。

第 3.10 節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、住民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第 3.10.1 項 住民等への情報伝達活動

1 住民等への広報

町〔本部事務局〕は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供が迅速かつ分かりやすく正確に行われるよう、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

1. 町防災行政無線
2. 携帯電話等のメール（玄海町災害メールサービス、緊急速報メール）
3. ケーブルテレビでの配信
4. 町ホームページでの配信
5. 玄海町公式 SNS
6. 町広報車での呼びかけ
7. 消防団による呼びかけ
8. 組織役員への呼びかけ
9. 報道機関への広報要請

住民等に対する指示伝達・情報提供の系統を図 6-5(228) に示す。

2 実施方法

情報提供活動を実施するに当たっては、次のことに配慮する。

1. 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧な表現は避ける等、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
2. 繰り返し広報する等、情報の空白時間が生じないように定期的な情報提供に努める。
3. 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
4. 各防災関係機関と相互に連携し、情報の一元化を図る。
5. 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努める。

3 広報内容及び要配慮者への配慮

町〔本部事務局〕は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関等の情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、指定避難所等の住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。情報提供に当たっては、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用し、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅の避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所

在を把握できる広域避難者等に配慮する。

4 広報内容の確認

町〔本部事務局〕は、合同対策協議会での協議を踏まえ、十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表及び広報活動を行う。また、発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部や県の現地災害対策本部、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合う。

5 県の避難状況の把握への協力

県は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した指定避難所以外に避難をした場合等には、町災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとされている。

第3.10.2項 誤情報の拡散への対処

町〔本部事務局〕は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

第3.10.3項 住民等からの問い合わせに対する対応

町〔本部事務局、住民対策部〕は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、原子力災害の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

町〔本部事務局〕は、情報のニーズを見極め収集・整理・発信を行う。

町〔本部事務局、住民対策部〕は、国及び原子力事業者の協力を得ながら、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くよう努める。

町〔本部事務局、住民対策部〕は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

県は、この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市町、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとされている。

第3.11節 文教対策計画

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

第3.11.1項 生徒等への安全確保措置

1 臨時休業等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

2 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

3 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとるものとする。

第3.11.2項 学校施設の応急復旧

1 被害状況の把握、連絡

学校等は、原子力災害発生後、県及び町〔文教対策部〕に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼する。

学校等は、その調査結果を、町〔文教対策部〕に対し連絡する。

連絡を受けた町〔文教対策部〕は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

2 応急復旧

町〔文教対策部〕は、学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

第3.11.3項 応急教育の実施

学校等及び町〔文教対策部〕は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。避難者を収容していても、県と連携してできるだけ早く授業再開ができるよう努める。

1 応急教育の実施場所

- 第1順位 地域内の学校及び高等学校
- 第2順位 地域内の公民館、集会場等の公共施設
- 第3順位 地域外の学校又は公民館等の公共施設
- 第4順位 応急仮校舎の建設

2 応急教育の方法

1. 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。
2. 教職員を動員し、授業再開に努める。
3. 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
4. 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
5. 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

3 教職員の確保

町〔文教対策部〕及び県は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

4 学用品の調達、給与

4.1 教科書

県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示するものとされている。また、このことを文部科学省に対し、報告するものとされている。

災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害等により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないように迅速に行う。

4.2 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害等により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

1. 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。
2. 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規類等の文房具
3. 通学用品

傘、靴、長靴等の通学用品
4. その他学用品

運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等

5 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、町と連絡をとり、必要な措置を講じる。学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6 保健衛生の確保

学校等は、県や町〔文教対策部〕と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

第3.12節 自発的支援の受入れ

第3.12.1項 ボランティアの受入れ

第2編第2.11.1項「ボランティアの受入れ」(85)を参照

第3.12.2項 義援物資、義援金の受入れ

第2編第2.11.2項「義援物資、義援金の受入れ」(86)を参照

第3.13節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

第3.13.1項 原子力事業者等

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による施設敷地緊急事態発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、国（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府）、県、町〔本部事務局〕、県警察、消防機関、海上保安部等関係機関に文書で送信するものとされている。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

原子力事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行うものとされている。

第3.13.2項 町の対応

町〔本部事務局〕は、県に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示等、必要な措置を講じる。

第4章 災害復旧対策

第4.1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としているが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第4.2節 緊急事態解除宣言後の対応

町〔防災安全課〕は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第4.3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町〔防災安全課〕は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定し、県にその旨の報告を行う。

第4.4節 職員の派遣要請

町長は、災害復旧対策のため必要と認めるときは、指定行政機関若しくは指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。また、災害復旧対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、放射線による人体への障害の予防、診断及び治療に関する助言その他必要な援助を求める。

第4.5節 放射性物質による環境汚染への対処

町〔まちづくり課、農林水産課、生活環境課〕は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関及び住民等と連携して、放射性物質に汚染された物質の除去、除染作業等、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、住民の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることにかんがみ、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、町に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、町及び県からの要請に基づき原子力防災要員を派遣するものとされている。

町〔まちづくり課、農林水産課、生活環境課〕は、県、その他防災関係機関及び住民等と協力し、避難指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市町村における除染を対象として国が策定した除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版（平成30年3月追補）、環境省）を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。なお、避難指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

1. 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。
2. 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。
3. 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

4. 除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。

第4.6節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

町〔まちづくり課、農林水産課、生活環境課〕は、県、国及び原子力事業者と連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

町〔まちづくり課、農林水産課、生活環境課〕は、県及びその他市町と協力し、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限及び出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

町〔まちづくり課、農林水産課、生活環境課〕は、県及びその他市町と協力し、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請する。

第4.7節 各種制限措置の解除

町〔防災安全課〕は、県の指示等に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取及び出荷制限等の各種制限措置の解除を指示する。

町〔防災安全課〕は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

第4.8節 復旧に向けた環境放射線モニタリング

町〔防災安全課〕は、原子力緊急事態解除宣言後、県が実施する環境放射線モニタリングに協力する。これらの結果については、県が公表する。参考として、図6-6(229)に被ばく線量の比較を示す。

第4.9節 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等

町〔防災安全課、総務課、住民課〕は、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

第4.9.1項 災害地域住民の記録

町〔住民課〕は、住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、指定避難所等においてとられた措置について登録を行う。

第4.9.2項 影響調査の実施及び相談窓口の設置

町〔住民課〕は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、住民等が受けた影響について調査する。

第4.9.3項 災害対策措置状況の記録

町〔防災安全課〕は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第4.9.4項 相談窓口の設置

原子力事業者においては、相談窓口を設置する等、速やかに被災者の損害賠償請求等の対応のため、必要な体制を整備して対応する。

第4.10節 風評被害等の影響の軽減

町〔企画商工課〕は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通確保及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、外国語でも広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

県においては、農林水産業、地場産業の商品、輸出品等について、必要な場合には、放射性物質汚染検査の

実施、証明書の発行等の対応を実施するとされている。

第 4.11 節 被災中小企業に対する支援

町〔農林水産課〕は、国及び県と連携して、必要に応じ農林水産業者又は農林水産業者が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。また、被災農林水産業者及び中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第 4.12 節 心身の健康相談活動

町〔健康福祉課〕は、国、県、県医師会及び唐津東松浦医師会の協力を得て、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、住民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

第5章 複合災害対策

第5.1節 計画の目的

本章は、東日本大震災を踏まえ、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生し、個別の災害のいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合を想定したものである。

複合災害時にも、本計画各編に掲げる予防対策の実施を前提として、応急対策・復旧対策を実施していくこととなるが、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対処が必要となる等、より対応が困難となる状況が予想される。

これを踏まえ、本章においては特に、応急対策に当たるうえでの体制及び留意点を整理することを目的とする。

第5.2節 災害予防対策計画

各編の災害予防対策の定めるところによる。ただし、各編の予防対策の実施に当たっては、以下の事項も踏まえ、複合災害の発生も考慮に入れた対策（要員及び資機材の不足に備えた広域的な応援体制や民間団体等との連携・協力関係の整備・充実等）に努める。

第5.2.1項 組織体制等の整備

町〔防災安全課〕は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することに配慮する。

町〔防災安全課〕は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な要員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、要員及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、町及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第5.2.2項 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町〔防災安全課〕は、地震や津波と原子力災害の複合災害における情報伝達体制を整備する。

第5.3節 災害応急対策計画

各編の災害応急対策の定めるところによる。ただし、複合災害時においては、各編の災害応急対策の実施に当たり以下の点に留意する。

第5.3.1項 災害応急対策実施に当たっての基本的考え方

町、その他の防災関係機関は、複合災害時には、一つの災害が収まった後にも別の災害が継続した状況になることも想定されるため、災害対応が可能な安全な施設を確保し、災害応急対策に当たることを基本とする。災害応急対策の実施に当たっては、発生したそれぞれの災害の程度や被害の度合い、その進展にかんがみ、命を守る観点からの対策を優先して行うことを基本的な判断基準とする。ただし、複合災害時には、単一の災害時に比べ、より情報と要員が不足した状況となり、対応が困難となることが想定されるため、単一の災害時以上に情報収集及び情報共有に努める。

第5.3.2項 町の活動体制

町〔本部事務局〕は、複合災害時に災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下により活動体制を確立する。

1 防災体制の設置基準

表2-16(241)で発生した災害のうち一番高いレベルの防災体制をとる。

2 防災体制の廃止基準

防災体制の廃止基準は、災害ごとに各編の定めるところによる。ただし、住民等の安全確保等のために町長が

必要と認めた場合は、この限りではない。

3 その他

各編の町の活動体制を参照

第 5.3.3 項 応急対策活動に係る留意点

1 情報の収集

町〔本部事務局〕は、複合災害時、災害対策本部又はオフサイトセンターにおいて、ライフライン事業者からのライフラインの被災状況や道路管理者、県等からの避難経路や避難施設に係る自然災害による被災情報を早急かつ適確に把握・提供するとともに、これを県及びその他の防災関係機関で共有を図る。

2 住民等への情報提供、相談体制に係る留意点

町〔本部事務局〕は、自然災害による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなること、又は広報車の走行に支障をきたすことが想定されるときは、住民等の不安解消や混乱の防止のため、問い合わせ窓口を増設するとともに、広報媒体や回数の増加する等により、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努める。

3 避難等の防災活動

町〔基盤対策部〕、その他の防災関係機関は、1により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保する。その上で、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避難等の防護対策を行う。

町〔住民対策部〕は、その際自然災害による家屋の倒壊等の危険性が想定されるときは、避難誘導その他の防護対策にあたり十分留意する。また、家屋の倒壊等により、屋内退避が実施できない場合は、屋内退避実施可能な近隣避難所へ退避する旨の情報伝達を行う。

町〔本部事務局〕は、複合災害時には、単独災害の場合に比べ、防護対策に関する意思決定を、情報と人的資源が不足した状況であっても遅滞なく行う必要があることから、予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。なお、広域避難が必要となる大規模な原子力災害を含む複合災害時における避難施設については、県が町、その他の防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全又は原子力災害以外の災害に係る指定避難所としての使用状況に基づき、町に対し、代替となる避難経路や避難施設について示す。

4 医療・救助・救急・消火活動体制

町〔本部事務局〕は、医療、救助・救急及び消火活動について、自然災害により、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合には、県内市町を始めとした相互及び関係団体等との協力により、県は九州地方知事会、関西広域連合等の応援及び関係団体等との協力により、その体制の確保を図る。

5 緊急輸送活動

町〔基盤対策部〕は、1により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替輸送路を速やかに確保する。

第 5.3.4 項 災害廃棄物の広域処理に係る留意点

大規模な複合災害に伴う災害廃棄物の処理にあたっては、安全かつ迅速な処理を行い、また、他都道府県又は他市町村に受入を要請する必要があることにかんがみ、県内の仮置場において放射能濃度の測定を行う。

第 5.4 節 復旧対策

各編の復旧対策の定めるところによる。

第7編 林野火災対策編

第1章 災害予防

この林野火災対策は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等の発生（以下「林野火災」という。）に対する火災予防、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1.1節 林野火災に強いまちづくり

第1.1.1項 林野火災に強いまちづくりのための基本方針

町〔農林水産課〕は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

町〔農林水産課〕は、防火林道、防火森林の整備等を実施する。

町〔農林水産課〕は、警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

森林所有者、林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

第1.1.2項 防火林道等の整備

町〔農林水産課〕、森林管理署及び森林所有者は、林野火災の拡大を防止するため防火林道、防火線及び防火樹帯の整備に努めるとともに、林野火災特別地域の決定並びに林野火災特別地域対策事業計画の策定及び推進に努める。

1 防火林道の整備

町〔農林水産課〕、森林管理署は、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備に努める。

2 防火線及び防火樹帯の整備

町〔農林水産課〕、森林管理署及び森林所有者は、地形、火災危険期の風向及び延焼経路等を考慮して、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

3 林野火災特別地域の決定

林野火災対策事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等を考慮し、要件に該当する区域内の町〔農林水産課〕が県と協議して決定する。

4 林野火災特別地域対策事業計画の策定及び推進

町〔農林水産課〕は、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、地域の特性に配慮しつつ、県と協議のうえ、おおむね次の事項を内容とする林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、当該事業計画に定める各種予防対策の推進に努める。

1. 防火思想の普及啓発、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
2. 火災予防上の林野管理に関する事項
3. 消防施設等の整備に関する事項
4. 火災防ぎょ訓練に関する事項
5. その他林野火災の防止に関する事項

第1.2節 防災活動の促進

第1.2.1項 防災知識の普及、訓練

1 防災知識の普及

町〔農林水産課、防災安全課〕は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等への啓発を実施するものとする。なお、住民等への啓発は、多発期や休日

前に重点的に行う等林野火災の発生傾向に十分留意する。

町〔農林水産課、防災安全課〕は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や簡易防火用水を設置する等防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進するものとする。

2 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

第2編第1.2.2項3「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」(25)を参照

第1.2.2項 町民の防災活動の環境整備

町〔農林水産課、防災安全課〕は、林野火災の予防活動について住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長する。

その他は、第2編第1.2.3項「町民の防災活動の環境整備」(26)を参照

第1.2.3項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第2編第1.2.3項5「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」(28)を参照

第1.3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1.3.1項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

第2編第1.3.3項1「情報の収集、連絡・伝達体制の整備」(30)を参照

2 情報の分析整理

第2編第1.3.3項2「情報の分析整理」(30)を参照

3 通信手段の確保

町〔防災安全課〕は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することについて十分考慮する。

その他は、第2編第1.3.3項3「通信手段の確保」(31)を参照

4 職員の体制

第2編第1.3.3項4「職員の体制」(31)を参照

5 防災関係機関相互の連携体制

第2編第1.3.3項5「防災関係機関相互の連携体制」(32)を参照

第1.3.2項 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

第2編第1.3.6項1「救助活動体制の整備」(36)を参照

2 医療活動

第2編第1.3.6項2「医療活動」(36)を参照

3 消火活動

町〔防災安全課〕は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

その他は、第2編第1.3.6項4「消火活動」(36)を参照

第1.3.3項 緊急輸送活動

第2編第1.3.7項「緊急輸送活動」(37)を参照

第1.3.4項 避難の受入れ及び情報提供活動

1 避難誘導

第2編第1.3.8項1「避難誘導」(38)を参照

2 指定避難所

第2編第1.3.8項3「指定避難所等」(39)を参照

3 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

第2編第1.3.8項4「避難行動要支援者対策」(42)を参照

4 被災者等への的確な情報伝達

第2編第1.3.8項7「被災者等への的確な情報伝達」(46)を参照

■ 第 1.3.5 項 応急復旧及び二次災害の防止活動

第 2 編第 1.3.4 項 「災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動」(35) を参照

■ 第 1.3.6 項 防災訓練の実施

消防機関は、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な消火等の訓練を実施する。

消防機関を始めとする町、県、国の機関、林業関係団体、民間企業及び住民等が相互に連携した訓練を実施するものとされている。

その他は、第 2 編第 1.3.10 項 「防災訓練」(48) を参照

第2章 災害応急対策

第2.1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第2.1.1項 災害情報の収集・連絡・報告

町、県、県警察、森林管理署、消防機関、自衛隊その他防災関係機関は、林野火災が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、町の災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努めるものとされている。

県及び町は、法令等に基づき被害状況等を国に報告するものとされている。

1 林野火災発生時等の情報連絡系統

1.1 県への即報基準に該当する林野火災が発生した場合

県への即報基準に該当する林野火災が発生した場合の情報連絡系統を図7-1(230)に示す。

1.2 災害情報連絡室の設置以降（焼損面積が概ね5ha以上）

災害情報連絡室の設置以降の情報連絡系統を図7-2(230)に示す。

1.3 林野火災拡大時（災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）

林野火災拡大時の情報連絡系統を図7-3(231)に示す。

2 災害情報の収集・連絡

2.1 災害情報の種類

町〔本部事務局〕及び消防機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

〔第1段階〕緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

1. 火災発生時刻、発生場所（地図上に明記）
2. 概括的被害情報（火災による延焼面積等の状況、現場の気象状況、火勢等）
3. 火勢に対する消防力の状況
4. 気象条件等から予測される延焼方向
5. 周辺の人家等の状況及びその予測される影響

〔第2段階〕災害情報

1. 応急対策に必要な情報
 - (1) 林道等の進入路、水利の状況、その他防ぎよ活動に必要な事項
 - (2) 人的被害状況（火災発生地での死傷者数）
 - (3) 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - (4) 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
 - (5) 住民等の避難状況及び避難場所
2. 応急対策活動情報
 - (1) 災害対策本部等の設置状況
 - (2) 応急対策の活動状況

2.2 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関等は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

2.2.1 町及び消防機関の情報収集と連絡

町〔本部事務局〕及び消防機関は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

2.2.2 各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとされている。

災害情報の収集・連絡系統を図 7-4(232) に示す。

3 県、国への被害状況等の報告

3.1 町及び消防機関から県への報告

町〔本部事務局〕及び消防機関は、林野火災が発生した場合、災対法、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号）及び林野火災時における対応について（平成 8 年 4 月 25 日付け消防 158 号）に基づき、県に対し報告を行うほか、次のいずれかの基準に該当する場合又は町が必要と認めるときは、即報を行うとともに、その後状況の変化に応じて随時報告する。

〔即報基準〕

1. 焼損面積が 1ha 以上と推定される場合
2. 火災による死者又は負傷者が生じた場合
3. 住家等へ延焼するおそれがある場合

第 2.1.2 項 通信手段の確保

第 2 編第 2.2.2 項 「通信手段の確保」(58) を参照

第 2.1.3 項 町の活動体制

第 2 編第 2.2.3 項 「町の活動体制」(59) を参照

第 2.1.4 項 広域的な応援体制

第 2 編第 2.2.4 項 「広域的な応援体制」(60) を参照

第 2.1.5 項 自衛隊災害派遣要請

第 2 編第 2.2.5 項 「自衛隊の災害派遣要請」(62) を参照

第 2.2 節 救助・救急、医療及び消火活動

第 2.2.1 項 救助・救急活動

1 救助・救急活動

第 2 編第 2.4.1 項 2 「救助・救急活動」(67) を参照

2 救急・救助活動等の応援

第 2 編第 2.4.1 項 2 「救急・救助活動等の応援」(185) を参照

第 2.2.2 項 医療活動

第 2 編第 2.4.2 項 「医療活動」(68) を参照

第 2.2.3 項 消火活動

町〔本部事務局〕及び消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

町〔本部事務局〕及び消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町に応援要請を行う等早期消火に努める。

町〔本部事務局〕及び消防機関は、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努める。

その他は、第 2 編第 2.4.3 項 「消火活動」(70) を参照

第 2.2.4 項 惨事ストレス対策

第 2 編第 2.4.4 項 「惨事ストレス対策」(70) を参照

第 2.3 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第 2.3.1 項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

第 2 編第 2.5.1 項 「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」(71) を参照

第 2.3.2 項 交通の確保

第 2 編第 2.5.2 項 「交通の確保」(71) を参照

第2.4節 避難の受入れ及び情報提供活動

第2.4.1項 避難誘導の実施

第2編第2.6.2項 「避難誘導の実施」(73)を参照

第2.4.2項 指定避難所

1 指定避難所の開設

第2編第2.6.4項1 「指定避難所の開設」(73)を参照

2 指定避難所の運営管理等

第2編第2.6.4項2 「指定避難所の運営管理等」(74)を参照

第2.4.3項 広域一時滞在

第2編第2.6.7項 「広域一時滞在」(75)を参照

第2.4.4項 要配慮者への配慮

第2編第2.6.8項 「要配慮者への配慮」(75)を参照

第2.4.5項 被災者等への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

第2編第2.6.9項1 「被災者への情報伝達活動」(76)を参照

2 住民への的確な情報の伝達

第2編第2.6.9項2 「住民への的確な情報の伝達」(76)を参照

3 住民等からの問合せに対する対応

第2編第2.6.9項3 「住民等からの問合せに対する対応」(76)を参照

第2.5節 応急復旧及び二次災害防止活動

町[基盤対策部]、県、森林管理署は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害の発生の防止に努めるものとされている。

町[基盤対策部]は、県が実施する土砂災害等の危険箇所の点検の結果、危険性が高いと判断された箇所について、住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行う。

その他は、第2編第2.3.2項 「施設・設備等の応急復旧活動」(65)を参照

第3章 災害復旧

県、森林管理署及び町〔農林水産課〕は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧に努めるものとされている。

その他は、第2編第3.2.1項「被災施設の復旧等」(88)を参照

第 8 編 大規模な火事災害対策編

第 1 章 災害予防

この大規模火事災害対策は、広範囲な火災による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事の発生（以下「大規模火事災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、町が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第 1.1 節 災害に強いまちづくり

第 1.1.1 項 災害に強いまちの形成

町〔関係各課〕は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強いまちの構造の形成を図る。

第 1.1.2 項 火災に対する建築物の安全化

町〔防災安全課〕は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するよう努める。

町〔教育課〕は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努める。

第 1.2 節 防災知識の普及、訓練

第 1.2.1 項 防災知識の普及

町〔防災安全課〕は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するよう努める。

第 1.2.2 項 防災関連設備等の普及

町〔防災安全課〕は、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。

第 1.2.3 項 防災訓練の実施、指導

第 2 編第 1.2.2 項 2 「防災訓練の実施、指導」（25）を参照

第 1.2.4 項 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

第 2 編第 1.2.2 項 3 「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」（25）を参照

第 1.2.5 項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第 2 編第 1.2.3 項 5 「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」（28）を参照

第 1.3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第 1.3.1 項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

第 2 編第 1.3.3 項 1 「情報の収集、連絡・伝達体制の整備」（30）を参照

2 情報の分析整理

第 2 編第 1.3.3 項 2 「情報の分析整理」（30）を参照

3 通信手段の確保

第 2 編第 1.3.3 項 3 「通信手段の確保」（31）を参照

4 職員の体制

第 2 編第 1.3.3 項 4 「職員の体制」（31）を参照

5 防災関係機関相互の連携体制

第 2 編第 1.3.3 項 5 「防災関係機関相互の連携体制」（32）を参照

第1.3.2項 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

第2編第1.3.6項1「救助活動体制の整備」(36)を参照

2 医療活動

第2編第1.3.6項2「医療活動」(36)を参照

3 消火活動

第2編第1.3.6項4「消火活動」(36)を参照

第1.3.3項 緊急輸送活動

第2編第1.3.7項「緊急輸送活動」(37)を参照

第1.3.4項 避難の受入れ及び情報提供活動

1 避難誘導

第2編第1.3.8項1「避難誘導」(38)を参照

2 指定緊急避難場所

第2編第1.3.8項2「指定緊急避難場所」(39)を参照

3 指定避難所

第2編第1.3.8項3「指定避難所等」(39)を参照

4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

第2編第1.3.8項4「避難行動要支援者対策」(42)を参照

5 被災者等への的確な情報伝達

第2編第1.3.8項7「被災者等への的確な情報伝達」(46)を参照

第1.3.5項 施設、設備の応急復旧活動

町〔関係各課〕は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備に努める。

第1.3.6項 防災訓練の実施

消防機関は、大規模災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

消防機関を始めとする町、県、国の機関、事業者、住民等が相互に連携した訓練を実施するものとされている。

その他は、第2編第1.3.10項「防災訓練」(48)を参照

第1.3.7項 災害復旧への備え

1 各種データの整備保全

第2編第1.3.11項2「各種データの整備保全」(51)を参照

2 罹災証明書の発行体制の整備

第2編第1.3.11項3「罹災証明書の発行体制の整備」(51)を参照

第2章 災害応急対策

第2.1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第2.1.1項 災害情報の収集・連絡・報告

町〔本部事務局〕、県、県警察、消防機関、自衛隊及びその他防災関係機関は、大規模火災災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、町の災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努めるものとされている。

町〔本部事務局〕は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1 大規模火災発生時等の情報連絡ルート

1.1 県への即報基準に該当する火災が発生した場合

県への即報基準に該当する火災が発生した場合の情報連絡ルートを図8-1(233)に示す。

1.2 災害情報連絡室の設置以降

災害情報連絡室の設置以降の情報連絡ルートを図8-2(233)に示す。

1.3 大規模火災拡大時（災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）

大規模火災が拡大し、災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合の情報連絡ルートを図8-3(233)に示す。

2 災害情報の収集・連絡

2.1 災害情報の種類

各防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

〔第1段階〕緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

1. 火災発生時刻、発生場所（地図上に明記）
2. 概括的被害情報（火災による延焼面積等の状況、現場の気象状況、火勢等）
3. 火勢に対する消防力の状況
4. 気象条件等から予測される延焼方向

〔第2段階〕災害情報

1. 応急対策に必要な情報
 - (1) 周辺の道路交通、商店街等、文教施設、福祉施設、ライフライン等の状況
 - (2) 人的被害状況（火災発生地での死傷者数）
 - (3) 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - (4) 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
 - (5) 住民等の避難状況及び避難場所
2. 応急対策活動情報
 - (1) 災害対策本部等の設置状況
 - (2) 応急対策の活動状況

2.2 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関等は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

2.2.1 町及び消防機関の情報収集と連絡

町〔本部事務局〕及び消防機関は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

2.2.2 各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

2.2.2.1 ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター（県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとされている。また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県（危機管理防災課〔総括対策部総括班〕）へ報告するものとされている。

2.2.2.2 町〔本部事務局〕及び消防機関の情報収集と連絡

町〔本部事務局〕及び消防機関は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

2.2.2.3 各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。また、必要に応じ、他の防災関係機関に連絡する。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとされている。

災害情報の収集・連絡系統を図8-4(234)に示す。

3 県、国への被害状況等の報告

3.1 町及び消防機関から県への報告

町〔本部事務局〕及び消防機関は、火災が発生した場合は、災対法及び火災・災害等即報要領に基づき、被害状況等を報告する。

報告に当たっては、第2編第2.2.1項3.4「災害状況の報告」(55)に準じて実施する。

3.1.1 一般基準

1. 死者3人以上生じたもの
2. 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
3. 自衛隊に災害派遣を要請したもの

3.1.2 個別基準

1. 特定防火対象物で死者が発生した火災
2. 建物焼損延べ3,000平方メートル以上と推定される火災
3. 他の建物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
4. 損害額1億円以上と推定される火災の場合

3.1.3 社会的影響基準

上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

第2.1.2項 通信手段の確保

第2編第2.2.2項「通信手段の確保」(58)を参照

第2.1.3項 町の活動体制

第2編第2.2.3項「町の活動体制」(59)を参照

第2.1.4項 広域的な応援体制

第2編第2.2.4項「広域的な応援体制」(60)を参照

第2.1.5項 自衛隊災害派遣要請

第2編第2.2.5項「自衛隊の災害派遣要請」(62)を参照

第2.2節 救助・救急、医療及び消火活動

第2.2.1項 救助・救急活動

1 救助・救急活動

第2編第2.4.1項2「救助・救急活動」(67)を参照

2 救助・救助活動等の応援

第2編第2.4.1項3「救助・救急活動等の応援」(68)を参照

第 2.2.2 項 医療活動

第 2 編第 2.4.2 項 「医療活動」(68) を参照

第 2.2.3 項 消火活動

町〔本部事務局〕及び消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
その他は、第 2 編第 2.4.3 項 「消火活動」(70) を参照

第 2.2.4 項 惨事ストレス対策

第 2 編第 2.4.4 項 「惨事ストレス対策」(70) を参照

第 2.3 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第 2.3.1 項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

第 2 編第 2.5.1 項 「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」(71) を参照

第 2.3.2 項 交通の確保

第 2 編第 2.5.2 項 「交通の確保」(71) を参照

第 2.4 節 避難の受入れ及び情報提供活動

第 2.4.1 項 避難誘導の実施

第 2 編第 2.6.2 項 「避難誘導の実施」(73) を参照

第 2.4.2 項 指定緊急避難場所

第 2 編第 2.6.3 項 「指定緊急避難場所」(73) を参照

第 2.4.3 項 指定避難所

1 指定避難所の開設

第 2 編第 2.6.4 項 1 「指定避難所の開設」(73) を参照

2 指定避難所の運営管理等

第 2 編第 2.6.4 項 2 「指定避難所の運営管理等」(74) を参照

第 2.4.4 項 要配慮者への配慮

第 2 編第 2.6.8 項 「要配慮者への配慮」(75) を参照

第 2.4.5 項 被災者等への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

第 2 編第 2.6.9 項 1 「被災者への情報伝達活動」(76) を参照

2 住民への的確な情報の伝達

第 2 編第 2.6.9 項 2 「住民への的確な情報の伝達」(76) を参照

3 住民等からの問合せに対する対応

第 2 編第 2.6.9 項 3 「住民等からの問合せに対する対応」(76) を参照

第 2.5 節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び施設・設備等の 応急復旧活動

第 2.5.1 項 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第 2 編第 2.3.1 項 「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」(64) を参照

第 2.5.2 項 施設・設備等の応急復旧活動

第 2 編第 2.3.2 項 「施設・設備等の応急復旧活動」(65) を参照

第3章 災害復旧・復興

第3.1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

第2編第3.1節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」(88)を参照

第3.2節 迅速な原状復旧の進め方

第2編第3.2.1項「被災施設の復旧等」(88)を参照

第3.3節 計画的復興の進め方

第3.3.1項 復興計画の作成

第2編第3.3.1項「復興計画の作成」(92)を参照

第3.3.2項 防災まちづくり

町は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

その他は、第2編第3.3.2項「防災まちづくり」(92)を参照

第3.4節 被災者の生活再建等への支援

町〔関係各課〕は、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制の構築に努める。

その他は、第2編第3.4節「被災者等の生活再建等の支援」(93)を参照

第3.5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

町〔企画商工課〕は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

その他は、第2編第3.5節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」(97)を参照

第9編 海上災害対策編

第1章 災害予防

この海上災害対策は、船舶の衝突、転覆及び火災等の海難の発生による多数の死傷者等の発生、又は船舶からの油等の大量流出による著しい海洋汚染や火災等の発生（以下「海上災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、町が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1.1節 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

第1.1.1項 情報の収集・連絡体制の整備

第2編第1.3.3項1「情報の収集、連絡・伝達体制の整備」(30)を参照

第1.1.2項 情報の分析整理

第2編第1.3.3項2「情報の分析整理」(30)を参照

第1.1.3項 通信手段の確保

第2編第1.3.3項3「通信手段の確保」(31)を参照

第1.1.4項 職員の体制

第2編第1.3.3項4「職員の体制」(31)を参照

第1.1.5項 防災関係機関相互の連携体制

第2編第1.3.3項5「防災関係機関相互の連携体制」(32)を参照

第1.2節 救助・救急、医療及び消火活動関係

第1.2.1項 救助・救急活動

第2編第1.3.6項1「救助活動体制の整備」(36)を参照

第1.2.2項 医療活動

第2編第1.3.6項2「医療活動」(36)を参照

第1.2.3項 消火活動体制の整備

町〔防災安全課〕及び消防機関は、消防艇等の海上災害用の消防用機械・資機材の整備促進に努める。
 その他は、第2編第1.3.6項4「消火活動」(36)を参照

【資料編】

- ・資料-28 消防施設の状況

第1.3節 緊急輸送活動

第2編第1.3.7項「緊急輸送活動」(37)を参照

第1.4節 関係者等への的確な情報伝達

第2編第1.3.8項7「被災者等への的確な情報伝達」(46)を参照

第2章 災害応急対策

第2.1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第2.1.1項 災害情報の収集・連絡

1 大規模な海上事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

第2編第2.2.1項1「被害規模の早期把握のための活動」(54)、第2編第2.2.1項2「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」(54)を参照

2 一般被害情報等の収集・連絡

第2編第2.2.1項3「一般被害情報等の収集・連絡」(54)を参照

3 応急対策活動情報の連絡

第2編第2.2.1項4「応急対策活動情報の連絡」(57)を参照

第2.1.2項 通信手段の確保

第2編第2.2.2項「通信手段の確保」(58)を参照

第2.1.3項 町の活動体制

第2編第2.2.3項「町の活動体制」(59)を参照

第2.1.4項 広域的な応援体制

第2編第2.2.4項「広域的な応援体制」(60)を参照

第2.2節 救助・救急、医療及び消火活動

第2.2.1項 救助・救急活動

第2編第2.4.1項「救助・救急活動」(67)を参照

第2.2.2項 医療活動

第2編第2.4.2項「医療活動」(68)を参照

第2.2.3項 消火活動

消防機関は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

その他は、第2編第2.4.3項「消火活動」(70)を参照

第2.2.4項 惨事ストレス対策

第2編第2.4.4項「惨事ストレス対策」(70)を参照

第2.3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2.3.1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

第2編第2.5.1項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」(71)を参照

第2.3.2項 交通の確保

第2編第2.5.2項「交通の確保」(71)を参照

第2.4節 関係者等への的確な情報伝達活動

第2.4.1項 被災者の家族等への情報伝達活動

第2編第2.6.9項1「被災者への情報伝達活動」(76)を参照

第2.4.2項 住民への的確な情報の伝達

第2編第2.6.9項2「住民への的確な情報の伝達」(76)を参照

第2.4.3項 関係者等からの問合せに対する対応

第2編第2.6.9項3「住民等からの問合せに対する対応」(76)を参照

第3章 災害復旧

第3.1節 漁業・水産関係の復旧

町〔農林水産課〕は、被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を講じる。

第3.2節 事後の監視等の実施

町〔生活環境課〕及び県は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携の下、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質及び動植物等への影響の調査を綿密に実施し、環境に配慮しつつ、必要な措置を講じるものとされている。

第 1 章 総則編

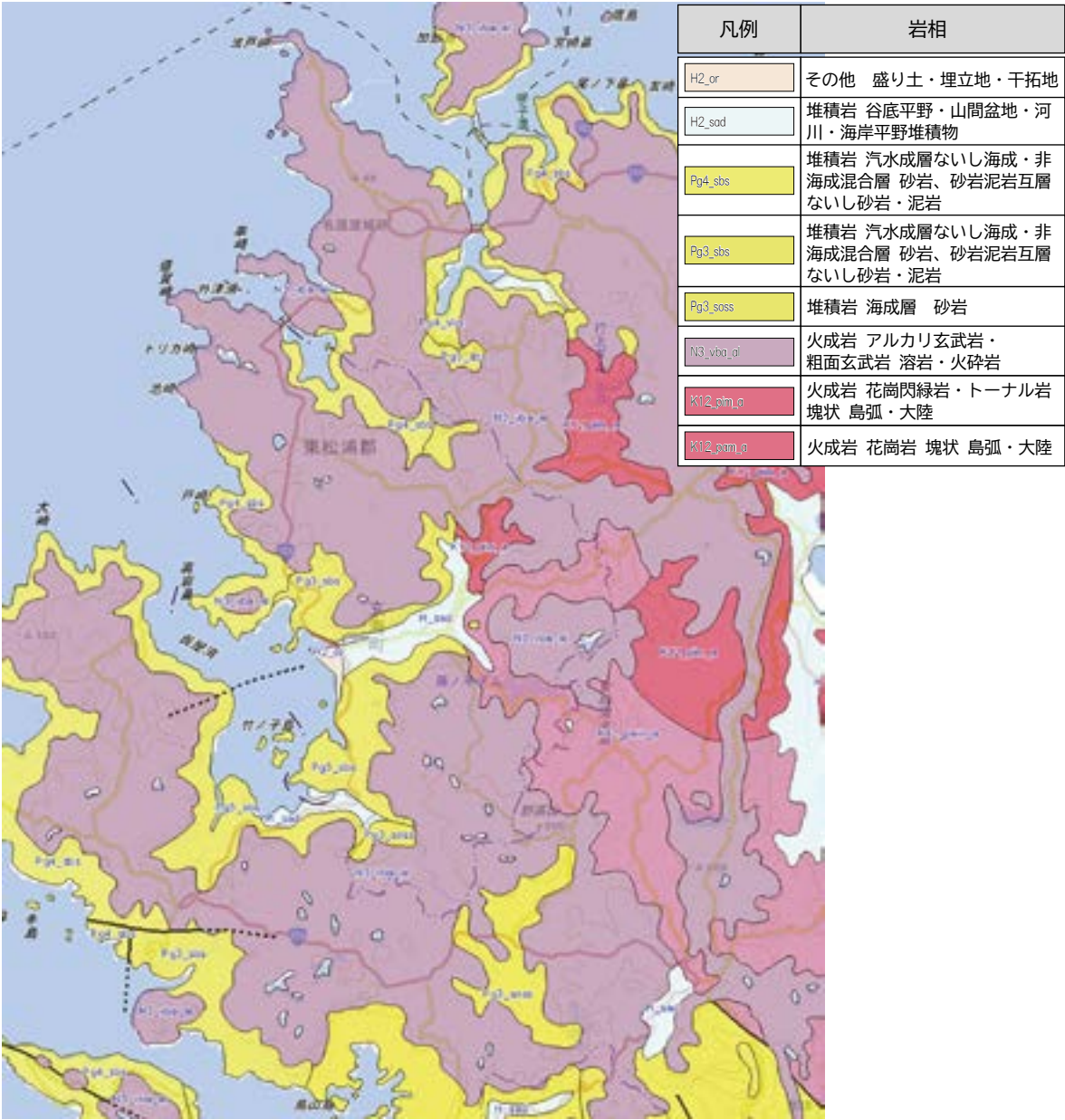


図 1-1 地質

(出典：20 万分の 1 シームレス地質図 V2、産総研地質調査総合センター) 年平均気温及び年間降水量

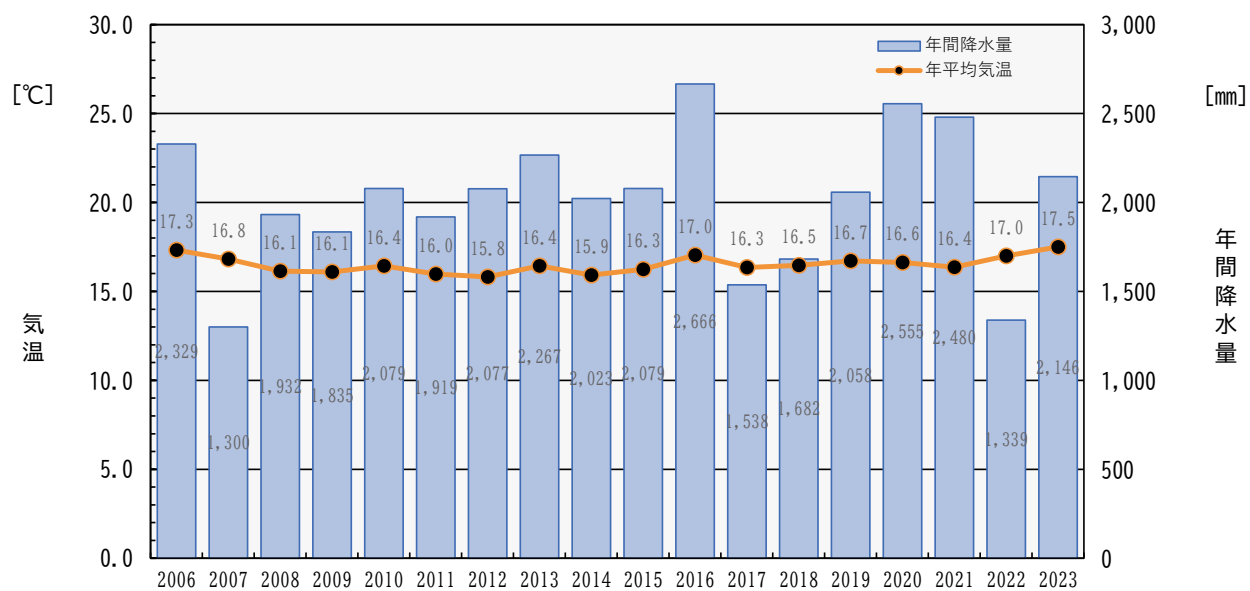


図1-2 年平均気温及び年間降水量

(出典：町気象観測データ)

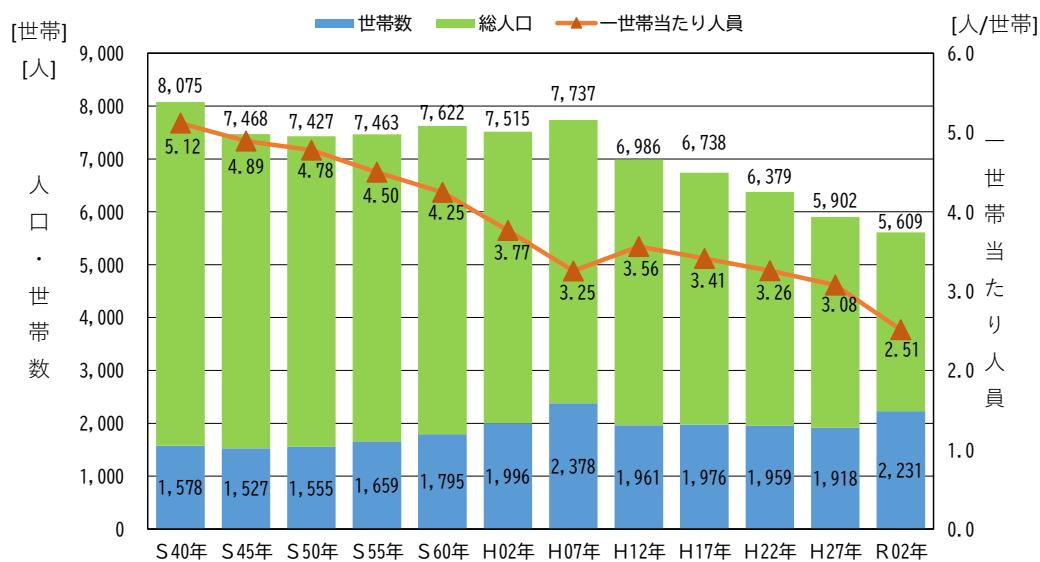


図1-3 人口・世帯数・一世帯当たりの人員

(出典：国勢調査)

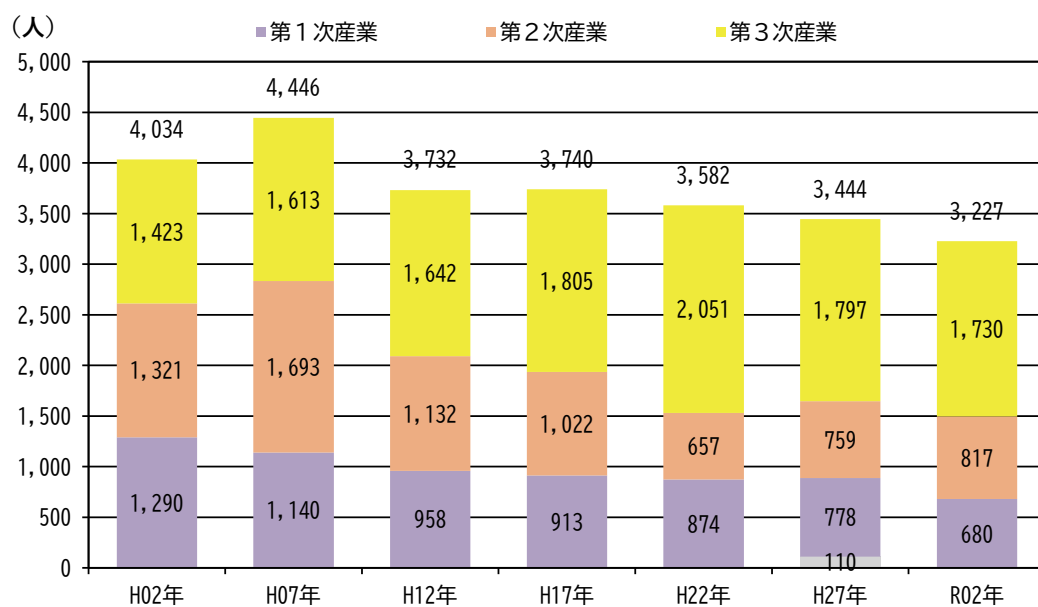


図 1-4 産業別就業者数

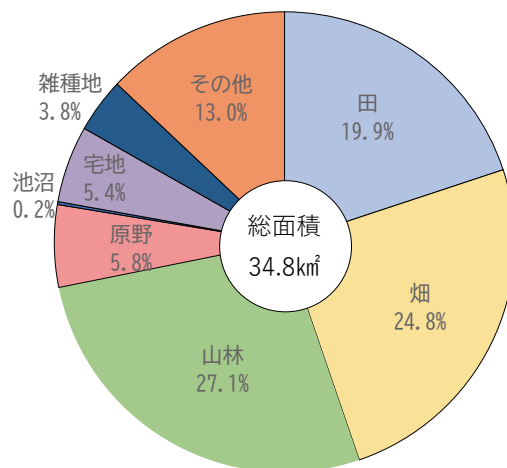


図 1-5 地目別土地利用面積の構成



玄海町役場前の状況



旧有浦小学校付近の状況

図 1-6 平成 2(1990) 年 7 月大雨の状況



旧有浦小学校体育館前の状況



学校橋より下流の状況

図 1-7 平成 22(2020) 年 7 月大雨の状況



みどり児童館付近の状況



新田付近の状況

図 1-8 令和 3(2021) 年 8 月大雨の状況



役場前付近の状況



若宮八幡宮付近の状況

図 1-9 令和 5(2023) 年 9 月大雨の状況

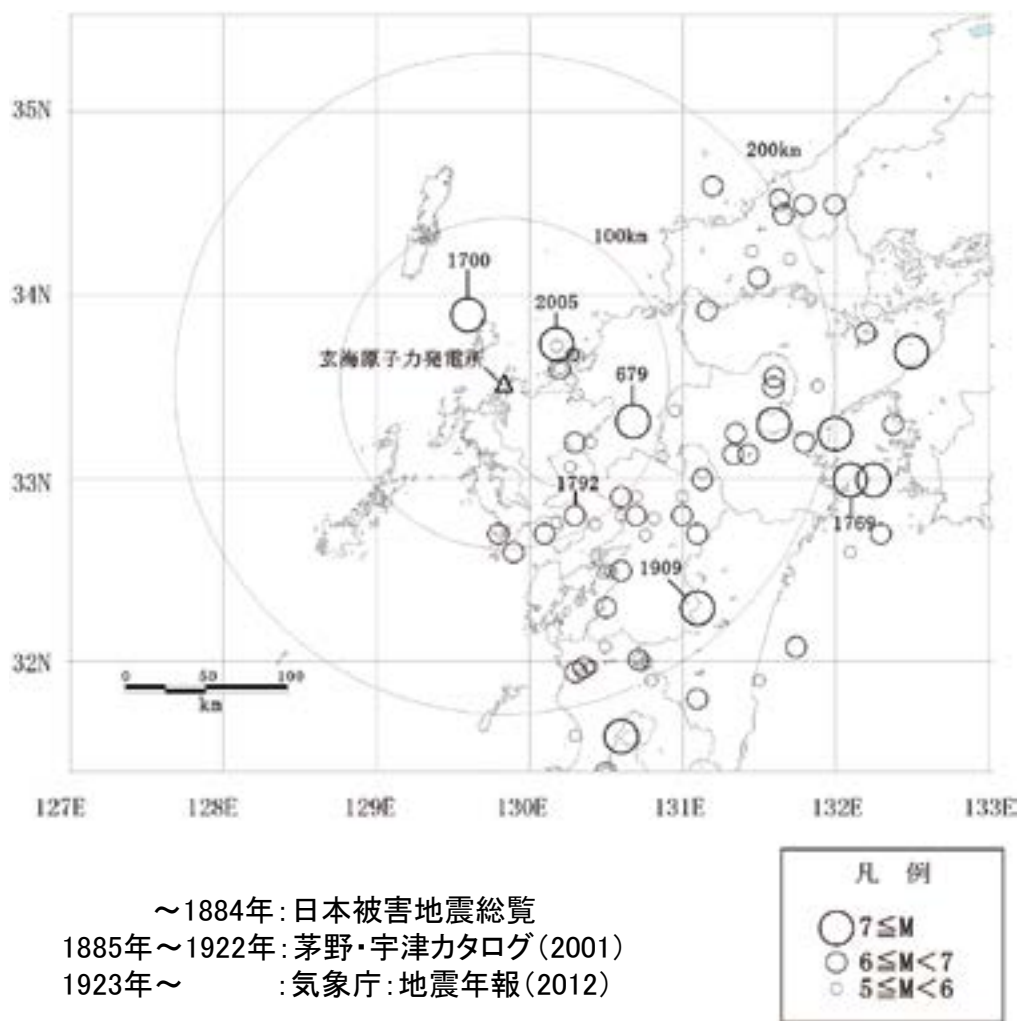


図 1-10 玄海原子力発電所敷地周辺の被害地震の震央分布

(出典: 玄海原子力発電所基準地震動について 平成 29(2017) 年 1 月 19 日 九州電力株式会社)

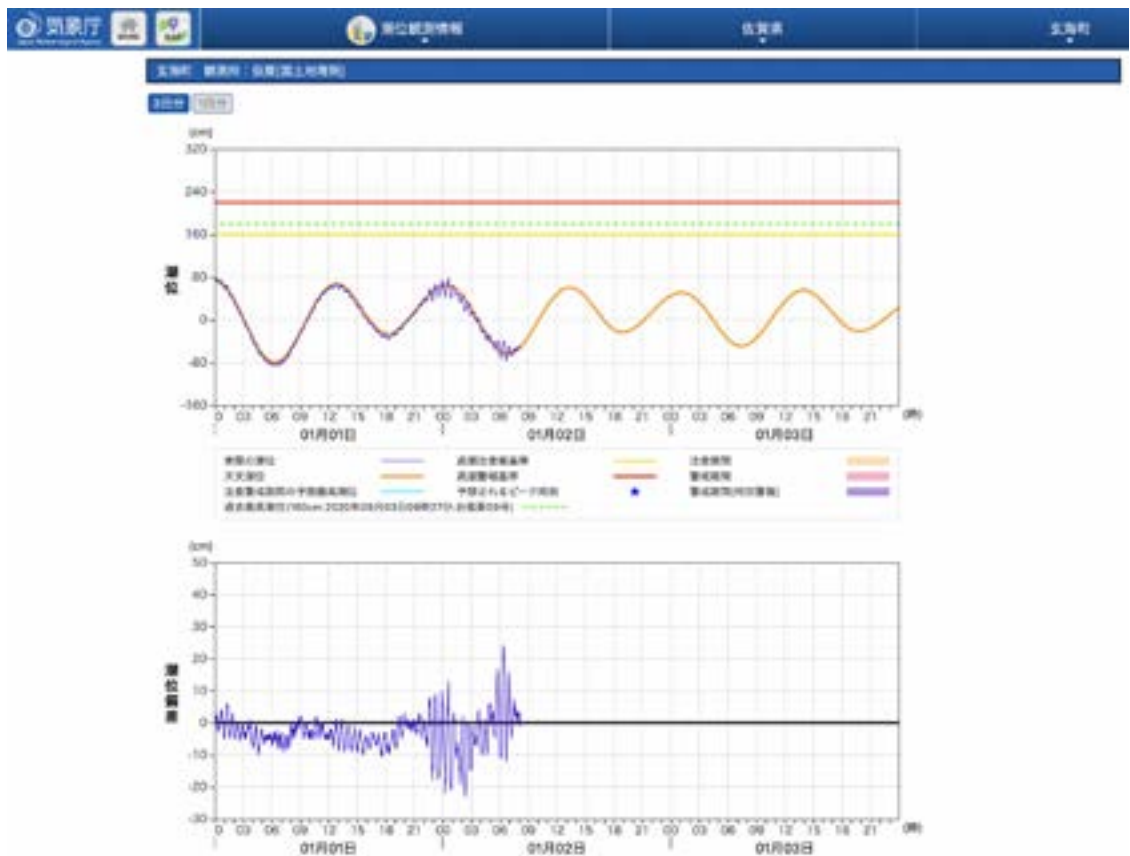


図 1-11 仮屋潮位観測所の潮位観測情報

(出典：気象庁潮位観測情報ホームページ)

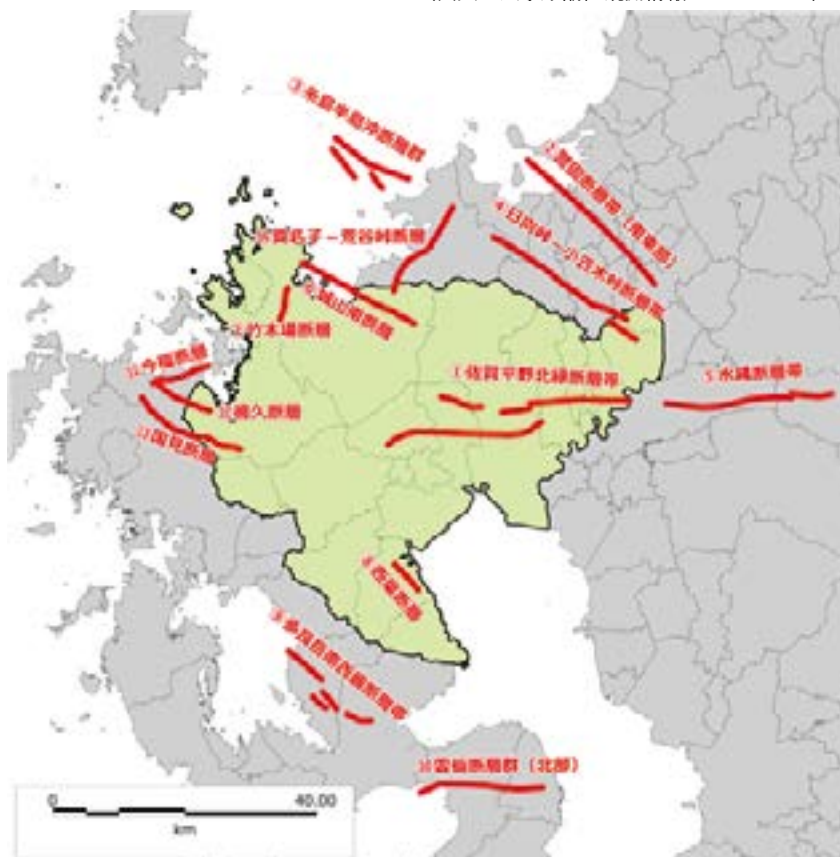


図 1-12 対象地震の竹木場断層と城山南断層の位置と規模

(出典：民間団体による検討について 九州電力レポート 新耐震指針に照らした耐震安全性評価のうち基準地震動 S_s の策定について (平成 21 年 3 月 25 日))

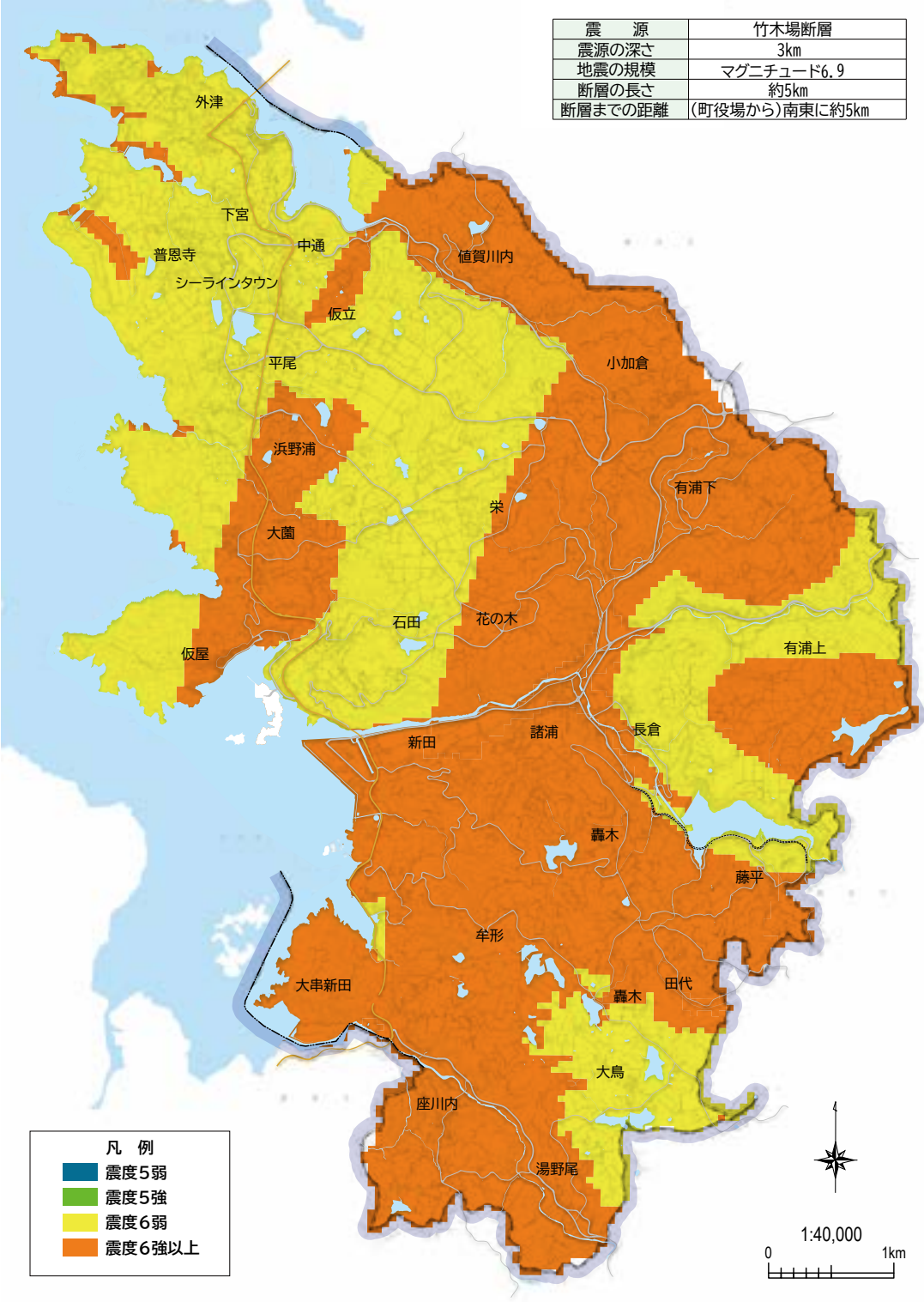


図 1-13 揺れやすさマップ（計測震度の分布）

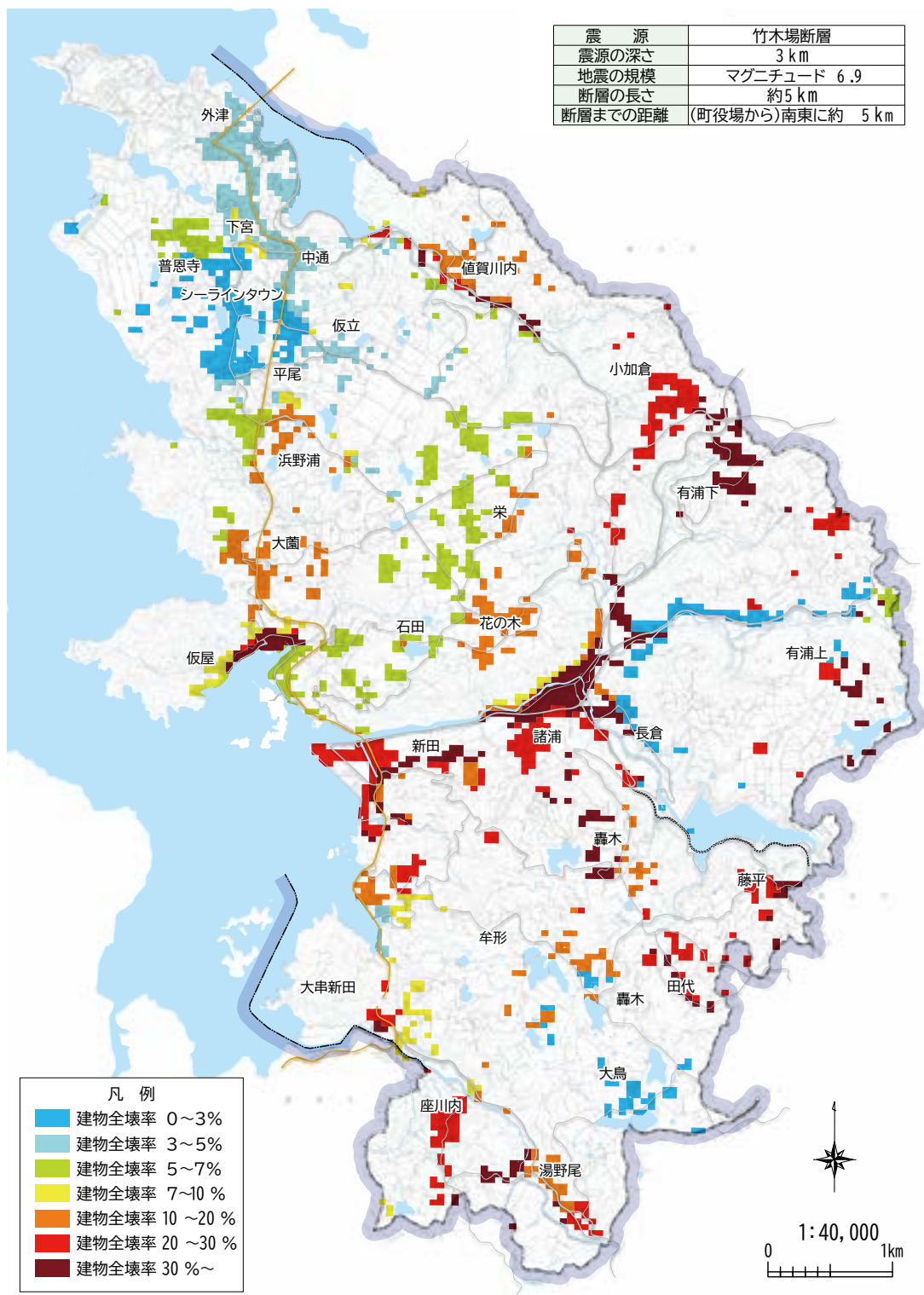


図 1-14 危険度マップ（建物の全壊率の分布）

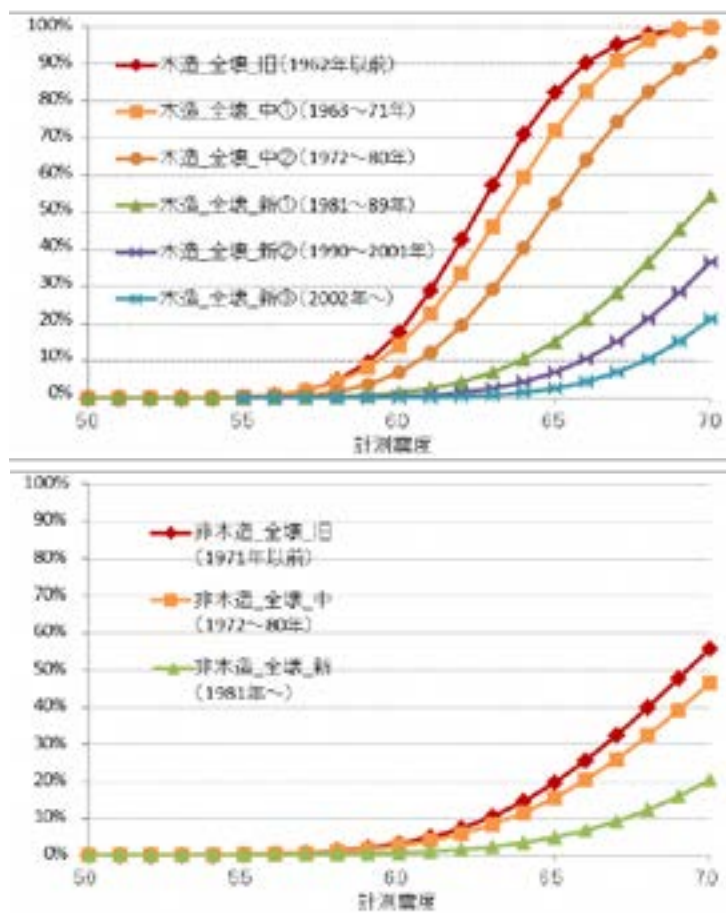


図1-15 木造家屋及び非木造家屋における計測震度と建物全壊率の関係
(出典：東南海・南海地震防災対策に関する調査報告書(2004) 内閣府)

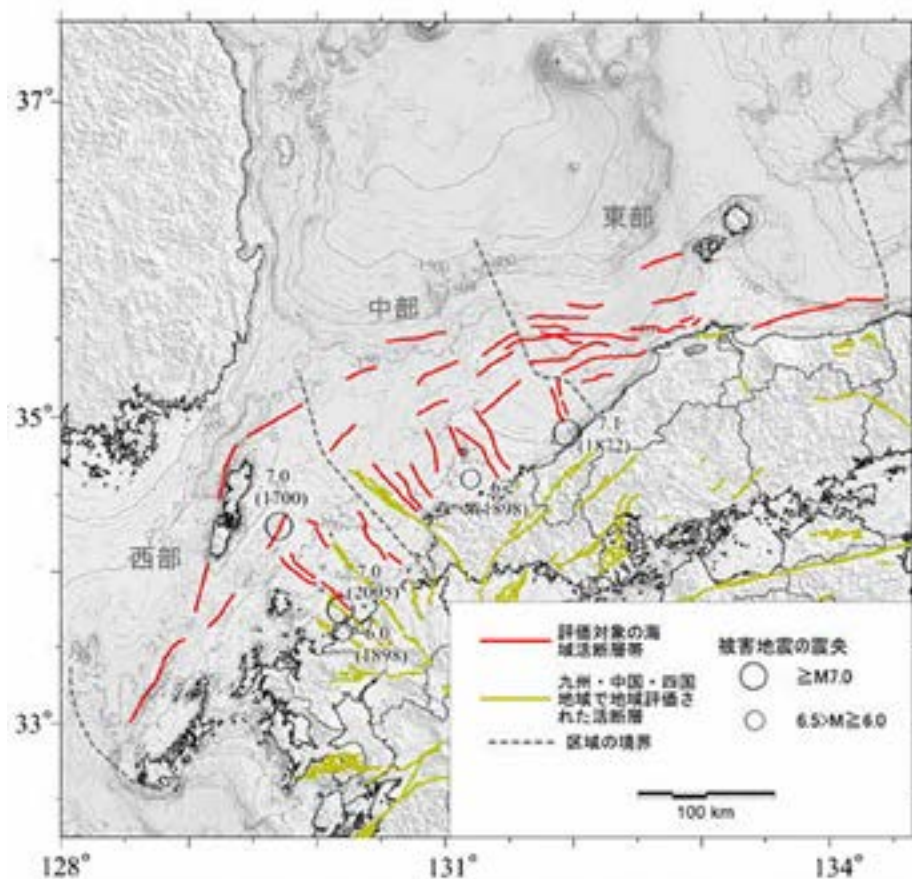


図 1-16 日本海南西部（評価対象海域）における評価対象の海域活断層と主な被害地震の震央
（出典：地震本部ホームページ）

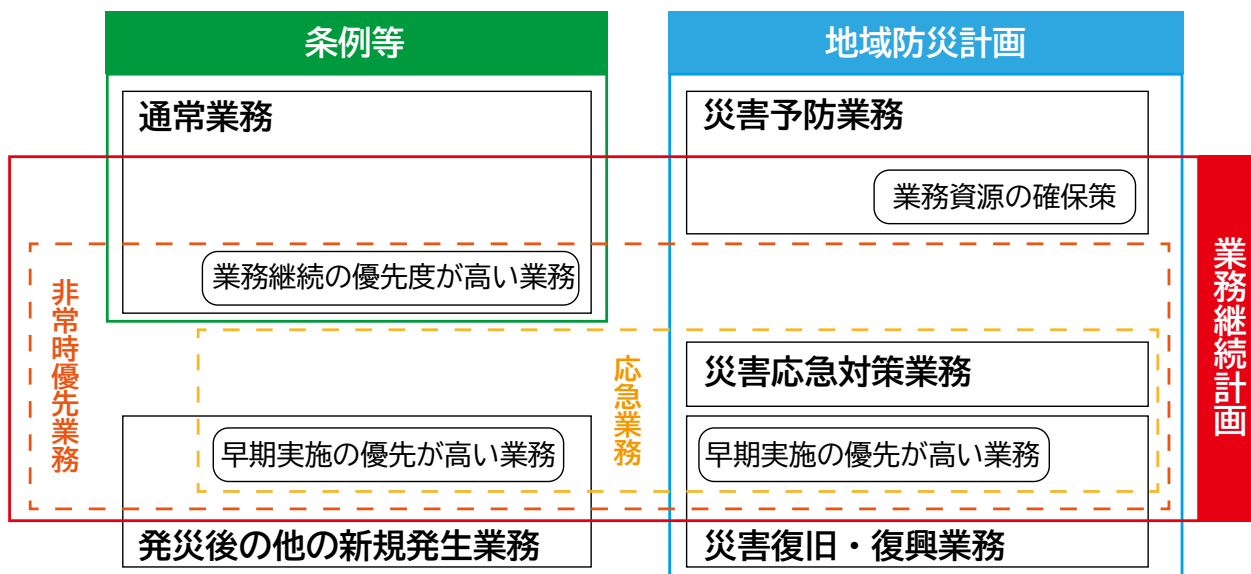


図 1-17 常時優先業務の概念

第2章 各災害に共通する対策編 図

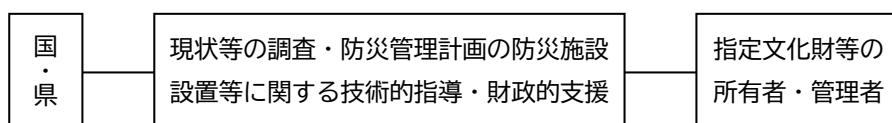


図 2-1 指定文化財等の所有者・管理者への国・県の支援

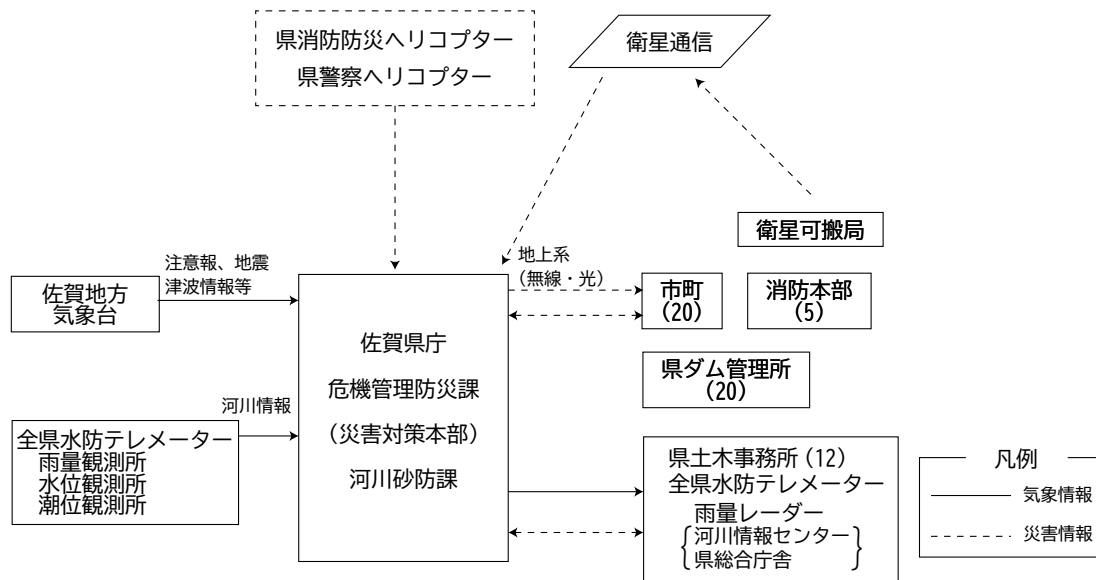


図 2-2 県防災情報システムの防災情報連絡系

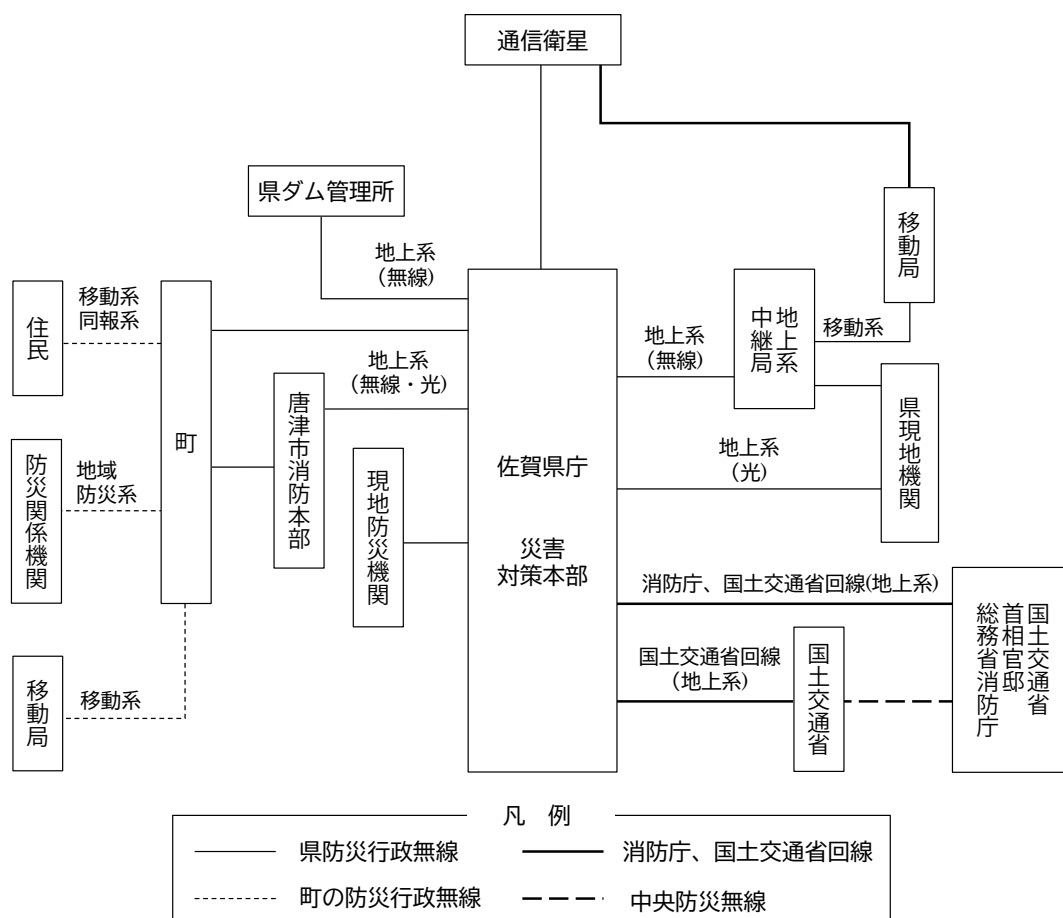


図 2-3 県防災行政通信施設の通信系統

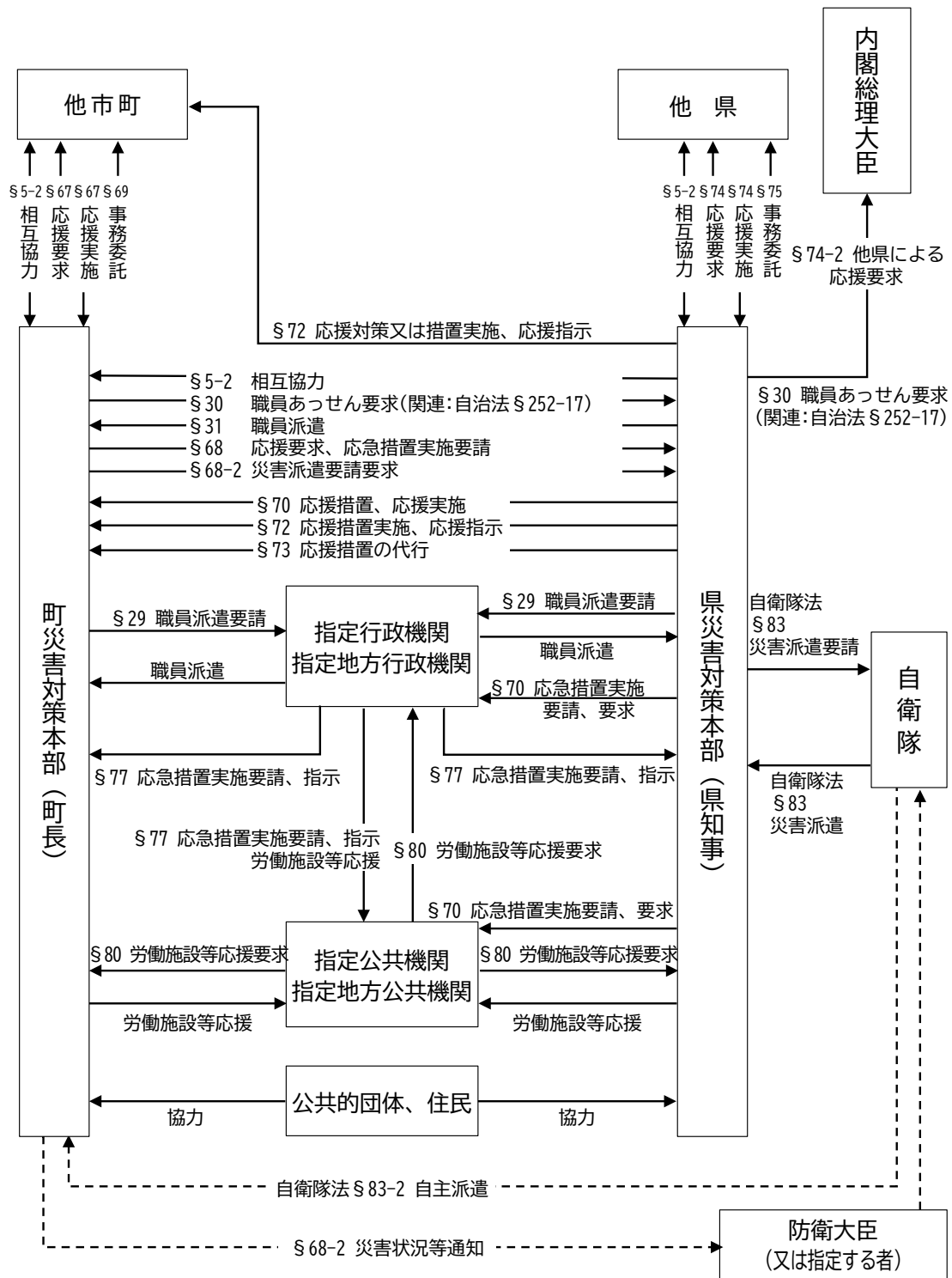


図2-4 広域応援の体系



図 2-5 緊急輸送道路網

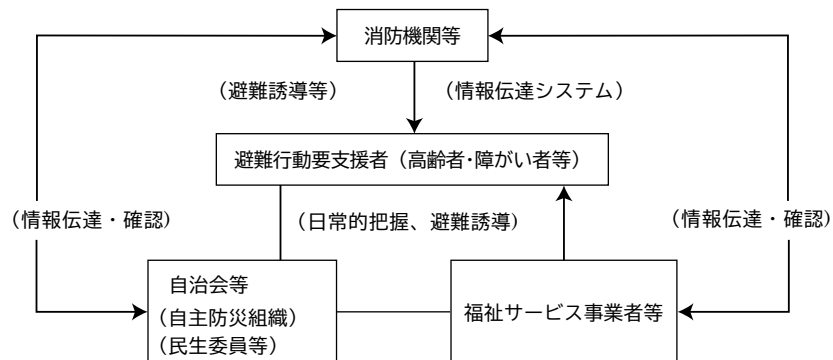


図 2-6 地域安心システム

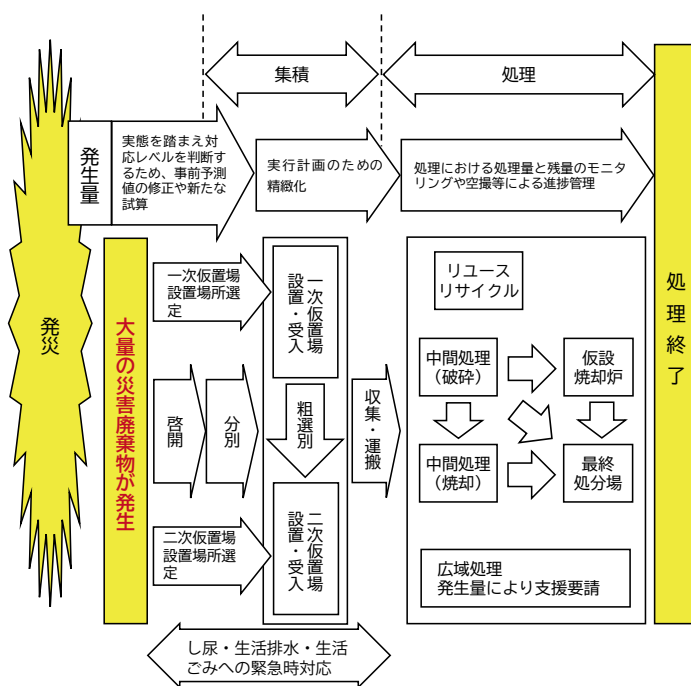


図 2-7 基本的な災害廃棄物処理

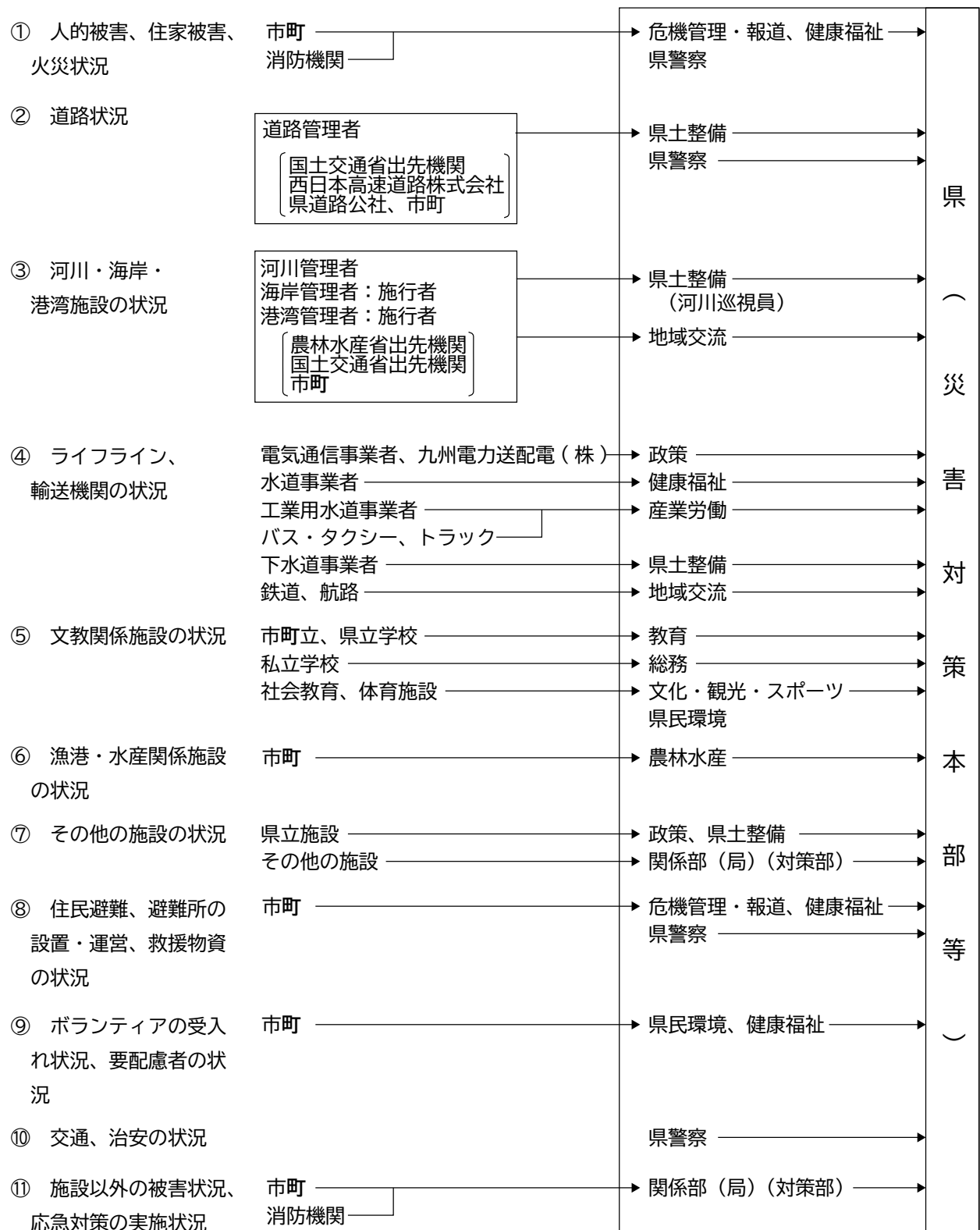


図 2-8 県の災害情報の情報収集・連絡系統

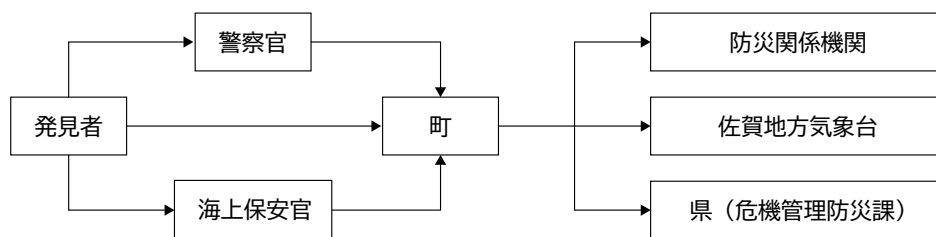
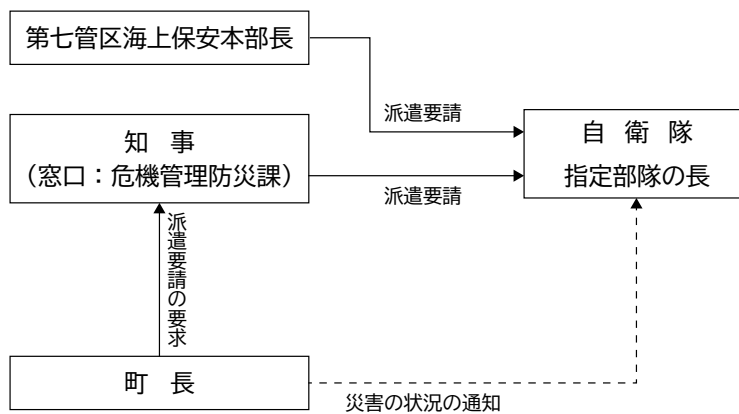


図 2-9 異常現象発見時の通報系統



注）----- は、知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

図 2-10 自衛隊の災害派遣の要請系統

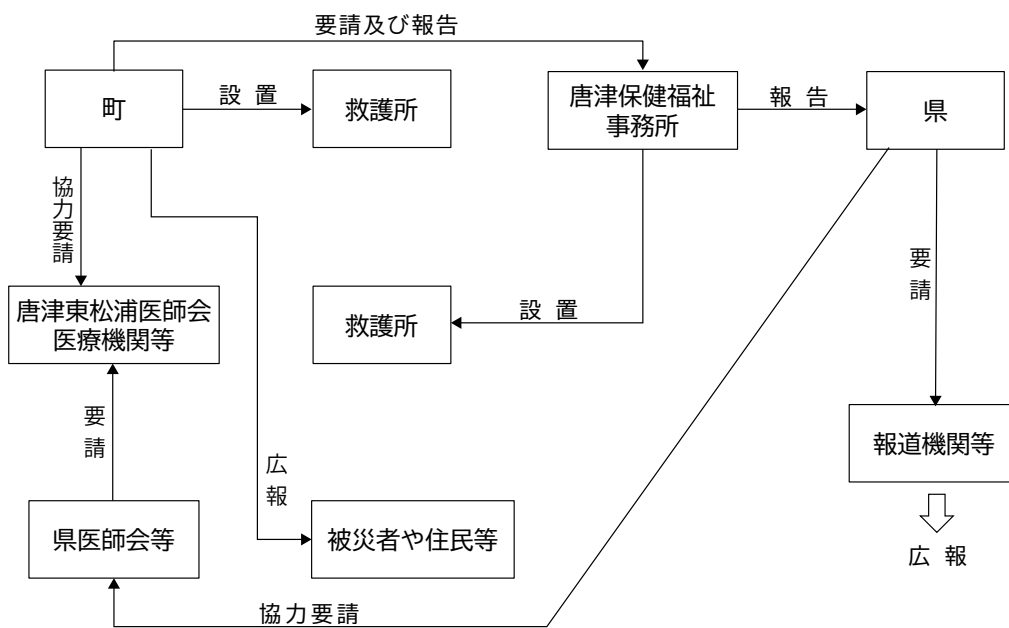


図 2-11 救護所設置の要請及び報告系統

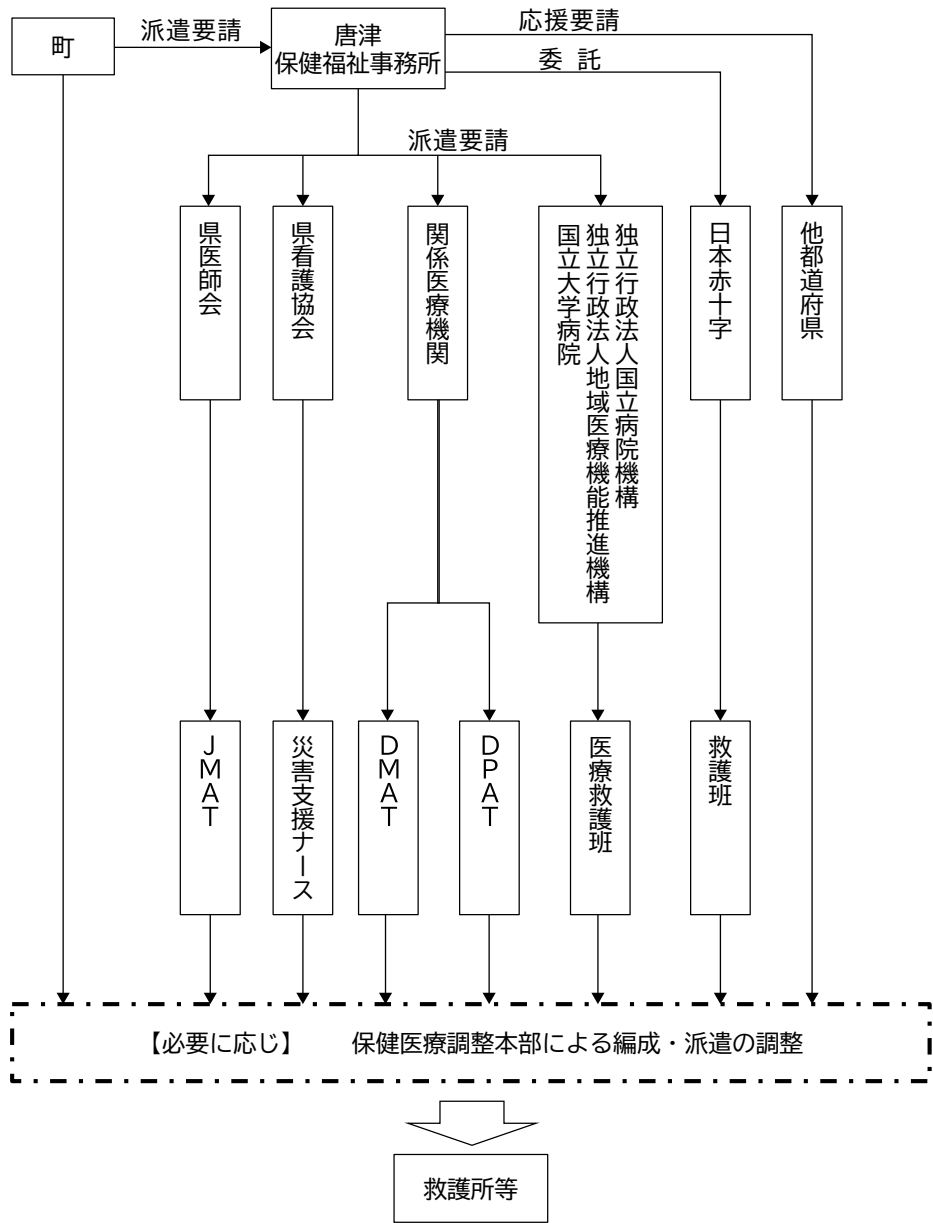


図 2-12 保健医療活動チームの要請系統

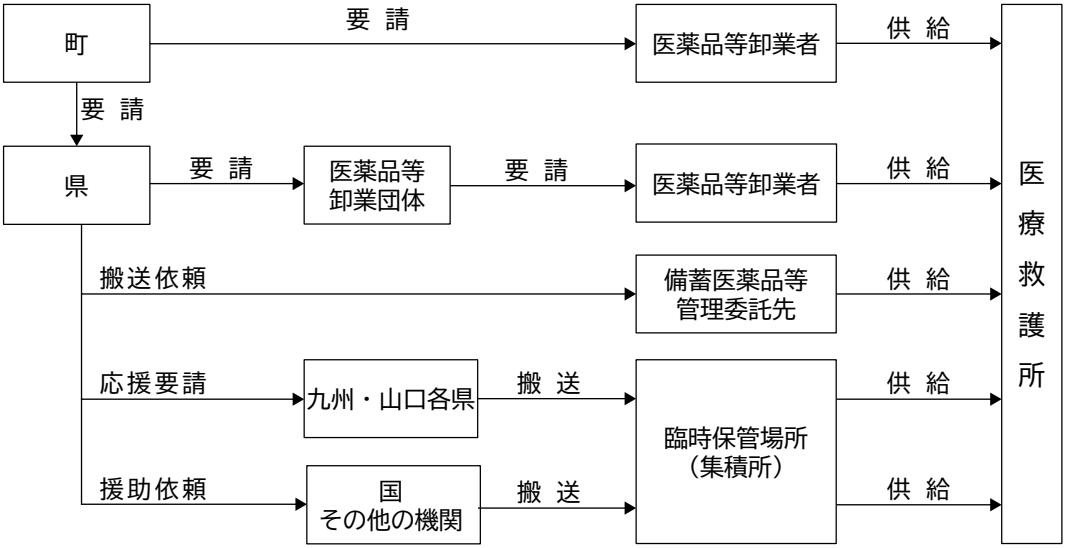


図 2-13 医薬品、医療資機材の要請系統

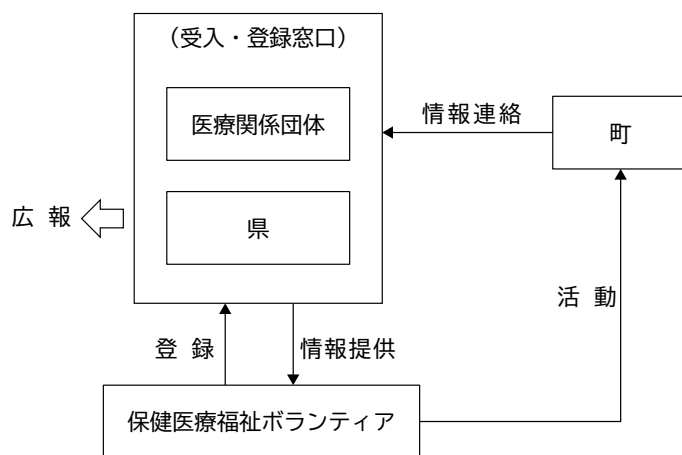


図 2-14 保健医療福祉ボランティアの連絡系統

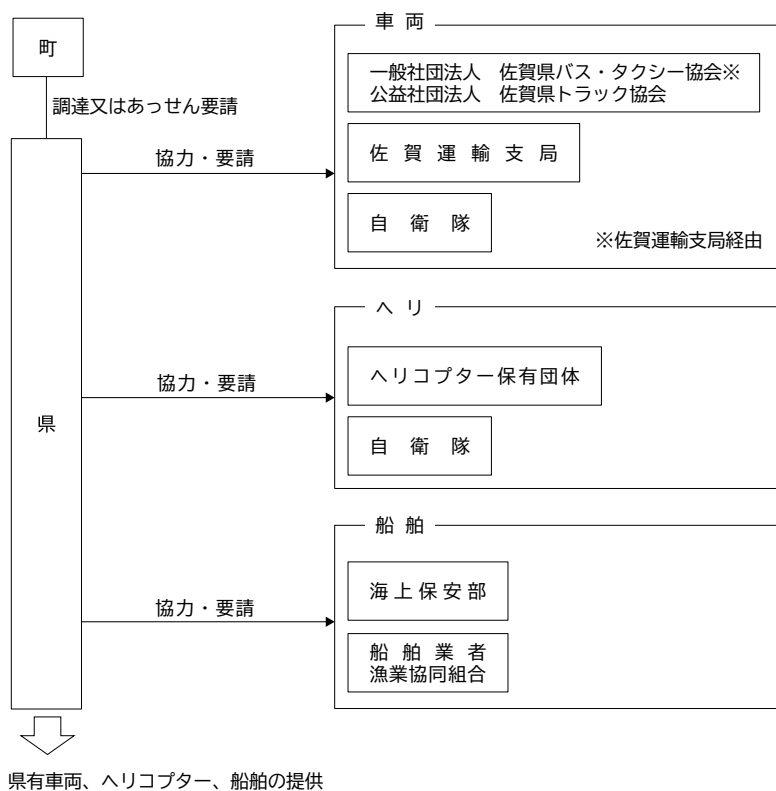


図 2-15 車両等輸送手段の要請系統

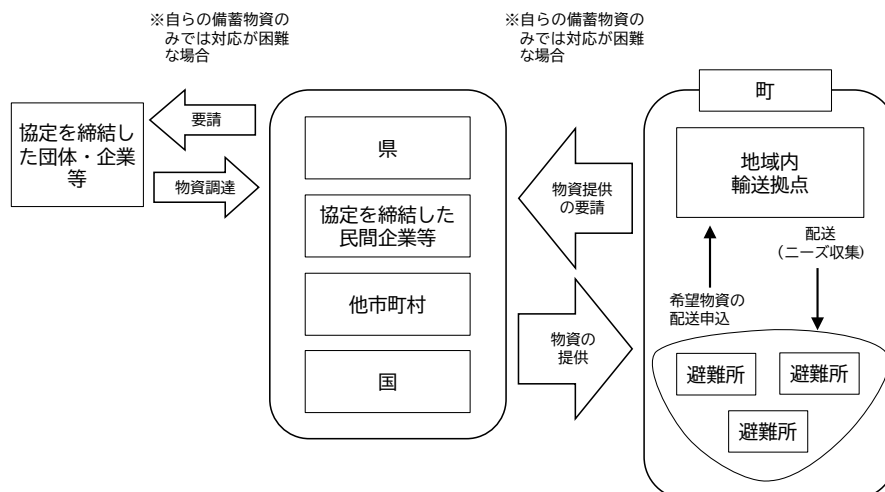


図 2-16 町が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）

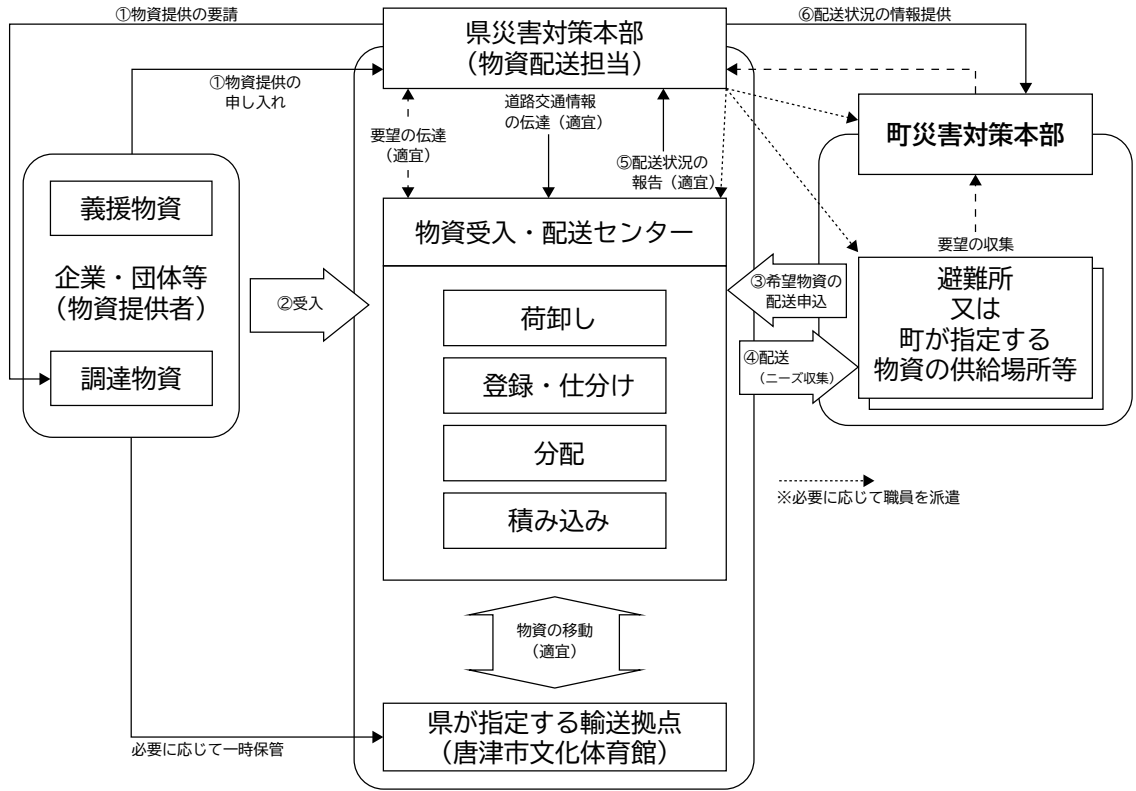


図 2-17 支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）

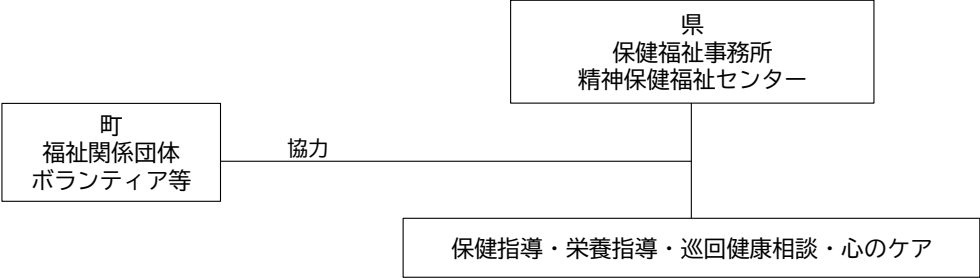


図 2-18 被災者等の健康管理のための連携・協力システム

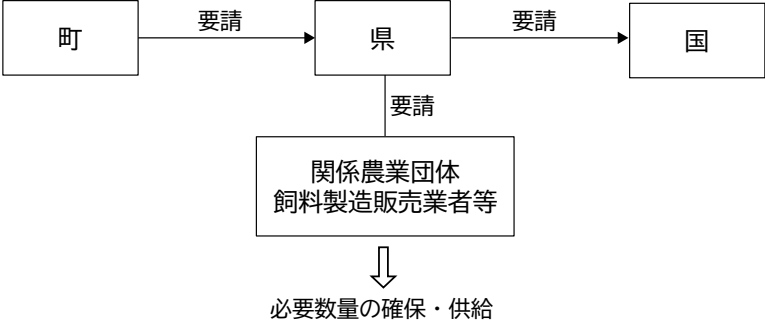


図 2-19 飼料の要請系統

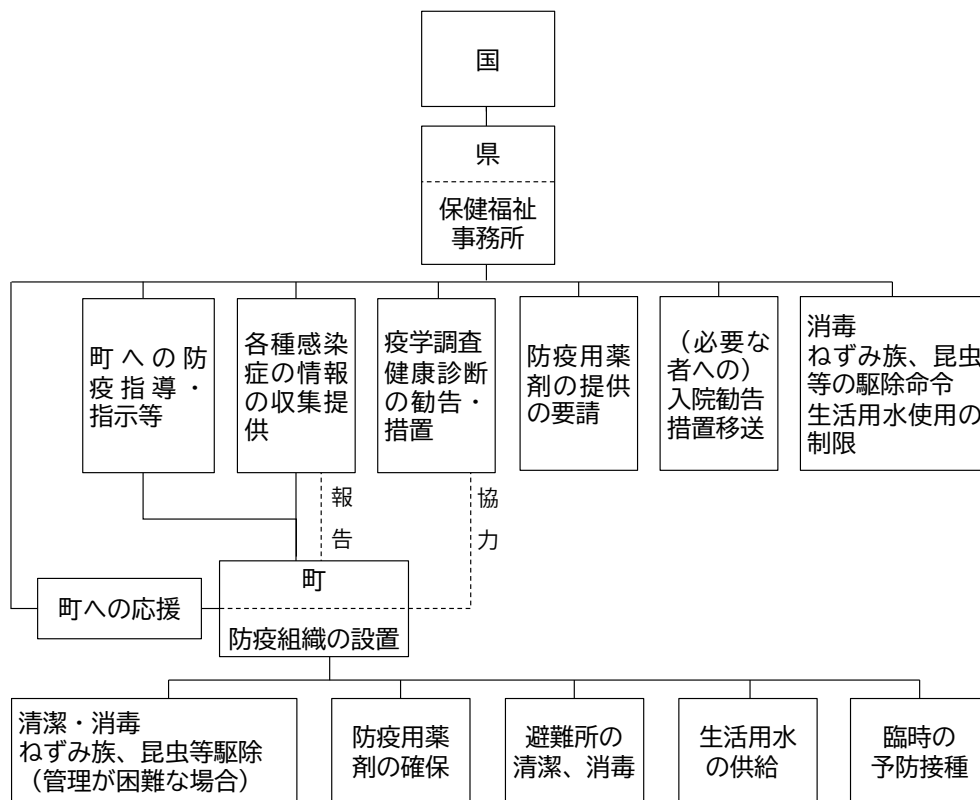


図 2-20 防疫活動の連携・協力系統

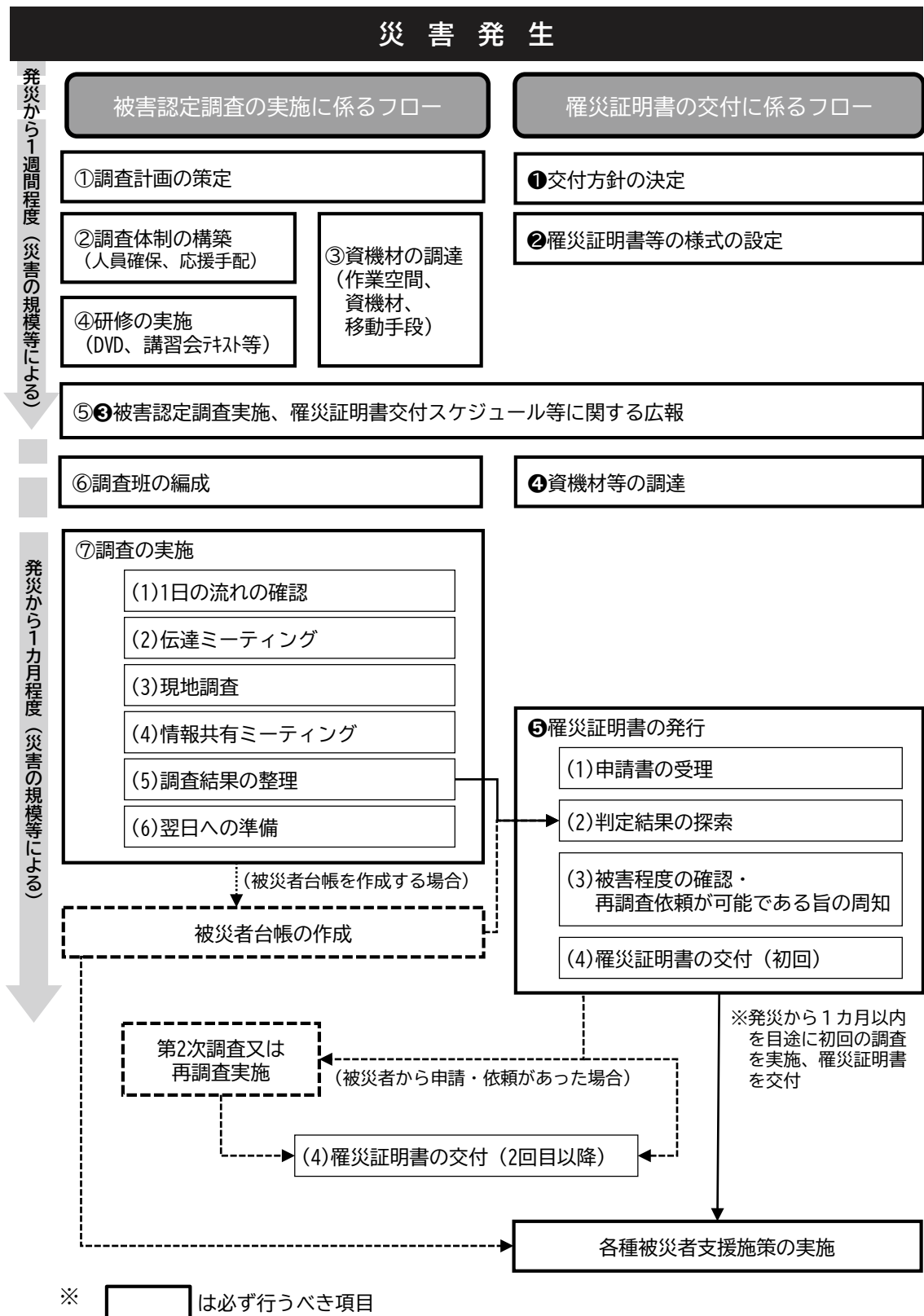


図 2-21 被害認定調査の流れ

第3章 風水害対策編 図

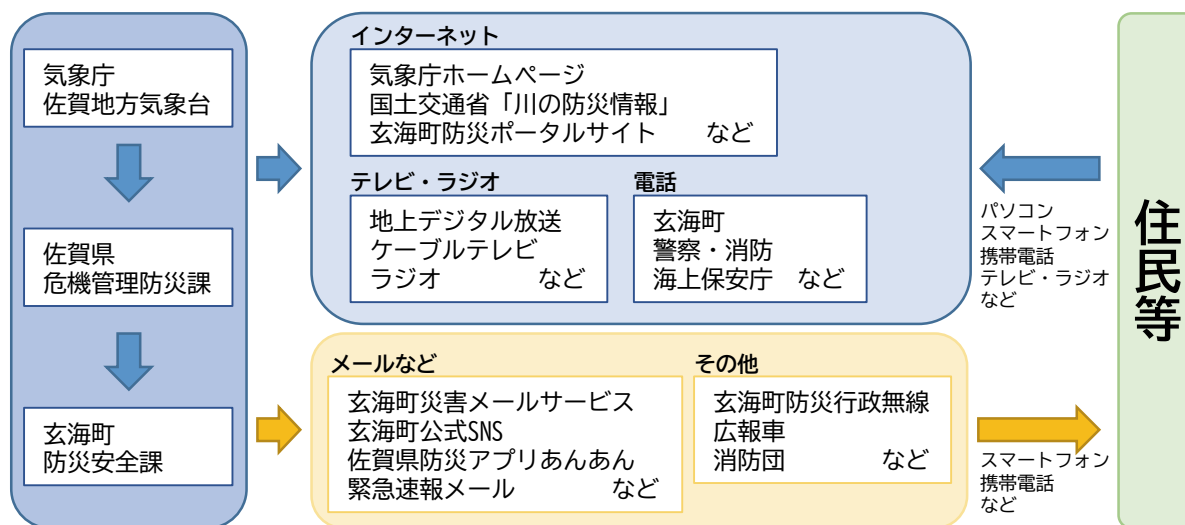
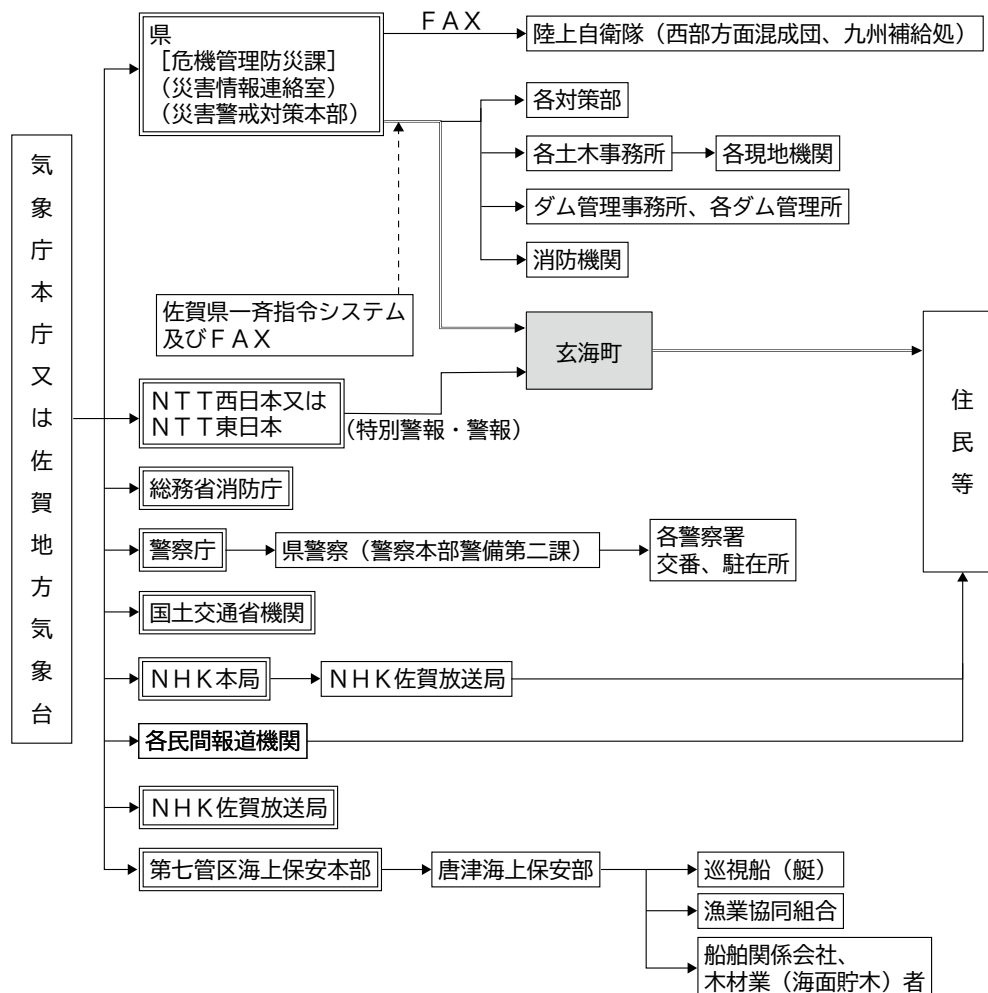


図 3-1 警報等の伝達系統



※1 () : 法定伝達先（気象業務法施行令第8条第1号）

※2 () : 特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路（気象業務法第15条第2、3項）

図 3-2 気象情報の伝達系統

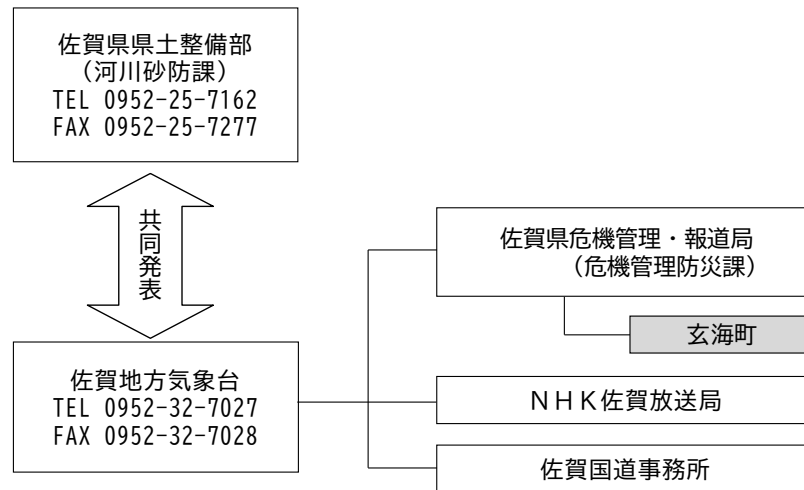


図 3-3 土砂災害警戒情報の伝達系統

第4章 地震災害対策編 図

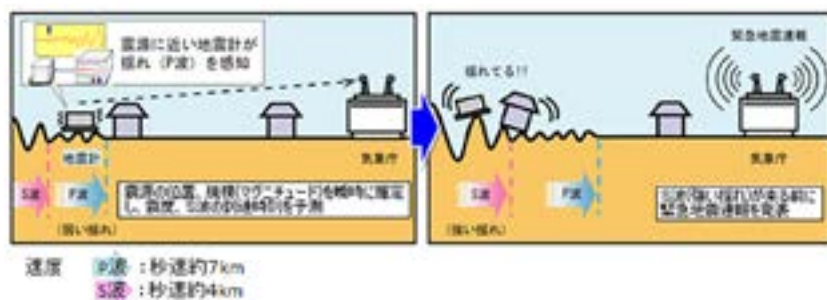


図 4-1 緊急地震速報のしくみ

(出典：気象庁ホームページ)



図 4-2 震度とゆれの状況

(出典：気象庁ホームページ)

第5章 津波災害対策編_図

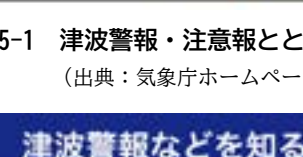
	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	巨大地震の 場合の表現	数値での発表 (発表基準)		
大津波警報	巨大	10m超 (10m<高さ)	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！  津波時に避難に必ず「津波から60秒」(災害行)をイメージ	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。  10mを超える津波により木造家屋が流失
		10m (5m<高さ≦10m)		
		5m (3m<高さ≦5m)		
津波警報	高い	3m (1m<高さ≦3m)	津波警報が発令されたら、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。  津波時に避難に必ず「津波から60秒」(災害行)をイメージ	標高の高いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。  写真：静岡県浜松市(2002年)
津波注意報	(表記しない)	1m (20cm<高さ≦1m)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。 津波注意報が発令されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。 	海の中では人は強い流れに巻き込まれる。波の力がたが流失し小型船舶が転覆する。 

図 5-1 津波警報・注意報ととるべき行動

(出典：気象庁ホームページ)



図 5-2 津波避難行動

(出典：気象庁ホームページ)

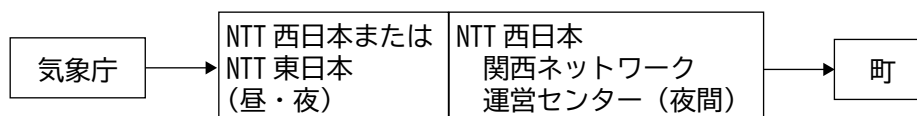


図 5-3 大津波警報、津波警報の伝達系統

第6章 原子力災害対策編 図

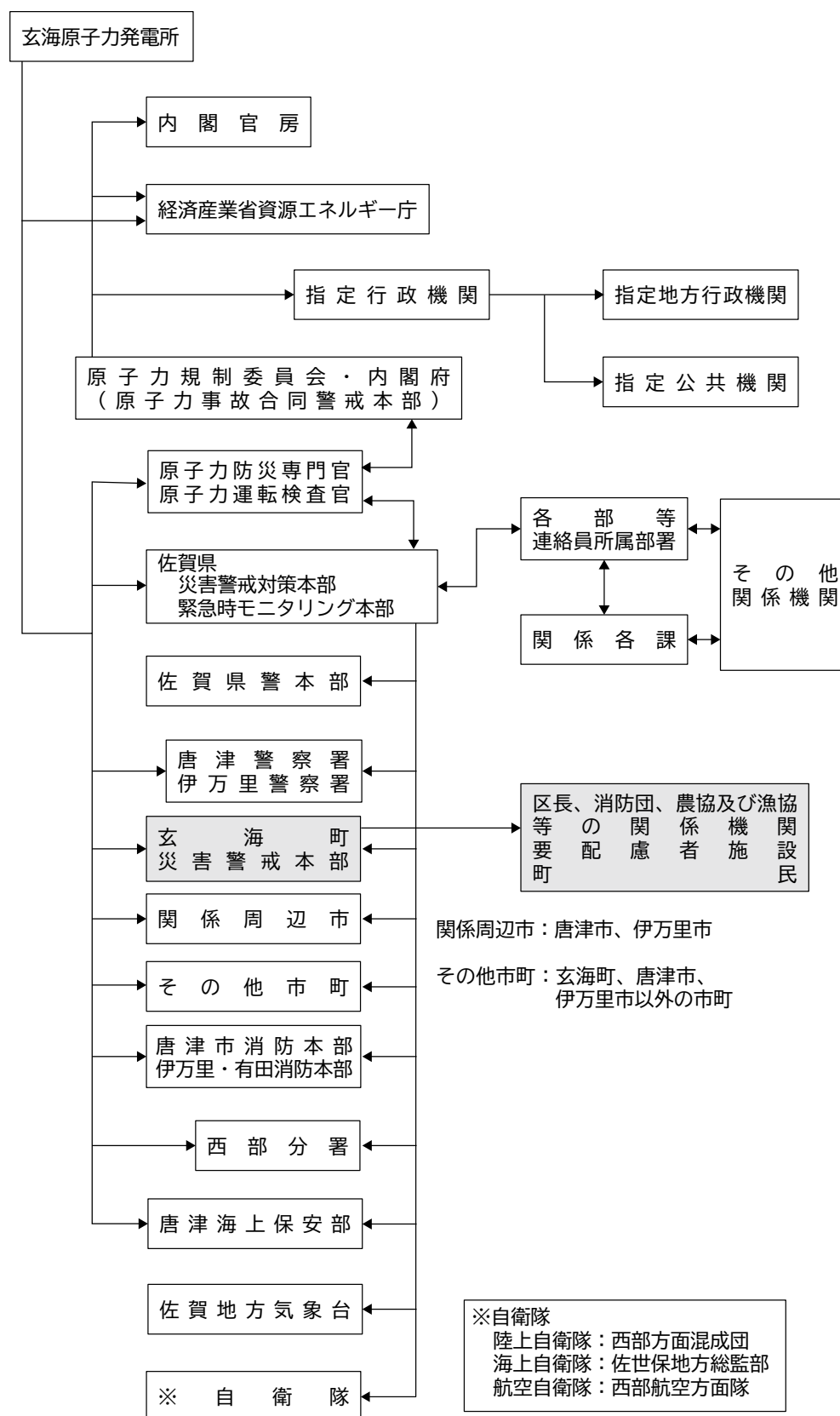


図 6-1 警戒事態での情報伝達系統

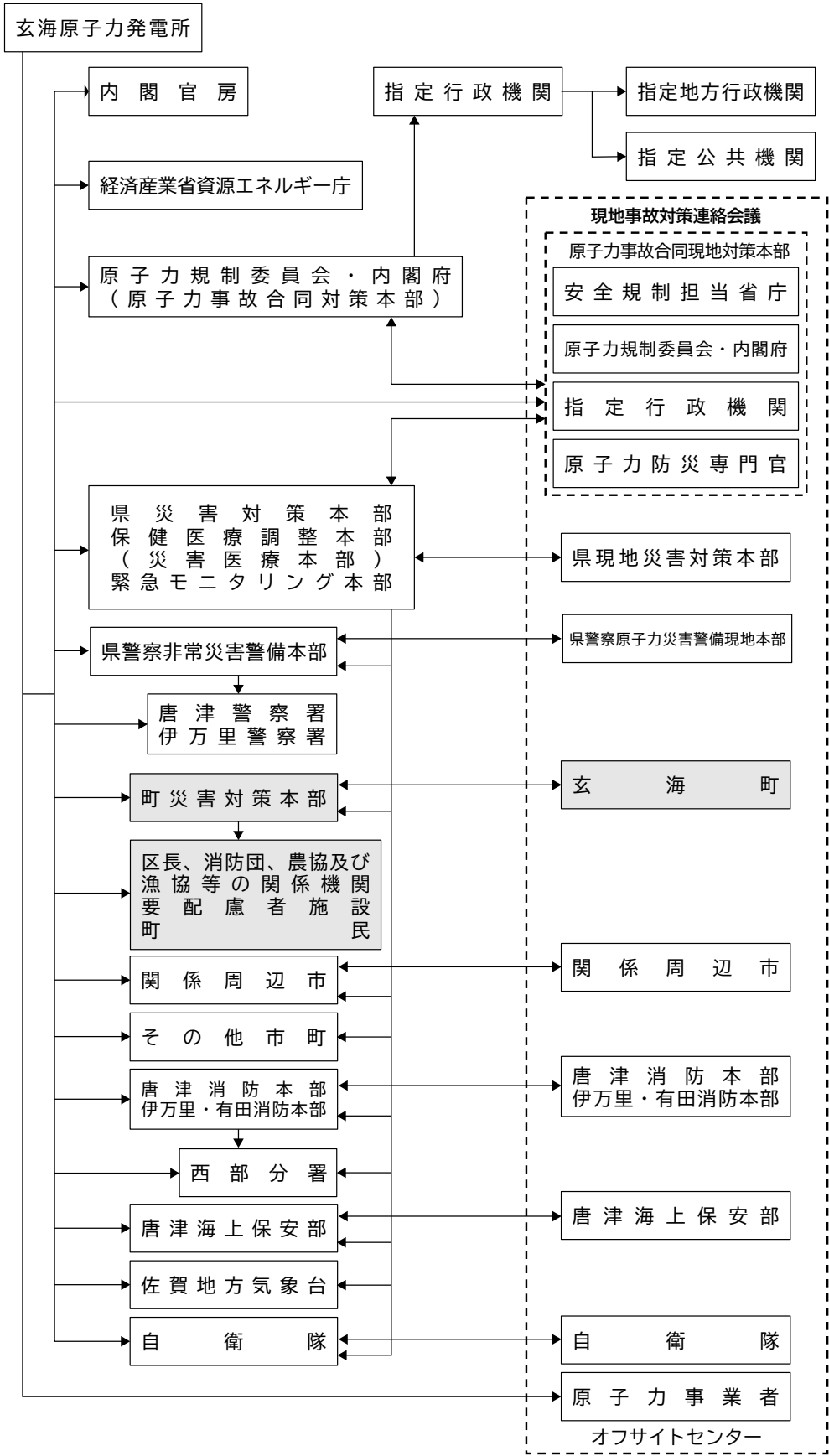
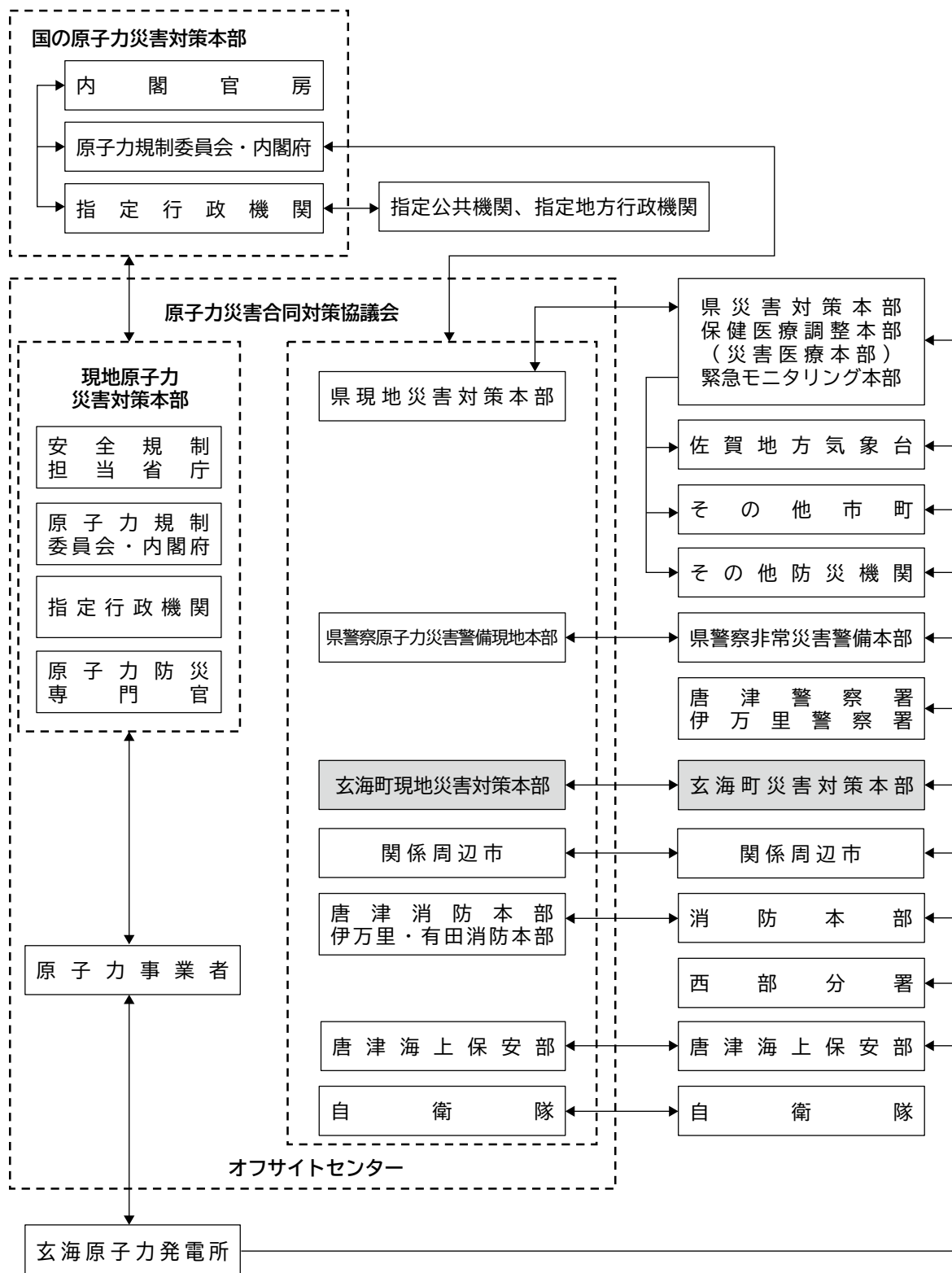


図 6-2 施設敷地緊急事態での情報伝達系統



（注）緊急事態宣言発出前に県災害対策本部が設置された場合もこれに準じる。

図 6-3 緊急事態宣言発出後の情報伝達系統

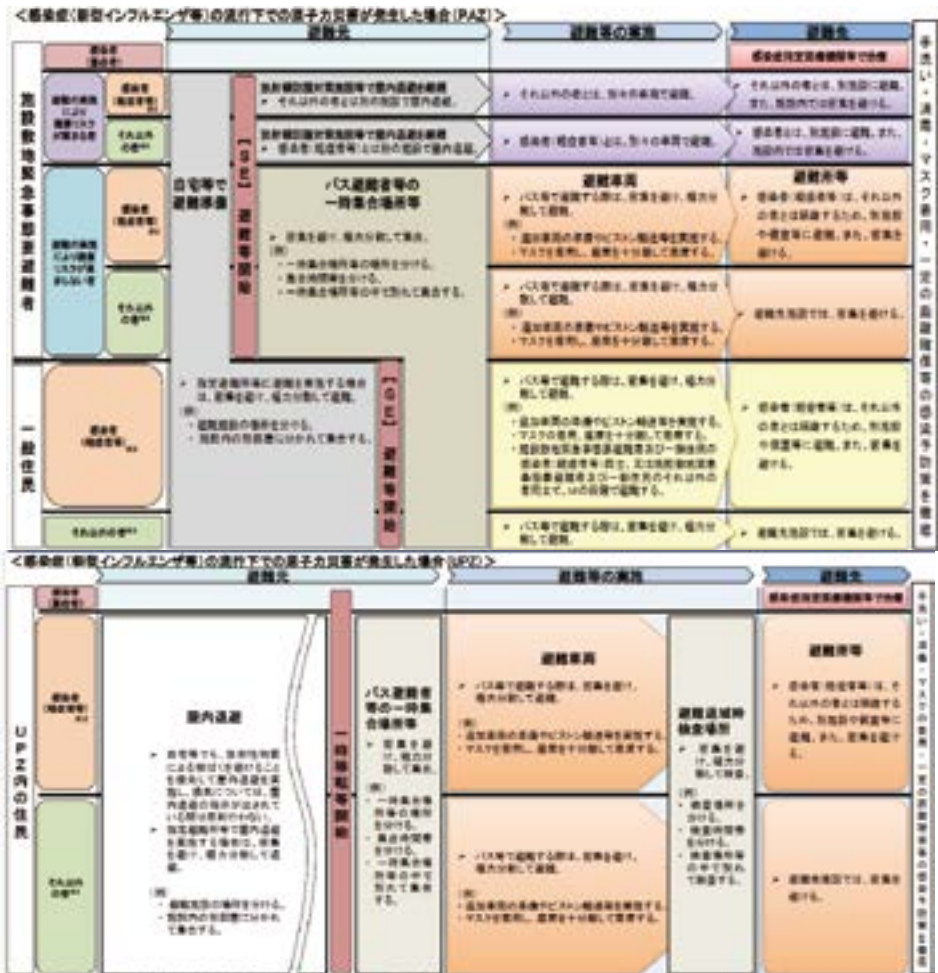
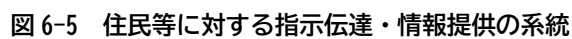


図 6-4 感染症等の流行下における防護措置



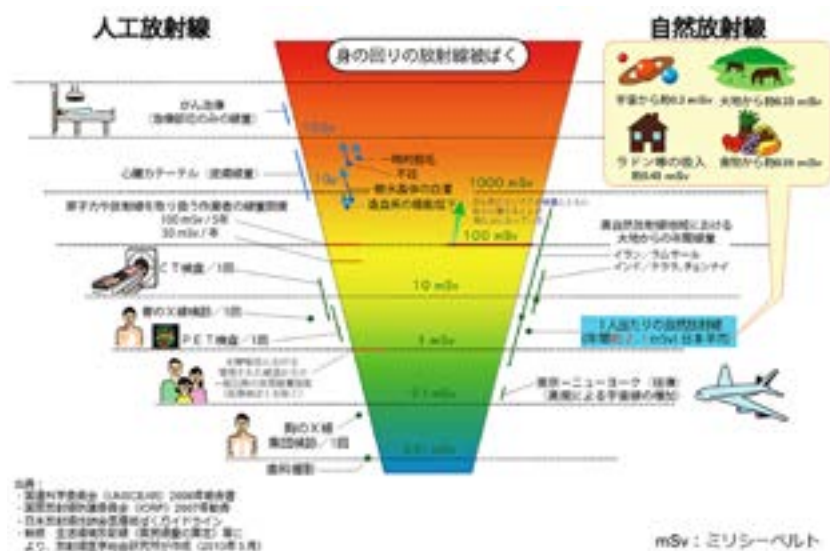


図 6-6 被ばく線量の比較（早見表）

第7章 林野火災対策編_図

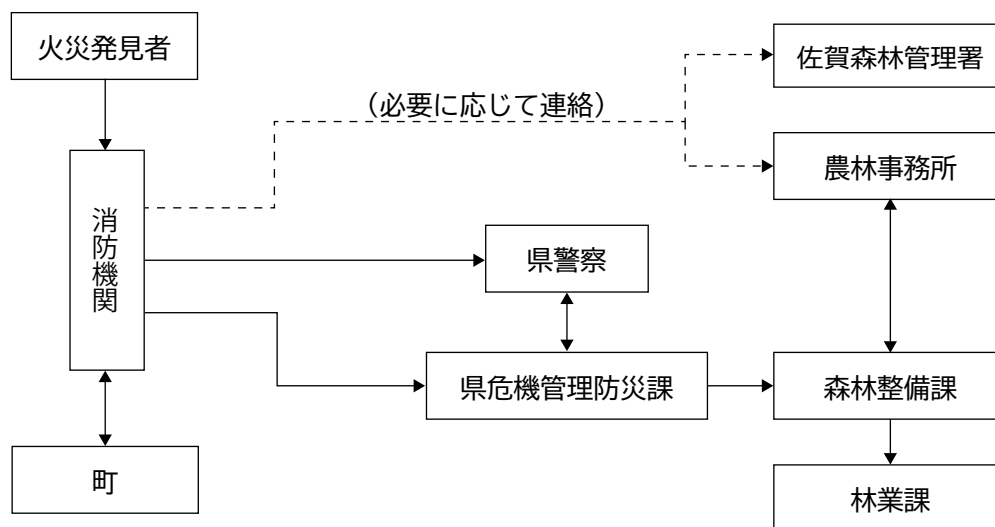


図7-1 県への即報基準に該当する林野火災が発生した場合の情報連絡系統

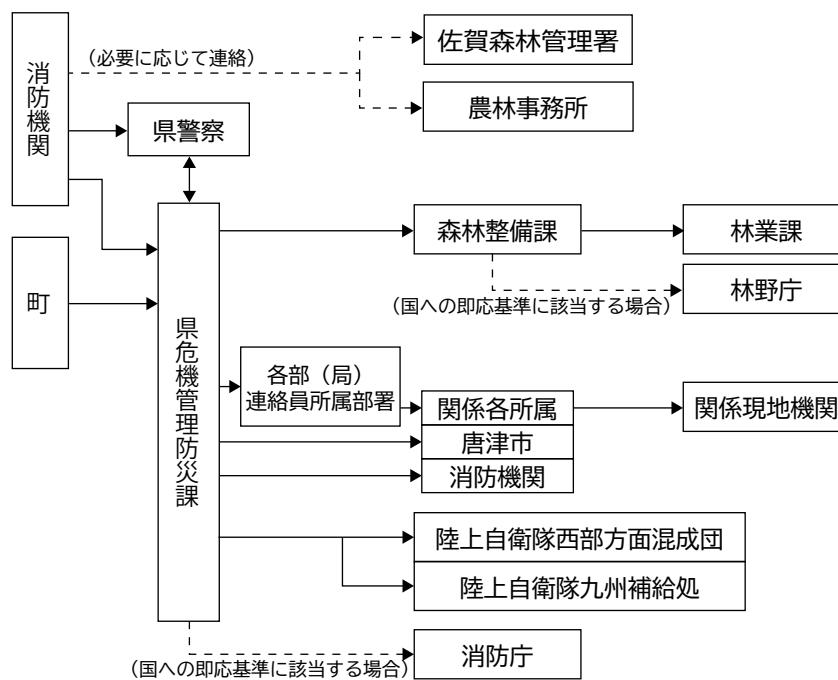


図7-2 災害情報連絡室の設置以降の情報連絡系統

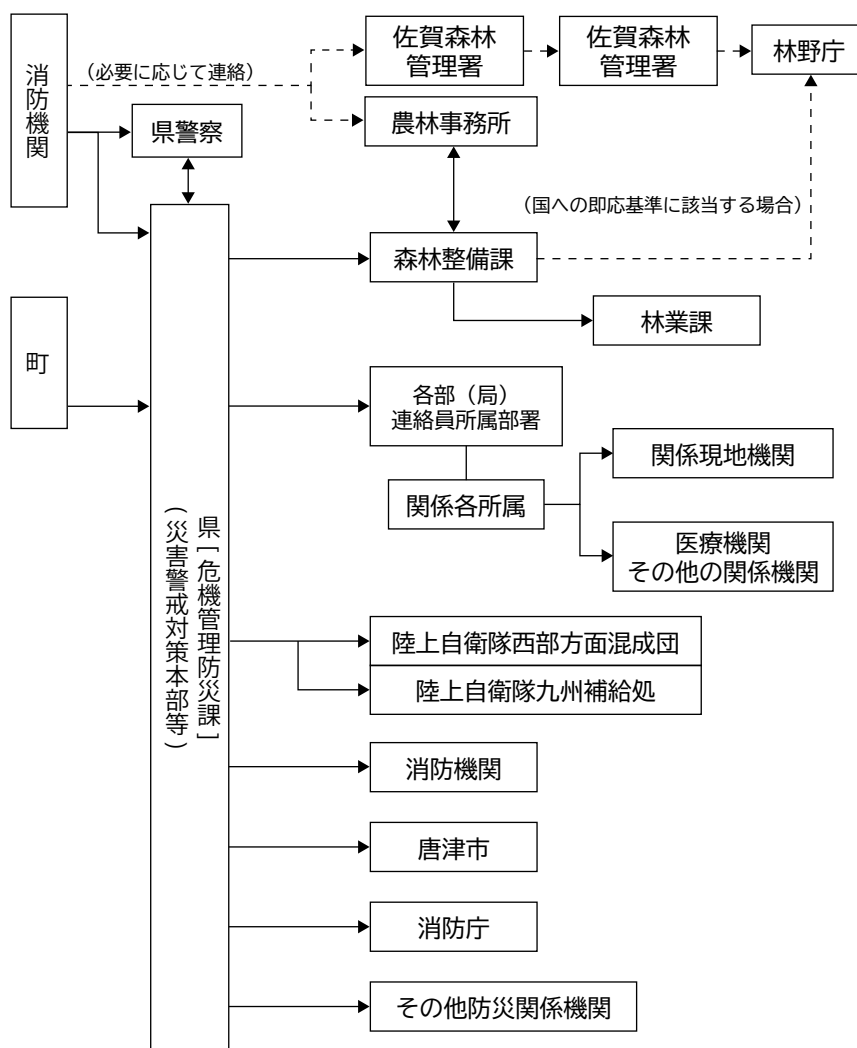


図 7-3 林野火災拡大時の情報連絡系統

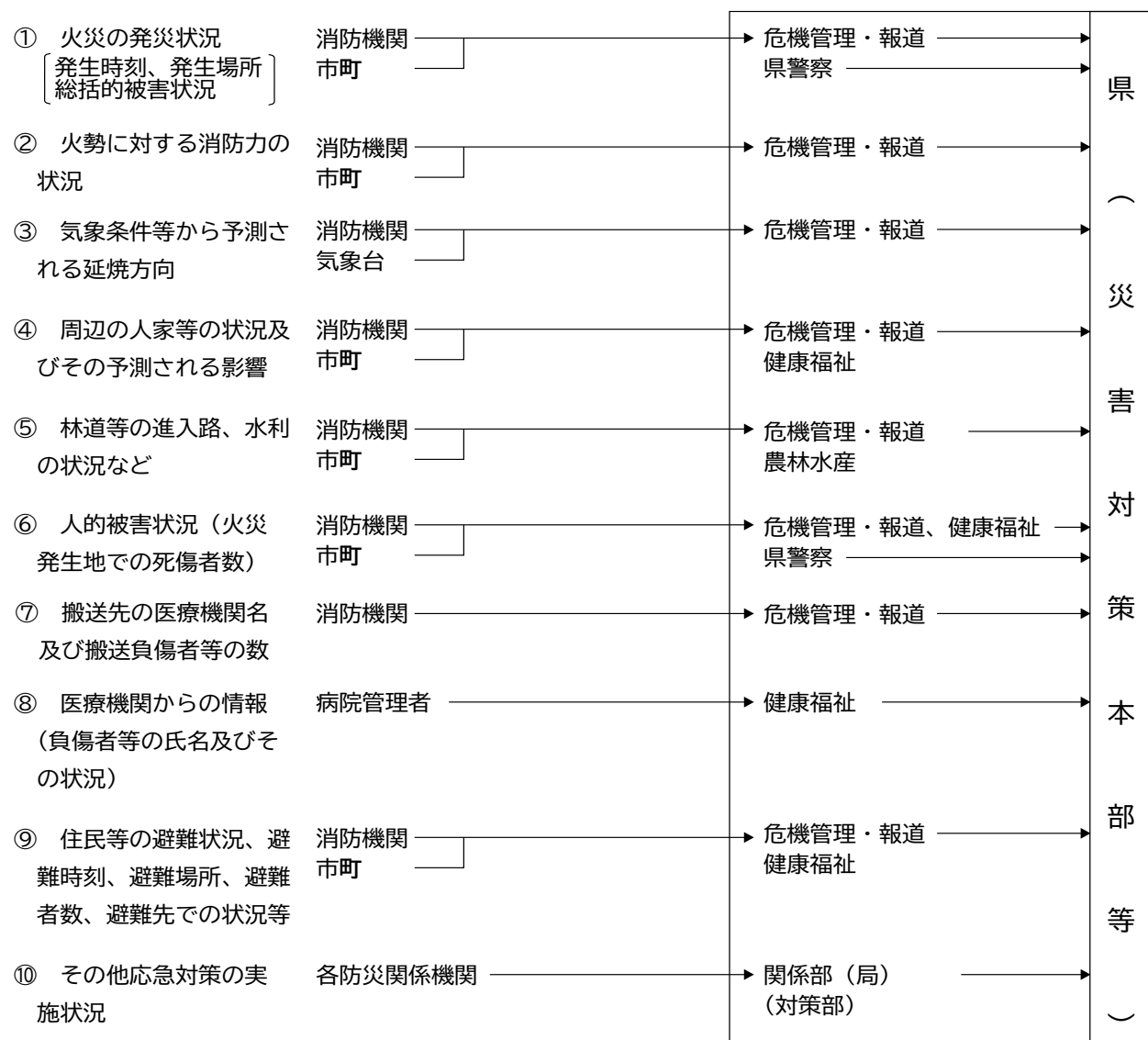


図 7-4 災害情報の収集・連絡系統

第8章 大規模な火事災害対策編 図

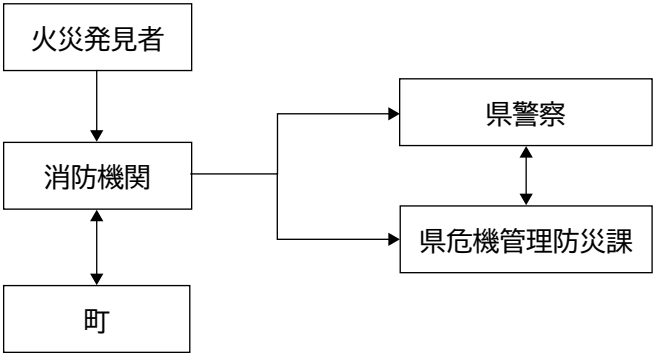


図 8-1 県への即報基準に該当する火災が発生した場合の情報連絡系統

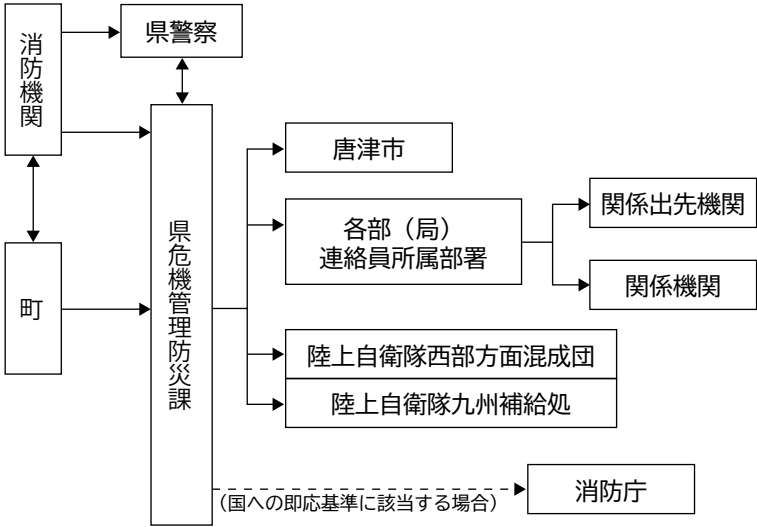


図 8-2 災害情報連絡室の設置以降の情報連絡系統

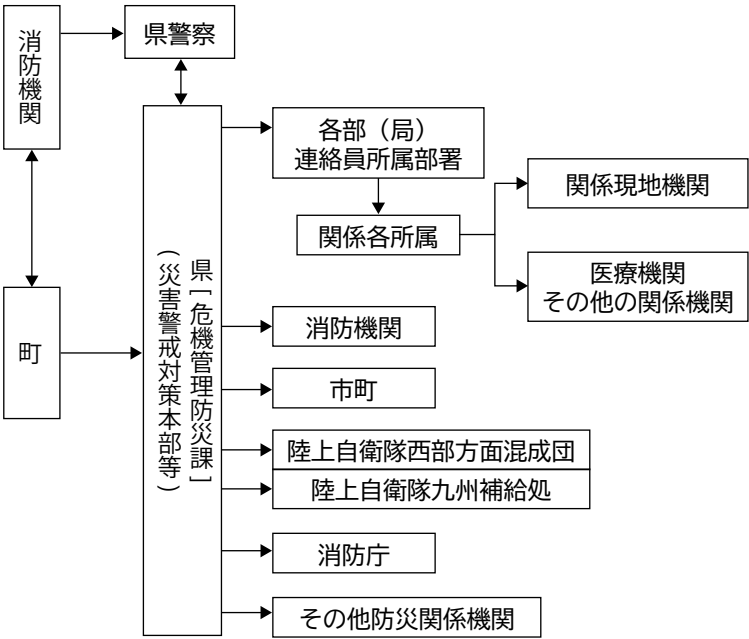


図 8-3 災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合の情報連

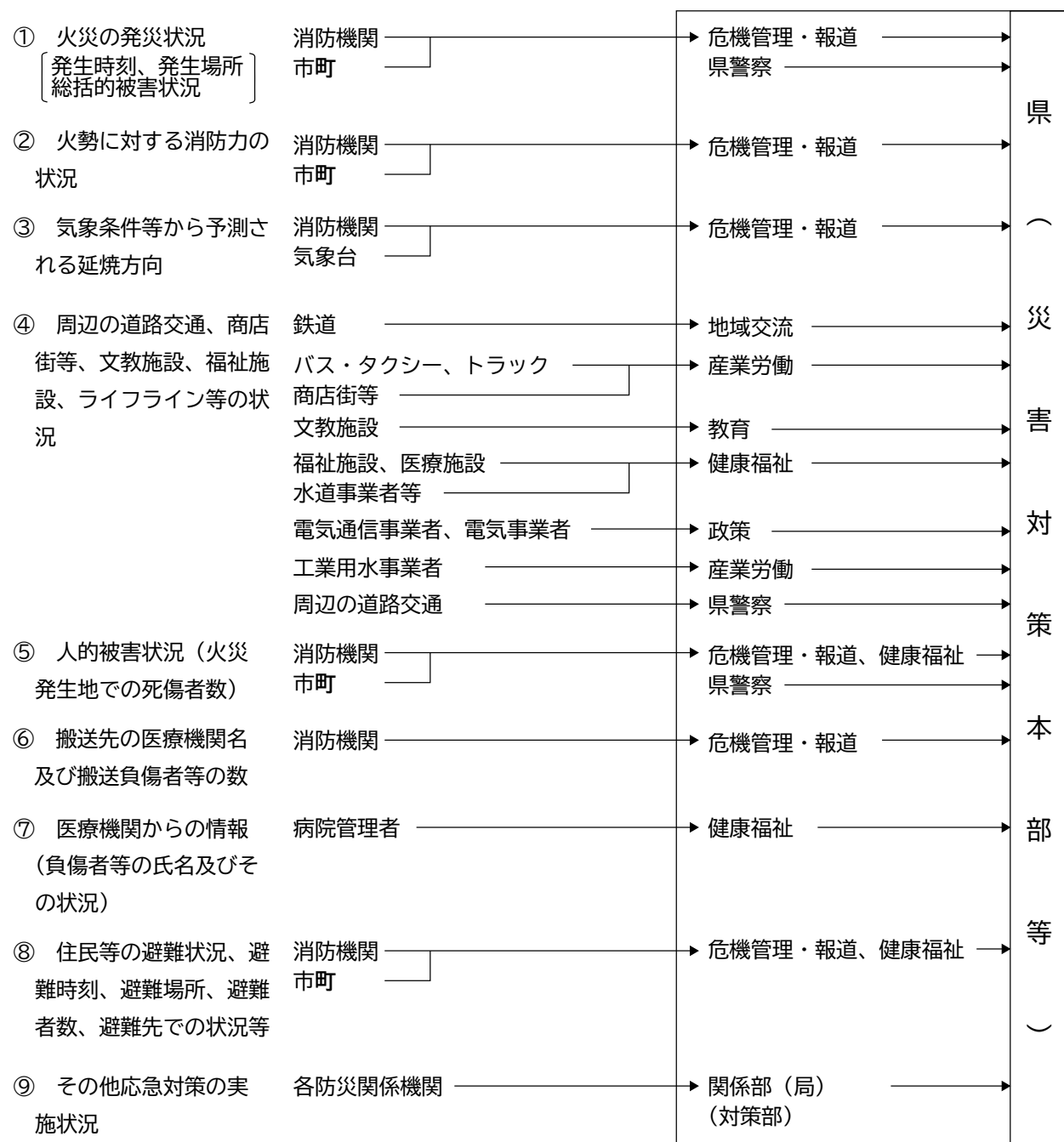


図 8-4 災害情報の収集・連絡系統

第 11 編 表集編

第 1 章 総則編 表

表 1-1 有浦川浸水想定区域の想定降雨規模

浸水想定区域	想定降雨規模	作成機関	作成年月
有浦川水系 有浦川浸水想定区域	5 年超過確率 1/30（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/30） 6 24 時間総雨量 298 mm	玄海町	平成 25(2013) 年 3 月

表 1-2 土砂災害警戒区域等の指定状況

区域区分	指定区域数			計
	土石流	急傾斜地の崩壊	地滑り	
土砂災害警戒区域	39	296	13	348
土砂災害特別警戒区域	34	267	0	301

表 1-3 県で実施した高潮シミュレーションの条件

台風の中心気圧	900hPa（日本に上陸した台風の中で観測史上最も低い室戸台風）
台風の最大旋衡風速半径	75km（伊勢湾台風規模）
台風の移動速度	73km/h（伊勢湾台風規模）
潮位の条件	大潮かつ満潮時に台風が襲来
河川洪水の状況	高潮と同時に洪水が発生
海岸堤防の状況	全て決壊

出典：佐賀県高潮浸水想定について

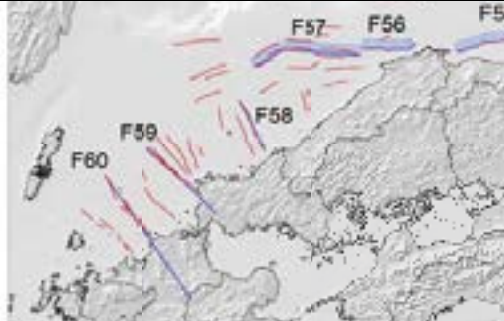
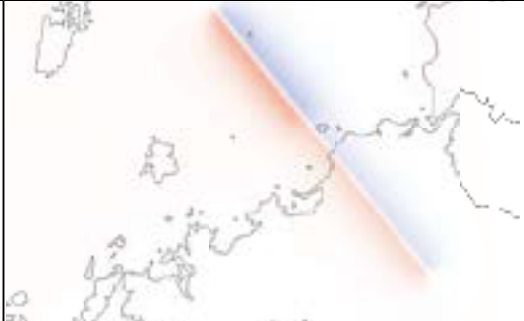
表 1-4 町で実施した高潮シミュレーションの条件

台風コース	近年で玄海町周辺に最も近接した平成 16 年（2004 年）9 月台風
台風の中心気圧	日本に上陸した台風の中で観測史上最も低い室戸台風（910ha）
潮位の条件	仮屋験潮所における朔望平均満潮位 ^{※1} T. P. +1.60m ^{※2}

※1 新月（朔）の日から前 2 日～後 4 日以内に現れる最高満潮位を平均した水位

※2 T. P. m：東京湾の平均海面を基準（標高 0m）としたときの高さ

表 1-5 玄海町に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルの諸元

対象津波	「日本海における大規模地震に対する調査検討会」(H26.8)の想定地震津波	
マグニチュード	Mw=7.6	
使用モデル	「日本海における大規模地震に対する調査検討会」のモデル	
説明	国土交通省・内閣府・文部科学省による「日本海における大規模地震に対する調査検討会」で検討された 60 断層のうち、佐賀に影響の大きい F60 を選定	
諸元	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布
震源・地盤変動量		

出典：佐賀県津波浸水想定について（解説）

表 1-6 玄海町の浸水想定の結果

最大浸水面積	70ha
最大浸水深	3.3m
津波影響開始時間（± 20cm）	42 分
最大津波水位	T. P. +2.6m
最大津波波高	1.38m
最大津波到達時間	88 分

出典：佐賀県津波浸水想定の設定

第2章 災害に共通する対策編 表

表 2-1 主な治山事業

事業名	事業内容	事業主体
復旧治山 予防治山	山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧、又は崩壊等の恐れのある箇所において、防災工事を実施し災害の防止を図る。	町・県
地域防災対策総合治山	山地災害危険地の集中した地域において、災害を未然に防止するため、溪間工事、山腹工事等を総合的に実施する。	
土砂流出防止林造成	土砂の流出防止、火災等の発生を防止するため、防災施設の整備と併せて森林の造成を実施する	

表 2-2 主な急傾斜地崩壊対策事業

事業名	事業内容	事業主体
急傾斜地崩壊防止事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工等	町・県

表 2-3 主な海岸事業

事業名	事業内容	事業主体
高潮対策事業	津波、高潮、波浪による災害を防止するための海岸保全施設の新設・改修等	町・県
侵食対策事業	特に侵食が著しく災害を受けるおそれの高い海岸を保全するための海岸保全施設の整備を図る。	
海岸環境整備事業	国土保全と併せて海岸環境を整備し、安全で快適な海浜利用の増進を目的とした海岸保全施設の整備を図る。	
津波・高潮危機管理対策緊急事業	既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策の促進を図る。	
海岸耐震対策緊急事業	海岸保全施設である護岸・堤防等の耐震対策を緊急的に実施する。	
海岸堤防等老朽化対策緊急事業	海岸保全施設の老朽化調査、対策計画及び対策工事を一体的に実施する。	

表 2-4 主な下水道事業

事業名	事業内容	事業主体
公共下水道事業	浸水被害を防除するための施設整備を行う。	町

表 2-5 防災上重要な施設

施設の分類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	本庁舎
救護活動施設	玄海海上温泉パレア、特別養護老人ホーム玄海園
指定一般避難所として位置づけられた施設	玄海町社会体育館、牟形コミュニティセンター、九州電力値賀寮体育館、値賀第2コミュニティセンター
指定福祉避難所として位置づけられた施設	特別養護老人ホーム玄海園、玄海町町民会館、玄海海上温泉パレア、産業会館、玄海町公民館値賀分館、玄海町福祉施設、玄海町次世代エネルギーパークあすぴあ
不特定多数の者が利用する施設	玄海町町民会館、玄海町社会体育館、玄海海上温泉パレア、牟形コミュニティセンター、有浦コミュニティセンター、玄海町公民館値賀分館、値賀第2コミュニティセンター、玄海町次世代エネルギーパークあすぴあ

表 2-6 主な道路事業

事業名	事業内容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	町・県 ・国
街路事業	都市計画街路の新設・改良の実施	
交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の整備	
橋梁補修事業	落橋防止対策の実施	

表 2-7 防災ボランティアの区分と活動内容

区分	活動内容
専門ボランティア	1 被災住宅等応急復旧（建築士・建築技術者等） 2 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） 3 宅地危険度判定（被災宅地危険度判定士） 4 土砂災害危険箇所の調査（防災・砂防ボランティア協会） 5 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） 6 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） 7 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等） 8 無線（アマチュア無線技士） 9 特殊車両操作（大型重機等） 10 通訳（語学） 11 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） 12 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災・砂防ボランティア） 13 その他特殊な技術を有する者
一般ボランティア	1 救援物資の仕分け、配分、配送 2 避難所の運営補助 3 炊出し 4 清掃 5 要配慮者等への生活支援 6 その他軽作業

表 2-8 確保・育成・登録すべき技術者の資格と活動内容

資格名	活動内容
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話による支援
建築物応急危険度判定士	被災建築物の危険度の判定を行う技術者
建築物耐震診断技術者	建築物の耐震診断を行う技術者

表 2-9 災害状況の調査分担

区分	担当部	協力団体等
①人的被害、住家被害	住民対策部	消防団、区長
①火災状況	本部事務局	消防団、区長
②道路状況	基盤対策部	区長、建設業協会、消防団
③河川・海岸施設の状況	基盤対策部	区長、施設の管理者、消防団
④ライフラインの状況	基盤対策部	事業者、区長、消防団
④輸送機関の状況	産業対策部	事業者、区長、消防団
⑤文教関係施設の状況	文教対策部	施設の管理者
⑥漁港・水産関係施設の状況	産業対策部	漁協
⑦その他の施設の状況	本部事務局	施設の管理者
⑧住民避難、避難所の設置・運営、救援物資の状況	住民対策部	区長、施設の管理者、消防団
⑨ボランティアの受入状況、要配慮者の状況	住民対策部	区長、民生委員、社協
⑩交通、治安の状況	本部事務局	警察、事業者、区長、消防団
⑪施設以外の被害状況	産業対策部	事業者、農協
⑪応急対策の状況	本部事務局	区長、消防団、各対策部

番号は、図 2-10 の番号を参照のこと。

表 2-10 災害情報を関係機関と共有するときの連絡先

区分	連絡先
町災害対策本部又は町災害警戒本部が設置されているとき	本部事務局総括対策班
町災害情報連絡室が設置されているとき	防災安全課

表 2-11 災害状況の報告の種類

種類	報告様式	報告時期
災害概況即報	火災・災害等即報要領第4号様式（その1） なお、第1報後の報告においては、様式の項目が記載された既存資料による報告に代えることができる。	第1報：原則として災害の覚知後30分以内 続報：様式に定められた事項について判明したものの中から逐次
被害状況即報	火災・災害等即報要領第4号様式（その2） なお、様式の項目が記載された既存資料による報告に代えることができる。	被害状況や避難に関する状況等を把握したものの中から逐次
災害確定報告	災害報告取扱要領第1号様式	応急対策を終了した後20日以内

表 2-12 報告を必要とする災害の基準

火災・災害等即報要領に基づき、町→県→消防庁（長官）に報告するもの（即時基準） ※ 基準に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む	【一般基準】 1 災害救助法の適用基準に合致する災害 2 災害対策本部を設置した災害 3 2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 4 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表された災害 5 自衛隊に災害派遣を要請した災害 【個別基準】 ≪風水害の場合≫ 1 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 2 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 3 強風、竜巻等の突風等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 ≪地震・津波の場合≫ 1 震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当） 2 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当） 3 人的被害又は住家被害を生じたもの 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い災害
火災・災害等即報要領に基づき、町→県、町→消防庁（長官）に報告するもの（直接即時基準）	1 町内で震度5強以上を記録した災害（被害の有無を問わない。） 2 風水害、津波のうち、死者又は行方不明者が生じた災害
災害報告取扱要領に基づき、町→県→消防庁（長官）に報告するもの	1 災害救助法の適用基準に合致する災害 2 町が災害対策本部を設置した災害 3 当初は軽微であっても、2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 4 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる災害

表 2-13 消防庁の連絡窓口

回線別	区分	平日 (9:30 ~ 18:15) 応急対策室		左記以外 宿直室
NTT 回線	TEL	03-5253-7527		03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537		03-5253-7553
消防防災無線	TEL	6-90-49013		6-90-49102
	FAX	6-90-49033		6-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	TEL	69-048-500-90-49013		69-048-500-90-49102
	FAX	69-048-500-90-49033		69-048-500-90-49036

表 2-14 県の連絡窓口

回線別	区分	平日 (9:30 ~ 17:15) 危機管理防災課 (総括対策部)		左記以外 守衛室
NTT 回線	TEL	0952-25-7362 (0952-25-7107)		0952-24-3842
	FAX	0952-25-7262		—
防災行政無線	TEL	6-8-1357		6-8-1277
	FAX	6-8-4510		—
地域衛星通信ネットワーク	TEL	69-200-1357		69-200-1277
	FAX	69-200-4510		—

表 2-15 県防災行政無線の概要

区分 回線別		接続回線		通信内容				県庁から 一斉指令 可能
		地上系 無線	有線 ¹⁾	電話	FAX	映像 ²⁾	防災 データ	
県警察本部		○	○	○	○	○	○	○
県 現 地 機 関	防災航空センター	○	○	○	○	○	○	○
	土木事務所	○	○	○	○	○	○	○
	総合庁舎（土木無）	○	○	○	○	○	○	○
	ダム管理所	15箇所		○	○	○	○	○
	その他の現地機関		○	○	○	○	○	○
市町（バックアップ）	無線LAN	○	○	○	○	○	○	○
	MCA	（○）		（○）				
消防機関		○	○	○	○	○	○	○
陸上自衛隊（西部方面混成団、九州補給処）		○		○			○	○
唐津海上保安部								
防災関係機関		△	○	○				
移動系無線		△		○				

○：あり、△：一部あり

1) 公共ネットワークの光ケーブル回線を含む。

2) 映像については、県本庁統制局からのみ送信が可能である。

表 2-16 防災体制の基準

防災体制の区分	体制基準					設置場所
	風水害	地震災害		津波災害	原子力災害	
		町内の震度	県内町外の震度			
災害準備室	警戒レベル 2	震度 3 かつ 被害が発生 (自動設置)	震度 5 強	—	—	役場 2 階 防災安全課
災害情報連絡室		震度 4 (自動設置)	震度 6 弱以上	—	情報収集事態 (自動設置)	
災害警戒本部	警戒レベル 3	震度 5 強、弱 (自動設置)	—	津波注意報 (自動設置)	警戒事態 (自動設置)	役場 3 階 第 2, 3, 4 会議室
災害対策本部	警戒レベル 4 警戒レベル 5	震度 6 弱以上 (自動設置)	—	津波警報 大津波警報 (自動設置)	施設敷地 緊急事態以上 (自動設置)	

表 2-17 災害準備室の体制要員

室長	防災専門官又は防災安全課防災・原子力対策係長
事務局	防災安全課員

表 2-18 災害情報連絡室の体制要員

室長	防災安全課長
事務局	福祉・介護課長、防災安全課員、総務課員、福祉・介護課員

表 2-19 災害警戒本部の体制要員

部名	長(副)
本部	副町長
本部事務局	防災安全課長(総務課長)
住民対策部	住民課長、福祉・介護課長又はこども・ほけん課長※
基盤対策部	まちづくり課長又は生活環境課長※
産業対策部	企画商工課長又は農林水産課長※
文教対策部	教育長(教育課長)
消防団	団長(副団長)

※副部長は、部長以外の課長とする。
体制要員数等は、部長の裁量で弾力的に運用するものとする。
会計室は、住民対策部とする。

表 2-20 災害対策本部の体制要員

部名	長(副)
本部	町長(副町長) 安全責任者：副町長、広報責任者：総務課長
本部事務局	防災安全課長(総務課長)
住民対策部	住民課長、福祉・介護課長又はこども・ほけん課長※
基盤対策部	まちづくり課長又は生活環境課長※
産業対策部	企画商工課長又は農林水産課長※
文教対策部	教育長(教育課長)
消防団	団長(副団長)

※副部長は、部長以外の課長とする。
体制要員数等は、部長の裁量で弾力的に運用するものとする。
会計室は、住民対策部とする。

表 2-21 災害対策本部事務分掌

事務分掌	
対策部共通	1 所管業務に関する災害情報の本部事務局への報告に関すること。 2 所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の本部事務局への報告に関すること。 3 所管業務に関わる関係機関等との連絡調整に関すること。 4 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関すること。 5 所管施設が避難場所・避難所になった場合の開放・開設、管理運営に関すること。 6 所管業務に関わる要配慮者対策に関すること。 7 所管業務に関わる被災者支援対策に関すること。 8 所管業務及び所管施設における犯罪の防止に関すること。 9 所管する防災協定締結先との連絡調整及び協力要請に関すること。 10 他部の応援に係る職員の差出に関すること。 11 対策部内の職員の配置運用に関すること。 12 その他本部長が指示すること。
本部事務局	総括対策班 1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 災害対策本部会議の開催に関すること。 3 各対策部への応援に係る職員の動員に関すること。 4 議会との連絡調整に関すること。 5 難避情報に関すること。 6 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。 7 消防団に関すること。 8 被災者の救出及び行方不明者の捜索に係る関係機関との連絡調整に関すること。 9 県災害対策本部との連絡に関すること。 10 県及び近隣市町への応援要請に関すること。 11 協定締結市町村への応援要請に関すること。 12 指定公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 13 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 14 警戒区域の設定に関すること。 15 災害救助法の適用に関すること。 16 応急措置のための土地の収用等に関すること。 17 他の対策部の所管に属さないこと。
	情報通信班 1 災害情報の総括及び報告に関すること。 2 防災情報・災害情報の一元管理及び共有に関すること。 3 警報の伝達に関すること。 4 情報システムの維持・管理に関すること。 5 防災行政無線の運用統制に関すること。 6 災害時の交通情報の収集及び交通規制に関すること。 7 災害状況の映像等各種記録に関すること。 8 安否情報の整理報告に関すること。
	広報班 1 報道機関等に関する広報に関すること。 2 広聴活動に関すること。 3 外国人への情報提供及び相談に関すること。
	庶務班 1 本部長、副本部長の庶務に関すること。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 3 職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の集計に関すること。 4 公用車の集中管理に関すること。 5 災害時の応急財政処置に関すること。 6 災害関係経費の出納に関すること。 7 義援金の受領、保管および礼状に関すること。 8 復旧・復興に係る補助金等の県等との調整に関すること。 9 災害応急対策用物資の購入に関すること。 10 緊急輸送車両の借り上げ等に関すること。 11 庁舎管理及び庁舎施設の保全に関すること。 12 町有財産の被害調査及び復旧対策に関すること。 13 労務提供に関すること。 14 災害対策従事者名簿の作成・管理に関すること。

事務分掌	
住民対策部	1 避難情報等の行政区長、民生委員への情報提供に関する事
	2 公民館等に自主避難場所を開設することについての協力に関する事
	3 高齢者施設、障がい者施設、介護保険サービス事業所等の被害調査及び災害対策に関する事
	4 避難行動要支援者の支援に関する事
	5 避難所の開設及び避難者数の把握、運営支援に関する事
	6 福祉避難所の開設、運営及び支援に関する事
	7 災害による負傷者の救護・応急対策に関する事
	8 被災高齢者の受入れ先確保及び移送の実施に関する事
	9 国民健康保険税の減免に関する事
	10 保険給付費の一部負担金減免に関する事
	11 後期高齢者医療保険料の減免に関する事
	12 後期高齢者医療保険給付費の一部負担金減免に関する事
	13 介護保険に関する窓口相談業務／災害特例介護サービス給付に関する事
	14 介護保険料の賦課及び徴収に関する事
	15 救助用食料及び物資器材の要求量調査に関する事
	16 救助用食料及び物資器材の配分、保管並びに出納に関する事
	17 高齢者・障がい者に配慮した仮設住宅等のニーズ把握に関する事
	18 避難行動要支援者の安否確認、情報伝達、民生委員等との連携に関する事
	19 在宅生活支援サービス配食・緊急通報等に関する事
	20 要配慮者に対する生活支援及び保健指導に関する事
	21 養護老人ホーム入所措置の決定に関する事
	22 避難者の保健管理に関する事
	23 応急・救護用医療品、衛生資材及び防疫薬品等の供給に関する事
	24 医療及び助産に係る関係団体等の増援に関する事
	25 伝染病の発生予防に関する事
	26 病虫害の発生予防及び防疫（他部に係る事項を除く。）に関する事
	27 医療・健康に係る補助金等の申請受付・県等との調整に関する事
	28 町内・近隣医療機関の被災状況の確認、受入れ状況の確認に関する事
	29 保育所・児童福祉施設の閉所（園）・開所（園）及び保育等の再開の判断に関する事
	30 保育所・児童福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事
	31 園児・学童児の避難に関する事
	32 園児・学童児に対する被害状況の把握に関する事
	33 被災園児に対する保育及び保健管理に関する事
	34 被災者に対する生活保護等の適用及び災害弔慰金・見舞金等各種支援金の支給・貸付に関する事
	35 義援金の受付及び配分に関する事
	36 ボランティアセンターの設置要請及び指導並びに連絡調整に関する事
	37 ボランティア全般の受入数及び活動内容の把握に関する事
	38 避難所及び福祉避難所でのボランティアの受入れ及びニーズに応じた割当てに関する事
	39 日本赤十字社等社会団体、民間団体等との連絡調整に関する事
	40 国民年金保険料の災害減免に関する事
	41 被災による町税の猶予及び減免に関する事
	42 安否情報の入力・回答に関する事
	43 被災者台帳に関する事
	44 住家被害認定調査に関する事
	45 罹災証明書の受付・発行等に関する事
	46 被災に伴う所得・課税、固定資産税等の証明発行等に関する事
	47 行旅病人の救護に関する事
	48 行旅死亡人等の火葬応援体制に関する事

事務分掌	
基盤対策部	1 処理運搬業者の被害調査に関すること。 2 災害時における給水に関すること。 3 ご遺体の埋火葬、処理に関すること。 4 犬、猫、ペット等の対応・処理に関すること。 5 災害廃棄物、片づけごみ、避難所ごみの収集・運搬・処分に关すること。 6 災害廃棄物発生量の推計に関すること。 7 仮置場の確保、設置、管理・運営に関すること。 8 し尿の収集・運搬・処理に関すること。 9 所管業務に係る病虫害の発生予防及び防疫に関すること。 10 損害家屋等の処分方法に関すること。 11 仮設トイレ等の確保、設置、管理に関すること。 12 下水道の施設管理に関すること。 13 住宅等建築物の被害調査支援に関すること。 14 障害物の除去に関すること。 15 河川等の巡視及び水位の把握に関すること。 16 河川、堤防の被害調査及び災害対策に関すること。 17 関係機関に対する水防作業の指示等に関すること。 18 警戒区域への立入りの制限、禁止又は退去に関すること。 19 土木関係業者等との連絡調整に関すること。 20 道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関すること。 21 町営住宅の被害調査及び災害対策に関すること。 22 災害対策用土木機械、各種資材の調達に関すること。 23 応急仮設住宅の建設準備に係る県等との調整に関すること。 24 応急仮設住宅及び町営住宅の供与並びに建設に関すること。 25 応急仮設住宅の入居及び退去の申請に関すること。 26 応急仮設住宅入居者の相談に関すること。 27 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 28 宅地の危険度判定に関すること。 29 応急危険度判定士、宅地危険度判定士の受入れに関すること。 30 被災住宅の応急修理の業務委託等に関すること。 31 倒壊建築物等の解体撤去に関する申請受付及び相談に関すること。 32 道路、橋、下水道等の補助金等の申請受付、県等との調整に関すること。
産業対策部	1 物資の調達、物資拠点の在庫管理及び輸送に関すること。 2 農作物、営農施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 ため池の巡視及び水位の把握に関すること。 4 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関すること。 5 家畜及び畜産施設等の被害調査並びに応急対策に関すること。 6 林業の被害調査及び応急対策に関すること。 7 所管業務に係る病虫害の発生予防及び防疫に関すること。 8 農業、事業者等の補助金等の申請受付、県等との調整に関すること。 9 工場、事業所、商工業者の被害調査及び応急対策に関すること。
文教対策部	1 児童、生徒の避難に関すること。 2 教育関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 児童、生徒に対する被害状況の把握に関すること。 5 被災児童、生徒に対する学用品の給与、応急教育及び保健管理に関すること。 6 避難所でのボランティアの受入れ及びニーズに応じた割当てに関すること。 7 災害救助活動に応援する社会教育諸団体との連絡調整に関すること。 8 教育関係施設、社会教育関係施設に係る補助金等の申請受付・県等との調整に関すること。 9 応急仮設住宅に入居する児童・生徒の教育支援に関すること。 10 学校給食施設を使用した炊出しへの協力に関すること。 11 施設を含む町内文化財の被害調査・応急対応に関すること。 12 文化財の復旧・修復に係る補助金等の調整に関すること。 13 復旧・復興に係る埋蔵文化財の事前審査協議に関すること。

表 2-22 町が実施する応援要請の必要事項及び根拠の法

要請の内容	要請に必要な事項	根拠
1 他の市町に対する応援要請 2 県への応援要請又は災害応急対策の実施要請	1 災害の状況 2 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具の品目及び数量 4 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） 6 その他必要な事項	・ 災対法第67条 ・ 災対法第68条
自衛隊災害派遣要請（要求）	第2編第2.5.5項 自衛隊災害派遣要請を参照	・ 自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は県の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	1 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 2 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他必要な事項	・ 災対法第29、30条 ・ 地方自治法第252条の17
他県消防の応援の要請を求める場合	1 災害発生日時 2 災害発生場所 3 災害の種別・状況 4 人的・物的被害の状況 5 応援要請日時 6 必要部隊数 7 その他の情報	・ 消防組織法第44条

表 2-23 災害派遣の要請先

区分	部隊の長	担任部署
陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課

表 2-24 災害救助法の適用基準

町の人口	被害世帯数 (令第1条第1項第1号)	被害世帯数 (令第1条第1項第2号)
5,000 人未満	30 世帯	15 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯	20 世帯

注) 被害世帯とは、全焼、全壊、流失等により住家を滅失した世帯の数をいい、住家が半焼、半壊した場合は全焼（壊）流失等の1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない場合は1/3世帯として換算する。

表 2-25 被害の認定基準

被害の種類	認定基準
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世帯	生計を 1 つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば 2 世帯となる。
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは 1 月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1 月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50% 以上 70% 未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40% 以上 50% 未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30% 以上 50% 未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30% 以上 40% 未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 30% 未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 30% 未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10% 以上 20% 未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10% 以上 20% 未満のものとする。
床上浸水	住家が床上浸水、全壊・半壊には該当しないが土砂竹木の堆積等により一時的に居住できない状態となったもの。

表 2-26 災害救助法に基づく救助の種類

救助の種類	実施主体
1 避難所及び応急仮設住宅の供与 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急修理 7 学用品の給与 8 埋葬 9 死体の搜索及び処理 10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	知事、町長

表 2-27 合同調整所の候補施設

優先順位	施設名	所在地
第1候補	玄海町役場大会議室	玄海町大字諸浦348番地
第2候補	玄海みらい学園	玄海町大字新田1809番地6
第3候補	仮屋コミュニティセンター 体育館	玄海町大字仮屋398番地15
第4候補	値賀第2コミュニティセンター 体育館	玄海町大字平尾691番地

表 2-28 保健医療活動チームの種類と派遣時期

派遣時期	派遣元	派遣先
急性期	災害拠点病院	災害派遣医療チーム（DMAT） ※ロジスティックsteam含む
	ドクターヘリ基地・連携病院	ドクターヘリ
	佐賀県医師会	医療救護班（JMAT佐賀）
	協定締結医療機関	災害派遣精神医療チーム（DPAT）
	日本赤十字社	救護班
	その他	その他の医療救護班等
亜急性期以降	日本医師会	災害医療チーム（JMAT）
	佐賀県歯科医師会	歯科医療救護班
	佐賀県看護協会	災害支援ナースによる看護班
	独立行政法人国立病院機構	医療救護班
	独立行政法人地域医療機能推進機構	医療救護班
	国立大学病院	医療救護班
	その他	その他の医療救護班等

表 2-29 災害救助事務取扱要領に示される生活必需品等の品目とその内容

品目	内容
寝具	タオルケット、毛布、布団等
衣類	洋服上下、子供服等の上着、シャツ・パンツ等の下着
身の回り品	タオル、靴下、靴、サンダル、傘等
調理器具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
光熱材料	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等
消耗器材	紙おむつ、ストーマ用装具等
その他	熱中症対策としての扇風機

表 2-30 応急教育の実施場所

順位	施設名
第 1 順位	玄海みらい学園及び唐津青翔高等学校
第 2 順位	町内の保育所、公民館、集会場等の公共施設
第 3 順位	町外の学校又は公民館等の公共施設
第 4 順位	応急仮校舎の建設

表 2-31 激甚災害指定基準

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第 2 章（第 3 条、第 4 条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入× 0.5% 又は B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入× 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入× 25% 2 県内市町の査定見込総額＞県内全市町の標準税収入× 5%
激甚法第 5 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	A 農地等の災害復旧事業等の査定見込額＞全国農業所得推定額× 0.5% 又は B 農地等の災害復旧事業等の査定見込額＞全国農業所得推定額× 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額× 4% 2 一の都道府県の査定見込額＞ 10 億円
激甚法第 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	1 激甚法第 5 条の措置が適用される場合 又は 2 農業被害見込額＞全国農業所得推定額× 1.5%で激甚法第 8 条の措置が適用される場合 ただし、1 及び 2 とも、当該被害見込額が 5 千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 3 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額× 0.5% 又は 4 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額× 0.15%で激甚法第 8 条の措置が適用される場合 ただし、3 及び 4 とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が 5 千万円以下の場合を除く。
激甚法第 8 条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額× 0.5% 又は B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額× 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上ある場合 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者× 3% ただし、A 及び B とも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のとど被害の実情に応じて個別に考慮する。
激甚法第 11 条の 2（森林災害復旧事業等に対する補助）	A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額× 5% 又は B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額× 1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上ある場合 1 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額× 60% 2 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額× 1.0% ただし、A 及び B とも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、精算林業所得推定額は木材生産部門に限る。

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% 又は B 中小企業関係被害額＞全国中小企業推定所得額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 2 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。
激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第2章の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
激甚法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	A 被災地全域滅失戸数≧4,000戸 又は B 1 被災地滅失全域戸数≧2000戸 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合 (1) 一の市町の区域内の滅失戸数≧200戸 (2) 住宅戸数の1割以上 又は 2 被災地全域滅失戸数≧1,200戸 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合 (1) 一の市町の区域内の滅失戸数≧400戸 (2) 住宅戸数の2割以上 ただし、A及びBとも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法第2章又は第5条の措置が適用される場合。
上記以外の措置	災害の実情に応じ、その都度検討する。

表 2-32 局地激甚災害指定基準

適用条項（適用措置）	指定基準
甚法第 2 章（第 3 条、第 4 条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 1 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業額が次のいずれかに該当する市町村が 1 以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満のものを除く。） イ 当該市町村の標準税収入 × 50% を超える市町村（当該査定事業額が 1 千万円未満のものを除く。） ロ 当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該査定事業額が 2 億 5 千万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入 × 20% を超える市町村 ハ 当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ 100 億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入 × 20% に当該標準税収入から 50 億円を控除した額 × 60% を加えた額を超える市町村 2 1 の公共施設災害復旧事業等の事業費の見込額からみて 1 に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね 10 未満のものを除く。）
激甚法第 5 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 1 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10%（災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。）ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。 2 1 の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて 1 に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね 10 未満のものを除く。）
激甚法第 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例）	次のいずれかに該当する災害 1 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10%（災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。）ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。 2 1 の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて 1 に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね 10 未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、次の要件に該当する激甚災害に適用する。 当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額 × 10%（漁船等の被害額が 1 千万円未満のものを除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
激甚法第 11 条の 2（森林災害復旧事業に対する補助）	当該市町村の林業被害見込額（樹木に限る） > 当該市町村の生産林業所得推定額（木材生産部門） × 1.5 倍（林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05% 未満のものを除く。） かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が 1 以上あるもの 1 大火による災害にあっては、要復旧見込面積 > 300ha 2 その他の災害にあっては、要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの） × 25%
激甚法第 12 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10%（被害額が 1 千万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
激甚法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法第 2 章又は第 5 条の措置が適用される場合

表 2-33 住宅に関する各種調査の違い

項目	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を図る	住家に係る罹災証明書の交付
実施主体	町（県が支援）	町、県	町
調査員	応急危険度判定士 （行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士 （認定登録者）	主に行政職員 （交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	被災した宅地の危険度	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険 要注意 調査済	危険宅地 要注意宅地 調査済宅地	全壊、大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果ステッカーを貼付	宅地等の見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載

表 2-34 被災建築物応急危険度判定

判定結果	危険	要注意	調査済
解説	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である。	建物の損傷が少なく、使用可能である。

表 2-35 被災宅地危険度判定の判定

判定結果	危険宅地	要注意宅地	調査済宅地
解説	変状等が特に顕著で危険である。避難立ち入り禁止措置が必要である。	変状が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限する等十分注意する。	変状は見られるが、当面は防災上の問題はない。

表 2-36 被害の分類に応じた担当

被害の分類	対象者・対象物	担当
住家	○ 住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けた方 ○ 区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた方	住民課
事業者	○ 店舗、事務所、工場等事業所及び事業用設備等に被害を受けた方 ○ 農家、漁家	企画商工課
農林水産業関係	○ 被害を受けた農水産業用施設・機械、農水産物、農地等	農林水産課

第 3 章 風水害対策編 _ 表

表 3-1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名称	所在地	情報伝達方法
唐津青翔高	玄海町大字新田 1809-11	FAX（受信を TEL 確認） 防災行政無線（戸別受信機を含む。）、玄海町災害メールサービス、 玄海町公式 SNS、チャンネル玄海
玄海町教育支援センター	玄海町大字仮屋 398-15	
椿作業所枝去木分場	玄海町大字牟形 1040-3	
あおば園	玄海町大字新田 1509-2	
フリースペース えん	玄海町大字仮屋 398-15	
木漏れ日ステーション ひかりの家	玄海町大字長倉 1553-1	

表 3-2 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設

施設名称	所在地	情報伝達方法
唐津青翔高	玄海町大字新田 1809-11	FAX（受信を TEL 確認） 防災行政無線（戸別受信機を含む。）、玄海町災害メールサービス、 玄海町公式 SNS、チャンネル玄海
玄海みらい学園	玄海町大字新田 1809-6	
玄海町教育支援センター	玄海町大字仮屋 398-15	
あおば園	玄海町大字新田 1509-2	
フリースペース えん	玄海町大字仮屋 398-15	
みどり児童館	玄海町大字諸浦 109-1	

表 3-3 気象庁が発表する特別警報、警報、注意報

特別警報	暴風雪 特別警報	暴風特別警報	大雨特別警報	大雪特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	
警 報	暴風雪警報	暴風警報	大雨警報	大雪警報	高潮警報	波浪警報	洪水警報
注 意 報	風雪注意報	強風注意報	大雨注意報	大雪注意報	高潮注意報	波浪注意報	洪水注意報

表 3-4 避難情報の種類と住民がとるべき行動

警戒レベル	発令（表）者	住民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報
警戒レベル 5	町長	命の危険、 直ちに安全確保	緊急安全確保	大雨特別警報 等
警戒レベル 4	町長	危険な場所から全員避難	避難指示	土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3	町長	危険な場所から高齢者等は避難、 他の住民は準備	高齢者等避難	大雨警報 洪水警報 等
警戒レベル 2	気象台	自らの避難行動を確認	大雨注意報 洪水注意報	
警戒レベル 1	気象台	災害への心構えを高める	早期注意情報	

表 3-5 土砂災害警戒情報の伝達先

伝達先	伝達方法	担当部署
佐賀県	アデスオンライン	佐賀地方気象台
関係市町、消防本部	一斉指令システム	県政策部危機管理報道局 危機管理防災課
日本放送協会（NHK）佐賀放送局	アデスオンライン	佐賀地方気象台
佐賀国道事務所	アデスオンライン	佐賀地方気象台

第4章 地震災害対策編_表

表 4-1 気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚めます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚めます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

表 4-2 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震による揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	・ 震度 1 以上 ・ 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・ 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・ 震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20 ～ 30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

表 4-3 地震活動に関する解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合 ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ 震度 4 以上（但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合 ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ 震度 5 弱以上 ・ 社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1 ～ 2 時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料
管内地震活動図	・ 定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料

第5章 津波災害対策編_表

表 5-1 津波警報等の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される災害ととるべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ 区分)	巨大地震の場 合の発表	
大津波警報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで3mを超 える場合	10m 超 (10m < 予想される津波の 最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全 壊・流出し、人は津波による流れに 巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただ ちに高台や避難ビル等安全な場所へ 避難する。
		10m (5m < 予想される津波の最 大波の高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想される津波の最 大波の高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで1mを超 え、3m 以下の場合	3m (1m < 予想される津波の最 大波の高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲 い、浸水被害が発生する。人は津波 に巻き込まれる。
津波注意報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで0.2m 以 上、1m 以下の場合 であって、津波に よる災害のおそれ がある場合	1m (20cm ≤ 予想される津波の 最大波の高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込 まれる。養殖いかだが流失し小型船 舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から 上がって、海岸から離れる。

表 5-2 津波情報の種類

津波情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波 の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容 は津波警報等の種類の表に記載）を発表。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻 に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿 岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

表 5-3 津波予報の発表基準

津波予報の発表基準	内容
津波が予想されないとき	(地震情報に含めて発表) 津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	(津波に関するその他の情報に含めて発表) 高いところでも0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防 災対応の必要がない旨発表
津波注意報解除後も海面変動が継続 するとき	(津波に関するその他の情報に含めて発表) 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いた め、海に入っている作業や釣り、海水浴に際しては十分な留意が必要である 旨発表

第6章 原子力災害対策編 表

表6-1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の対象地域

対象原子炉	対象地区
3号機 4号機	外津地区、値賀川内地区、下宮地区、中通地区、仮立地区、普恩寺地区、シーライントウン地区、平尾地区、浜野浦地区、小加倉地区、栄地区、花の木地区、大藺地区、仮屋地区、石田地区

表6-2 緊急事態区分

区分	対象事象等	概要
警戒事態 EAL(AL)	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者※の避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態 EAL(SE)	特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階
全面緊急事態 EAL(GE)	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

※「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。
 イ 要配慮者（災対法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（口又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
 ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
 ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

表6-3 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の対象地域

対象原子炉	対象地区
3号機 4号機	有浦下地区、有浦上地区、諸浦地区、新田地区、長倉地区、轟木地区、藤平地区、田代地区、牟形地区、大鳥地区、座川内地区、湯野尾地区
1号機 2号機	外津地区、値賀川内地区、下宮地区、中通地区、仮立地区、普恩寺地区、シーライントウン地区、平尾地区、浜野浦地区、小加倉地区、栄地区、花の木地区、大藺地区、仮屋地区、石田地区

表6-4 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく限度

区分	実効線量
男性	100mSv
妊娠する可能性がないと診断された女性	100mSv
妊娠中の女性	妊娠中につき 1mSv
上記以外の女性	3 か月につき 5mSv

表6-5 原子力災害時における災害警戒本部の事務分掌

事務分掌	
本部事務局	1 国、県、原子力防災専門官及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 災害警戒本部の総合調整に関すること。 3 オフサイトセンターへの職員の派遣並びに連絡調整に関すること。 4 原子力施設の状況把握に関すること。 5 県、原子力防災専門官、原子力発電所防災管理者との連絡調整に関すること。 6 緊急時モニタリングに関すること。

表 6-6 原子力災害発生時における玄海町災害対策本部の事務分掌

事務分掌	
本部事務局	1 原子力災害合同対策協議会に関する事。 2 防護対策及び防護対策区域の検討に関する事。 3 原子力施設との連絡に関する事。 4 原子力事業者の防災管理者との連絡調整に関する事。 5 原子力施設に係る情報の整理、公表、説明に関する事。 6 放射線等に係る住民向け情報提供、広報の実施に関する事。(出荷制限及び摂取制限に係る注意喚起を含む。) 7 風評被害に対応する広報の実施に関する事。
住民対策部	1 子ども、妊産婦、乳児に対する放射線影響低減策に関する事。 2 住民等の汚染検査・除染等に関する事。 3 安定ヨウ素剤の備蓄及び配付に関する事。
基盤対策部	1 水源の取水停止に関する事。 2 飲料水の摂取制限に関する事。 3 緊急輸送道路の確保、緊急輸送ルート・う回路の選定に関する事。
産業対策部	1 緊急モニタリングへの協力に関する事。 2 農林畜産物(肥料、飼料を含む。)の出荷制限等に関する事。 3 出荷制限農林畜産物に関する住民への注意喚起に関する事。 4 農林畜産物に係る風評被害に関する事。 5 水産物(肥料、飼料を含む。)の出荷制限等に関する事。 6 出荷制限水産物に関する住民への注意喚起に関する事。 7 水産物に係る風評被害に関する事。 8 商工業製品、観光業に係る風評被害に関する事。
文教対策部	1 生徒・児童への安定ヨウ素剤の配布・飲用に関する事。

表 6-7 対象者毎の原子力災害初期段階での防護措置

区域	対象者		警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
					放射性物質放出前	放射性物質放出後
						0IL2 超過 (0IL1 超過)
PAZ	施設敷地緊急事態要避難者	健康高リスク要配慮者	屋内退避準備	屋内退避 (準備が整い次第避難)		避難中
		ふたば園	保護者へ引渡し	安定ヨウ素剤配布避難 [保護者へ引渡し]		避難中 [保護者へ引渡し]
		上記以外	避難準備	安定ヨウ素剤配布避難		避難中
	一般住民		情報収集	避難準備 安定ヨウ素剤の服用準備	安定ヨウ素剤の緊急配布・服用避難	避難中
	一時滞在者		帰宅	安定ヨウ素剤の配布帰宅	同上 帰宅	—
UPZ	避難行動要支援者		情報収集	屋内退避準備	屋内退避	安定ヨウ素剤の緊急配布・服用一時移転(避難)避難退避時検査
	あおば園 玄海みらい学園		保護者へ引渡し			
	一般住民		情報収集			
	一時滞在者		帰宅	帰宅		同上 帰宅

表 6-8 避難等に関する O I L

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一次屋内退避を含む)
	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線: 13,000cpm ^{※4} 【1 ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	OIL2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1 については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1 時間値)が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1 時間値)が OIL2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率(1 時間値)が OIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

表 6-9 飲食物摂取制限に関する O I L

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※2} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※3})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※3 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

(別表)

核種 ^{※4}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※5}
放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg

※4 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 を参考として数値を設定する。

※5 根菜、芋類を除く野菜類が対象